

平成 17 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 17 年
 第 3 回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 9月28日～10月14日(17日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
9月28日(水)	提案説明	
29日(木)	休会	
30日(金)	〃	
10月1日(土)	〃	
2日(日)	〃	
3日(月)	会派代表質問	
4日(火)	会派代表質問	
5日(水)	一般質問	
6日(木)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
7日(金)	〃	〃(総務・厚生所管)
8日(土)	〃	
9日(日)	〃	
10日(月)	〃	
11日(火)	〃	〃(総括質疑)
12日(水)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
13日(木)	〃	
14日(金)	討論・採決等	

平成17年
第3回定例会会議録目次
小樽市議会

9月28日(水曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第45号並びに報告第1号ないし第6号	3
	市長提案説明(議1~43、報1~6)	3
	提案説明 (議45 北野議員)	8
	採 決(議1~4、43、44)	10
1	日程第3 休会の決定	10
1	散 会	10

10月3日(月曜日) 第2日目

1	出席議員	13
1	欠席議員	13
1	出席説明員	13
1	議事参与事務局職員	14
1	開 議	15
1	会議録署名議員の指名	15
1	日程第1 議案第5号ないし第42号及び第45号並びに報告第1号ないし第6号	15
	会派代表質問 小前議員	15
	会派代表質問 古沢議員	27
	会派代表質問 斉藤(陽)議員	47
1	散 会	56

10月4日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	59
1	欠席議員	59
1	出席説明員	59
1	議事参与事務局職員	60
1	開 議	61
1	会議録署名議員の指名	61
1	日程第1 議案第5号ないし第42号及び第45号並びに報告第1号ないし第6号	61
	会派代表質問 上野議員	61
	会派代表質問 山口議員	70
1	散 会	79

10月5日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第5号ないし第42号、第45号及び第46号並びに報告第1号ないし第6号	83
	市長提案説明（議46）	83
	一般質問 菊地議員	83
	一般質問 斎藤（博）議員	88
	一般質問 森井議員	97
	一般質問 佐藤議員	105
	一般質問 大島議員	110
	一般質問 新谷議員	122
	一般質問 成田議員	133
	予算特別委員会設置・付託	140
	決算特別委員会設置・付託	140
	常任委員会付託	140
1	日程第2 請願・陳情	140
	常任委員会付託	140
1	日程第3 休会の決定	140

1	散 会.....	140
10月14日(金曜日) 第5日目		
1	出席議員.....	143
1	欠席議員.....	143
1	出席説明員.....	143
1	議事参与事務局職員.....	144
1	開 議.....	145
1	会議録署名議員の指名.....	145
1	日程第1 陳情の取下げ.....	145
	採 決.....	145
1	日程第2 議案第5号ないし第42号、第45号及び第46号並びに報告第1号ないし 第6号並びに請願、陳情及び調査.....	145
	予算特別委員長報告.....	145
	討 論 古沢議員.....	150
	採 決.....	150
	決算特別委員長報告.....	150
	採 決.....	150
	総務常任委員長報告.....	150
	討 論 菊地議員.....	152
	討 論 斎藤(博)議員.....	153
	討 論 上野議員.....	154
	採 決.....	154
	経済常任委員長報告.....	155
	討 論 古沢議員.....	156
	採 決.....	157
	厚生常任委員長報告.....	157
	討 論 菊地議員.....	158
	採 決.....	159
	建設常任委員長報告.....	159
	討 論 新谷議員.....	160
	採 決.....	161
1	日程第3 「議案第47号」.....	162
	市長提案説明 (議47).....	162
	討 論 菊地議員.....	162
	採 決.....	162
1	日程第4 「意見書案第1号ないし第11号」.....	162

提案説明	(意 8、9 前田議員)	170
討 論	古沢議員	170
討 論	斉藤(陽)議員	173
討 論	武井議員	173
採 決		174
1 日程第 6	「陳情」	175
委員会付託		175
閉会中継続審査		175
1 閉 会		175

議事事件一覧表

議案	議案	第1号	平成17年度小樽市一般会計補正予算
	議案	第2号	平成17年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
	議案	第3号	平成17年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
	議案	第4号	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算
	議案	第5号	平成17年度小樽市一般会計補正予算
	議案	第6号	平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
	議案	第7号	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
	議案	第8号	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算
	議案	第9号	平成16年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案	第10号	平成16年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第11号	平成16年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第12号	平成16年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第13号	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第14号	平成16年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第15号	平成16年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第16号	平成16年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第17号	平成16年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第18号	平成16年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第19号	平成16年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第20号	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第21号	平成16年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案	議案	第22号	平成16年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第23号	平成16年度小樽市病院事業決算認定について
	議案	第24号	平成16年度小樽市水道事業決算認定について
	議案	第25号	平成16年度小樽市下水道事業決算認定について
	議案	第26号	平成16年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
	議案	第27号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
	議案	第28号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
	議案	第29号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
	議案	第30号	小樽市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例案
	議案	第31号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
	議案	第32号	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
	議案	第33号	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
	議案	第34号	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
	議案	第35号	小樽市港湾施設管理使用条例及び小樽市入港料条例の一部を改正する条例案
	議案	第36号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
	議案	第37号	小樽市文化財保護条例の一部を改正する条例案
	議案	第38号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
	議案	第39号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
	議案	第40号	不動産等の譲与について
	議案	第41号	不動産等の譲与について
	議案	第42号	住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担について
	議案	第43号	工事請負契約について[アスベスト対策工事(総合体育館)]
	議案	第44号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
	議案	議案	第45号
議案		第46号	平成17年度小樽市一般会計補正予算
議案		第47号	小樽市教育委員会委員の任命について
報告	報告	第1号	専決処分報告
	報告	第2号	専決処分報告

報	告	第	3号	専決処分報告
報	告	第	4号	専決処分報告
報	告	第	5号	専決処分報告
報	告	第	6号	専決処分報告

意見書案

意見書案第	1号	政党助成金の速やかな廃止を求める意見書
意見書案第	2号	新しい「高齢者医療制度」の創設を行わないよう求める意見書
意見書案第	3号	お年寄りの安心を奪う銀行の保険販売に対する規制強化を求める意見書
意見書案第	4号	個人所得課税における各種控除に関する意見書
意見書案第	5号	自治体病院の医師確保対策を求める意見書
意見書案第	6号	自治体財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第	7号	義務教育費国庫負担制度に関する意見書
意見書案第	8号	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書
意見書案第	9号	アスベスト対策を求める意見書
意見書案第	10号	季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書
意見書案第	11号	生活保護費等に係る国庫負担割合の引下げに反対する意見書

請願

請	願	第	5号	国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充方について
請	願	第	6号	障害福祉サービス利用者の負担増反対方について

陳情

陳	情	第	69号	北手宮小学校に関する方針撤回方について
陳	情	第	70号	「北手宮小学校存続」方について
陳	情	第	71号	障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方について

質 問 要 旨

会派代表質問

小前議員（10月3日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 人口対策について
- 3 教育問題について
- 4 その他

古沢議員（10月3日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
 - （1）平成16年度決算の概括
 - （2）財政悪化の要因と責任
 - （3）経常収支比率から見えるもの
 - （4）財政再建推進プラン
- 2 アスベスト問題
 - （1）石綿問題と企業・国の責任
 - （2）国と原因企業の費用負担で対策事業を
 - （3）市民の健康を守る自治体の役割・その1
 - （4）市民の健康を守る自治体の役割・その2
- 3 まちづくり・景観
 - （1）特別景観形成地区の指定経緯
 - （2）行政の不作為
 - （3）事業者寄りの「市景観条例施行規則」改正
- 4 小樽駅前再開発事業
 - （1）再開発事業のポイント
 - （2）無駄な公共事業計画はないか
 - （3）再開発と既存商店街
- 5 丸井今井小樽店の撤退
 - （1）ルールがない大型店の出退店
 - （2）共倒れを誘導した行政の責任
 - （3）テナントの営業継続等への支援策
- 6 その他

斉藤（陽）議員（１０月３日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政再建の取組について
- 2 アスベスト問題について
- 3 社団法人小樽市シルバー人材センターの業務について
- 4 スクールガードについて
- 5 「子どもの水辺」の活用方策と今後の親水型河川整備のあり方について
- 6 その他

上野議員（１０月４日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 アスベスト対策について
- 3 小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について
- 4 丸井撤退後の対策について
- 5 新市立病院建設について
- 6 学校教育について
- 7 小樽グランプリ構想について
- 8 その他

山口議員（１０月４日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 本市財政と国の姿勢について
- 2 本市再生の展望と施策
 - (1) 地場産品の商品力向上
 - (2) 交流観光への試み
 - (3) 移住定住策
 - (4) 市民・行政の協働
- 3 市景観条例見直しと色内地区マンション問題
- 4 新市立病院について
- 5 小学校適正配置計画について
- 6 その他

一般質問

菊地議員（10月5日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 介護保険制度について
- 2 国民健康保険について
- 3 「小樽市小学校適正配置実施計画（案）」白紙撤回について
- 4 その他

斎藤（博）議員（10月5日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 体育館館長不在について
- 2 体育館アスベスト落下時の経過について
- 3 教育委員会一部制について
- 4 花園小学校放課後児童クラブ開設について
- 5 戦後60年小樽市の平和事業について
- 6 交通記念館について
- 7 体育館管理問題と指定管理者制度について
- 8 子育て支援事業について
- 9 サマータイム試行について
- 10 その他

森井議員（10月5日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽の可能性
- 2 街並み、景観
- 3 情報共有
- 4 財政健全のために
- 5 その他

佐藤議員（10月5日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 新病院問題について

- 2 介護保険について
- 3 その他

大島議員（10月5日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 アスベスト対策について

- (1) 救済対策について

小泉純一郎首相の所信表明演説の、アスベスト救済対策に対し、市長は国に、なにをもとめ、どのような働きかけをするのか。

アスベスト処理のために、国に対して救済処置を求めるべき。

- (2) 総合体育館のアスベストについて

教育委員会のアスベストに対する認識度。

ア アスベスト落下を体育館利用者に対しどのように説明したのか。

小樽体操ジュニアクラブから「要望書」の内容と菊教育長の答え。

体育館のアスベストの再落下について、教育長の無責任な発言をどう説明する体育館の7月の各大会スケジュールについて

危険承知の大会日程か

ア 7月18日第56回大会のアスベスト対策について

イ 3月に開催された、バレーボール大会時の大会関係者と市の約束は。

- (3) 小樽市小・中学校アスベスト対策工事について

入札参加資格のランク付は。

ア 工事請負契約は何社と。

仕様書の特記事項の「養生」の目的と内容。

「石綿障害予防規則」の内容と規則の目的。

株式会社ケミカル技研の内容について

ア 「石綿作業主任者」の業務内容と費用算出の基準について

イ 工事請負金額との関係は。

ウ 石綿作業主任者が現場で指摘した共通の主な指示事項など。

工事現場写真について（9/27日）道新記載

ア 撮影日と撮影現場・目的は。

イ 囲い込み工事現場作業員の正装ですか。

ウ 作業衣・防塵マスク・眼球保護メガネなどの指導は。

小樽市内に在住する「石綿作業主任者」の資格取得は。

- (4) アスベスト除去工事について

「囲い込み」と「除去」工事の相違点

請負工事契約をした地元企業は資格があるのか。

ア 工事はどこがするのですか。

- 2 学校給食の食器について

- (1) 現在使用している食器の種類、数量、材質などについて
材質の強度や特徴。
- (2) 食器の破損状況と処分は。
食器類の入替状況は。
- (3) 認可されたエコ食器を承知しているか。
エコ食器（リサイクルできる磁器食器）の扱い。
- 3 祝津漁港区域の排水施設の整備について
 - (1) 排水施設の整備について
- 4 水族館の改築について
 - (1) 旭山動物園の人気が全国の動物園や水族館に相乗効果をもたらしているが、おたる水族館は受けたのか
昨年同期と比べて現在までの入場者数の状況は。
 - (2) 来季に向け海獣の展示方法などに新たな計画があるやに聞くが、内容は。
 - (3) 来季の冬季間の営業はどうするのですか。
 - (4) 次の水族館の改築について施設の老朽化が進み改築を真剣に考える時期ではないのか。
- 5 その他

新谷議員（ 1 0 月 5 日 6 番目 ）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 石油高騰問題
 - (1) 小樽が近隣より高値の理由は？
 - (2) 市民事業者からの不安や要望は？
 - (3) 灯油懇の再開を
 - (4) 生活困窮者への補助
 - (5) 国に対して意見要望を
- 2 防災について
 - (1) 8月の防災会議の内容は
 - (2) 災害予防対策について
 - 市内の木造密集地で危険な所は？
 - 耐震化について
 - 小樽市地域防災計画、災害予防計画について
 - ア 市指定の危険区域の特定、整備基準と計画は？
 - イ 北海道指定の急傾斜地崩壊危険区域の整備条件緩和を
 - ウ ハザードマップ策定はいつか？
 - エ 災害別計画と対策別のマニュアルを
 - 防災知識の普及、自主組織の育成
 - ア 新しいパンフレット配布と町内会ごとの講習会

イ 自主組織への支援は？

防災会議へ市民参加を

(3) 消防力の強化を

3 障害者問題

(1) 障害者自立支援法案再提出について市長の見解

(2) 収入認定は世帯収入ではなく個人の収入で

(3) 障害者雇用促進について

4 その他

成田議員(10月5日7番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 道州制について

2 地方分権について

3 官から民へ

4 海洋開発と海洋政策について

5 子育て支援と若年者雇用について

6 その他

平成17年
第3回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成17年9月28日

出席議員(30名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世子
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(2名)

7番	若見智代	13番	横田久俊
----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	佃信雄	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	本間達郎
小樽病院局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	中塚茂	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局 長	松川 明 充
庶務係 長	石崎 政 嗣
調査係 長	佐藤 正 樹
書 記	大崎 公 義
書 記	松原 美千子

事務局 次長	三浦 波 人
議事係 長	中崎 岳 史
書 記	北出 晃 也
書 記	島谷 和 大
書 記	橋場 敬 浩

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、平成17年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、見楚谷登志議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から10月14日までの17日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第45号並びに報告第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

議案第44号については提案理由の説明等を省略し、議案第1号ないし第43号及び第45号並びに報告第1号ないし第6号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第1号ないし第43号並びに報告第1号ないし第6号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第1号から議案第8号までの平成17年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第4号までにつきましては、各施設のアスベスト対策経費を一般会計、港湾整備事業会計、住宅事業会計及び病院事業会計にそれぞれ計上するものです。

次に、議案第5号から議案第8号までの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では平成17年4月の家庭ごみ有料化実施後の資源物増加に伴う処理経費を計上するとともに、銭函地区で子育て支援を図るための地域子育て力強化事業費、歴史的建造物説明板等書換経費、廃棄物最終処分場埋立地第2期拡張整備基本計画策定費、重要文化財旧手宮鉄道施設修復事業費を計上したほか、さきの平成17年第1回臨時会で議決をいただきました前年度繰上充用金を平成16年度の決算の確定に伴い、減額いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する国庫支出金、道支出金、寄付金、基金繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は3,501万9,000円の増となり、財政規模は649億322万6,000円となりました。これにより、平成17年度予算において形式計上した諸収入の額は5,974万1,000円の減となり、12億7,797万1,000円となりました。

次に、特別会計では、国民健康保険事業及び介護保険事業において平成16年度決算剰余金に係る所要の補正などを計上いたしました。

企業会計では、病院事業会計で小樽病院に新たに体外衝撃波結石破碎装置を導入するための所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第9号から議案第26号までの平成16年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額667億907万1,445円に対し、歳出総額は678億8,884万6,870円となり、実質収支は11億7,977万5,425円の赤字となり、平成17年度の歳入を繰り上げて充用する

という緊急措置を講じて、決算を了したところであります。

また、平成15年度からの繰越金を考慮した単年度収支は12億2,434万8,790円、財政調整基金への積立及び取り崩しを考慮した実質単年度収支は12億9,737万4,340円と、それぞれ赤字となりました。

平成16年度決算の特徴を平成15年度と比較して説明いたしますと、歳入につきましては市税が2.8パーセントの減となりました。これは個人市民税が7.0パーセント、法人市民税が5.6パーセント、それぞれ減となったことなどによるものです。

地方交付税につきましては、普通交付税が2.8パーセント、特別交付税が8.2パーセントそれぞれ減となり、総額で3.2パーセントの減となりました。

その他、地方譲与税につきましては国からの税源移譲により創設された所得譲与税の皆増などにより53.6パーセントの増、市債につきましては減税補てん債の借換債の発行により26.2パーセントの増となりましたが、道支出金につきましては児童福祉費負担金の減などにより7.4パーセントの減、繰入金につきましては8.7パーセントの減となりました。

一方、歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費が7.0パーセント減少したものの、扶助費が0.5パーセント、公債費が35.4パーセントそれぞれ増加したため、5.6パーセント増加し、歳出総額に占める義務的経費の割合は53.9パーセントで、前年度より1.1ポイント高くなりました。

そのほか、維持補修費は除雪費の増などにより、補助費等は北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の増などにより、それぞれ増となりました。

次に、主な財政指標につきましては、まず財政力指数は3か年平均で0.462となり、減税補てん債及び臨時財政対策債考慮後の経常収支比率につきましては、前年度と比較して5.0ポイント悪化し、102.4パーセントとなりました。公債費比率につきましては0.4ポイント増の20.8パーセントとなり、起債制限比率につきましては0.5ポイント増の15.1パーセントとなりました。

また、特定目的基金などの基金残高は約18億3,900万円、後年度負担となる市債残高は一般会計で約670億750万円となりました。

このように、平成16年度における本市の財政状況は、財政基盤がぜい弱なため、国からの財源に依存せざるを得なく、国が地方財政のあり方を見直す転換期にあつて、交付税及び臨時財政対策債が大幅に減少する中で、歳出の抑制のため人件費の削減や事務事業の見直しを図り、他会計からの長期借入金などの財源措置を講じましたが、まことに残念ながら昭和52年度決算以来、27年ぶりの赤字決算となりました。

地方財政を取り巻く環境はなお一層厳しさを増すことは必至ですので、今後も財政再建を至上命題として市政を運営していく決意であります。

次に、平成16年度において実施した主な事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、平成13年度から着手しておりました菁園中学校校舎等増改築事業がグラウンドの完成により完了いたしました。また、放課後児童クラブの開設時間の延長など、サービスの充実を図りました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、保育所の入所定員枠を拡大したほか、本市における少子化対策の中長期的な方向性を示す次世代育成行動計画を策定いたしました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、高規格救急自動車の更新を行ったほか、昨年に引き続き、若年者定住促進事業として家賃補助制度を展開いたしました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、地場産業の振興を図るため、商業エリアマップを作成したほか、商店街の魅力を情報発信する小樽商業魅力・活力発掘事業や香港で地場製品のPRとマーケットリサーチを行う地域経済活性化推進事業を行いました。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」といたしましては、昨年に引き続き、臨港線電線共同溝整備事業や小樽港縦貫線の整備を行いました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

歳入につきましては、市税で約4億8,093万円、国庫支出金で約2億8,493万円、道支出金で約2億2,301万円、諸収入で約19億7,928万円、市債で約2億3,704万円、それぞれ減収となり、歳入総額では約30億7,533万円の減収となりました。

歳出につきましては、約18億4,555万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費が生活保護費の減などにより約5億9,987万円、商工費が中小企業等への貸付金の減などにより約1億4,432万円、土木費が共同住宅建設改良資金貸付金の減などにより約5億8,447万円、職員給与費が約1億4,270万円、それぞれ減となりました。

次に、特別会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入歳出総額ともに5億8,725万1,854円となりました。平成16年度には、コンテナ航路関連施設で薫蒸設備を供用開始いたしました。

青果物卸売市場事業につきましては、歳入歳出総額ともに5,838万349円となりました。なお、平成15年度に比較して、取扱量は9.7パーセント減の1万8,681トン、取扱額は4.5パーセント減の38億5,707万円となりました。

水産物卸売市場事業につきましては、歳入歳出総額ともに5,289万1,004円となりました。なお、平成15年度に比較して取扱量は3.3パーセント増の6万1,287トン、取扱額は2.2パーセント減の37億7,762万円となりました。

国民健康保険事業につきましては、平成15年度末における実質累積収支不足額、約32億8,046万円を抱える大変厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保険事業の推進に努めたところです。収支の状況は、歳入で特別調整交付金2億7,300万円の交付があり、歳出では療養給付費が減少したことなどにより収支の改善が図られ、決算規模は歳入総額189億939万9,808円、歳出総額180億1,612万868円となり、差引き8億9,327万8,940円の黒字を翌年度へ繰り越すこととして決算を了したものであります。なお、平成16年度末の実質累積収支不足額は、一般会計借入金の繰上償還により、31億9,422万7,233円となりました。

交通災害共済事業につきましては、歳入歳出総額ともに1,321万4,329円となりました。なお、平成15年度に比較して平成16年度末の加入者数は7.9パーセント減の2万7,579人となり、加入率も19.2パーセントと1.4ポイント下回りました。なお、本事業は、交通事故による被害者及びその遺族を救済・援助するための共済制度として行ってまいりましたが、民間の傷害保険や共済制度が普及・充実される一方で、加入者の減少等により一定の役割を果たしたことから、平成16年度をもって事業を終了し、本特別会計も廃止いたしました。

土地取得事業につきましては、歳入歳出総額ともに21万8,514円となりました。

駐車場事業につきましては、歳入歳出総額ともに8,209万1,833円となりました。

老人保健事業につきましては、歳入総額214億454万9,393円に対し、歳出総額215億8,557万2,235円となり、差引き1億8,102万2,842円の歳入不足となりましたが、これは概算交付制度の中で、支払基金交付金は超過交付されたものの、国庫支出金及び道支出金で不足を生じたためであり、平成17年度

の精算見込額を財源として繰上充用により決算を了しました。なお、医療給付費は、平成15年度に比較して2.6パーセント減の213億2,805万2,332円となりました。

住宅事業につきましては、歳入歳出総額ともに18億9,489万8,078円となりました。平成16年度には勝納住宅2号棟の建築工事が完了し、オタモイ住宅1号棟の建築工事に着手しました。

簡易水道事業につきましては、歳入歳出総額ともに1億2,414万3,784円となりました。

介護保険事業につきましては、歳入総額111億135万1,813円に対し、歳出総額109億6,272万9,955円となり、差引き1億3,862万1,858円の剰余金を生じましたが、これは国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付によるものなどであります。

融雪施設設置資金貸付事業につきましては、歳入歳出総額ともに3億3,377万6,476円で、新たに38件の貸付けを行いました。

物品調達事業につきましては、歳入歳出総額ともに956万4,216円となり、事務用品の効率的な調達に努めたところであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、入院収益、外来収益とも減少したことにより、純損失を生じました。固定負債の長期借入金の残高は、昨年度と同額であり、依然として厳しい経営環境にありますが、経営の健全化を図るため、より一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、収益的収支におきましては、予算額に対し、収入は入院及び外来収益の増などにより1,889万7,918円の増収となり、支出では給与費、材料費などの減により3億7,704万4,193円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、予算額に対し、収入は企業債の減などにより1,850万8,000円の減収となり、支出では建設改良費などで2,270万6,789円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額112億659万3,128円に対し、費用総額112億4,333万3,454円となり、差引き3,674万326円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は65億5,624万1,464円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、維持管理費などの経費節減に努めた結果、平成16年度においても単年度で純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は水道料金の増などで4,113万1,895円の増収となり、支出では維持管理費などで7,013万2,959円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などから1,129万4,661円の減収となり、支出では建設改良費などで871万6,894円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額32億1,807万827円に対し、費用総額は30億6,709万602円となり、差引き1億5,098万225円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は14億7,712万5,336円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上と生活環境の整備を図るため事業の推進に努めている中、昨年に引き続き年度末資金不足額2億3,554万8,201円を生じ、厳しい経営状況となっておりますので、効率的な事業の執行及び維持管理費の節減のほか、低金利の企業債への借換えなど、収支改善に向け一層努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料などの増により2,888万4,845円の増収となり、支出では維持管理費、支払利息などで8,113万4,441円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の借入れの減などから1,133万1,872円の減収となり、支出では建設改良費、貸付金などの減により3,857万6,059円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額45億6,832万6,126円に対し、費用総額は41億2,501万8,954円となり、差引き4億4,330万7,172円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は110億3,011万7,296円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、公共工事に伴う土砂の搬入量の減少などにより、営業収益が前年度に比較し減少しましたが、引き続き単年度純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は1,264万9,083円の減収となり、支出では437万9,888円の不用額が生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費で129万6,850円が不用額となりました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額1億7,974万8,733円に対し、費用総額1億2,730万6,078円となり、差引き5,244万2,655円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処分利益剰余金2億9,300万9,746円のうち、300万円を利益積立金として、8,856万3,648円を一般会計貸付金として、残額を翌年度繰越利益剰余金として、それぞれ処分する予定であります。

次に、議案第27号から議案第43号までについて説明申し上げます。

議案第27号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、病院に勤務する医師の特殊勤務手当の上限額を引き上げるとともに所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、65歳以上の者に係る個人の市民税の非課税措置を段階的に廃止し、及び特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例措置等を設けるとともに、固定資産税の被災住宅用地の特例措置について長期間に及ぶ震災等にも適用するため、その手続規定を整備するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第29号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、特例容積率の限度の指定申請手数料、景観地区内における建築物の高さ等の特例許可申請手数料、建築物に係る全体計画認定申請手数料等を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号老人デイサービスセンター条例を廃止する条例案につきましては、新光デイサービスセンター及び銭函デイサービスセンターをそれぞれ民間に移譲するため、廃止するものであります。

議案第31号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、財政原則の特例措置に係る一般会計繰入金の額を変更するものであります。

議案第32号公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案及び議案第33号公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、卸売市場法及び北海道地方卸売市場条例の一部改正に伴い、卸売業者の買い付け集荷に係る規制を廃止し、及び卸売業者の買受物品等の制限を設けるとともに物品の品質管理の方法について定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法等の一部改正に伴い、罰金の額を引き上げるとともに所要の改正を行うものであります。

議案第35号港湾施設管理使用条例及び入港料条例の一部を改正する条例案につきましては、港湾法の一部改正に伴い船舶の入出港に係る届出を出入港届に一本化するため、入港船舶届を廃止するとともに所要の改正を行うものであります。

議案第36号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、平成17年度をもって堺小学校を廃止するものであります。

議案第37号文化財保護条例の一部を改正する条例案につきましては、文化財保護法の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第38号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、水防法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第39号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法等の一部改正に伴い、燃料電池発電設備及び再生資源燃料に関する基準等を定め、並びに危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に係る規定を整備するとともに、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等を定めるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第40号及び議案第41号不動産等の譲与につきましては、新光デイサービスセンターの建物及び物品を社会福祉法人小樽北勉会に、銭函デイサービスセンターの建物及び物品を社会福祉法人小樽市社会福祉協議会にそれぞれ譲与するものであります。

議案第42号住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担につきましては、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業に係る損害賠償等請求事件において、地方自治法等の一部を改正する法律附則第4条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方自治法第242条の2第8項の規定により、弁護士費用を負担するものであります。

議案第43号工事請負契約につきましては、総合体育館アスベスト対策工事の請負契約を、契約金額1億4,931万円をもって阿部・板垣共同企業体と締結するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号及び報告第2号につきましては、水道・下水道両事業会計における公営企業債の借換えに伴う補正について平成17年7月22日に、報告第3号につきましては、小・中学校のアスベスト対策工事費について平成17年8月8日に、それぞれ専決処分したものであります。

報告第4号につきましては、平成17年9月11日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を平成17年8月9日に、報告第5号につきましては、総合体育館のアスベスト対策事業費を平成17年8月26日に、それぞれ専決処分したものであります。

また、報告第6号につきましては、平成17年8月8日に専決処分した小・中学校アスベスト対策工事費に設計変更及び追加工事費が必要になったため、その所要額について平成17年9月2日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第45号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 議案第45号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

提案は今回で20回目です。小樽港に核兵器搭載可能艦の入港を認めないことは、市議会においても、

各党派同じ思いだと存じます。自民党や公明党は、事前協議があるから日本に核兵器が持ち込まれるときはアメリカから相談があるから、このとき断ることができるとの言い分で、我が党提案の非核港湾条例案は必要がない、こういうことで否決してまいりました。我が党が繰り返し指摘しているように、この事前協議事項というのはアメリカと日本との密約によって、艦船や航空機による核兵器を搭載しての日本の港湾や空港への立ち寄りとは対象外としていることです。これは公開されたアメリカの公文書によって明らかにされているところであります。我が党の非核港湾条例案は、この核兵器を搭載しての空港や港湾への立ち寄りを拒否するもので、核兵器持込みをも禁じている非核三原則の国是にも合致するものであります。これまでの非核港湾条例案の採決に当たっての討論で、我が党の主張にかみ合っただけの反対討論ではなく、事前協議があるから心配ないの一点張りで、我が党によって論破された根拠を事実で反論できない致命的な弱点を持っています。反論できないなら、議案第45号小樽市非核港湾条例案に賛成していただくようお願い申し上げます。どうしても賛成していただけないというなら、我が党の事実を挙げ、確たる根拠を示しての主張にかみ合っただけの討論をお願いします。討論しないというのは、我が党の主張を認めたと理解せざるを得ません。

この10月8日、9日の両日、小樽市で開かれる予定の「非核・平和条例を考える全国集会 in おたる」は、核兵器廃絶を願い、地方から平和を考え、非核平和条例を実現していこうというものです。この課題での運動の広がりを示しています。

今日、世界の動きと日本の政治の動向は、本市において非核港湾条例案を採択し、小樽港への核兵器搭載可能艦の寄港を認めない法令上の措置を講ずることが、ますます必要となっております。本市議会で核兵器廃絶平和都市宣言を全会一致で採択してから23年経過いたしました。しかし、今なお核兵器は地球上に存在し、人類への脅威となっております。加えて核兵器搭載可能艦の日本への寄港、非核三原則に反する核兵器持込みを容認する核密約の存在、有事関連三法やテロ対策特別措置法に基づくインド洋での米艦船をはじめとする艦船への給油活動、イラク特別措置法に基づくイラクへの自衛隊の派遣と派遣期間の延長、また、在日米軍再編強化は、小樽港を取り巻く軍事利用の危険を一層高めています。

核兵器の問題で改めて指摘しなければならないことは、アメリカの核兵器戦力の変化についてです。これまで核兵器は、けた外れの破壊力を持っており、世界の平和を願う人々から核兵器使用禁止の圧倒的世論の前に使えなかったが、爆発力を抑えれば通常兵器との質的な違いも超え、核の敷居を越えることができる。これが現時点でのブッシュ政権のねらいです。このため、一昨年11月には、それまで禁止していた小型核兵器の開発・研究を解禁し、その方針の下にアメリカ政府は地下核実験再開の研究も行っています。

第2は、アメリカの先制攻撃戦力の変化に対応して、日本の米軍基地を再編・統合・強化し、日本を守る米軍ではなく、全世界に軍事行動を展開できる在日米軍にしようとしている問題です。安保条約第6条の極東条項が事実上踏みにじられ、極東地域をはるかに越える全世界を対象にした地域に、安保条約の名の下に在日米軍の作戦が展開されていくということです。これは既に先取りされておりまして、さきのアフガニスタン攻撃の際のテロ対策特別措置法に基づくインド洋での米艦船などへの給油活動、イラク戦争後のイラク統治に、イラク特別措置法に基づくイラクへの自衛隊の派遣と派遣期間の延長、イラク戦争で横須賀基地を母港とする空母キティホーク打撃群が参加していることで証明されています。この米軍の再編の下で日本の米軍基地がアメリカの核兵器使用先制攻撃の拠点とされようとしていることです。これらの問題点を改めて指摘したのは、小樽港に入港する米艦船に小型核兵器が搭載され、これへの対応が迫られてくるからです。

米艦船に核兵器が搭載されていることは、これまでのさまざまな事実で明らかです。キティホークと

その随伴艦に核兵器が搭載されていることは、アフガニスタン・イラク派兵の際のアメリカ高官の各種発言で明らかばかりか、劣化ウラン弾が実際に使用されていることは否定しようのない事実です。日本の法律に照らしても劣化ウランは核物質であり、劣化ウラン弾も核兵器の一つであることは言をまちません。

本市の港湾施設使用条例に照らしても核兵器の持込みは許されません。日米地位協定でアメリカに特権が認められているのは、艦船が日本の港に入港する際に入港料を課せられないこと、水先案内人を乗せなくていいことの二つのみです。入港料は、日本の政府がアメリカにかわって入港する自治体に支払っているのが現状です。

核兵器廃絶の世界の動きは、世界に開かれた国際観光都市小樽の核兵器廃絶平和都市宣言に基づく平和への営みと基本的に一致するものであり、この取組を大いに励ますものとなっています。

北京での北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議は、去る9月19日、共同声明で北朝鮮が核兵器と既存の核計画を放棄すること、アメリカが朝鮮半島に核兵器を保有せず北朝鮮への攻撃、侵略の意思のないことが確認されたことは、朝鮮半島の非核化をはじめとする諸問題の平和的解決への重要な前進となりました。このほか共同声明で確認された北東アジアの非核化と平和への方向が、核兵器廃絶と小樽港への核兵器搭載可能艦の入港をなくす上で大きな励ましとなっています。この世界と北東アジアの平和の方向を一層促進するためにも、小樽市において非核港湾行政を推進することが重要です。

ささにも指摘したように、核兵器の持込みにどう対応するかで意見が分かれているときに、原案にあるように、艦艇を保有するすべての国に対し核兵器不積載の証明書の提出を求めることは、意見の対立にもかかわらず、小樽港への核兵器持込みは認めないという願いに合致するものです。

皆さんの賛同をお願いし、提案説明を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第4号、第43号及び第44号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月29日から10月2日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時42分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 菊 地 葉 子

議員 見 楚 谷 登 志

平成17年
第3回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成17年10月3日

出席議員(30名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世子
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(2名)

7番	若見智代	13番	横田久俊
----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	佃信雄	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	本間達郎
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	中塚茂	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 石崎政嗣
調査係長 佐藤正樹
書記 大崎公義
書記 松原美千子

事務局次長 三浦波人
議事係長 中崎岳史
書記 北出晃也
書記 島谷和夫
書記 橋場敬浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、秋山京子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第5号ないし第42号及び第45号並びに報告第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 4番、小前真智子議員。

（4番 小前真智子議員登壇）（拍手）

4番（小前真智子議員） 今定例会は、8月30日に告示されました第44回衆議院総選挙の影響もあり、9月と10月にわたり開催される異例の運びとなりました。選挙結果は皆様御存じのとおり自民党の大勝で終わりましたが、北海道第4選挙区にあっては、本州方面の正確な情報などが不足がちだったこともありまして、その影響を受けることもなく、旧態依然とした結果に終わってしまいました。政権を奪取すると豪語していた政党は、市民の負託にこたえてくれるのでしょうか。いずれにしても、今後4年間、本市を含めた後志全体の国からの交付金減額や経済動向が心配されるところです。

そのさなか開催されます平成17年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表して、私にとって初めての代表質問をさせていただきます。

まず、財政問題について何点かお尋ねします。

本定例会には、平成16年度の各会計の決算会計議案18件が上程されております。中でも一般会計の決算は昭和52年度決算以来、実に27年ぶりの赤字となり、本市の危機的な財政状況が現実に数字であられました。山田市長は、この市政の一大事を何とか打開するために、自主的に給与の削減を行うなど、みずから職員の先頭に立ち財政再建に取り組んでおられます。私ども議会としても、この財政危機をとともに乗り切るための一方策として、議員報酬や政務調査費、費用弁償の削減のほか、会派視察、委員会視察についても、その回数を半分にするなど、協力を全会一致で決定し、議員報酬については、このたびの第3回定例会では、5パーセントの削減を先議したところであります。私たちは、この多額の赤字を一日も早く解消できるよう、議会の立場で決算を審議し、真剣に議論を重ねていかなければなりません。

まず最初に、平成16年度決算に関連して、財政状況についてお尋ねします。

平成16年度の赤字額は約11億8,000万円となりました。この数字は、16年度標準財政規模は約313億4,000万円ですから、その3.8パーセントに当たります。市長は以前から20パーセントを超えると財政再建団体に転落するとおっしゃっていますが、このままで今年は大丈夫なのだろうか心配になります。平成17年度の現在の赤字額は、今定例会の補正後で約12億7,800万円となっておりますが、この額は平成17年度の標準財政規模の何パーセントに当たるのか、お示ください。

また、平成17年度は第2回定例会、第3回定例会と赤字を減らす努力をされておられますが、現在の予算上の赤字額12億7,800万円を今後どうされるお考えでしょうか。今年度の収支の見通しを市税の収納率や交付税の状況なども交えてわかりやすくお示ください。

次に、平成16年度の経常収支比率は102.4パーセントと、ついに経常的収入で支出を賅えなくなりました。家計に例えると、給料では1日3度の食事も満足にいただくことができない、そんな状態ではないでしょうか。公債費、扶助費は増加していますが、人件費は削減されていて、経常収支比率

を押し上げる原因はどこにあるのか、平成15年度と比較で示してください。

次に、公債費の負担の程度を示す起債制限比率は15.1パーセントと、起債償還のピークを迎え、平成15年度より0.5ポイント悪化しております。起債償還のピークは17年度と伺っていますが、本年はアスベスト対策に3億円を超す新たな起債が生じました。これは想定外のことで、その影響が心配になります。アスベスト対策に国の助成制度は限られていると聞きますが、市長は国への要望をされるおつもりはないのか、お伺いいたします。

次に、市政の最重要課題であります財政再建推進プランについてお尋ねします。

第2回定例会において、我が党の井川議員の代表質問に対し、山田市長は、実施計画の策定に向け幅広く具体的な検討に着手するよう指示をされたことと答弁いただいておりますし、現在、庁内各部のヒアリングも行っていて、今後も精力的に取り組んでいくとの意向を述べられました。そこで、実施計画策定に向けた作業はどのようになっておられるのか、検討状況をお聞かせください。

次に、市の歳入の多くを占める地方交付税について伺います。

今年度の地方交付税の交付状況が過日報道されておりました。本市の普通交付税の交付額は、臨時財政対策債と合わせて平成17年度予算164億3,300万円に対し、4億2,600万円も少ない160億700万円しかありません。この3月に示された財政再建推進プランの収支見込みでは、17年度以降の地方交付税収入は17年度と同額と見込んでいるとの説明を受けています。であるなら、17年度で既に4億円も歳入不足が発生しており、18年度以降も歳入不足が継続するものと考えますが、今後の収支見込みに与える影響についてお教えいただけます。

次に、歳入のもう一つの柱となる市税についてですが、本市がこれまで取り組んでこられた財政再建の取組について、理事者の方とお話をしていると、現在の本市の財政状況は既に財政再建団体と同じようなもので、あとやっていないのは税率を上げることぐらいという趣旨のお話を伺うことがあります。

そこでお尋ねいたします。

平成12年の地方分権推進一括法の施行に伴い、地方自治体の課税自主権というものが確立し、法定外税として、普通税に加え目的税など地方みずからが必要とする財政需要に対し、新たな税を賦課することができるようになりました。

そこで、これまで歳入確保策として新たな税収の創設の検討についてどのような議論をされてきたのか、お聞かせください。また、その具体化の見通しもお示しください。

この項の最後になりますが、今後示される財政再建推進プラン実施計画における具体的な取組のうち、歳出の削減策について伺います。

これまで山田市長は、徹底した内部努力が必要だとの認識を常々示されておられます。現下の厳しい財政状況を受け、毎年予算編成作業において経費の圧縮に努めてこられました。このような状況の中、これ以上さらなる経費の圧縮など予算の削減が可能なのか、正直なところ疑問を抱かずにはいられません。このプランでは、退職者の不補充などにより人件費の抑制を図るとされておられますが、実施計画策定を控え、具体的にどのような歳出削減策をお考えなのか、お聞かせください。

これまでも山田市長は、不退職の決意で財政再建に取り組まれると表明されておられます。私も市長と立場は異なりますが、市が行う財政再建の取組に微力ながら協力してまいりたいと考えております。今、なされている御苦労が実を結ぶことを期待して、次の項に移らせていただきます。

次に、人口対策についてお尋ねします。

人口問題は多くの分野にわたる奥の深いテーマですが、人口減少と少子高齢化について伺います。

今年は5年に1度の国勢調査の年です。小樽市統計書によりますと、大正9年の第1回調査では2万

1,276世帯、10万8,113人の人口が、17回の平成12年では6万1,471世帯、15万687人となっていますが、本年9月27日現在、住民基本台帳によりますと6万7,917世帯、14万3,538人となって、人口減少が進むのは必至であります。この調査の年齢別人口は、平成2年、7年、12年の推移では、3区分人口割合は年少人口が15.5パーセント、13.0パーセント、11.5パーセントと10年間で4ポイントの減少、生産年齢人口は68.7パーセント、67.6パーセント、65.1パーセントと3.6ポイントの減少。逆に老年人口は15.8パーセント、19.4パーセント、23.4パーセントと7.6ポイントも増加し、少子高齢化が顕著にあらわれています。このことから日本全体ではこれから始まる人口減少、超少子高齢化社会が本市では既に始まっていることとなります。

先日、あるまちの市議員の方が、「小樽は大変そうですが、何としても頑張ってもらいたいのです。それは我々のまちもいずれ小樽のような人口減少、少子高齢化に直面するので、小樽ではぜひ成功例を実践してほしいのです」と言われました。小樽市は、今後の日本の各都市が抱える問題を他都市に先駆けて今対処しなければならぬ。そして、それは将来の日本の他都市の姿になるというのですから、責任重大です。

そこで伺います。

一つ、本市の少子高齢化は、日本の中でどの程度先行していると認識されておられますか。また、日本の3区分人口割合は、本市の何年前に当たるのでしょうか。

二つ目、これから迎える日本の人口減少社会において、どのような影響があらわれるとお考えでしょうか。

三つ目、市長は小樽の人口対策に何を考えておられますでしょうか。

次に、少子高齢化対策について伺います。

本年3月に作成されました小樽子育てプランの内容は多岐にわたっています。これまでも多くの事業が行われていると思いますが、今、小樽の財政状況は大変厳しい中で、これからの事業を本当に続けていけるのか心配になります。私は財源確保のために子育て支援税を小樽独自で新設するというのを考えてみましたが、日本各地の新税も大変苦労していると聞きますし、税を負担する人と子育て世代が重複するなど問題が多く現実的ではありませんでした。そこで、歳出の削減で財源を見つけるために、例えば公立の保育所を民営化することで財源を生み出せないかと考えました。

そこでお尋ねします。

一つ、公立の保育所と民間保育所では、児童1人当たりの経費はどのようになりますか。

一つ、公立の保育所の一つが年間にかかる経費と総収入の割合はどのようになりますか。

一つ、1か所民営化することで、幾ら節約になりますか。

一つ、公立保育所の民営化について市長はどのような見解を持たれ、どのように取り組んでいかれようとしているのか、御所見を伺います。

また、北欧では家で子育てをしている家庭にも公平に在宅育児手当が支給されています。日本では何の支援策も用意されていないというのはおかしくはないのでしょうか。家で子育てしている家庭にも間接的な支援策が用意されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

もう一つ、現在、日本の合計特殊出生率は1.29ですが、平成16年度の小樽の出生率は幾らになるのでしょうか。

2005年の国民生活白書によりますと、多くの未婚者は結婚して子供は2.5人持ちたいと考えているのに、子供のいない既婚者の7割が、子育てによる経済的負担が大きいかを子供を持たない理由に挙げています。小樽でも子供をこれ以上減らさないために、出生率を上げる政策が必要になると考えます。

我々市民も社会全体で子供を育てることを共通認識する必要があるのではないのでしょうか。子供のいない人も、将来、年金など社会保障について若い世代に支えられることになるのですから、市民全体で小樽の子供を支えることの重要性を考える必要があります。

そこで、公立保育所を民営化することによって削減された金額を、子育て支援金として資金援助することはできないでしょうか。できないなら、市としてどういう支援策があるのか、お示してください。

次に、高齢化対策について伺います。

高齢人口は今後ますます増えていくと思われませんが、今後は老人の概念が変わってくるのではないのでしょうか。これからいわゆる団塊の世代が退職して、10年後には65歳以上の高齢人口の仲間入りをしてきます。これらの戦後世代の方々は、戦前、戦中生まれの方々と比べるとライフスタイルも考え方も違います。これからの社会はその両方に対応する施策が必要になるのではないのでしょうか。高齢者先進都市小樽として、この問題への取組を伺います。

本年度の予算には、高齢者保健福祉計画の策定が計上されています。介護保険法、老人保健法の改正や障害者自立支援法の動向によって、制度が大きく変わることが予想される中で御苦労されていると思います。策定作業の進みぐあいはいかがでしょうか、お尋ねします。

次に、教育委員会にお尋ねします。

まず、教育委員会は、平成16年11月12日に、18年4月実施を目指すとして学校適正配置計画案を提出されました。その後、この計画案について、教育委員会定例会10回、同臨時会13回のほか、学校適正配置等調査特別委員会6回の各委員会が開催され、慎重審議されてまいりました。一方、該当校での説明会も45回開催され、多くの市民の方との議論に時間を費やしましたことは、よく承知いたしております。にもかかわらず、関係者の汗と努力が実を結ばず、突然の同計画案の4校白紙撤回、取下げの報告を受けたことは、私にとってまさに青天のへきれきであるとともに、深い疑問を抱かずにはいられません。

幸いにして4校のうち、堺小学校がこのたびの第3回定例会で議案第36号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案として新たに提出され、可決される見通しから、同問題の議論は一定の成果が上がったものと私は理解しております。しかしながら、残された課題として、教育行政を執行する専門職の教育委員会が、その立案の段階から確固たる理念を堅持するとともに、子供の将来を左右する施策の執行に当たり、その責任を担うことから、勇気と情熱を持って基本軸がぶれることなくまい進することが大命題であることは言うまでもありません。

今回の適正配置は、今日の学校教育における最重要課題である子供が集団から学ぶ教育の重要性と、その実現にあったのではないのでしょうか。急激な少子化の進行の中で、人とのかわりが未熟であることからくるいじめ、不登校、職につく意欲のないニートの増大など、人が人として生きていくために対人との適切なかわり力を育てていくことは、教育の果たす最大の役割であり、使命であると考えます。

今回、見送られた対象校の子供たちは、今後どうなっていくのでしょうか。改めて本市の教育問題となってくるであろうごく少人数の学校における、人と人とのかわりの希薄さという大きな負の要素をどう解消されていかれるのでしょうか、とても気になるます。

全国的に教育改革がスムーズに実現される中で、本市の学校教育の現状は極めて後進的と言わざるを得ません。今回の教育委員会の基本軸のぶれは、多くの市民の不信を呼び、市政をつかさどる市長にも寄せられております。したがって、案とはいえ、一度提案した施策は最後まで貫徹する強固な意志を兼ね備えていただきたいと思います。

そこで、教育長にお伺いします。

今回、適正配置計画案を突然取り下げた理由とその真意及び今後の方策についてお聞かせください。

次に、教育問題と関連がありますので、市長へお聞きいたします。

この原稿を書き終えた途端に、小樽市商店街振興組合連合会加盟14団体は理事会を開催して、市立小樽病院を築港地区に移転するとして本市の検討方針に反対することを決議したと聞いております。今後、同地区への移転反対運動が他団体を含めて一層活発になってきた場合、どのように反対団体の理解を得て、新病院の建設推進に向け進まれるのか。また量徳小学校閉校後の跡地活用は完全にあきらめて、築港地区での土地確保と新病院建設に向け、市長の気持ちは固まったのかを含めて、忌たんのない御所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、性教育の教育課程における位置づけについて伺います。

今日の若者の実態を見ますと、殺人など凶悪犯の増加あるいは職業につかないニート64万人などに象徴されるように、若者の行動は大きな社会問題化していることは御承知のとおりです。

とりわけ、私が特に注目して深刻に思うことは、10代の若者の性道德の大きな乱れの中で起きる妊娠中絶や性感染症の爆発的な増加の現象です。ここに驚くべきデータを示し、極めてせば詰まった深刻さから、一刻も早い学校での教育活動の一環として、早期に取組を願うものであります。

まず、10代の妊娠中絶ですが、平成16年度の小樽市の中絶件数は70件にも及んでおります。その内訳は、15歳未満は1件ですが、15歳では3件、16歳が8件で、17歳が14件、18歳が26件で、19歳が18件でした。この結果から、中学生に妊娠中絶の実例があることと高校生の中絶件数がかなりの数に上ることが明らかになりました。

先般、小樽市医師会主催のフォーラムで熊本医師は北海道が日本一の性感染症地域であるとともに、10代の妊娠中絶も突出している。札幌は1,000人当たり全国平均が11.77に対して24にも上ること、中学3年生の5人に1人が性体験があり、専門家でさえこの問題の大きさに気づいていないと話されました。また、当日参加されましたUHBのレポーターの方は、札幌で街頭インタビューをしたら、中学2年生での性体験者が一番多かったこと、それもごくごく普通の目立たないおとなしい女の子に多かったことに驚かされたと話された後、3人のHIV感染者の若者に会ったことに触れて、その中の1人が「自分には前途がない分、多くの人に感染させてやる」とも言ったというのです。加えて、私がひどいと感じるのは、10代女子の性交相手の59.5パーセント、約6割が社会人なのです。この日本人としての恥ずべきモラルの低下こそが改善すべき最重要課題であるとも思えます。このレポーターの締め言葉も、「子供を取り巻く大人が直ちにできることから手を打つ行動に移さなければ、日々子供が取り込まれていく。大人の真剣な姿勢こそが今最も求められている緊急課題です」と熱を込めて語られました。

10代の妊娠に関する問題点は、7割が中絶されていることから罪悪感のなさ、性の裏に潜む危険や性感染症への無知、性交渉と妊娠との関係を知らずに妊娠しているなど、性に対する教育がまるでなされていない現状があるということに気づかされます。さらに、女性には性被害から身を守ることを教えることも、この時代には不可欠ではないでしょうか。昨年、小樽では高校生による薬物乱用が大きな問題となりました。子供の問題行動の入り口は、たばこであるという指摘もあります。

そこで、教育長は薬物乱用防止を含めた教育委員会の取り組む姿勢を示してください。

厚生省エイズ動向調査によりますと、日本では平成17年8月現在、エイズ感染者が3,500人、HIV感染者は7,000人で、先進国の中でも際だった数字になっています。とりわけ20代から30代のHIV感染者が72パーセントを占めて、若い世代での感染が急増しているとのこと。それが平成22年には5万人の感染者数になるという推計もされています。北海道にも現在54名のエイズ患者と60名のHIV

感染者数が報告されています。以上の深刻な現状を踏まえ、未来の国を支える若者の心と体をむしばむ性の乱れを早急に防ぐためには、学校教育における教育課程に正しく位置づけ、小学校の体育、中学校の保健体育での指導と道徳の時間などで適切な指導が行われる必要があると思います。

そこで伺います。

小中学校の性に関する指導の実態を示してください。ほとんど行われていないとの保護者からの声もあります。

また、指導に当たっては専門の方が具体的に子供に語りかけることが有効であると言われているだけに、保健所の医師、助産師が全小中学校に出向いて授業をする体制を早急に立てる必要があると考えます。このような実態を踏まえ、教育長のお考えをお尋ねいたします。

若者がだめになるとその国は滅びると言われます。我が国は少子化の中、少ない若者が体を粗末にしては日本の国そのものが滅んでしまいます。19歳の13人に1人が性感染症にかかっている日本のこの恥ずかしい世界一を正すためにも、また、知らず知らずに母体をだめにしていく若い女性の現状を、今、日本の大人すべてが重大にとらえて立て直すための方策を早急にとる必要があります。その有効な手段として、全市小中学校における性に関する指導の実態を調査し、早急に手を打つ報告をお願いいたします。

最後に、通知表について伺います。

本年7月現在、小学校の通知表「あゆみ」における通信欄に何も記載されていない学校が高島小学校と朝里小学校の2校に存在することが判明しました。御承知のとおり、通知表は子供たちの学習や生活の記録をまとめて、保護者に伝え、さらなる成長を促すなど、学校教育の極めて重要な役割を果たすものです。この大切な通知表の通信欄をいまだに教職員の反対で記入されていない学校が本市に存在することは、全道的に見ても全く特異であると言わなくてはなりません。このことは私が量徳小学校のPTAにかかわり、市P連の声で記入がなされたのは30年前であることを思い起こしますとき、あまりに異常な状況下にあると言わざるを得ません。

さらに、調べてみますと、昨年の2学期のみの記入が手宮西小学校にあり、3学期のみの記入が長橋小学校と北手宮小学校にあることもわかりました。今年3月現在では、28校中5校が不完全だったこととなります。全市の児童数は6,365人です。5校の児童数は1,776人ですから、約28パーセントが不利益をこうむっていたことになり、驚かざるを得ません。このうち3校は、今年7月に改善されたとのことですが、高島小学校と朝里小学校の子供の数は1,167人ですから、いまだ全児童数の18パーセントが与えられるべき公教育の権利が与えられていないこととなります。

そこで、質問いたします。

この通信欄の意義は何でしょうか。教育委員会はこの欄の活用をどう指導しているのでしょうか。

6月の予算特別委員会で私がこの二つの学校の記入しない理由は何でしょうかと尋ねたのに対し、教育委員会の答えはこうでした。「高島小学校は、ふだんから十分に子供の様子を保護者に伝えている。コミュニケーションが大切であり、言葉を残すことは誤解を招くなど弊害があること」これが書かない理由だそうです。朝里小学校は、「子供の様子などについて保護者に直接話すことが大切であること。書くことにより後に残り、誤解を招くことが懸念されること」が書かない理由だと答えられました。これが子供を担当している小樽の教師の言葉です。残念としか言いようがありません。

予算特別委員会で私が二つの学校には書かないよう統制している先生がおられるようなので、教育委員会はこの先生を呼んで指導できないのでしょうかという質問に対して、校長が教員への指導を重ねることが通知表の内容充実には寄与するとの考えから、教育委員会が直接その先生に指導することはなしま

ないという答弁でした。確かに、教育環境の整った中では、それは正しい考え方ではありますが、でもそれで30年たっても改善されず、受けられるはずの公教育の権利を与えられずにいる1,167人の子供はどうなるのでしょうか。朝里小学校も高島小学校も小樽市教育委員会の直轄の管轄下にあるのではないのでしょうか。しかも、学校の決定権は校長にあります。教育活動を話し合う職員会議は、教育委員会の管理規則に職員会議は校長が主宰すると明示されています。それなのに、職員会議で教職員が校長に反対して書かないというのでは、学校が全く正常に機能しているとは言えない状況があるということです。このことはまさに校長の職務命令に違反していることに当たるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねします。

集団で校長に反対して、教育活動を放棄している教職員を呼んで指導できないというのでは、教育委員会の姿勢が問われています。この件は、教育効果の面から教育を受ける側の児童の立場に立って指導することはできないのでしょうか、お答え願います。

改善すべき課題はまだあります。

一つ、学年・学級経営案が作成されていない学校があると聞いています。学校も担任も計画を持って指導に当たることが教師の務めであると考えますが、学年・学級経営案が作成されていない学校は何校ありますか。

二つ目、新年度学級担任の発表は校長がしても、人事委員長が分掌を発表している学校があります。その学校では、人事委員長が大変な権限を持っていて、校長はお飾りに過ぎないという実態があります。改善すべきだと思います。見解をお聞かせください。

三つ目、小学校でクラブ活動が総合的な時間の中に組み込まれている学校があります。早急に手を打つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そのほかにも、時間割に位置づけられている道徳教育の実施や国旗・国歌の指導が十分なされていない学校もあります。このように教育課程の編成と実施、人事への介入など小樽市が抱える改善すべき教育問題は山積しております。

教育長は、学齢期の子を持つ親が小樽に居住しない理由の多くが教育問題にあることに気づかれておられますか。親には子供が教育を受ける権利のほかに、先生に指導を徹底するよう働きかける権利もありますし、学力を定着・向上させるために要求する権利もあります。地方分権一括法の制定によって、地方の教育行政の責任と権限が拡大しています。首長と教育委員会、教育委員会と学校、学校における校長と教職員の関係など、地方の裁量に任せられる部分が増えてまいりました。私たちは、小樽の未来を担う子供たちの教育について、真の学力を身につけ、その成長を側面より応援するためにも当然の権利を正しく行使し、そのためには親は教育権という厳しい視点で臨んでいただきたいし、小樽市民にも納税者という立場から発言力を強め、教育の正常化をと願っております。

教育長に再度お尋ねいたします。

教育委員会は管理責任を強固に果たすとともに、各学校の校長が特色ある学校経営を遺憾なく発揮できるような権限を強化してください。

さらにその保障と改善を強くサポートしてください。それが小樽の教育向上につながると思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問はいたしませんので、明快な御答弁を期待して質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 小前議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、平成17年度の標準財政規模に対する赤字額の割合でありますけれども、標準財政規模は地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標であります。御指摘のとおり、実質収支の不足額が20パーセント以上になりますと、財政再建団体に転落することになりますが、平成17年度本市の標準財政規模は約310億9,500万円ですので、現在の予算上の赤字額約12億7,800万円は4.1パーセントとなっております。

次に、今年度の収支見通しでありますけれども、まだ年度の半ばを経過した段階でありまして、冬期間の除雪費など不確定な要素もあり、見通しを立てるのが難しいものがありますけれども、市税の収納率はおおむね昨年並みで推移しているものの、景気低迷などから個人市民税の調定額が予算に比べて減少していることなどから、予算額の確保は厳しいものがあると考えております。また、普通交付税が7月に算定がなされましたが、臨時財政対策債を含めて予算に対し4億2,600万円の減額となっており、一般財源収入の大宗を占める市税と交付税が大きく落ち込む厳しい状況となる見込みであります。このため、今後の予算執行に当たりましては、経費削減に全庁を挙げて取り組むことはもちろんであります。また、企業会計の収支状況なども見据えた繰出金の精査など不用額の把握に努めて、収支改善に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、平成16年度の経常収支比率を押し上げている原因であります。歳入の面では市税が約4億1,200万円減収となり1.2ポイント、普通交付税は約4億1,200万円減収となり1.2ポイント、臨時財政対策債は9億2,300万円の減収で2.7ポイント、合わせて約17億4,700万円減収となり5.1ポイント悪化をし、税源移譲による地方譲与税などの改善要素があったものの、経常一般財源収入合計では約13億6,200万円の減収となり4ポイントの悪化要因となりました。一方、経常経費充当一般財源、いわゆる歳出の面では、財政健全化の効果などで、人件費、扶助費、公債費及び物件費で約9億3,000万円減少し2.7ポイント改善したものの、維持補修費、補助費等及び繰出金で約12億7,600万円増加したため、3.7ポイントの悪化となり、経常経費充当一般財源合計が約3億4,600万円増加し1ポイントの悪化要因となりました。結果として、平成15年度に比べて5ポイント悪化をし、平成16年度の経常収支比率は102.4パーセントとなったものであります。

次に、アスベストの対策でありますけれども、子供や市民の健康にかかわる問題でありまして、議会の御理解をいただきながら改善措置を進めているところであります。財政措置についての国への要望につきましては、小樽市から北海道市長会として国に対して緊急要望を行うよう、去る7月29日、文書で申入れを行いました。北海道市長会では、8月30日開催の助役会を経て、9月2日、被害者への救済措置や除去等の改善措置に対する財政支援などを求める緊急要望を内閣官房や総務省など、7関係省庁に行ったところであります。また、全国市長会においても、8月30日、総務・環境両省への要請活動を実施しております。

次に、財政再建推進プランの実施計画策定に向けた検討状況であります。去る6月13日に財政再建推進本部会議を開催し、財政再建推進プランの柱立てに沿って具体的な検討を開始するよう指示したところであり、これまで各部において現在実施しているすべての事務事業について、その必要性や見直すべき点の有無、また臨時職員や嘱託員の配置を含め、当該業務に携わる職員数についても業務量から判断して適正かどうかなど徹底した見直しを行ってきたところであります。8月には各部から提出された取組項目について総務部長、財政部長によるヒアリングを行い、課題の整理を行うとともに、現在は財

政再建推進本部小委員会において、定員管理計画や業務委託のあり方など重要課題のヒアリングを行っており、引き続き精力的に取りまとめ作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、地方交付税の減少が今後の収支見込みに与える影響でありますけれども、本年3月に策定した財政再建推進プランでは、地方交付税収入については今後の動向が不明であることから、平成17年度予算計上額と同額を計上しておりましたので、予算額に対し4億円以上も収入が落ち込むことは本市の財政状況を考えますと非常に大きな影響があります。平成18年度以降の見直しにつきましては、骨太2005では累次の基本方針に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方歳出を見直し、抑制するなどの改革を行うとされており、地方交付税に依存せざるを得ない本市にとっては大変厳しい状況が予想されますが、所得税から個人住民税への税源移譲や国庫補助負担金改革など、まだ今後の動向が不明な事項も多いことから、それらの状況を踏まえ、対応をしてみたいと考えております。いずれにいたしましても、市政の最重要課題である財政再建のため、早急に財政再建推進プラン実施計画を取りまとめるとともに、今進められている三位一体改革の確実な実現により、都市税財源の充実が図られるよう市長会など関係機関に対しあらゆる機会を通じ要請をしてみたいと考えております。

次に、新たな税の創設等でありますけれども、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治体の課税自主権に自治体の裁量がより反映されやすい仕組みへと改正されたことから、多くの自治体で新たな税目の創設が検討されてまいりました。本市におきましても、歳入確保策の一環として生活環境の整備を目的とした法定外税の研究を行ってまいりましたが、新税を研究する中で課税客体、課税標準、税率、課税の公平性などの面で多くの課題があり、新たな税の創設には至っていないのが現状であります。

次に、財政再建推進プランにおける歳出削減への取組でありますけれども、これまでも毎年の予算編成においてシーリングや枠設定などの手法を導入し、経費の圧縮に努めておりますが、行政を運営する中でいまだ見直すべき点は多いと考えており、これまでの慣例にとらわれることなく徹底した検証と内部努力が必要であるとの観点から、改めて検討を指示したところであります。具体的な歳出削減策でありますけれども、組織・機構の改革や退職者の原則不補充による職員数の削減、手当の見直しなどによる人件費総額の抑制、さらには民間でできることは民間にという観点から業務の民間委託、施設の民間移譲や公の施設への指定管理者制度の導入をより一層推進するとともに、現状の委託業務における仕様内容の再点検や物品等の発注方法の見直しなど、常にコストを意識し、改善のための努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、本市の少子高齢化の状況でありますけれども、本年5月1日現在の総務省の人口推計月報では、日本の総人口は約1億2,602万人であり、年少人口の割合は13.86パーセント、生産年齢人口では66.12パーセント、老年人口では20.02パーセントとなっております。この割合を本市の過去の人口3区分で比較しますと、年少人口では本市の12年前である平成5年7月に、生産年齢人口では6年前の平成11年5月に、老年人口では9年前の平成8年8月に該当いたします。したがって、本市の少子高齢化の状況は、全国に比べましておおむね10年ほど先行しているものと考えております。

次に、人口減少が与える影響でありますけれども、全体的には労働力不足と労働生産性の停滞、年金など社会保障では給付額の減と現役世代の負担増が懸念されます。消費需要では若年層向けの医療、住宅など消費額が減少する一方、観光などシルバー市場に新たな需要の喚起が予想されますが、総体的にはマイナスの影響が大きいものと考えております。本市におきましては、人口減に伴い、市税等の歳入が減少し、歳出では高齢者の増による医療や介護保険等にかかわる支出が増大しております。いずれにいたしましても、人口減少は社会経済全般にわたりさまざまな影響を及ぼすものと考えております。

次に、人口対策でありますけれども、自然動態では昨年の出生数が815人と過去5年の平均955人と比べ140人の大幅な減となり、また本年も1月から8月までの出生数が473人と前年同期と比べ47人の減となっております。また、社会動態では、転出者数が転入者数を上回る状態が続き、昨年は908人の減となり、過去10年間の平均875人と比べ減少幅が拡大しております。このような現状から少子化対策や雇用・定住対策などを進めておりますが、残念ながら人口減少に歯止めがかからない状況であります。

先日、道内14自治体と連携し、北海道移住促進協議会を立ち上げ、定住促進の取組を進めておりますが、今後、総合的な人口対策を講じる必要があり、庁内での検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策に関連して保育所の運営についての御質問であります。児童1人当たりの経費につきましては、平成16年度の保育所運営経費の実績から単純に計算しますと、公立保育所は月額10万7,000円、民間保育所は月額8万7,000円となっております。また、公立保育所1か所当たりの年間経費と収入の割合についてでありますけれども、年間経費は1か所約1億1,000万円、収入の割合につきましては、約13パーセントが保護者からの保育費での負担金で、残る87パーセントについては国からの地方交付税及び市の一般財源となっております。

なお、公立保育所の民営化による財政効果であります。例えば80人定員の場合で、保育児の年齢構成にもよりますが、歳出ベースで年間おおむね2,900万円の経費節減が見込まれます。

次に、公立保育所の民営化に対する取組でありますけれども、利用者が引き続き安心して利用できるようなよりよい保育環境づくりを目指すものでなければなりませんので、課題を整理しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家で子育てしている家庭への支援策でありますけれども、国の制度としましては乳幼児を含む小学校3年生までの児童を対象に、国、道、市が財源を負担し児童手当を支給しているところであり、現在さらに支給年齢の拡大を検討しているやに聞いております。しかしながら、北欧の在宅育児手当に当たる制度はまだ日本では検討に至っておりませんし、このような制度は社会保障全体の中で考えるべきものであり、一自治体でできるものではないものと思っております。

次に、合計特殊出生率についてでありますけれども、小樽市は平成16年度は0.98であります。

次に、公立保育所の民営化による財源を基に子育て支援金をとの御提言でございますけれども、児童手当の年齢対象が平成16年度から拡大され、新たに年間約3,000万円の負担増となったほか、保育所の運営経費につきましても、三位一体改革により国庫補助金等が一部一般財源化されるなど、経費が増大しております。したがって、支援金を支給することは困難と考えております。また、資金援助にかわる支援策でありますけれども、主に家で子育てをしている母子を対象に子育て不安などの解消や育児相談等に対応するため、地域子育て支援センターを設置したのをはじめ、今年度は朝里地区で「つどいの広場事業」を開始し、この10月からは銭函地区で地域のボランティアの方々の御協力を得ながら、新たな子育て支援事業を開始するところであります。

次に、高齢者保健福祉計画の策定作業の進捗状況でありますけれども、本年の2月に第1回目、7月に第2回目、9月に第3回目の計画等策定委員会を開催し、現行計画と実績、介護保険制度改革の中で新たに必要となった日常生活圏域の設定や地域包括支援センターの設置、アンケートの実施と調査結果等について計画等策定委員会の皆さんに議論をいただいているところであります。今後は国の動向を見極め、関係情報を入手しながら、サービス料の見込みや計画に盛り込むための地域支援事業及び関連事業について議論をいただき、年度内に計画を策定することとしております。

最後に、教育問題に関連しまして新病院の建設地についての御質問であります。建設候補地としては面積や交通アクセスなどの要件から、量徳小学校敷地を含めた現在地と築港地区の2か所を候補地と

して挙げておりました。御承知のとおり、小学校適正配置計画につきましては、PTAなど関係者の理解が十分に得られず、量徳小学校を含めた現所在地での建設は断念せざるを得ないという結果になりました。病院の建設は施設の老朽化、二つの病院を抱えていることからの非効率性など早急に解決していかなければならない課題でありますので、築港地区での建設に向けて精力的に検討を進めているところであります。

また、反対運動が活発になった場合ということではありますが、こういう経緯を十分説明しながら理解を求めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 小前議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小学校適正配置実施計画(案)を取り下げた理由と今後の方策についてであります。このたびの実施計画(案)につきましては、昨年11月以来、40数回の地域説明会や学校適正配置等調査特別委員会での御審議を含め、多岐にわたる御意見をいただきました。適正配置の目的やねらいについては、議員御指摘の部分と重なるものも多く、それらも含めてその都度強く説明してまいりました。しかしながら、対象校4校のうち、堺小学校以外の3校につきましては、残念ながら変更案も含め、保護者や地域の方々の理解を得ることはできませんでした。また、平成11年に適正配置実施方針を策定した当時と比べ、社会情勢や教育を取り巻く環境が著しく変化していることなども勘案しながら、総合的に判断した結果、これまでの案をベースにした計画策定を見送ることとしたものでございます。

今後、教育委員会といたしましては、想定以上の急速な少子化の現状を踏まえ、小中学校の全市的な学校配置の見直しを進めるべく、他都市の取組を研究し、早期に学識経験者や市民の声を聞きながら計画づくりに着手してまいります。その際、学校施設の耐震化整備や大規模改造事業などと並行して検討していくことになりますし、一方、中央教育審議会で議論されている少人数教育の動向なども十分に見極めながら、大きな論議の中で進めていくことになるものと考えております。

次に、学校での性に関する指導の必要性についてであります。現在、我が国の社会環境や生活様式の急激な変化の中で、若年層の人工妊娠中絶や性感染症の増加など、憂慮すべき問題が生じております。こうした問題に対して、家庭での教育をはじめ、学校においてはこれまでも体育や保健体育の時間において指導してきましたが、今後は教員一人一人がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体で現状を踏まえた指導のあり方について共通理解を図りながら、教育活動全体で取り組んでいかなければならないものと受け止めております。

次に、喫煙や薬物乱用防止にかかわる取組についてであります。自他の生命を尊重し、みずからたくましい心と体を培うなど、児童・生徒の健やかな体の育成を小樽市学校教育推進に当たっての重点の一つと掲げておりました。教科での学習はもとより、道徳や特別活動において喫煙や薬物乱用防止のための教育に取り組んでおります。さらに、その内容を充実するための指導資料も作成し、活用を一層促すとともに、一方では学校薬剤師会の協力を得て、講演会を開催するなどしながら、各学校を指導しているところでございます。とりわけ中学校においては、保健所などの関係機関との協力の下、薬物乱用防止教室を自主的に開催する取組が着実に広がりを見せておりました。今後は小学校において喫煙防止等にかかわる指導やPTAの啓発の取組を充実させていくことが大切であると考えております。

次に、性に関する指導の実態についてであります。各学校においては学習指導要領にのっとり、児童・生徒の発達段階に沿って性に関する基礎的・基本的事項について体育や保健体育の時間に指導しております。さらに学校によっては、総合的な学習の時間などにおいて命の大切さなどについて学んでお

ります。今後は指導内容の充実をいかに図っていくか、実践を通してそれぞれの学校で研修を深めていくこととなります。

また、今年度は約170名の方々に参加していただき、性教育に関する教育講演会を開催し、保護者の理解と協力を得よう努めてまいりましたが、さらに今以上に保健所など関係機関との連携による授業が展開されるよう指導してまいります。

次に、通信欄の意義などについてでございますが、通知表は御承知のように、子供の学習や行動について担任と保護者が互いに理解し合い協力の下、よりよい成長を促していくことを大きなねらいとしております。特に法令などの定めはなく、形式、内容とも各学校が創意工夫して発行しております。通信欄については、記号や数値で表すことができにくい子供の成長の様子を文章により伝え、次の学期での学習などに取り組む意欲や励みを与え、保護者はもとより子供みずからも高まっていこうとする態度を促すなど、教育上意義のあるものと受け止めております。

これまでも議会において通知表につきましては貴重な御意見をいただいたところでありますが、教育委員会といたしましては、先生方に通知表改善に向けた基本的な考え方について理解していただくための研究資料の発行や各学校個別に検討すべき事項を示すなど、指導に努めてまいりました。なお、御指摘のありました小学校につきましては、各校長がさらなる指導を継続した結果、高島小学校では子供のよさなどについて通信欄などを活用して家庭に知らせていくことになり、ほかの学校においても記載回数を増やしたりするなど、改善が図られてきております。

次に、教職員の指導についてであります。学校教育法第28条第3項において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、教育課程の編成はもとより校務分掌の決定など校務にかかわる権限が校長に付与されておりますことから、前回でもお話しさせていただきましたが、教育委員会が直接に教職員を指導することはなじまないものと考えております。

教育委員会としましては、校長と連携を密にしながら、その都度各学校で行っている教育活動の課題に対して指導をお願いしているところでありますが、今後も市民の負託にこたえる学校教育の充実に向けて努めてまいります。

次に、学年・学級経営案の作成状況についてであります。学年・学級経営案は年度初め、校長の学校経営の方針などを踏まえ、各担任が学年や学級を経営していくに当たっての基本的な考え方を具体的に表現したものです。経営案は1年間を見通した一貫性のある指導を実現するため、担任の適切な実態把握に基づきまして、基本的な生活習慣や各教科、道徳特別活動などの指導計画、教室環境や家庭との連携などを示したものでありまして、保護者に担任として理解と協力を得ていく上で重要なものであると考えております。今年度、校長が学年・学級経営案を求めている学校を含めると、8小学校で作成されていない状況にあります。

次に、学級担任や校務分掌の決定についてであります。校務分掌は学校管理規則により校長が所属職員に分担させることができとなっております。このことから校長は自分のイメージする教育目標の実現に向け、教職員の経験や特性、さらには年齢や男女の構成を考慮しながら、みずからの責任で総合的に判断して学級担任を決めることになっております。今後も規則に基づき、校長の主体性の下、校内の人事が適切に行われるよう指導してまいります。

次に、クラブ活動の実施状況についてであります。平成14年度に新学習指導要領が全面实施することに伴い、クラブ活動は各小学校において適切な授業時数を配当し実施することになりました。このことを受け、各小学校では年間おおむね10時間から15時間をめどに学期ごと、月ごとにクラブ活動の時間を設けております。総合的な学習の時間は、学習指導要領によって標準授業時数が示されており、こ

の時間に教科や特別活動などに充てることは不適切な運用であると考えます。教育課程の編成主体は学校にありますので、校長を中心に改善を進めていくよう、当該校を強く指導してまいります。

次に、児童・生徒をお持ちの若い方々の小樽での居住と教育とのかかわりについてであります。私は、常日ごろ小樽の子供たちは良好な教育環境の下でよりよい教育を受けさせたいと願っており、そのことが保護者をはじめ、市民の皆さんの学校への信頼を高めていくことにつながるものと考えております。近年、本市においては、学習指導要領に基づく適切な教育課程の編成実施はもとより、教育問題に対して種々改善が図られてきております。これからも市民の教育に対する期待やニーズにこたえるべく、地域に根差し、開かれた学校を創造していくことが魅力ある学校づくりに寄与するものであるという考え方に立ちまして、教育活動を進めていただき、若い方々が小樽に居住するよう努力してまいりたいと思います。

最後に、校長の権限と市教委のかかわりについてであります。校長の職務は先ほどから何度も申し上げておりますように、学校教育法第28条第3項で校務をつかさどり所属職員を監督するものと規定されており、教育公務員特例法や地方公務員法など法令で定められた中で、教職員の服務監督などについて権限と責任を果たしていくこととなります。教育委員会としては、これまでも校長と一体となって各学校の教育課題を把握し、その解決や改善に向けサポートしてまいりましたが、今後もあらゆる機会を通して校長先生方の悩みに対応した学校運営について援助してまいります。

議長（中畑恒雄） 小前議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時35分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表し、質問いたします。

総選挙が終わりました。早速、特別国会では小泉首相の所信表明が行われていますが、総選挙での選挙演説とほとんど同じ郵政民営化の繰り返しであります。郵政の民営化に賛成か反対か、さながら国民投票だと言わんばかりに選挙を戦いました。しかし、結果は自民・公明の小選挙区での得票数は49パーセントでしかありません。選挙制度に助けられ、確かに3分の2の議席は得たものの、その実は過半数以下であります。民営化で公務員を減らし、財政再建にも貢献できる、声高に叫んだ小泉首相の声が耳に残ります。果たしてそうなのか。賢明な皆さんには既に御承知のように、郵政事業には人件費はもろん税金は1円も投入されておらず、民営化されても全く税金の節約にはなりません。小泉首相は選挙で隠し続けた郵政問題の真実を語る責任があるのではないのでしょうか。

そもそも小泉内閣の公務員改革の目的は、骨太方針にもあるように総額人件費の抑制でありました。だからこそ、6月に閣議決定した骨太方針には、郵政民営化についてはただの一言も出てこなかったのではありませんか。郵政は27万人だ、このように言います。これを大きく見せるために、実際には28万人の警察職員、これを25万人だと述べるように、小泉首相は得意のごまかしを駆使しました。郵政は法人税を払っていない。例えばこれなどはごまかしの最たるものであります。民営化すれば丸ごと税金が入ってくると言わんばかりであります。しかし、郵政公社がその利益の50パーセントを国庫納付金として国に納めること、郵政公社法や施行規則を読めばだれにでもわかることであります。大企業などが

払う法人税と法人事業税の実効税率、幾らだか御存じでしょうか。40パーセントであります。これよりもはるかに重い負担の50パーセントです。その上、職員の基礎年金給付の3分の1、本来国庫が負担すべき370億円も国に頼っていません。民営化すると国庫の収入が減るばかりか、逆にこの370億円は国からの持ち出しにかわってしまいます。このように郵政民営化は、財政再建にとっても大変大きなマイナスであります。

地域から、町や村から郵便局がなくなってしまう、多くの国民が心配しました。小泉首相は郵便局のネットワークは維持すると述べました。しかし、貯金や簡保を民間に丸投げをして、経営と利益の柱を失ってしまえば、郵便局の存立そのものが危うくなってしまう、当たり前のことであります。ここにもばく大な税金を投入しなければなりません。NTTや電力のように、外資による株式持分の規制もなく、全国共通サービスの義務づけもない、一体どのようにして全国ネットを守るのでしょうか。この真実を国会でも語ろうとしません。その上、公約違反の増税問題はもちろん、憲法改正問題でも所信表明では一言も触れません。焦点隠してやり過ぎそうとする姿勢は、断じて許されるものではありません。小泉首相には、国民に対してこうした事実をありのままに語る責任がある、このことを重ねて指摘しつつ、以下の質問に入ります。

まず、財政問題であります。

平成16年度決算の概括について、財政部が作成している財政の概況を基に伺います。

もともと自治体が赤字決算を行うことは、想定外のことであります。しかし、歳入総額と歳出総額において、形式収支が赤字になった場合は、翌年度の繰入れを繰り上げてその赤字分に充てなければなりません。5月に開催された臨時会の繰上充用がそれであります。この繰上充用は、あくまでも不測の事態に対するものでありますから、これが毎年財政対策のために繰り返されることは、文字どおり禁じ手であります。実質収支は11億8,000万円の赤字、その標準財政規模に対する比率はついにマイナス3.8パーセント、単年度収支は12億2,400万円ですが、実質単年度収支で見れば12億9,700万円、さらに減債基金取崩しや他会計からの借入れなど、あれこれのやりくりである財源対策を考慮した実質的な単年度収支では、実に20億1,300万円の赤字であります。財政力指数0.462、前年度20.4パーセントを記録した公債費比率はさらに20.8パーセントへと押し上がりました。起債制限比率も15パーセント台に突入しました。財政調整基金と減債基金は13年度以降の取崩しで残高ゼロであります。市債残高については、全会計で1,300億円強であります。また、経常収支比率においては102.4パーセント、監査委員の審査意見書でも「財政構造の硬直化がさらに進み厳しい状況」、このように述べておりますが、この数値は大変深刻な事態を現しています。

以上、市財政の現状を数値的に概括いたしました。市長はこの財政の現状をどのように認識されているのか、改めてお聞かせください。

なぜ、これほどまでに市財政は悪化したのか。その原因があるはず、責任もあるはず。我が党は毎年度の予算議会、決算議会の場で、この点を再三にわたって質問してきました。

御承知のように、この間、市長の答弁を要約すれば、まず第1に景気の低迷、それに基づく税収の伸び悩みであります。第2に挙げるのが、経常経費である公債費や扶助費、人件費など、義務的経費の増加であります。これに加えて最近、多少及び腰とは言いつつ、3番目に小泉内閣の三位一体改革による地方交付税などの大幅削減、このように答えてこられました。つまり、財政悪化の原因、責任については、景気がよくなればうまくいくのだと。各種事業の実施もあれこれの大型事業についても、議会の意見を聞きながら進めてきた。あなたを含めた歴代の市長には責任がなかったと言わんばかりであります。一事が万事、すべては他人事でありました。議会の同意で進めてきたと市長はおっしゃいますから、

これ自体は議会自身のけじめが問われる重大な問題であります。しかし、同時に財政状況を事ここに至らしめた要因、その責任について、あなた自身がまず語る必要があります。行政の長として、どのように考えているのか、この点についても改めて見解をお聞かせください。

16年度決算の経常収支比率から何が見えてくるかという問題で伺います。

市税と一般財源が伸び悩む中、公債費、扶助費などの義務的経費が増加している。あなたが財政悪化の原因について語る際、これがいつも決まり文句でありました。要するに市民の個人所得が低い、あるいは高齢化などで扶助費が増加していく、このように常に悪者にされてきたのは、市民の暮らしであります。ところが、今月まとめられた財政の概況では少々さま変わりではないでしょうか。つまり、平成16年度の経常収支比率は、前年度と比較して歳入では地方交付税、臨時財政対策債の減、歳出では人件費が減となったものの、補助費、繰出金などが増となったことから5.0ポイント悪化しました。このように語っています。では、この5.0ポイントは、どのように押し上げられたのか。経常一般財源では、普通交付税、臨時財政対策債について、そして経常経費充当一般財源では、その主な内容についてお答えください。

財政再建推進プランの具体的な取組項目についても伺います。

新たに策定される実施計画の検討方向が示されています。プラン五つの柱のうちから伺います。

まず、第1の柱である行財政システムの改革です。既に18年度から27の施設が指定管理者制度の導入が決まりました。引き続き、その他の施設について検討するとしていますが、当面検討対象としている施設は何か、具体的に挙げていただきたいと思えます。

あわせて、特別会計、企業会計の収支改善を図るとしています。一般会計の財政事情から見れば、これ以上これらの会計への繰出しは困難であります。しかし、それが単純に市民負担による収入の確保や経費の削減につながることは賛成できません。12の特別会計と四つの企業会計、例えば国民健康保険事業における保険料は引上げの検討とされているのか、引上げになるのか、このように各会計ごとにどのような見直しを検討しているのか、お示してください。

第2に、公平で適正な負担のあり方についてであります。行政サービスの使用料等で原価計算方式の導入、収納率の低下対策では行政サービスの制限を打ち出しています。これらの検討による各種使用料など、新たな引上げとなるのか。また、例えば市税や保育料の未納者などに、それでは一体どのようなサービス制限を考えておられるのか。さらに、減免制度の見直し、引下げの対象としている制度は何か。これも具体的にお聞かせください。

次に、アスベストの問題で伺います。

石綿関連企業において、石綿を吸い込んでがんやじん肺で死亡した労働者が明らかになった分だけでも約500人だそうです。その被害は、家族、周辺住民にも及んで、この先、健康被害の拡大は必至と見られています。さらに、石綿が主な原因とされる中皮しゅでの死亡者は、政府が統計をとり始めた95年以降、6,000人を超えと言われ、事態は極めて深刻であります。安全対策も不十分のまま、大量の石綿の製造と使用を続けてきた企業、この危険性を認識しながら、長期にわたって使用を容認してきた政府の責任こそ重大だと思のですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

石綿の新規の製造、輸入、販売、使用などの早期の全面禁止、含有製品及び在庫品の回収はもちろん、廃石綿の排出、保管、廃棄などの把握、そして適正な処理が必要になっていきます。何よりも、健康被害者への保護・救済対策、予防対策は急務であります。政府は石綿による健康被害に対応するために、特別立法で救済する方針を決めていますが、新法による救済開始時期、その内容、補償基準や範囲、財源なども明確にはされていません。これら必要な事業は国と原因発生企業などの責任において、費用負担、

これらの責任において実施されるべきが当然と考えますが、いかがでしょうか。

国の新法制定は、来年の通常国会だそうです。08年度としている石綿の全面禁止の時期も実は前倒しが必要だと言われています。しかし、日々暮らしを営む市民にとっては、こうした国の対策を待っているわけにはいきません。市民の健康にかかわる問題として、自治体の役割・責任が重大であります。

そこで、何点かお尋ねします。

まず第1に、市所有施設におけるアスベスト建材の使用状況及び追加調査の状況について、並びにその後の除去などの対策、財政問題を含めた今後の方針について、教育施設とか福祉施設とか病院とか、そうした施設群ごとに報告を求めます。

第2に、相談窓口を開設して以来、市民からの相談・問い合わせの状況についてお知らせください。

小中学校での説明会で出された保護者などからの質問、意見・要望の主なものは何だったのか。さらには、保健所で把握されている健康相談の内容、そのケースによっては追跡調査など、事後対策が必要な場合が当然あったと思いますが、その有無についてお聞かせください。

第3に、学校説明会においては、現地調査でほとんどが安定している状況を確認している、このように繰り返し説明しています。しかし、実態はおよそ違っています。一体どのような調査を実施したのか、説明ください。

第4は、吹きつけ材調査結果によれば、市営住宅で使用状況が明らかになったのは、最上改良住宅の1棟のみです。我が党の調査では、このほど駅前第一ビルにある稲穂改良住宅、高層9階建ての1階から9階まで、階段室のすべてにおいて吹きつけ材が使用されていることがわかりました。不十分な調査を証明するものでありますが、この稲穂改良住宅に対する対策、そしてこれまでの調査結果の総点検が必要だと思いますが、この点についても市長の見解を伺います。

さらに、別の観点から幾つかお尋ねします。

一つは、大気汚染防止法の一部が平成8年に改正されました。翌年9月の施行で特定粉じん排出作業の届出、これが義務づけられました。当市はこの法律で定める政令市であります。

そこでまず、建築基準法並びに建設リサイクル法による解体除去の総届出件数、そのうち500平方メートル以上の件数について、昨年度と今年度においてお答えください。

第2は、大気汚染防止法で定める特定粉じん排出作業の届出、この件数についても同じくお答えください。

第3は、これら双方の届出を見て、そのかい離が大変になります。無届けのままですんなり処理がされていれば大変なことです。届出状況のチェックはされているのか。同時に政令市とはいえ、当市にはアスベストを含む特別管理産業廃棄物の最終処分場がありません。処理業者に適正な委託処理がされているのかどうか、このチェックはどのようにされているのか、お答えください。

次に、まちづくりの問題として、特に景観の問題についてお伺いします。

本年第1回定例会において、同僚議員が質問しました。市長は「本市では道内他市にはない歴史が感じられるまち並みや建物を保存する必要がある」。さらには、「特別景観形成地区の指定範囲を見直し、平成17年度末までに結果を示したい」、このように答えておられます。一方、地方自治体の景観条例などの根拠法ともなり、景観を初めて行政の枠組みに位置づけた基本法、景観法がこの6月から全面施行されています。ところが、こうした動きの間げきを縫うように、今、特別景観地区の小樽運河周辺地区や堺町本通地区などに隣接する場所では、高層マンションや大型店舗の建築や計画が進行中であります。

平成4年、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を制定、この条例に基づいて特別景観形成地区を最初に指定したのは平成6年であります。地区指定に当たり、中でも小樽駅から小樽運河にか

けての商業地区と小樽運河を中心とした商業・港湾業務地区は、小樽を代表する都市景観を形成している、このように言って、堺町、色内、港町などの区域を都市景観形成重要ゾーンと位置づけていました。そのエリアはおおよそ旧手宮線から運河沿いにかけて、そして堺町本通周辺から入船七差路までであります。しかし、地区指定に当たっては、この重要ゾーンとされたいエリアから、今、高層マンションなどで問題になっている地区が外されたばかりか、その後も順次適切な対応をしていく、このように検討していきと言っている。しかしながら、現在、地区指定から虫食い状態で取り残されているのが問題の地区であります。なぜ出抜小路から旧手宮線までのこの地区が、運河に沿った道道臨港線に面するこの地区がなぜ、その経緯・理由についてお聞かせください。

5年前のちょうどこの時期でありました。2000年9月、景観条例違反の取扱いをめぐり、当時の市街地活性化特別委員会が空転しました。マイカルの大観覧車問題であります。ここで問われた中心テーマは、「先人の努力で築き上げられた文化や歴史、港湾都市としての魅力ある雰囲気などの財産」、景観条例の前文であります。これをだれが守っていくのか。「都市景観形成の主役は、わたくしたち市民である」。同じくこの条例の前文であります。このことではなかったでしょうか。この議論が真に教訓とされてこなかったことが極めて残念であります。さきの質問にも関連しますが、このとき以降、なぜ特別景観形成地区の見直し、拡大に着手してこなかったのか。今日の事態を考えれば、それこそ行政の不作為を指摘されても仕方がないことだと思います。市長の政治責任も問われることですが、いかがでしょうか。

関連して、同条例施行規則の改正について伺います。

市長があえてこの間のことを教訓にしたとすれば、それは平成13年8月、同規則の一部改正です。改正規則第12条特別景観形成地区等における行為の届出において、あなたは25日前のこの期間の短縮を可能にしました。つまり、事業者と市長の間で問題なしとした場合には、新築、改築などの申請行為も解体の着手も短縮することができるようにしてしまったわけであります。あまりにも露骨な事業者寄りの改正であります。そもそも景観条例がいう25日前とは、これは市民に対しても開かれた期限の利益でなかったでしょうか。それを奪おうというのですから、到底容認できません。この点についての見解もお聞きします。

次に、駅前再開発事業についてであります。

懸案であった小樽駅前再開発事業が動き出しました。準備会が立ち上がりました。駅前第3ビル及び隣接地の地権者には、当然権利者として小樽市も参加しています。競売でホテル部分を買収したのは栃木県の小山グランドパレスホテル、売却決定から10か月後、この7月13日に権利移転がようやく完了しました。同月22日付けで、この小山グランドパレスホテルから新たに所有権が移転、取得をしたのは札幌の株式会社エストラストであります。このエストラストもまた当然準備会の一員であります。この間には東京の投資会社が介在したり、800万円台で売却された物件に登記簿上1億4,000万円の根抵当権が設定されるなど、実に奇っ怪な動きも感じられましたが、どうやらスタートラインに立ったようであります。駅前再開発事業ですから、その事業収入といえば、国、道、市の補助金や保留床の処分金を中心になります。全国で取り組まれている駅前再開発事業が今大きな岐路に立たされています。その理由の大半は、実はこの保留床処分が実質的に実態的に進まない、これが理由なのではないでしょうか。駅前だからといって、小樽市の表玄関だからといって、身の丈に余る大型高層ビルがふさわしいとは言えません。事業成立が保留床処分にある以上、その勝算は果たしてあるのか、まず見通しをお聞かせください。

また、この再開発事業に伴い、公共施設の整備が検討されていくのでしょうか。保留床処分が進まな

いため、その処分先が行政であるという例は全国に後を絶ちません。不足している施設整備であれば、一概に否定はしませんが、それが保留床の総売却額を確保するためのものであれば、到底認められるものではありません。あわせて、この事業予定地区とは別に、例えば駅周辺の駐車場整備などを進める、こうした別個の公共事業を検討しようとしているのかどうか、この点についてもお答えください。

今年は国勢調査の年であります。人口減が進む当市では、中でも中心市街地の空洞化が深刻度を増しています。この地域に仮に大型の商業施設ができるとしたら、都通り商店街など既存の商店街は、ほぼ壊滅的な影響を受けることになります。何としても競合する商業施設の導入は避けなければなりません。この点も市長の見解をお聞かせください。

私の質問、最後は丸井今井小樽店の撤退問題です。1891年が開業ですから、115年を迎えた市内唯一の百貨店の撤退であります。短期間で4万人、存続署名が広がりました。市長をはじめとして、市内の商店街も経済界もこぞってその存続を要請し、当議会でもさきの第2回定例会で存続を求める意見書を全会一致で可決しました。しかし、文字どおり聞く耳を持たないという態度で撤退であります。地権者店舗や地元テナントの営業続行の努力に対しても、丸井側からは何らの支援もありません。また、従業員の再就職問題もハローワークに丸投げであります。今さらの感はありますが、どうしてもこれだけは聞いておかなければならない。

まず第1に、大型店の身勝手な出店、撤退についてであります。これまで、この問題についても再三にわたり我が党が指摘してきました。大規模小売店舗立地法にせよ、改正都市計画法や中心市街地活性化法にせよ、いわゆるまちづくり3法にはこうした大型店の身勝手を律するルールがありません。商業施設だから利益がなければ閉店も仕方がない。市民の中にはこのように言う人もいます。しかし、それにしてもであります。今回の丸井撤退劇に対する市長の率直な見解、お聞かせいただきたいと思えます。

第2に、今回の事態をつくり出した行政の責任についてであります。共存共栄などあり得ない、共倒れが心配だ、このようにマイカル誘致には多くの市民から心配の声が挙がりました。マイカル誘致後、市内の商業状況は一変しました。大型店の売場面積占有率は2倍以上に膨れ上がり、この間、市内では100店舗以上の商店が廃業に追い込まれています。しかし、小売業の年間販売額は減少、しにせの丸井でもこうした状況の中では売上げが半減してしまいました。この結果は十分予測されたことでもあります。つまり、無計画、無方針、無策のまちづくりを進めてきた結果ではありませんか。行政の責任こそ重大だと思っておりますが、見解をお聞かせください。

第3に、営業継続を目指している店舗への支援策、そして約100人とされている再就職を希望している従業員には解雇予告期限が迫っています。これらに対する具体的な取組状況についてもお聞かせください。

特に営業継続については、大家に当たる小樽開発と整理回収機構を中心とする金融機関の協議がかぎを握っていると思いますが、約40億円と言われる債務返済がどうなっていくのか、現状を把握されている点についてお知らせください。

以上で私の質問は終わりますが、再質問は留保いたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 古沢議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがございました。

まず、本市の財政の現状に対する認識でございますが、平成16年度の財政運営に当たりましては、御承知のとおり、当初予算で市税収入の減少や大幅な地方交付税等の減額などにより、他会計や基金からの借入で補てん措置したにもかかわらず、約19億円の財源不足を手当てできずに赤字予算として編成せざるを得ませんでした。年度途中におきましては、台風18号や大雪などにより予期せぬ財政需要も生じましたが、北海道や国への市債の導入の働きかけが認められたことや遊休資産の積極的売却により、一定の財源を確保し、歳出面では予算執行の段階での経費節減に努めたほか、北海道の制度改正に合わせた医療助成制度の見直しなどにより、赤字額の縮減に努めたところであります。

結果として、市税収入が予算より落ち込む中、減債基金残高約1億4,300万円全額を取り崩すなどを含め、当初予算編成時より赤字額を約7億円圧縮したものの、大変残念なことであります。約12億円の収支不足を生じ、昭和52年度決算以来となる27年ぶりの赤字決算を余儀なくされ、危機的な財政状況がまさに現実の数字となって表れたと認識しております。さらに、平成17年度当初予算も赤字編成をしており、加えて財源調整のための基金も残高がゼロとなりましたので、大変厳しい財政運営とならざるを得ません。そのため、平成17年度予算の執行に当たりましては、これまで以上に徹底した経費節減と事務の効率化に努めるのはもちろんであります。財政再建推進プラン実施計画を早急に策定し、財政再建に向けた道筋を示していきたいと考えております。

次に、財政悪化の要因は何かというお尋ねでありますけれども、歳入の面で申しますと、長引く景気の低迷と人口の減少により、市の収入の根幹であります市税収入が減少しています。平成9年度は約171億円あった市税収入が、平成16年度は約145億円となり大きく減収となりました。加えて、地方交付税が平成15年度は約191億円ありましたが、平成16年度には約178億円になるなど、市が自由に使える収入である一般財源が大きく減少しました。

次に、歳出でありますけれども、給与の独自削減や各種手当の見直し、職員採用の削減などにより、人件費総額の抑制に努めてまいりましたものの、高齢化の進展に伴う医療や介護に要する経費の増加や公共施設及び都市基盤整備のために借り入れた起債の償還費がピークを迎えていることなどで、これまでも財政健全化に取り組んで一定の効果は上げてきましたが、収入の減少を補いきれず、今日の状況に至らざるを得なかったと考えております。

その責任をどう考えるかということでもありますけれども、ただいま御説明申し上げましたような要素が赤字という結果に表れているわけでございますので、責任をどうのということは一概に申し上げられないと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、平成16年度の経常収支比率を押し上げている原因でありますけれども、歳入の面では市税が約4億1,200万円減収となり1.2ポイント、普通交付税は約4億1,200万円減収となり1.2ポイント、臨時財政対策債は9億2,300万円の減収で2.7ポイント、合わせて約17億4,700万円減収となり5.1ポイント悪化し、税源移譲による地方譲与税などの改善要素があったものの、経常一般財源収入合計では13億6,200万円の減収となり4ポイントの悪化要因となりました。

一方、経常経費充当一般財源、いわゆる歳出面では、財政健全化の効果などで人件費、扶助費、公債費及び物件費で約9億3,000万円減少し2.7ポイント改善したものの、維持補修費、補助費等及び繰出金で約12億7,600万円増加したため3.7ポイントの悪化となり、経常経費充当一般財源合計が約3億4,600万円増加し、1ポイントの悪化要因となりました。結果としまして、平成15年度に比べて5ポイント悪化し、平成16年度の経常収支比率は102.4パーセントとなったものであります。

次に、財政再建推進プランについてのお尋ねでありますけれども、初めに指定管理者制度の検討対象施設であります。多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の管理、運営

の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることが重要であると認識しておりますので、引き続き他の施設についても指定管理者制度の導入を検討しております。現時点では、具体的な施設や実施時期等について決めておりませんが、法令の規定により指定管理者制度が導入できない小中学校などを除くすべての公の施設について検討するとともに、あわせて将来的な維持管理経費を考慮した場合の施設の統合、譲与、廃止等を視野に入れた総合的な検討も行い、指定管理者制度の導入が妥当と判断されるものは、その準備が整った段階で順次導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計、企業会計の収支改善でありますけれども、平成17年度では、特別会計と企業会計へ総額95億円を超える金額を一般会計から繰り入れて事業運営をしておりますが、この金額は年々増加しており、一般会計にとっては大きな負担となっております。特別会計では国民健康保険、老人保健、介護保険のように制度上定められた負担ルールに基づいて繰り入れしている会計もありますが、これらについては今後の社会保障制度の総合的な改革の推移を踏まえた見直しが必要であると考えております。

また、その他の特別会計におきましても、公共の行う事業としての不採算部門を抱え、一定程度の一般会計の負担が必要なものもありますが、事務の効率化や収納率向上など、不断に事務を見直し、一般会計からの繰り入れの節減に取り組む必要があると考えております。

企業会計におきましては、それぞれの事業の性格上、先行投資が必要なものもありますが、今まで以上にコスト意識を持ち、受益者負担のあり方や投資効果などを見極めて、収益確保に努めるとともに、民間委託の推進などによる人件費総額の抑制など、さらなる経費節減と効率化を進めて独立採算の原則の下で健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、各種使用料等でありますけれども、使用料の算定に当たりましては、受益者が特定されていることから、そのコストを使用料で全額回収すべきとの考え方もあります。しかし、公共施設ではそれぞれ施設の設置目的、経過や地域の事情などから、コストのどこまでを使用料で回収すべきが明確になっていないのが実情でありますので、この回収すべき割合など、本市の使用料のあり方について他都市の例も参考にしながら検討したいと考えております。

また、本年4月の使用料改定が昭和59年以来、実に20年ぶりとなりましたが、経済情勢など市政を取り巻く環境は、四、五年程度で大きく変化することが考えられますので、財政状況や社会情勢なども踏まえ、一定の期間ごとに見直しを行うことが必要ではないかと考えております。

次に、行政サービスの制限でありますけれども、行政サービスを行うためには相応の経費を要しており、市税や使用料などにより市民の皆さんにそれぞれ負担をいただいております。これらの負担につきましては、義務として支払いただくものや受益の対価として支払いただくものなどがありますが、市民の皆さんの負担の公平性は確保されなければならないものと考えております。そのような観点から、他都市でも導入されている行政サービスの制限も検討しなければならない課題であり、例えば各種補助金交付申請や資金の貸付け申請、建設工事に係る指名競争入札参加資格者名簿登録などに当たっては、市税が未納であった場合に申請や登録を制限するなどの統一的な基準を設けていくことについて検討しております。

次に、減免制度の見直しでございますが、減免制度につきましては、その制度の適用を受ける方については負担が軽減されますが、その一方ではその他の市民の皆さんとの負担の均衡が保てないこととなります。したがって、適用に当たっては厳正な取扱いが必要でありますし、また真に適用が必要な方のための例外的な取扱いでなければならないと考えております。本年4月の使用料改定の際には、減免の考え方や対象範囲などについて整合性を図ったところでありますが、財政状況や社会情勢なども変化しますので、定期的にその必要性を検討し、見直しの必要があれば適宜改正をしていきたいと考えており

ます。

次に、アスベストについて何点かお尋ねがありましたが、初めに石綿問題での企業と国の責任でありませんが、本年6月アスベスト製品製造工場において従業員等がアスベストによると見られる疾病で死亡したと発表されて以来、石綿の健康被害が次々と明らかになってきました。健康被害がなかなか表面化しなかった要因に、潜伏期間の長さがあったと思いますが、マスコミ報道によりますと、政府の検証結果では、「当時の科学的知見に応じて対処しており、行政の不作为があったとは言えない」とする一方で、「関係省庁間の連携が必ずしも十分でなかった」とか、「法令上の禁止措置を世界的な動向を見ながら実施するという考慮が十分なされたとはいえない」などとされております。今回の件に関しましては、危険性を早い段階で認識しておりながら、抜本的な対策に結びつけられなかったことに問題があったと考えており、国の責任については、今回の検証結果等を基に明らかにされていくものと考えております。

次に、特別立法における救済事業の責任と費用負担についてであります。報道によりますと、政府は9月29日に石綿対策閣僚会合を開き、石綿関連工場の周辺住民や従業員の家族に救済対象を広げることなどを柱とした特別立法の基本的枠組みについて正式に決めたとしております。その内容は労災補償の対象とならない被害者を対象とし、漏れの無い救済を目指すもので、救済には基金を創設し、その財源は原因企業に拠出を求めるほか、国、自治体も負担するとされているところであります。法案の細部につきましては、これから十分検討されていくものと思っておりますので、今後の政府の動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、市所有施設におけるアスベスト建材の使用状況及び追加調査の状況であります。調査は吹きつけ材にアスベストが含有されているか否かについて昭和30年から55年に建築された施設について1次調査を行い、また昭和56年から平成元年に建築された施設について2次調査を行っております。学校教育施設では1次調査で7施設、2次調査で3施設を調査し、総合体育館で確認されたため除去工事を行います。学校教育施設では1次調査で32施設を調査し、小学校6校、中学校6校で確認され、教室等は囲い込み工事を、ボイラー室は除去工事を行います。また、2次調査で25施設を調査し、小学校4校、中学校5校でサンプルを採取し、定性分析を依頼中であります。福祉施設では1次調査で7施設、2次調査で5施設を調査し、総合福祉センターで確認されたため囲い込み工事を行います。病院では1次調査で2施設を調査し、小樽病院と第2病院で確認されましたので、いずれも除去工事を行います。港湾施設では1次調査で14施設、2次調査で1施設を調査し、3号ふ頭の32号、33号上屋で確認されたため、囲い込み工事を行います。市営住宅では1次調査で254棟、2次調査で34棟を調査し、最上改良住宅で確認されましたので、最上階の閉鎖工事を行います。その他の施設では1次調査で35施設、2次調査で7施設を調査し、し尿処理場内施設、市役所別館、勤労青少年ホーム、保健所、維持課庁舎で確認され、し尿処理場内施設は除去工事を、それ以外は囲い込み工事を行います。なお、現在これらの対策工事のために3億3,300万円の補正予算を計上しております。

次に、相談問い合わせの状況であります。件数は9月27日現在で67件となっており、民間建築物や建材関係が34件、健康相談が18件、市有施設関係が10件、その他が5件となっております。

次に、保健所で把握している健康相談の内容であります。9月27日現在で24件の相談があり、その内訳は健康に関することが18件、生活環境におけるアスベスト含有物質に関することが2件、その他4件となっております。また、追跡調査等の事後対策が必要な場合の有無でありますけれども、中皮しゅを発症した事例について間接的な相談を1件受けておりますが、本人から直接相談は寄せられておりません。

次に、学校施設の現地調査の内容でありますけれども、建設部の建築技術職員が該当する学校施設の使用箇所に出向き、日本建築センター発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」の診断項目に基づき、目視で照合調査を行い安定していることを確認しましたが、一部に人為的につけられた傷やへこみがあったことについては承知しております。

次に、稲穂改良住宅の対策と市所有施設の調査総点検でありますけれども、初めに稲穂改良住宅につきましては、2か所の階段があり図面では塗装と明記され、現地調査で一つの階段の段裏で厚さ二、三ミリの吹きつけ塗料を確認しました。これにつきましては、これまでの吹きつけ材と異なるものと判断しましたが、念のためサンプルを採取し、定性分析を行うことといたしました。

次に、調査結果の総点検ということですが、今後、国の指導等を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

次に、建築基準法と建設リサイクル法の件数であります。建築基準法に基づく除却の届出件数は、16年度の総数が220件、500平方メートル以上が15件であり、17年度は9月26日現在で総数が123件、500平方メートル以上が7件となっております。また、建設リサイクル法に基づく解体の届出数は、16年度の総数が311件、500平方メートル以上が36件であり、17年度は9月26日現在で総数が169件、500平方メートル以上が10件となっております。

次に、大気汚染防止法による特定粉じん排出等作業の届出件数であります。平成16年度は4件、平成17年度は9月26日現在で16件となっております。なお、大気汚染防止法では解体だけでなく、改造、補修についても届出対象となっております。

次に、大気汚染防止法の届出状況の確認であります。大気汚染防止法では吹きつけ石綿の除去作業などを行うに当たって、事前に特定粉じん排出等作業届出の提出が事業者には義務づけられております。従来、建築リサイクル法の届出と大気汚染防止法の届出とは対象が異なることもあって連絡が図られていませんでしたが、今後は建築リサイクル法や労働安全衛生法など、石綿関連法令の届出窓口と連携をとりながら相互に届出の指導について対応してまいりたいと考えております。

次に、特別管理産業廃棄物であるアスベストが適正に処理されているかとのことですが、これまでは大気汚染防止法による特定粉じん排出等作業届出があった場合、届出書をチェックし、アスベストの排出方法や収集運搬委託業者の許可取得状況などを確認するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく飛散防止措置を講じるよう指導してまいりました。また、本年8月29日にはアスベストの取扱いについての啓発が必要であることから、小樽労働基準監督署と関係部局が合同で関係業者に説明会を開催し、この中でアスベスト廃棄物の適正処理についての周知を図ったところでありますが、今後、排出事業者に対し、運搬や埋立てについての委託契約書や最終処分されたことを確認できるマニフェストの写しの提出を徹底するとともに、このたび環境省から示された「廃石綿等処理マニュアル」に従った排出保管をするよう指導の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりに関連して何点か御質問がありましたけれども、初めに特別景観形成地区の指定の経緯についてであります。この特別景観形成地区は、昭和58年に制定した「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」に基づき指定した景観地区の内容を引き継ぐもので、昭和61年に小樽運河周辺地区と色内大通、緑山手通地区の2地区、計約6.3ヘクタールを指定しています。その後、平成4年に制定した小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づき、指定区域の検討並びに地区景観形成計画や基準の検討について景観審議会へ諮問し、平成6年特別景観形成地区の将来あるべき姿として候補地区を示す内容の答申を受けており、同年これに基づき入船七差路地区や堺町本通地区、それに小樽運河周辺地区の一部を含め、約18.6ヘクタールを追加指定しています。また、平成8年には色内本通地区

や旧日本郵船株式会社小樽支店地区、小樽築港地区、それに小樽運河周辺地区の一部を含め、約46.8ヘクタールを追加指定、さらには平成11年に小樽駅前及び中央通地区の約7.6ヘクタールを追加指定し、合計79.3ヘクタールの区域を指定してきた経緯があります。一部取り残されたような形態になっている理由でありますけれども、これまで地区単位で区域を拡大してきたことから、現在の形態となったものと考えております。

次に、特別景観形成地区の見直しでありますけれども、昭和61年の景観地区を引き継ぐ形で、これまで都市計画法による地区計画や土地区画整理事業などの状況に合わせ、当該地区の住民や地権者の理解と協力を得ながら順次拡大してきたところであります。近年、その地区に近接して高層建築物の計画や建設がにわかに増えてきたことから、昨年度、景観審議会の中に設置したワーキング部会において、指定範囲の見直し作業を行っており、これまでに現地調査を含め10回のワーキングを開催し、検討を進めているところであります。今後は、10月から11月にかけて指定を予定している地区の地権者や住民を対象に説明会を開催し、諸手続を経て来年度当初より指定範囲を拡大したいと考えております。

次に、平成13年の景観条例施行規則の改正でありますけれども、改正で25日間を短縮できるとした理由は、届出を受け、基準や指針などに適合するかどうかの判断に25日の期間を要しない案件が数多くあることから改正したものであります。なお、適合するかどうかの判断につきましては、これまでの場合によって景観審議会の委員に意見を求めることなどを行っておりますが、今後も適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前再開発事業について何点が御質問がありましたけれども、初めに再開発事業の保留床処分の見直しであります。再開発事業の実現に向け、本年7月25日に権利者から成る「小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会」が発足しました。準備会では保留床処分のためのデベロッパー誘致や権利者の合意形成、また建物の規模、用途などについて事業協力者と事業の実現に向けて具体的に取り組んでいるところであります。

次に、保留床処分のための公共施設整備を行うかということですが、この事業は民間主体による再開発事業で保留床処分先は民間企業を主体に検討しております。また、再開発予定区域周辺での公共事業の計画であります。現在、駅前広場の交通安全上の課題もあり、駅周辺を中心に、ハード、ソフト面から庁内で検討を進めているところであります。

次に、再開発事業の商業施設についてでありますけれども、この事業での商業床は、権利者の権利返換により取得する権利床を中心に検討しており、現在その規模は決まっておりません。再開発事業は中心市街地の活性化につながるものであり、駅周辺にふさわしいものとなるよう協議を行っております。

次に、丸井今井小樽店についてのお尋ねでございますけれども、丸井今井小樽店の閉店は地域経済に大きな影響を及ぼすことから、北海道、小樽市、商工会議所、市商連、サンモール一番街商店街、中小企業家同友会しりべし小樽支部の6者による営業存続に向けた連絡会議を設置し、さまざまな要望活動や営業存続に向けた署名活動を行ってまいりました。しかしながら、丸井本社として法的整理を避けるためには、不採算店の閉店は避けられないとのことであり、10月末にやむなく小樽店を閉店することとなりました。丸井今井小樽店は115年の歴史を有し、市内唯一の百貨店として長く市民に親しまれており、その小樽店が閉店することはまことに残念であります。今後は閉店対策の具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、これまで進めてきたまちづくりでありますけれども、平成11年の築港地区再開発事業や稲北地区再開発事業による大型商業施設の開業など、これまで進めてきた多くのプロジェクトにつきましては、その時々の本市が抱える課題を解決するために必要との判断に立ち、各界各層の御意見を踏まえながら

進めてきたものであります。しかしながら、少子高齢化の進行や消費者ニーズの多様化など、社会経済情勢が大きく変わる中で、長引く景気の低迷による個人消費の伸び悩みなどもあり、本市商業を取り巻く環境は依然厳しい状況にありますけれども、今後とも商業者の皆さんと一体となって商業振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、営業継続と雇用支援の取組の状況でありますけれども、現在、小樽店で営業している多くの地権者、テナントから営業継続の強い要望があることから、再開発施設全体を管理運営する小樽開発株式会社と連携し、引き続き営業が可能となるよう取り組んでいるところであります。現在、23店舗の地権者、テナントが営業継続を希望しており、当面、小樽店の地下及び1階に店舗を集約し、11月の早い時期に新たな営業を開始する予定となっております。

また、雇用支援についてでありますけれども、7月末に小樽公共職業安定所長を本部長に雇用対策小樽地域本部が設置され、ハローワーク内に再就職支援窓口が設置されております。また、8月から9月にかけて丸井が設置した再就職支援室に、ハローワーク、小樽労働基準監督署、産業雇用安定センターの担当職員が配置され、職業相談や紹介、求人情報の提供を行ってきております。今後の予定でありますけれども、10月17日にこの再就職の支援室が再度設置されるほか、11月25日には離職者を対象に総合相談会を開催することとなっております。市といたしましても、関係機関と連携しながら一人でも多くの雇用の実現が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地権者・テナントの営業継続の問題でありますけれども、小樽開発株式会社と連携しながら金融機関、顧問弁護士、丸井本社などと協議を進め、11月以降の営業継続について最終的に了解を得たところであります。また、小樽開発株式会社におきましては、平成2年の再開発事業における借入残が、現在、複数の金融機関に約40億円あると聞いておりますが、その取扱いにつきましては、現在、小樽開発株式会社と金融機関とで協議を進めている状況と伺っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 古沢議員の御質問にお答えいたします。

アスベストにかかわる保護者説明会の質問・意見などについてであります。説明会では主に工事の手法、工事の期間、安全対策、アスベストと健康問題のかかわりなどについて質問がありました。また、各会場においては、囲い込み工事の方法や工事後の空气中濃度測定による安全確認、各種調査結果の公表の仕方などについての意見・要望が出されたものと思います。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 再質問を行います。

まず、財政問題です。

選挙制度の結果とはいえ、議席上は自民党・公明党と党が圧倒的多数議席を得たわけですが、この力を背景にして小泉改革、構造改革がどんどん進められていくのではないかと。自民党に投票した人の約半数、有権者の7割を超える人たちが議席を与え過ぎたというふうに各種世論調査で答えていますが、その心配の一つがここにあると思うのです。それで、三位一体改革が一層地方切捨ての方向に向かっていくのではないかと。国の財政再建のツケが国民や地方へと転嫁されていく、その流れが強まるのではないかと。この心配が非常に強いわけですが、市長はどのようにお考えですか。

財政問題、2番目です。

公債費比率の悪化についてですが、実は私は平成13年3定で当時12年度決算の標準財政規模をベー

スにして公債費比率の問題をお尋ねしました。12年度決算をベースにした場合に16年度にはどの程度予測しているかというふうにお尋ねしたのですが、市長はその際に16年度の減税補てん債などの借入れという特別の要素を除くとピークは15年だと。12年ベースでいけば19.8パーセントになるというふうにお答えになっていました。しかし、実態は20.8パーセントへと予想を超えて上昇しているわけです。当時の見込みと見込みが狂ったその理由を再度確認しておきたいと思います。

そこで、財政悪化の原因と責任についてですが、経常経費に占める人件費は財政の概況によれば平成7年度から16年度、10年間で41.9から32.7、マイナス9.2ポイントです。これほど大幅に減額がされて、なおかつ、つまり義務的経費の最も大きな部分を占めている人件費でこれほどの大幅削減、減額ができてはいるのに、なぜ経常収支比率が改善されないのか。実はこれが大変疑問になったわけです。10年前から見ると7.9、約8ポイント経常収支が押し上げられるようになってきました。先ほどの答弁でも市長はこれまでと基本的には変わらない。義務的経費で言えば人件費、扶助費、公債費、15年、16年で考えれば人件費、扶助費等はこれは悪化原因ではなくて、改善要因の一つに挙げられるように答弁されておりましたけれども、実は10年間の推移の中で最も大きな数字的な変化を示しているのは公債費です。16.2から24.7、8.5ポイント増です。バブル崩壊後に特に国の景気対策に因ずる形でどんどんどんどん補助事業、単費事業を進めてきた。そのツケが回ってきたのではないかという議論は、既に2年ほど前に行いました。結局、今回の経常収支比率が悪化する、その大きな理由になったこの公債費、これは明らかなわけです。さらには、新港への負担金などは補助費として分類されていきますし、簡易水道への繰出しなどは繰出金で分類されていくわけです。こうしたものと、もう一方では先ほど市長はお答えになっておりますが、入りの部分があると思うのですが、これらから見て財政悪化してきている理由、なお市長の行政の長としての責任、やはりはっきりと言うべきだというふうに思います。重ねてお伺いをしたいと思います。

財政問題では、まずこの3点です。

次は、アスベストの問題です。

最初に、この問題の権威だと言われているNPO法人職業性疾患・疫学リサーチセンターの海老原先生、この方が次のようにおっしゃっている。「建設作業者の肺がんは、ほとんどのケースで石綿を吸い込んだ証拠の胸膜肥厚はんが認められる。肺がんの人口10万人当たりの死亡率は66.8人だが、建設作業者の場合は少なく見ても1.22倍、建設作業者は退職者を含めると約1,000万人なので、年間8,150人が石綿肺がんの死亡者と推計される。中皮しゅ死亡者は03年、年間で878人、これに比べて肺がん死亡者はけた違いに多いのだ」ということをおっしゃっている。「石綿肺がん被害者の多数が、結果として現在でも見落とされていると、きちんと対応しなければいけない」という問題提起をしています。これをどのように受け止めるのか。これに対する対策が自治体として求められるとすれば、当然小樽市内における建設労働者の数や建設現場の作業実態の把握、そして健康被害の実態調査など、こういったことが求められてくると思うのですが、その点での対策は検討されているのか。

次に、学校での説明会の中で、保健所の医師が途中から参加をして説明会に加わるようになりました。例えば塩谷中学校では保健所の医師は、胸膜中皮しゅは普通の人からはほとんど出ていないというふうにおっしゃっている。幸小学校では国内の調査がないものですから、フランスの調査の限りでは、将来がんの心配性は極めて低いというふうにおっしゃっている。この説明を受けたときに、塩谷中学校で参加をしていた1人から、心配ないというのだけれども、現に中皮しゅで肺の片方を摘出した人がいる。私もお会いしていますけれども、30代の若い青年です。その人に聞けば、思い当たるのは小中高学校時代の古い校舎以外考えられないと言っていたというふうにお話をしている。これが先ほど間接的には1

件というふうに市長が答えたケースです。

実は、石綿問題を考える際には、これまで政府にしても、もちろん製造企業にしてもですが、その心配な実態を明らかにしてこなかったわけです。対策を講じてこなかったから、実は海老原先生が言うように大きくりで肺がんだと処理されていた人たちもたくさんいたし、しかし具体的に何をどこに相談していいかわからない、どういうふうにしたらいいかわからない、もちろん具体的に言えば、労災の申請ができるのかどうかということも含め、わからない、どうしたいかわからないというのがこの問題の深刻な一つなわけです。ですから、間接的とはいえ、直接その説明会でこういう人がいるのだよということを知っていて、その後何も言っていないからいいのかということを私は思うわけです。ひょっとしたら、ある職場で従事していたところが原因で中皮しゅになったのかもしれない。だとしたら、労災の申請だって援助できるではないか。つまり追跡調査というのはそういうことなのだとすることを私は思うのですが、こういうことで、市長、これは税金やなんかの申告主義とは違いますから、申請主義とは違いますから、もっと真剣に取り組んでいただきたい。

それから次に、安定しているというふうに認識しているかどうかという問題です。これは違うのではないかとお尋ねをしました。正確な説明ではないというふうに私は聞いたのですが、市長自身、1次調査、追加調査、現場を幾つあなたの目で確認されたのでしょうか。我が党の調査で言えば、例えばよく私は例に挙げるのですが、長橋中学校の音楽室、市長、見られましたか。それから、他の学校においても図工室、音楽室、教室といわず、天井はぼこぼこになっているところがあるのです。育ち盛りの子供たちですから、天井に物をぶつかけたりなんかするのだそうです。それが原因でそうになっているというだけでとどまっていられない問題です。それが、劣化を促進というか、進めて、一部はく離、落下、したがって繊維の飛散、こういった状況が実態としてはあったのではないかと、そういうふうに判断するか、見ていくかどうかで、対策工事のやり方も変わってくるのではないのでしょうか。ボイラー室が除去工事だと。しかし、子供たちのいる教室やこうした図工室、音楽室などは、その多くは特別な事情がない限り囲い込み工事ですよ。こういうところに表れているのではないのでしょうか。その点が一つです。

それからもう一つ、対策工事後の問題です。調査結果を聞かせていただいて甚だ疑問に思ったことが一つ。施工工事後の方が空気中の濃度調査が上がっているにもかかわらず、教育委員会にこの点は聞いておきたいと思うのですが、2学期の再開時期、当初の計画どおりやったのではないのでしょうか。塩谷中学校、潮見台中学校、朝里中学校、どうですか。濃度測定方法、どういうふうにしたのか、お聞かせいただきたい。

それから、市立病院のボイラー室です。ここは実態調査をして一番驚いた場所です。安定しているどころか日々落下しているという状況です。聞いてみましたら、その後もそこに通常の勤務をさせているというのです。その理由は8月に空気中の濃度調査を行ったそうです。1リットル当たり0.5本、0.4本、基準以下だったと。この濃度調査が、いわば安全宣言と言ってもいいような形で通常勤務が続けられている。しかし、リットル当たり0.4本あるいは0.5本といったら実感はありませんけれども、小樽病院のボイラー室、室内の容積を調べてみました。662立方メートルです。ですから、662立方メートルのボイラー室の中に0.5本と言っていたアスベスト繊維、換算しますと33万本飛んでいるのです。目には見えません。さわれません。においもわからない。こうやって考えると、なかなかこれは深刻だというふうな気持ちになりませんか。しかも飛んでいる繊維は青石綿、クロシドライトですよ。こういうふうには考えないといけないのではないですか。市民の健康を守るべき病院の施設の中でこういう状態が続いている。ちなみに旧環境庁時代に平成5年度の調査数値ですが、大気環境レベル、幹線道路周辺地域

で0.43だそうです。これとほぼ同じだと言っているのです。自然界の空気中と同じだから心配ないから通常勤務させているというわけでしょうね。しかし、この旧環境庁の調査でいっても、住宅地域になると0.14、例えばこうやってみたら住宅地域より3倍も4倍も濃度が高い、そういう囲い込まれた狭い空間内のボイラー室で職員が通常勤務をさせられていると、これが問題ではないかというふうに私は思うのです。こうしたものに対する対応の仕方、取り組む姿勢が市民の命、暮らし、アスベストからの健康を守る問題につながってくると思うのですが、いかがでしょうか。

それから、稲穂住宅の階段室の問題です。市長答弁されました。設計図書では、あれはアスベスト入りコンクリートペイントというのだそうです。何だろうと思ったのです。やはりアスベストでないかというふうに設計図書を見て私は思ったのですが、説明を受けたら、実はこれは塗料だから、要するに封じ込められている、固化されている、飛散する心配のないものだと言明するのです。実態を見たかと。見たら明らかに吹きつけ材だと。手でさわれば手が真っ白になって落ちてくると。これが1階から9階までずっと吹きつけられている。実は、設計図書の調査では、1次調査の段階でこの稲穂住宅は対象から外れるわけです。だから、先ほど聞いたわけです。総点検が必要ではないのかと。ほかにこういう施設はないのかと。そのチェックをしなければいけない。国の指導があってやるべきことですが、市長、これは、自治体独自にやらなければいけないことではないですか。ぜひこの点はお答えいただきたいと思います。

次、駅前再開発はいいです。具体的になったらまた議論させていただきます。丸井の問題ですが、一つは民民の再開発事業であそこに現在の状態になったわけですが、そもそもそういう再開発事業なのだけれども、優良再開発整備事業として国や道や市の補助を受けて行った事業ですよ。ですから、小樽のまちづくりという点からいえば、そういった点からもはっきりしているように、ある意味では公共的な事業として進められてきたのではないだろうか、こういうふうに考えれば、国への支援要請を具体的にやっているのではないかと。やっておられるのではないかと。現行制度の中で各種の補助金事業などもあるでしょうから、例えばそういうものの活用、そういったこともできないのか。やっているのだとしたら、どのように取り組んでいるのか、それを教えていただきたい。

二つ目は、営業継続の問題、希望しているテナントに対してどうこたえていけるかという問題です。お聞きしたら、苫小牧店、釧路店の不動産資産は100パーセント丸井のものだとおっしゃっておられました。これに比べますと、小樽店の場合は、丸井が有力ではありますが、共有資産になっているわけです。権利関係が極めて複雑に入り組んでいます。ですから、5年後の旧会社整理に当たっては、苫小牧店や釧路店の場合は、期限が来て対応すればできるものであっても、小樽店のように複雑な権利関係の物件については、不動産については、5年なんか待てないで具体的な資産処分などの整理事務に入ってくるのではないかと、これが心配されます。したがって、例えば整理回収機構などとの関係において、どの程度、いつまで営業継続ができるのか、その担保を取りつけているのか、約束はあるのか、これをぜひお答えいただきたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えしますが、私がお答えした以外のものにつきましては、担当の方から答弁させます。

初めに、財政問題で、三位一体の改革で国の財政再建のツケを地方に回すのではないかというお話です。これは全国市長会としても非常に危くしておりまして、特に今回の選挙に関係なく去年から生活保

護費の国庫補助負担を4分の3から3分の2にしますというのは示されておりますが、これについては、今、全国市長会で猛反対しております。先週の土曜日、日曜日、これも含めまして、今、関係国会議員の方にも、ぜひこれは地方の意見を尊重してくれということで申し入れしていますので、そういうことのないように全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、財政悪化の原因について公共事業と公債費の問題ですけれども、確かに過去には多額の建設事業を行ってまいりました。それは景気対策として、例えば道路の問題とか下水道の問題、こういったものを前倒しでやってまいりましたので、その他もございまして、その影響があって現在の公債費の償還がピークに来ているということもございまして、そのほか、その時々々の社会経済情勢や住民ニーズに応じていろいろな事業を行ってまいりましたので、そういったものも含めて現在その償還がピークになっているのだということでございまして、財政再建に向けまして人件費も相当圧縮をしています。これは既に300人以上の人の削減をしていますから、これは当然大幅に人件費は減るわけですけれども、その他扶助費につきましても、いろいろ制度改正等によって若干増えているという現実もございまして、いずれにしてもこういった現在の状況を一日も早く改善したいというふうに思っております。

それから、アスベストの問題で健康被害対策ということでお話しございましたけれども、現在、問題になっておりますのは、石綿の製造工場及びその周辺住民に対する健康被害というのが大きく取り上げられておまして、その他の問題ではあまり取り上げられておりませんので、今後こういった因果関係を調べるのは非常に難しい問題だと思いますけれども、こういった対応策がとれるかどうか、小樽市だけでなく全国的にどういう問題が生じているのか、そういった状況も把握しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、丸井の問題ですけれども、公共的な事業として取り組んできたのだから国の助成ももらえないかというお話ですけれども、私も既に経済産業局の方に出向いてこれからどういう再建になるのか、まだ方針が明確ではありませんけれども、何らかの支援を要請してきております。

それから、営業継続の関係ですけれども、これはお話がありましたように共有資産ということで、RCCの方も非常に苦慮しております。これぐらい難しい案件はあまり例がないのではないかといい言っていますので、これはなかなか我々がどうこう言える立場でもございまして、そういった状況もよく確認しながら、営業継続も、結局今回はテナントに入っていただく皆さん方には家賃を取りませんということで、いつそういう借り手がついてどうなるかという事態があるものですから、そういう契約をするとまたややこしくなりますから、共益費だけは負担してくださいという処理をしていますので、それは担保をいつまで取っているかということですが、それはなかなか難しい問題で、そのことは入っていただくテナントの皆さん方にはお話をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 謙) 再質問にお答えいたします。

工事前より工事の後が濃度が高くなったのではないかとのお話でございましたが、高くなったところもございまして、実は低くなったところもございまして、濃度の変化については測定を行った日の環境とか、湿度、温度、風速などにより数値が若干変わるものというふうに私ども伺っておりますし、WHOの基準ではリットル10本ということでございまして、変化が小数点よりも下の方での若干の変化でございましたので、私たちは許容の範囲内ではこれは上下があったものというふうに考えまして、学校を再開したところでございます。

(「何で対策工事やったの、そうしたら」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 財政部長。

財政部長(磯谷揚一) 公債費比率の悪化というお尋ねだったと思います。13年のときの質問の関係でのお話だと思うのですが、大まかに言いますと、普通会計の公債費に充当して一般財源を標準財政規模、いわゆる経常一般財源の総額、これで割ったものの比率、御承知のことだと思うのですが、お尋ねのあった公債費、当時の推計値とそれから15年度の実績値というのは、いずれも80億円台でこの分子の部分というのはほぼ変わっていないのです。ところが、分母になります標準財政規模が平成12年度が351億円ございましたものが、15年度で314億円ということで約37億円減少していると。この分母が大幅に減少しているということが、逆に言うとこの指数を当時19.8と申し上げたものが20.4になっているというようなことというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 保健所長。

保健所長(外岡立人) アスベストと健康被害の関係についての御質問ですが、まず一つは、海老原医師のお話、建設作業員の間で非常に実は肺がんが多いと。それはどうもアスベストが関連しているのではないかと、そういう御意見は知っております。そして、これは確かに可能性は否定できないものですが、こういう推論というのは今の段階で幾つか出ています。ですから、そういった意味ではもう少し専門家、また国の方である程度意見が統一されてこなければ、我々市又は保健所としての対応というのは今のところはまだ決めかねています。

もう一つ、一般人の中で中皮しゅはないのかと。私はちょっと顔を出していないのですが、塩谷の方で間接的に知り合いの方が中皮しゅで片肺をとったというお話を承った、それは私も知っております。それで、我々としては、もしその方が相談があるのならば、保健所にぜひ連絡してほしいとその知り合いの方を通して言っておりますけれども、現在、保健所に連絡が入っていません。現時点で1人のまれな例から疫学調査が必要だとは私は思っておりませんし、もし仮にその方が相談に見えたら、きちんと調査する予定ですが、あくまでもプライバシーの問題がありますから、御本人が何も言っていないのにいきなり電話する、また訪問するというのはちょっと今のところは考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 古沢議員の再質問にお答えをします。

アスベストの関係で複数あります。

まず1点目に、現地調査をした結果、要は安定していない状況の中で囲い込み工事ではなくて除去すべきという御質問がありましたけれども、私どもの対策をするときに、国の指導で三つの方法を示唆されてございます。それは囲い込み、封じ込め、除却、さらには指導の中でも、安定をした場合には状況を勘案しながら状況を見て使ってよいという、ある意味では四つあるでしょうか。そういう中で、当該工事については我々としては安定している中で当然経済効果も含めて勘案したときに、囲い込み工事にしたということでございます。

次に、稲穂住宅の階段の中に吹きつけがあるだろうと。そういう状況であれば、当然これまでの調査の仕方について問題があるのではないかと御質問だったと思います。調査については先ほど市長から答弁申し上げましたように、図面をチェックし、現地に複数の技術職員を派遣し、調査し、かつ答弁していなかったと思いますけれども、施設所管のセクションで事情聴取をしてあるかないかも実は調査をしています。その中で、市長答弁と重なりますけれども、稲穂の住宅に関しては、図上はあくまでも

アスベストを含む塗材であるという表示であります。塗材であれば、当然飛散型、非飛散型の一部で、いわば非飛散型に準ずるという解釈をしてございました。その中で2本のうち1本で吹きつけということがありましたので、現地を調査したところ、やはり2ミリから3ミリという厚さの通常考えられないような状況で塗材として吹きつけたということが判明しました。しかし、安全を確認するために現在そのサンプルをとって定性分析はしたいというふうに考えております。

それから、そういった状況の中で総点検をというお話でございますけれども、そういった形の中で私も段階的にはチェックしてございますので、私、今の段階では調査漏れはないのかなというふうに考えてございます。ただ、今後、国は非飛散型の材料に関しても調査するというふうに聞いてございますので、そういった国の調査内容をも勘案しながら、今後の対応については考えたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 小樽病院事務局長。

小樽病院事務局長(小軽米文仁) 古沢議員の再質問にお答えします。

ただいま日々アスベストが落ちてきているというようなお話がございましたけれども、そういった御意見を踏まえまして、今までの経過等、現況をお話ししたいと思います。

小樽病院のアスベスト対策といたしまして、ボイラー室、給食室につきましては、これまで2年ごとに空気中の濃度測定を行ってきております。本年は2月15日に実施したところであります。それまでの結果といたしましては、リットル当たり70本、これは労働省の基準で言えば、当時2,000本というふうな基準もありましたので、70本以下の調査についてはここでとめて、いわゆる70本以上はないという結果で測定は終えておりました。しかし、今年の6月以降、アスベストの問題が大きく取りざたされておまして、そして私どももさまざまな情報を得ることができました。その結果、日常ボイラーの操作等で職員は施設に出入りしていることでもありますので、これまでより精度の高い空気中濃度測定が必要と判断しまして、去る8月8日に実施したところであります。この結果は、ボイラー室はリットル当たり0.4本、それから併設している機械室はリットル当たり0.5本ということでありました。しかし、通常では測定結果のように一般大気と同程度という結果は出ておりますけれども、既にはく離している部分もあることや、今後、地震等不慮の事態が発生することによりまして、アスベストの飛散の可能性もあると考えますので、早急な対策が必要と考えまして、全面撤去工事を実施することとしたところであります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 答弁がいろいろあったのですが、教育長、聞いているのは、これはやはり児童の健康、安全のためにだと。基準とかなんとか言っておられないから、金がないとも言っておられないから、まずは学校は対策工事をやろうと始めたのでないのかと。ところが、工事が終わって測定してみたら、いじらなかつたらそんなにひどくなかつたものを、いじって飛ばしてしまったものだから数値が上がったのではないかと私は思ったのです。そういうこともあり得るなど。それだったら、一定期間を置いて落ち着くまでというのは必要なのではないかと。当初の予定どおり2学期の開始時期ゴージャスというわけにはいかない。少なくともこれらの学校についてはというふうにお伺いしたのです。そもそも対策工事というのはおっしゃられるように、濃度測定だって基準より低かつたわけでしょう。だから、そういった点でお尋ねしたのです。

それと、財政にまず聞いておきたいと思うのですが、公債費の議論はこれまでも何度かしてきました。

扶助費の問題です。中でも大きな部分を占める生活保護費の問題についてちょっとお尋ねをしておきたいと思うのです。

実はこれも概況によりますが、平成7年度から16年度の数字を見てみました。もともと生活保護費は4分の3は国庫負担金、国の補助で事業が維持されていますから、多少アバウトに言えば、残りの4分の1の事業費、人件費が一部市の財源、一部交付税という形で見られるのだと思うのです。それを前提にして考えれば、事業費は平成7年度の66億8,000万円から平成16年度85億5,000万円、約28パーセント増です。このうちの今言ったように4分の3が国庫負担金などで措置されてしまうわけです。残っている分が一般財源で措置されるのですが、平成7年度15億2,800万円、平成16年度19億8,800万円、約30パーセント増です。この間の基準財政需要額で見た場合に、この生活保護費というのはどういうふうになっているかというと、16億5,600万円から21億2,500万円に約28パーセント増です。10年間トータルで言えば、一般財源は188億円ですが、基準財政需要額ベースで言えば181億円、ほぼ横並びと言っていいのです。この基準財政需要額で見る181億円はそのままそっくり交付税でいってくれば万々歳なのですが、そうはいきません。これもアバウトで言えば、小樽市の財政力に応じて一般会計から出ていく分と交付税で措置される分という形で賄われます。

こうやって考えると、義務的経費、公債費、扶助費、人件費というふうにこれまで言っていたことが、実は実体的には違ったのではないかということをお私に思うのです。仮に、年間20億円ほどの一般財源のうち、このうちの4割強ぐらい、5割弱ぐらいが一般会計から出されていて、残りの分、普通交付税から補てんされていくのだと考えれば、その分は市民のこういう例えば低所得者層の人たちの暮らしを支えていくために必要最低限の会計支出でないのか。しかも、金額からいって、それは義務的経費を引き上げるなんていう水準の金額ではないだろうということをお私に思うわけですが、この点についてぜひ御説明をいただきたいと思います。

それから、先ほどちょっと答弁が漏れているのですが、景観の問題のときに経過を言ってあの地区は結果として残りましたと答弁いただきました。なぜ残ったのか、それを聞かせてくれというふうには私は聞いたのです。あの地区は、マンションなどが建っている地区は、いろいろ当初の指定から拡大検討してきているのだけれども、それでもなおかつなぜ残ったのか。その理由があるはずだと、それを教えてほしいというふうに言ったわけで、これはぜひお答えいただきたいと思います。

もう一つ、わかりやすい例で規則の改正の問題についてお尋ねしておきましたから、例えば具体的な例ですよ。市長、ちょっと聞いてください。運河沿いに立体駐車場がありますが、これが実は10月1日から解体除去に着手をしたいということで、建設リサイクル法による届出が法律上の約束事を守って出されていたと思うのです。実際は私は見せてもらえないですから、守られていますと言っている。それでは、景観条例で言う大規模建造物等の事前の届出は出ていますかと言ったら、出ていませんと言っています。ぎりぎりまで待って確認しました。9月28日に届出が出ました。そうすると、従来の景観条例、規則で言えば、出てから25日間、市民にも確保された期限の利益としての25日前があったのだけれども、今度は市長が問題なしとしたらすぐできるぞと。具体的にどうなっているかというと、28日に出たものが30日に、市長、あなたは判をつけているのではないですか。よろしいですという通知を交付しているのではないの。そうしますと、景観条例で言う仕組みは事業者寄りに変わったということをお私に、私はそういうことから言えると思うのです。これは解体だからあんな立体駐車場を壊すのだったら景観上いいのだからよろしいと。その逆もあるのですから。あの地域にどんとマンションを建てるという場合にも、これは今の規則改正は市長と事業者の間でそういうやりとりさえできれば、市民が後から気がついたって、これはもうルール上は淡々と進んでいってしまうと、そういうふうになっているのだというこ

とに触れたわけです。わかりますね。屋台出抜小路の隣にある立体駐車場です。具体的にはそういう状況に規則をあなたは変えたのですよということを私は取り上げたわけです。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 財政部長。

財政部長（磯谷揚一） 扶助費の関係で、財政悪化の原因が必ずしもそうではないだろうというお話だと思うのですが、市長もこれはもうかねがね扶助費については否定しているわけでももちろんございません。御承知のとおり社会的、経済的に弱い方には当然支えるというそういう観点が必要だということは、かねてから述べてきているわけでございます。それで、今、古沢議員がおっしゃいましたが、けれども、大まかに言いまして、生活保護費の事業費ベースで4分の3が国だと、4分の1が市ということにすれば、4分の1の半分ぐらいは税、仮にとおっしゃいました。それから、半分ぐらいは交付税で措置されていると。税も交付税も措置されているのだから、それなりにそういう意味でも必要なのではないかというようなことのお話だったと思うのです。確かにそういう小樽市の財政力指数からいえば、16年度が0.462ですから、今おっしゃったようなことはそのようにとれることだと思うのです。ただ、これが単純に15年度、16年度を比較しただけの問題でなく、扶助費、例えば10年前と今を比べたときに、この交付税の算定基準といいますが、一応の考え方の中に理論値ですけれども、7年度であれば保護される方がたしか約3万9,000、4万人に近い人間になります。それが平成16年度になりますと、保護される方が5万人を超えるような数値になります。ですから、この間に延べでそれだけの人間が小樽市の中に増えてきて、社会的に支えていかなければならないという状況があるわけです。ですから、そういう意味ではこの10年間のスパンで見れば、こういう扶助費の中の生活保護費についても、相当数小樽市の財源負担としては大きくなっているというか、きつくなってきているのだということをぜひ御理解いただきたいと思うのです。

（「10年前からいったら1億円か2億円だよ」と呼ぶ者あり）

確かに公債費のことももちろん先ほどのやりとりもございました。いろいろな要素があります。ただ、その生活保護費のものに限っていえば、こういうこともあるということを御理解いただきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 私の方から景観の部分とアスベストのお話をします。

景観法に基づいてなぜジグザグになったのかということだと思いますけれども、市長が答弁申し上げましたように、そのエリアに関しては当然ゾーンごとにもどうしても指定をします。その中で言うと、住民の合意を得ながら指定をしていくという必要から、結果的にああいってジグザグといってしまうか、そういう状況にならざるを得なかったということでございます。それについては前にも答弁しましたように、その部分についても今回そういったジグザグではなくて、面としても進めていくような改正をしたいということでもございました。

（「今回だって残るのでしょうか、そんなこと言ったら」と呼ぶ者あり）

基本的には、今、道路なり一つの一定したエリアをベースに住民説明会を開こうというふうを考えてございます。

次に、25日あった景観法で言う届出の固定した期間が、改正によって25日以内という部分の改正でございますけれども、私どもとしては当然景観法に基づく小樽市のゾーンとしてあるべきかという議論

について、行政側の方のチェックはしますけれども、それに足りない部分には景観審議会の中で議論をし、適用するかを判断します。そういった中で大規模な、複雑なものについては25日を要しますけれども、そうならない場合は景観審議会の意見を聞きながらも適用となったときに、何日間もそれを放置するというのは行政上の速やかなる許可という時代からしたときに逆行するだろうということの中で、25日以内の行政は受け入れると。それで、運河ゾーンの立地に関しても届出から3日後でしょうか、その中で、解体という部分でございますので、新しくつくられる部分と逆行する部分でございますので、景観上しようがないということで処理をさせていただきました。

最後に、学校のアスベストの関係でございますけれども、工事前の濃度と工事後の濃度ということでございますけれども、私ども建設部としては学校施設についてあくまでも安定をしているという状況が一部ありますけれども、安定をしているという状況の中で子供たちがどうも天井面を棒でついたり、ボールをぶついたり、さらにはいろいろなものをぶつけているという状況があって、今後、飛散したら困るということで対策工事をしました。その中で、安全だったという立証を工事着工前にはリットル当たり1本未満という状況だったということは後で知ったわけですがけれども、そういうことで安定をしたということは立証されていますし、工事終了後も1本未満という結果がデータとして出てございます。それはまさに環境省のモニタリングの中で、あくまでも住宅エリアなり、そういった状況の中ではリットル当たり通常であれば1本未満という状況がありましたので、当然通常の自然界ということは確認をしたということで使用開始について決定をしたということでございます。

議長（中畑恒雄） 古沢議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 5時00分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

29番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、質問させていただきます。

まず、財政再建への取組についてお伺いいたします。

本年3月、財政再建推進プランを定め、本市の再建団体転落を何とかして食いとめるため努力をされているところだと思います。17年度当初予算で3億9,100万円の赤字を計上、第1回臨時会での16年度分の赤字12億1,700万円の繰上充用と合わせて16億800万円のマイナスを背負っての財政運営は、極めて厳しいものと考えます。財政再建推進プランにおいては、平成18年度から21年度までの4か年合計で約88億円の財政効果を積み上げて、累積収支不足額の解消を目指すとされており、平成17年度は当初予算編成時点で人件費の削減などで約19億円の改善が行われたとされておりますが、その後どのような要因で17年度の赤字額は現在どのようになっているのか、経過も含めてお示しください。

あわせて、その他の収支改善努力についてもお教え願います。

また、財政再建推進プランでは、平成17年度中に実施計画を策定し、具体的な対策を盛り込み、早期に着手するとされておりますが、策定作業の進ちょく状況、発表時期の見通しについてお示しください。

次に、総務省から3月に発表された「新地方行革指針」、また8月に発表された「平成18年度地方行財政重点施策」との関連でお伺いいたします。

新地方行革指針では、事務事業の再編・整理、廃止・統合、指定管理者制度の活用を含む民間委

託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化。具体的には給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等を行い、特に定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日時点における明確な数値目標を盛り込んだ平成17年度を起点とし、平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示する、いわゆる集中改革プランの17年度中の公表が求められています。また、18年度重点施策では、諸手当を含む給与や財政状況を公表し、比較できるシステムの活用などがうたわれています。市としては、財政再建推進プラン実施計画をこの集中改革プランとして位置づけたいとされていますが、集中改革プランに求められているそれぞれの取組項目を財政改革推進プラン実施計画に具体的にどのように盛り込まれるのか。特に定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化については、新指針の前文にも指摘されているように、市民の視線は厳しく、なお一部に不適正な事例も見受けられ、漫然と放置しては行財政改革、財政再建への共感や理解は到底得られず、行政に携わる者は市民のとうとい負担により給与を得ているということを肝に銘じる必要があると考えます。従前から懸案となっている退職時昇給の問題、また、定年年度末退職制への批判などについても、市民の疑問について真しに答えるべきと考えますが、市長の御見解を求めます。

次に、アスベスト問題についてであります。

石綿は1970年から90年にかけて大量の石綿が輸入されており、これらの石綿のうち、約8割以上は建材に使用されたと言われております。この時期に建築された建物には、石綿が多く使用されており、今後これらの建築物は寿命とともに解体されることとなりますが、そのピークは2020年から2040年ごろに来ると予想されております。建築物の解体作業における石綿ばく露防止対策の徹底が課題となっています。また、今後、解体作業が本格化することから、対策の強化として新たに「石綿障害予防規則」が制定され、本年7月1日より施行されました。この予防規則は「特定化学物質等障害規則」から分離をして制定されたわけですが、どのように強化されたのか、主な内容はどのようなものなのか、お示しください。

また、関連業者への周知はどのように行われたのか、質問や意見はどのようなものがあったのか、またアスベストに対する認識にはどのような変化があったのかお答えください。

解体工事の中で吹きつけ石綿がある一定規模以上の面積がある場合、大気汚染防止法の規制がある特定粉じん排出等作業として対象になっており、届出が義務づけられ、法に基づく作業基準に従って処理を行うことになっています。この法律の主な内容と作業基準についてお示しください。

また、直近の3か年では届出は何件あったのか、作業基準についてはだれがどのように確認されているのか、問題があった場合どのように指導されているのか、お示しください。

今回の総合体育館のアスベスト対策は、除去ということになっています。アスベスト対策工事で除去された吹きつけアスベストの処理については、通常産業廃棄物ではなく、特別管理産業廃棄物に指定されており、収集運搬、保管、中間処理、埋立処分について、それぞれ許可を受けた業者でなければ処理はできません。今回の対策については、これらはそれぞれのチェック項目でどのように確認されるのか、提出を要求する書類はどのように考えられているか、また埋立処分については小樽市内では処理施設がないと聞いていますが、どこでどのような処理をされて埋め立てられるのか、お示しください。

また、処理されるアスベストの量と特別管理産業廃棄物として収集から最終処分場までの処理にかかる費用は幾らなのか、お示しください。

今年、本市においても総合体育館の問題などがあり、市所有の施設に対してアスベストの分析調査を行い、調査結果では小樽病院をはじめ11施設、小学校6校、中学校6校ということでありました。過去

においては、昭和62年度に学校の天井等の吹きつけアスベストが社会問題化し、当時の文部省が全国調査を実施し、除去などの対策が行われたところであります。

そこで伺いますが、この当時の調査結果の内容はどのようなものだったのか。現在、行われた調査とでは何がどのように違うのか。今回、対策が実施された学校はなぜ当時の対策から対象外になったのか、お答えください。

また、学校での保護者に対する説明会では、どのような質問や意見・要望があったのか、お示ください。

現在、さらに対象を昭和56年以降に建設された市所有の施設に広げて調査を実施されているようです。この調査については、どのような流れで進められているのか、調査結果までの流れや調査内容をお示ください。

また、現時点で今後の対策が必要な施設はあるのでしょうか。あればお示ください。

今後の課題として、民間の大規模建築物の問題であります。

冒頭申し上げましたが、石綿が使用され寿命を迎える建物が増え続け、解体ピークが迫っています。今後、年々その数は増していくため、どのように把握し、対応を考えていくのか、市民の安全を考える上で重要な視点であります。この点について、どのように今後考えられていくのか、また、アスベスト対策関連の財政負担は本市だけの問題ではなく、財政危機を抱える他都市についても同様と考えられるため、今後他都市とも連携し、国に対して財政支援の要請を推進すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

昨今、アスベストが原因と言われる中皮しゅが問題となり、アスベストによる健康被害が心配され、市民の中にも不安が高まっています。本市ではアスベスト対策の一環として相談窓口が設置され、環境問題は環境部、健康問題は保健所、民間施設については建設部、学校関係は教育委員会ということで対応されているようであります。

そこで伺いますが、窓口が設置されてからの相談件数、主な相談内容はどのようなものなのかお示ください。

この相談窓口とともに、もう一つ重要な点として、市民への情報提供であります。アスベストに関するQアンドAや分析機関などわかりやすい情報提供を現在どのように行っているか、お伺いいたします。

この項の最後に、アスベストに関連してロックウールの問題であります。

吹きつけアスベストと吹きつけロックウールを目視しても、ほとんど区別がつかない状況であります。吹きつけロックウールは、平成元年以前に施工されたものについては、アスベストが混入している場合があると言われております。

そこで伺いますが、アスベストとロックウールではどのような違いがあるのか、またどのような見分け方をするのか、さらに健康に対する影響はアスベストと同様なのかお示ください。

次に、社団法人小樽市シルバー人材センターの業務についてお伺いいたします。

社団法人小樽市シルバー人材センターは、昭和57年4月、多くの市民の要望と期待の下に、自主・自立、共同・共助をモットーに豊富な知識と経験を生かした仕事をする中で、高齢者の健康の増進と生きがいの充実を図るとともに、活力ある社会づくりを目指して組織され、極めて公共性の高い業務を遂行されているものと認識いたしております。65歳以上の高齢者が人口の26パーセントを超える本市において、高齢者の就業機会を安定的に確保していく上でも、当該センターの役割はいよいよ大きいと言わなければなりません。まず、当該センターの平成16年度における会員数、受注件数、受注金額と国及び本市から当該センターに支出されている補助金の額、さらに、直近数年間で見たそれぞれの推移を

お示ください。

次に、業務の中心である仕事の紹介に関して、近年、仕事が提供される人が固定化しがちであるなどの指摘が聞かれますが、仕事の公平な割り振りはセンター業務のかなめとも言うべき重要な点であり、発注者側からの指名等があったとしても、理由を丁寧に説明するなど、できる限りの努力を行って、できるだけ厳正、公平に、またできるだけ多くの会員が平等に就業できる機会を確保するよう努める必要があると考えますが、見解を求めておきたいと思います。

また、受注する仕事自体が固定化し、会員の多様な能力や経験が十分生かされていないという声もあります。現下の社会経済環境の下で発注者が限られ、新たな発注者を開拓する困難は理解できますが、他都市の取組なども参考に、できるだけ多様な仕事を受注する努力がセンターに求められていると考えます。この点についての見解をお伺いいたします

この項の最後に、昨年12月の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、これまで許可制だったシルバー人材センターが、臨時的かつ短期的又は軽易な就業に関する一般労働者派遣事業を行うことが、労働者派遣法の特例により届出により可能になりました。当該センター発足当初は、一定の収入の確保といった経済的側面よりも、健康の増進や生きがいといった面に重点が置かれていたのに対して、現在は定年延長の実態的な遅れ、また年金受給年齢の引上げのギャップの拡大などによって、経済的な側面をより強く意識した就業機会の確保が期待されていると考えます。公共職業安定所や市の労政担当部署とも緊密に連携して、本市の高齢者の就業実態を十分考慮した上で、全体として中高年齢者の就業を促進するような形でこの特例を活用すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、本市の小中学校における部外者の侵入に対する安全管理、スクールガードについてお伺いいたします。

東京都小金井市は、小学校の安全確保を図るため、この9月から市内の全小学校9校を対象にスクールガード、学校安全員を配置しました。市は民間の警備会社に業務を委託し、警備会社は小学校3校に1人ずつ警備員を配置、警備員は不審者の侵入に備えるとともに、3校を巡回しながら不審者の発見にも努めるというものであります。小金井市ではスクールガードの配置とともに、市民による学校の安全確保を進めるため、安全ボランティアの養成にも取り組み、この秋には警察関係者を講師に招き、ボランティア養成の講座を開く予定ということであります。将来的には、専門の警備員と安全ボランティアが連携して学校の安全確保を進めるシステムの構築を目指しているとのことであります。

そこでお伺いいたしますが、本市における小中学校への不審者の侵入、器物破損、窃盗、強盗などの発生状況について、直近3年間、夜間、早朝、昼間に分けてお示ください。

現在の社会情勢から見ると、他都市の例を参考として本市においても一定範囲の小中学校を警備員が巡回し、不審者等の発見に努め、通報があれば速やかに警備員や警察官が急行できる安全対策を検討する必要があると考えますが、教育長の御見解を求めます。

それと同時に、他都市の例にもあるように、市民ボランティアで安全パトロールができるようなリーダーの養成、組織の構築など、早急に着手すべきと考えますが、御見解をお示ください。

最後に、「子どもの水辺」の活用方策と今後の親水型の河川整備のあり方についてお伺いいたします。

本市の代表的な河川であります蘭島川、勝納川、朝里川の3河川が子どもの水辺に選定・登録されたのは平成13年9月であります。この選定・登録の趣旨は、子供たちが地域の身近な自然に親しみ、野鳥や水生生物の観察、昆虫採集、清掃活動やごみ拾いなど、多様な活動の場を形成し、子供たちの体験を充実させる地域社会づくりを目指したものであります。子供の感性のバーチャル化が頻発する少年犯罪

の要因として指摘をされている現在、体験学習は教室での学習だけでは得られないたくましさや豊かな感受性をはぐくみ、自然や社会についての総合的な理解を助けるものとして、教育的価値が極めて高いものであります。したがって、子どもの水辺の選定・登録は、選定・登録それ自体が目的ではなく、その実際の利用・活用が重要であることは言うまでもありません。活用の実績としては、平成13年の登録以来、おたる子どもプラン協議会が毎年1回夏に実施してきた蘭島川水辺の楽校があり、参加者にも大変好評であるとのことであります。この催しは幼児とその保護者が中心で、NPO法人自然教育促進会が指導に当たられております。

まず、同会の活用内容及び指導方針等をお示しください。

同会は、独自に学齢児童向けのアウトドアスクールも開設されております。蘭島川だけに限らず勝納川や朝里川においても多様な取組を検討してみたいかかでしょうか。対象も幼児だけでなく、小学校低学年、小学校高学年、また、中学生などに広げて、図鑑で覚えた虫や草を実際に河原で探したり、見分けたり、川の形や場所とそこに住む生き物の関係を調べたり、比較的都市の中心部においても河原においてカエルやザリガニ、アメンボなど、いろいろな川魚に身近に触れる機会を持てるようにすべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

また、開催場所や内容、対象児童・生徒の範囲を拡大することによって、指導者が不足することはないのでしょうか。指導者養成の進ちょく状況についてもお知らせください。

また、ハード面においては、現在、整備が進行中である勝納川については、安全と景観に配慮した川づくり、朝里川については四季を彩る川に集い、親しみの持てる河川空間づくりを基本方針として整備が進められているとのことであります。それぞれの地域特性を生かし、地域住民と連携を図りながら進めることが何よりも重要であります。その上でそれぞれにできるだけ自然を取り入れる工夫をすべきと考えます。利活用の上でも自然体験を中心として指導内容が考えられることが多いとすれば、それに応じたハードの整備が目指されなければなりません。魚道は実際にどの程度魚がそ上できるのか、産卵場所は確保されているのか、また河原におりる遊歩道の路盤材や植栽も、素材に木材など自然なものを選ぶ、自然の植生に近い樹種や品種を選ぶなど、できるだけ本来の自然環境に近づける努力を払うべきと考えますが、御所見をお示しください。

また、現状において、完全な自然河川の復元はすぐに行うことは難しいとしても、河川整備の現状を生かした最大限の自然環境の回復をどのように行っていくのか。具体的にはコンクリートの3面護岸が整備されているところから、それを取り壊すのではなく、それを生かしてどこまで自然に近い景観と生物相を回復していくかということが本市における現実的な河川整備の課題であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

以上、再質問はいたしませんので、明快なる答弁を求めます。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政再建についてお尋ねがございましたけれども、まず平成17年度の赤字額であります。第2回定例会では蘭越町所在の山林売却収入2億7,520万円を計上し、今議会には平成16年度の決算確定に伴う繰上充用金の減額、約3,722万円と国民健康保険事業への繰出金の減額、約6,576万円を計上したことなどにより、現時点での予算上の赤字額は12億7,797万円となっております。その他の収支改

善要素としましては、議会の皆様の御協力により議会費で1,600万円強の削減効果が見込まれますほか、企業会計においては病院事業で医療機器の新規導入で収益の改善を目指し、水道・下水道両会計においては、高金利の起債の借換えを行い、両会計で今年度約1,800万円、償還終期までに約2億円の効果が見込まれます。さらに、今年度の効果額は生じませんが、指定管理者制度の導入や施設の民間移譲など財政再建につながる取組を順次行っているところであります。今後の予算執行に当たりましては、経費削減に全庁挙げて取り組むことはもちろんのこと、企業会計の収支状況なども見据えた繰出金の精査など、不用額の把握に努め、収支の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、財政再建推進プラン実施計画の策定作業の進ちょく状況でありますけれども、去る6月13日に財政再建推進本部会議を開催し、財政再建推進プランの柱立てに沿って具体的な検討を開始するよう指示したところであり、これまで各部において、現在実施しているすべての事務事業について、その必要性や見直すべき点の有無、また臨時職員や嘱託職員の配置を含め、当該業務に携わる職員数についても業務量から判断し適正かどうかなど徹底した見直しを行ってきたところであります。8月には各部から提出された取組項目について、総務・財政両部長によるヒアリングを行い、課題の整理を行うとともに、現在、財政再建推進本部小委員会において、定員管理計画や業務委託のあり方など重要課題のヒアリングを行っており、引き続き精力的に取りまとめ作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、公表の時期につきましては、基本的に新年度からの取組を予定しておりますことから、市民の皆様への一定の周知期間を考慮し、第4回定例会にはお示ししたいと考えております。

次に、新地方行革指針についてのお尋ねでありますけれども、いわゆる集中改革プランの策定はすべての自治体に求められており、このプランが本市で策定している財政再建推進プランと年次が同じであり、内容においても同じ趣旨に立つことから、同一のものと位置づけて実施計画を策定しており、項目についても新行革指針の内容に沿ったものになるものと考えております。

特に定員管理の適正化、職員数の削減については、組織機構の見直し、業務委託や指定管理者制度の導入などで組織維持のための最小限の採用で、国で示した削減率を超える徹底した削減を行いたいと考えております。また、給与等の適正化につきましては、まず基本的に国レベルにすること、そしてさらに民間にはなく、公務員優遇的な手当等については、廃止の方向で考えております。

いずれにいたしましても、実施計画の内容につきましては、人員や金額などを明示して市民の皆さんにわかりやすい形で公表したいと考えております。

御指摘の退職時特別昇給につきましては、現在、今年度中に廃止する方向で考えておりますし、なお定年の年度末退職制につきましては、公務員制度全体の問題でありますので、推移を見てまいりたいと思っております。

次に、アスベストについてのお尋ねでございますけれども、初めに石綿障害予防規則で強化された主な内容でありますけれども、解体時の作業に当たっては、石綿等の使用の有無が設計図書等で明らかでない場合に分析調査を行うこととされたこと、また、粉じんの発散防止、作業従事者の石綿ばく露防止の方法等の事項を示した作業計画を定め、これにより作業を行うこととされたこと、従来、吹きつけ石綿の除去作業にのみ義務づけられていた届出が、飛散のおそれがある保温材や耐火被覆材についても届出が義務づけられたこと、保温材や耐火被覆材の除去作業においても、作業従事者以外の者の立入りを禁止したこと、解体時の作業を行う者に対し、粉じんの発散を抑制するための措置、保護具の使用方法など、必要事項についての特別教育が義務づけられたこと、建物の所有者、管理者は吹きつけ石綿が損傷・劣化等により飛散するおそれがあるときは、除去等の措置を講じなければならないことなどが挙げられます。

次に、関係業者への周知でありますけれども、国が作成したパンフレットを関係団体を通じ配布したほか、5月には小樽労働基準監督署が解体業者を対象に講習会を開催しております。市といたしましても、8月に解体業者や廃棄物処理業者など、約100社を対象に小樽労働基準監督署の協力を得ながら、予防規則や関係法令等の説明会を開催したところであります。説明会では、予防規則の解釈に関連して幾つか質問がありましたが、参加された関係業者の方には建築物の解体等にかかわる対策や届出などについて一定の理解を深めていただいたものと考えております。

次に、大気汚染防止法の主な内容と作業基準であります。大気汚染防止法では耐火建築物又は準耐火建築物で、延べ面積500平方メートル以上、かつ吹きつけ石綿の使用面積の合計が50平方メートル以上のものを解体・改造・補修する場合には、事前に特定粉じん排出等作業実施届出書の提出が義務づけられております。

また、吹きつけ石綿の除去作業基準の主な内容であります。「作業場を他の場所から隔離し、作業場の出入りに前室を設置すること」、「作業場所を負圧に保ち、高性能エアフィルターをつけた集じん・排気装置を使用すること」、「除去する石綿を薬液等により湿潤化すること」、「石綿除去後、作業場の隔離を解くに当たって、石綿を除去した部分に飛散を抑制するための薬剤等を散布すること」などが定められています。

次に、特定粉じん排出等作業実施届出の件数と作業基準の確認や指導でありますけれども、届出件数は平成14年度は2件、平成15年度は1件、平成16年度は4件であります。作業基準の確認につきましては、届出書の内容を審査するとともに、聞き取り調査や作業場の立入検査を行い、問題点がある場合は随時改善について指導しているところであります。

次に、総合体育館で除去される特別管理産業廃棄物であるアスベストの処理の確認方法と埋立処分ですが、工事の受注業者である排出事業者に対しては、本年8月に環境省から示された廃石綿等処理マニュアルに基づき飛散防止などの適正な措置を講じた上で、排出・保管するよう指導してまいります。また、アスベストの運搬に際しましては、他の廃棄物と区分するなど、処理マニュアルに従い行うよう指導するとともに、処理の確認については、受注業者に対し運搬や埋立てについての委託契約書や最終処分までの manifests の写しを提出させることとしています。埋立処分については、処理マニュアルにより飛散防止の措置を講じた上で、北海道の許可を受けた最終処分場において埋め立てすることになります。

次に、総合体育館で処理されるアスベストの量とその収集から最終処分場までの処理でかかる費用ですが、処理されるアスベストの量は約230立方メートルで、その収集から最終処分場までの処理でかかる費用につきましては約860万円です。

次に、昭和56年以降に建設された市所有の施設の調査などありますけれども、調査対象は平成元年までに建設された建物で、吹きつけ材にアスベストが含有されているか否かについて調査を実施しております。調査内容は図面調査及び現地調査を行い、吹きつけ材の露出が確認された施設についてサンプルを採取し、定性分析を行い、アスベストの含有の有無について確認しております。また、今後の対策が必要な施設についてでありますけれども、学校施設では定性分析を行っている最中ではありますが、その他の市所有の施設については、今後の対策が必要な施設はありません。

次に、民間の大規模な建築物の解体に際しての把握と対応でありますけれども、本年8月に北海道の依頼を受けて、500平方メートル以上で木造以外の建築物の約650棟を対象に露出アスベストの使用状況アンケート調査を行い、9月5日締めで29棟での使用を確認したところであります。調査対象の約40パーセントが未回収であるため、引き続き督促を予定しており、また目視できない部分の調査につい

ては、今後、北海道と協議するとともに、解体工事に際してはアスベストの適切な処理に向けて関係法令を遵守するよう啓発・指導に努めてまいりたいと思っております。

次に、国への財政支援の要請でありますけれども、去る7月29日に小樽市から北海道市長会として国に対して緊急要望を行うよう申入れを行い、引き続き札幌市など3市からも同様の申入れがなされたところであります。北海道市長会としては、道内34市の総意により、9月2日「アスベスト対策について」の緊急要望を総務省など7関係省庁に対し実施したところであります。また、全国市長会においても同様に総務・環境両省への要請活動を実施しております。

次に、相談件数と主な内容でありますけれども、相談件数は9月27日現在で67件となっており、主な内容は、「自宅の建材にアスベストが使用されているのではないかなど民間建築物や建材関係が34件、アスベストの運送業務に従事していたが、受診するにはどうしたらよいかなど健康相談が18件、「市営住宅にはアスベストが使われていないのかなど市有施設関係が10件、その他5件となっております。

次に、市民への情報提供であります。広報おたる9月号と10月号でアスベストの基礎知識や総合体育館、小中学校など市が所有・管理する施設でのアスベストの使用状況、対応状況を一覧で掲載したほか、健康相談や労災などの相談窓口などを掲載することで、市民の皆さんの不安解消を図ったところであります。また、市のホームページでも同様の内容を掲載したほか、環境省や北海道など、関係機関のホームページへのリンクを設け、これらが提供しているアスベストに関するQアンドA情報をお知らせしたところであります。

次に、アスベストとロックウールの違いでありますけれども、アスベストは天然の鉱物繊維であり、ロックウールは工場で製造された人造の鉱物繊維であります。繊維の太さを比較しますと、アスベストはロックウールに比べて数十から数百倍細く、また見分け方は一般的には顕微鏡やエックス線解析法により判定されております。

健康に対する影響につきましては、アスベストはじん肺の一種である石綿肺、肺がん、悪性中皮しゅの症例が認められておりますが、ロックウールはじん肺及び発がんの症例が認められておりません。

次に、シルバー人材センターについてのお尋ねでございますけれども、初めに平成16年度の会員数につきましては692名、受注件数は4,253件、受注金額は2億6,585万円となっております。また、当センターに対する補助金であります。平成14年度は国が1,300万円、市が1,700万円、平成15年度は国が1,300万円、市が1,600万円、平成16年度におきましては国が1,500万円、市が1,600万円となっております。

次に、会員の就業機会を平等に確保することについてでありますけれども、センターにおきましてはすべての会員が希望する仕事につけることや就業日数、配分金が会員間で平準化していることなどが基本とされております。しかしながら、提供された就業の機会を生かすかどうかは会員自身の意思によりますし、また会員の能力には違いがありますので、適材適所という意味も留意しなければならない側面があるものと考えております。いずれにいたしましても、センターにおきましては、今年度中に未就業会員へのアンケート調査を実施することとしており、その結果を踏まえて会員主体の委員会を立ち上げて検討を進めると聞いておりますので、今後、長期就業の是正など、会員の就業機会の一層の均等化が図られるものと考えております。

次に、多様な仕事を受注するための努力ということでありますけれども、受注の拡大はシルバー人材センターの健全で安定的な運営を図るために当然必要なことであり、今後、団塊の世代が大量に退職することを考慮しますと、今まで以上に重要な課題であると考えております。センターにおきましては、現在、就業機会創出員を1名配置し、企業訪問など受注拡大に努めているほか、福祉施設、町内会館、

調剤・薬局などへのパンフレットの常設、各種イベントやセンターの行事に合わせた市民PR、新聞折込によるチラシの配布など、他都市の事例も参考にしながら積極的に取り組んでいるところであります。

次に、就業を促進するための特例の活用でありますけれども、この特例は御指摘のとおり、中高年齢者の多様な働き方の選択肢を確保することや就労機会の拡大を図るためのものと認識しております。しかしながら、この特例事業の実施主体は、都道府県のシルバー人材センター連合会であり、北海道の連合会におきましては、今年度は調査研究の年とし、全国シルバー人材センター協議会の「運営の手引」が作成されるのを待って具体的な検討に入ると聞いております。したがって、現在、道内には特例によって一般労働者派遣事業を実施しているセンターはありませんが、小樽市シルバー人材センターとしてもこれらの動きを見ながら検討すると伺っております。

最後に、勝納川及び朝里川の自然環境に配慮した整備についてでありますけれども、勝納川は上流の奥沢水源地までそ上できる魚道や樹木などにより、産卵場所としての寄り州を整備しております。また、遊歩道の整備につきましては、転落防止さくの設置やカラマツ樹皮のチップを利用した路面舗装材の利用など、歩行者の安全に配慮した取組を行っております。

次に、朝里川については魚道や産卵場所をほとんど自然のまま残して整備をしております。遊歩道は間伐材を再利用した木レンガによる舗装や循環型舗装であるクレー舗装で整備を行うとともに、植栽についても既存の樹木を保全するなど、自然に配慮をしております。

次に、既存施設を生かしながらの自然環境の回復を図る河川整備ということでございますが、市が管理する河川は、河床こう配がきつことや河川幅が狭いことなど、地形的制約から既存施設を活用した自然の回復を図ることが難しい課題ではあります。制約の少ない箇所では景観に配慮して既存の石積みを利用したり、河床に自然石を利用する等の方策を講じており、今後とも可能な限り景観や自然と調和した整備を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、昭和62年度当初の文部省の調査は、昭和51年度以前に建築された学校施設の中で、吹きつけアスベストの製品名トムレックスのほか2製品の施工箇所を対象に行われましたが、手宮小学校、堺小学校、旧稲穂小学校の3校でこれらが確認されたため、除去による対策が行われました。

次に、現在行っている調査との違いでございますが、昭和62年度当時調査対象外とされていたスプレイクラフトのほか、14製品の吹きつけロックウールについてアスベスト含有の可能性があることから、今回、調査を行ったものでございます。

次に、アスベストにかかわる保護者説明会での質問・意見などについてでございますが、先ほども御質問がございましたが、主に工事手法、市の対応などの安全対策、空気中での安全濃度といった健康問題などについての質問がありました。また、各会場においては囲い込み工事をどのようにするのか、工事後の空気中濃度測定による安全確認はするのか、また各種調査結果の公表の仕方などについての意見・要望が出されました。

次に、スクールガードについてでございますが、まず小中学校への施錠忘れ、ガラスの破損による不審者の侵入などについてでございますが、14年度1件、15年度7件、16年度3件で、16年度の早朝1件、昼間1件を除き、いずれも夜間に発生しております。窓ガラスの破損、外壁などの落書き、火遊びなどの器物破損については、14年度28件、15年度30件、16年度30件で、すべて夜間に発生しております。窃盗については、15年度2件のみで、侵入と重複しますが、夜間と昼間にそれぞれ発生しております。

また、強盗についての発生事例はございません。

次に、警備員の巡回による安全対策の検討についてであります。不審者などから児童・生徒を守るため、市P連会員との連携の下、「子供110番の家」の拡充や市教委から各学校に向けたインターネットによる情報発信、さらには不審者の侵入に備えた安全対策マニュアルの策定、また今年度は警察官を講師に小・中管理職を対象に犯罪講習会を開催するなど対策を講じているところでございます。

御質問の警備員の巡回による安全対策については、他都市の状況を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、市民ボランティアによる安全パトロールについてであります。これまでも児童・生徒の通学の安全確保は最重要課題であると考えておりました。本年度は防犯ブザーの貸与や市P連の絶大なる協力の下、「子ども110番の家」の拡充などを行ってまいりました。また、現在、退職校長によるふれあいサポーターが活動しており、期日は短いではありますが、ボランティアによる通学時の安全指導をいただいているところであります。今後は各地域において日常的に子供を見守っていく必要があり、教育委員会としましても、地域ぐるみの活動となるよう、組織の構築に向け町内会の働きかけを強力に行うとともに、学校PTA、警察とも連携をとりながら児童の安全の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、NPO法人自然教育促進会の活動についてであります。この法人は環境保全や青少年の安全育成などの観点から、自然や文化面に関する体験活動を促進することを目的に、幼児から大人までを対象とした各種プログラムの企画運営や指導者の育成事業などを行っております。活動の内容としては、青少年を対象としたアウトドアスクールの運営を主体として、夏・冬休みを利用したサマースクールやウインタースクールのほか、行政や企業などからの自然や環境に関する受託事業などを実施しております。

次に、水辺の楽校の展開についてであります。昨年8月に小樽ユネスコ協会と市教委が共催したユネスコサマースクールというのがございますが、ここでは小学生を対象に朝里川での川遊びプログラムを取り入れ、水生生物の採集や観察とライフジャケットを身につけた短い川下りなどの体験を行いました。今回、参加した子供からは、豊かな自然の中で活動できたことに対して、大変好評を得たところであります。また、今年度の水辺の楽校では、一応1年生を入れない下の幼児ということで御質問もございましたが、一緒に保護者と来た小学生も入りまして、2歳から10歳の子供が15名ほど、さらに保護者が12名、教育委員会の職員はじめ関係者が8名の参加の下に、少し要綱とは違いますが、幅の広い活動を行いました。こうしたことから、今後、水辺の楽校につきましては、今回の試み、この二つの試みを参考にしながら、蘭島、朝里、勝納、それぞれの河川の特徴を生かし、年齢に応じた活動の場所と内容を検討しながら、さまざまな活動の機会を広げていこう、おたる子どもプラン協議会と協議してまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、指導者の養成についてであります。水辺の体験活動に対応できる指導者は大変少なく、今後も活動の拡大に伴い、より多くの指導者が必要となりますことから、その養成は重要な課題であると考えております。現在、NPO法人自然教育促進会では、指導者の養成講座を開催するなど、人材の育成に努めておりますことから、教育委員会としても引き続き促進会に情報提供をするなどしながら、養成に向け支援してまいりたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時52分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 吹 田 友 三 郎

議員 秋 山 京 子

平成17年
第3回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成17年10月4日

出席議員(30名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世子
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(2名)

7番	若見智代	13番	横田久俊
----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院院長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 石崎政嗣
調査係長 佐藤正樹
書記 大崎公義
書記 松原美千子

事務局次長 三浦波人
議事係長 中崎岳史
書記 北出晃也
書記 島谷和大
書記 橋場敬浩

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、井川浩子議員、大畠護議員を御指名いたします。

日程第1「議案第5号ないし第42号及び第45号並びに報告第1号ないし第6号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

1番（上野正之議員） 第3回定例会に当たり、平成会を代表して質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

市長は、1999年と2003年の選挙の公約に、キャッチフレーズ「はつらつ小樽の創造」を掲げ、立候補いたしました。2回とも内容的には同じような五つの基本目標を掲げております。もちろん公約を実現することが大変重要なことと思いますが、6年前と現在とでは小樽市の状況は著しく変化しております。特に財政においては、深刻な問題となっております。市長はこの公約を現時点でどの程度実現しているかをお答えください。

また、このような時期に公約を推し進めるのか、思いきって見直していく考えがあるかをお尋ねいたします。このことは、今後の小樽の将来を考えるに当たり、大変重要なことと思いますので、市長のお考えをお聞かせください。

次に、アスベスト対策について質問いたします。

体育館と学校校舎の1期工事及び市有施設の対策事業費に、これまで約3億3,000万円の補正予算を組みました。小樽市といたしましては、アスベスト対策においては、他の都市より早期の対策を行ったと思います。特に、学校校舎、1期目の整備はある程度夏休み中に工事を行ったことは、大変よかったと思います。そこで、市内の学校を含む公共施設で今後整備しなければならないところがどのくらいあるか、また、その対策についてどのようなお考えをお持ちかをお尋ねいたします。

また、民間施設等にアンケート調査を行ったと聞いておりますが、その内容及び対策についてお聞かせください。

次に、議案第39号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案の住宅用火災報知器の設置についてお伺いいたします。

住宅火災による死者は、建物火災による死者数の約9割を占め、その6割程度が65歳以上の高齢者で、また、住宅火災で亡くなった方の約7割が逃げ遅れによるものとお聞きしております。消防庁では、消防法を改正して、全国一律に住宅用火災警報器等の設置を義務づけることにし、適用時期は新築住宅が平成18年6月1日から、既存住宅の適用時期は各市町村条例で定めることとなっております。小樽市として、既存住宅の適用時期、そしてどのように周知徹底し、市民の理解を得るかをお示しください。

次に、今月23日に迫った丸井今井の撤退について質問いたします。

小樽市の中心街にある丸井今井の退店は、小樽市、そして市民にとって大きな問題です。昨年の第3回定例会の一般質問で、丸井今井別館の空き店舗について質問させていただきました。その時点では、まさか本年10月に丸井今井が退店することを予想した人はいなかったと思います。市としては、退店防止に当たり、商工会議所やサンモール一番街と協力し、数々の申出を行い、努力したことには評価をいたしたいと思います。しかし、その努力もむなしく、このような結果になったことは大変残念に思いま

す。市としましても、今後のことについていろいろな考えを模索していることと思いますが、現時点でのお考えをお示してください。

私も私なりに考えがありますので、私案を述べさせていただきます。まず、現在の丸井今井の店舗については、地下と1階、2階は権利を持っている店や専門店の入店を考えてはどうですか。また、3階と4階は、市役所において、市民と接触する部門の市民部、福祉部、財政部、経済部などの移転を考えてみてはいかがでしょうか。5階と6階は美術館と文学館の移転、そして7階をレストラン街とホールにしたらどうでしょうか。市役所の分館や分庁舎も耐用年数が来ております。市としましても、リスクを背負う覚悟で思いきった決断が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。市民もこの問題に関しては無関心ではいけないと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、別館の使用において考えられることは、商工会議所を基盤に経済センターの誘致をしたらいかがでしょうか。現在の商工会議所は、御存じのとおり、小樽市の歴史的建造物に指定されている古い建物です。会議所としても経済センターを新築する構想があると聞いておりますが、一部の会議所の議員の中にも、別館に経済センターが入ることに賛同している方もいらっしゃいます。また、現在、港にある合同庁舎の建替えの構想がありますが、国道の先機関を別館に誘致したらいかがでしょうか。丸井今井がなくなって、サンモール一番街はもちろん、まちの中心街は間違いなく空洞化をいたします。まず、市民が中心街に集まることを第一に考えなければいけないと思っております。人が来ることによって、まちはにぎわい、商店が繁盛いたします。このような考えを持っている経営コンサルタントの方もいらっしゃいます。この考えを実現するには、市としてもかなりのリスクと大きなハードルを越えなければならないと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、新市立病院基本構想についてお伺いいたします。

市民が安心して暮らしていける重要な要素の一つに、高度な医療機関を備えることは、市としても必要なことであると思っております。今の市立小樽病院は老朽化しており、建物として限界にきていることは事実であります。また、市立小樽第二病院と離れており非効率であることも、また事実であります。

平成15年6月にできた「新市立病院基本構想」は、もはや実現が不可能になり、昨年10月にできた「新市立病院基本構想」の精査・検討結果、いわゆる見直し構想を出して1年が経過いたしました。9月15日の市立病院調査特別委員会で、市長は量徳小学校跡から築港地区に変更し、検討していくことになりました。しかし、築港地区の候補地は、土地利用計画の変更手続やこの地区が病院に適しているかなど、数々の問題があると思っております。病院は何よりも療養にふさわしいところでなければなりません。後ろが高速道路へ通じる主要幹線道路であり、前にはパチンコ店やショッピング・アミューズ施設など、小樽市で最もにぎわいのある、また、将来的にもにぎわいを拡大しなければならないと定めた地区で、どうして病気を治し、療養できるのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

何よりも、将来、市民に負担が少なく、民間ではできない医療だけに特化した病院をつくるべきだと考えます。現在の構想は、今の小樽市の財政状況において、不可能に近い状況です。新病院オープンまで、現在の小樽病院がもつのでしょうか。その他いろいろなことを考え合わせると、安易に決断せず、将来にわたって禍根を残さないために、再考をお願いいたします。

小樽市の人口は、基本構想にも示しているとおり、将来推定人口は10年後には12万5,000人、20年後には10万5,000人、25年後には9万5,000人になると予想しております。ややもすると、それ以上の減少があるかもしれません。そのようなことを考えた場合、果たして市立病院が必要でしょうか。現在、小樽の基幹病院は、済生会小樽病院、小樽協会病院、小樽掖済会病院などがあります。また、小樽から30分エリアの札幌には、多機能を備えた大きな病院が多数あります。病院は、学校などと違って、

市町村のエリアはありません。病院は、日本、世界じゅう、どこにでもかかすることができます。

そこで提案ですが、今すぐ二つの市立病院をなくすることにはできないと思います。二つを一つに統合することには賛成です。どのように統合するかが問題です。小樽医師会の考えでは、小樽で今必要としている診療科目は脳神経外科、心臓血管外科、小児科、産婦人科は特に要望が高く、次いで放射線医療、感染症、精神科は必須の診療科であり、外科、整形外科などは小樽市内の医療機関でかなり充足されているとのことです。市立小樽第二病院は、脳神経外科、心臓血管外科、精神神経科が主な診療科目です。今、小樽で一番要望が高く、救急救命医療部門で小樽の医療に欠かすことのできない病院です。また、収支バランスにおいても、市立小樽第二病院は利益を上げております。市立病院は市内の病院と競争をしないで、連携を保っていかねばならないと思います。そのようなことを精査した結果、私は市立病院の建設は、今の市立小樽第二病院を大幅に改築して新病院にした方がよいと思いますが、いかがですか。今の小樽の財政状況を見据え、将来の病院運営を考えた場合、病院は行政が運営するのではなく、民間の医療法人が運営経営することがベストと思いますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、教育について日ごろ感じていることを質問いたします。

これからの学校教育は、変化の激しい時代にあって、児童・生徒はみずから学び、みずから考える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむことが期待されます。また、各学校には地域や学校、児童・生徒の実態等に応じて創意工夫を凝らした特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることが求められております。学校教育の正否は、学校教育の直接の担い手である教員の資質に負うところが大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現するには、教員の資質の向上が重要な課題となります。しかし、児童・生徒の指導が適切にできない教員が一部に存在しているのが現実であり、このようないわゆる指導力不足教員の存在は、児童・生徒の将来に極めて大きな影響を与えることから、早急に対策を講ずべき課題であると思いますが、いかがでしょうか。

また、本市の小中学校において数多くの問題を抱えております。最初にも質問しましたが、学校内におけるアスベストの問題です。今回の工事は囲い込み工法で行われ、吹きつけ材は張りついたままの状態が続くわけです。何年後かには老朽化などにより再度工事をし、そのときには処理しなければならないと思います。アスベストの問題だけではなく、小樽市の小中学校の約半数は、あと10年もすると耐用年数を超え、新しい校舎の建替えの時期に来ると思われまます。また、学校の統廃合の問題ですが、私はあえて適正配置と言わず、統廃合と言わせてもらいます。今回の統廃合のことにに関して、市民、地域、PTAを巻き込んだ大きな問題となり、教育委員会は「小学校適正配置実施計画(案)」を取り下げ、堺小学校1校を統廃合にしました。また、今後、この統廃合は何年間置きに起こってくる問題です。

そこで、私は、将来の学校設置を考えるに当たって、私の考えを述べさせていただきます。まず、現在の学校は少々の手直しをして、現状のままでも活用してはいかがでしょうか。もちろん統廃合をしない条件です。では、将来どのようにするかということですが、10年から15年の将来計画を立てたらいかがでしょうか。その計画ですが、まず一部の郊外の学校を除き、市内の学校を全部廃校にしたらいかがでしょうか。一部の地域にある学校を存続し、ある学校を廃校することに問題があると思います。市内の中心部の学校を全部廃校し、そのかわり、どこに学校を建設するかが問題です。建設場所は、小樽市の後背地、例えば天狗山のふもとや伍助沢周辺に建設したらどうでしょうか。

これからの教育に欠かせないことは、自然と触れ合い、よい環境の下で学ぶ教育だと思います。人里離れた静かなところで学習し、広大なグラウンドでスポーツを行い、学校のそばに畑があり、みんなで野菜や果物をつくり、収穫した野菜や果物を学校給食の材料にし、また、畑のそばで鶏や豚を飼育し、

児童や生徒が食の大切さを学び、みずから体験する学習の場をつくることが求められております。通学の方法ですが、市内各地には通学バスを利用しても、小樽市の後背地には20分から30分程度で通学できる距離だと思います。また、将来の教育は小中一貫が主流になると思います。今や全国的に小中一貫教育を実施しているところもありますが、まだ少人数規模の学校です。10万以上の都市で、現在の学校を廃校にして小中一貫教育を実施している都市は、まだないと思います。ぜひ全国に先駆けてモデル地区にし、モデル校にしたらいかがでしょうか。小樽市の教育が全国に先駆けて魅力的な学校ができ、教育内容においても充実した教育を実践することによって、全国から小樽市に住みたいという人も増えるのではないのでしょうか。

以上申し上げましたが、このことは決して夢物語ではないと思います。教育は、10年、20年の将来を見通して考え、計画を立てなければいけないと思います。御所見をお伺いいたします。

最後に、内閣府の地域再生計画で認定されました「小樽グランプリ構想」について質問いたします。

今、明るい話題が少ない小樽市の中で、夢を持たせてくれている「小樽グランプリ構想」ですが、そんな夢みたいなことができるはずがない、又は警察が許可するわけがない、そして交通渋滞が起き、関連業界が猛反対し、それを説得できるはずがないなど、数多くのできない理由があり、その理由を探せば山ほどあることは当たり前のことです。

しかしながら、これらの山ほどのできない理由に挑戦し続けている、市長が会長をしている小樽グランプリ協議会が、7月の総会でアメリカのチャンプカー・ワールドシリーズの誘致を決議しました。このシリーズは、アメリカなど5か国で14戦が開催され、世界160か国で放映され、1億人以上の視聴者を持ち、小樽市や北海道を2時間以上世界にPRできます。この効果は金額にあらわせないほど絶大で、将来を担う子供たちにも有形・無形の財産となることでしょう。開催している他都市を参考にすると、このワールドシリーズを誘致することによる経済波及効果は、30万人集客で60億円以上と聞いております。北海道の十勝で開催されているWRC、ワールドシリーズ・ラリーカーレースでの集客は30万人であり、小樽市ではそれ以上になるものと言われております。来年、電気自動車レースを開催し、2007年をこのチャンプカー開催目標にしております。

今年の3月に、このワールドシリーズを主催するオーナーが来樽し、4月には市民14名がアメリカのロサンゼルス・ロングビーチの初戦を視察し、その後2名のレース関係者がアメリカから視察に訪れるなどして活発化しております。また、9月3日、4日、5日に、コースデザイナーで世界自動車連盟の認定をとることができるマーティン・セーク氏がアメリカより来樽し、小樽市内を視察していきました。氏によると、「非常にロケーションがよく、かつて手がけた数か国のコースの中でトップクラスである」との最上級の賛辞をいただいております。また、協議会のメンバーが8月8日、東京の帝国ホテルでこの誘致を目指すことの記者発表を全国に向けて発信しております。

世界160か国で放映され、1億人以上の人がテレビ観戦を通して小樽市がPRされます。アメリカのチャンプカー側では、小樽市の精力的な活動に非常に関心を寄せ、多大な協力をしてくれております。

高齢化が進み、稼ぎ出す力がめっきり減ってきている小樽市、大型の商業施設の退店など、後ろ向きで暗い話題ばかりの小樽市の中で、特に誇れる唯一明るい話題であります。これからの小樽市にとって千載一遇のこのチャンスを物にするために、メンバーが10月20日過ぎにオーストラリアのゴールドコーストに視察に行きます。さらに強いパイプづくりに動いているこの活動に対して、今以上に強力に応援し、小樽市としての誘致の実現へ向けた具体的な今後の対応及び体制についてお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 上野議員の御質問にお答えいたします。

まず、公約の達成状況でございますけれども、この6年間を振り返ってみますと、長引く景気の低迷と、それに伴う雇用環境の悪化、地方分権の推進、三位一体の改革による国庫補助負担金の縮小・廃止、地方交付税の見直しなど、社会・経済環境が大きく変化した時期だったと考えております。こうした中、人口減少や少子高齢化も進み、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増しておりますが、この間、市民の心を大切に市政運営を基本姿勢として、市民と行政がともに知恵を出し合い、良好なパートナーシップを確立することを目指して、公約の実現に力を注いでまいりました。

1期目の主な公約として実現したのものとしては、生活環境の整備として、色内ふ頭公園整備やごみの最終処分場建設、福祉の充実として、新赤岩保育所や子育て支援センターの建設、対岸貿易の推進と港湾施設の整備として、中国との定期コンテナ航路の開設とガントリークレーンの整備、さらには教育環境の整備として、菁園中学校の改築や手宮陸上競技場の整備など、基本目標の実現に向け各種施策を実施してまいりました。

2期目については、任期半ばではありますが、子育て支援策として、放課後児童クラブの拡充や保育所の定員拡大、生活環境の整備として、勝納住宅の建設、オタモイ団地の建替え、地域経済の底上げとして、地域経済活性化会議の設置や観光基本計画の策定、教育環境の充実として、サッカー・ラグビー場の建設などについて、行財政運営の効率化・健全化を図りながら実施してきたところであります。

次に、公約の見直しについてでありますけれども、本市の財政は極めて厳しい状況にあり、公約に掲げておりますとおり財政の健全化を早急に進め、バランスのとれた施策の推進が最重要課題であると考えております。また、懸案であります市立病院の統合・新築など、残された任期の中で公約実現に向け、全力を傾けてまいりたいと思っております。

次に、アスベスト対策についての御質問でございますが、初めに市内の学校を含む公共施設の今後の整備及び対策についてでありますけれども、学校施設は2期工事として小学校4校、中学校1校において、冬休みを利用して囲い込み工事を行う予定であります。また、学校施設について、昭和56年から平成元年に建築された小学校4校、中学校5校でサンプルを採取し、定性分析を依頼中であります。

なお、その他の市所有施設につきましては、現在、発注している工事以外に新たに対策は必要ないものと判断しております。

次に、民間施設のアンケート調査でありますけれども、本年8月に北海道の依頼を受けて、500平方メートル以上で木造以外の建築物を対象に、露出アスベストの使用状況に関するアンケート調査を行い、該当の約650棟に対し、約60パーセントの回答があり、9月5日締切りで29棟での使用を確認したところでありますが、未回答の施設に対しては引き続き督促を予定しております。また、対策としましては、今回の調査時に、アスベストに対しての適切な管理や除去等を要請する旨の指導文書を添付し、意識啓発を行っております。

次に、小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案でありますけれども、既存住宅における住宅用火災警報器の設置については、十分な周知期間の確保に配慮して、平成23年6月1日から適用するものとしております。市民への周知と理解につきましては、逃げ遅れによる死者の増加の状況や防火対策の必要性などについて、広報おたる11月号に特集を予定しているほか、年3回発行している「おたるしょうぼう119」の町会配布、一般紙やFMおたるなどへの報道依頼、消防本部のホームページへの掲載、各

種講習会や防火行事における周知、地域に密着した活動を行っている消防団、婦人防火クラブとの連携など、あらゆる機会をとらえ周知広報し、その必要性について市民の皆さんの理解を得てまいりたいと考えております。

次に、丸井今井小樽店についての御質問でありますけれども、現在、北海道、小樽市、小樽商工会議所、小樽市商店街振興組合連合会、サンモール一番街商店街振興組合、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部の6者による閉店対策連絡会議の中で、今後の閉店対策について具体的な取組を進めております。その中で緊急的に取り組む対策として、小樽店で営業している多くの地権者、テナントから営業継続の強い要望があることから、再開発施設全体を管理・運営する小樽開発株式会社と連携し、引き続き営業が可能となるよう取り組んでおります。現在、23店の地権者、テナントが営業継続を希望しており、当面小樽店の地下及び1階に店舗を集約し、11月のできるだけ早い時期に新たな営業を開始する予定となっております。

また、再開発施設全体の今後の展開につきましては、小樽開発株式会社の債務等、さまざまな課題があることから、債権者である金融機関などとの協議が進められており、具体的な再活用を示せる段階には至っていない状況であります。

次に、丸井今井小樽店閉店後の店舗の活用でありますけれども、小樽開発株式会社としては、当面の対策として地権者、テナントの営業を継続しながら、一方で新たなキーテナントの誘致に取り組んでいる状況にあります。市の庁舎としての活用など、行政機能の移転につきましては、全国的には中心市街地の商業施設における大型店撤退後の活用策として実施した事例は承知しております。小樽開発株式会社としては、引き続き商業施設としての活用を検討しておりますので、現段階では市として使用することは考えておりません。

次に、丸井今井小樽店アネックス館の活用でございますけれども、この施設は平成3年に専門店ビルとして開業しましたが、昨年8月以降、空き店舗となっており、現在のところ小樽開発株式会社が商業施設としてのテナント誘致を進めている状況にあります。また、現状の商工会議所の経済センター構想としては、新築に限らず、既存建物の活用も視野に入れながら検討していると伺っております。御提案のありましたアネックス館への経済センターや国・道の出先機関の誘致につきましては、今後、小樽開発株式会社が商業施設以外の活用方法も検討すべき段階で課題になるものと考えております。

次に、新市立病院についての御質問でございますけれども、最初に病院の建設地についてでございますが、候補地の選定に当たりますと、まず駐車場用地も含めた必要な面積が確保されることが絶対条件です。次に市立病院新築検討懇話会の提言や市民アンケートの結果にもあらわれておりますように、交通アクセスにすぐれた場所であることが重要な条件でありました。そのほか、周辺環境等の利便性、用地取得費や建設コストなどの要件についての比較検討も行いましたが、御承知のように、市の中心部で交通アクセスにすぐれた地域で必要面積が確保可能な敷地は限られているため、量徳小学校の敷地を合わせた市立小樽病院の現在地と築港地区の2か所を候補地として選定いたしました。両方の土地を比較しますと、築港地区は土地の取得費がかかりますし、また、都市計画等の規制を受けておりますので、できれば量徳小学校を含めた現在地に建設したいとの考えはありましたが、残念ながら小学校の適正配置計画の策定が見送られたことから、もう一つの候補地である築港地区での建設について、具体的な検討に入ったところでありますので、御理解を願いたいと思います。

次に、市立小樽第二病院が持つ診療科目を中心に再編し、そして市立小樽第二病院を大幅に改築して病院をつくってはとの御提案でございますけれども、先ほども答弁いたしました。新市立病院は市内全域から通いやすく、交通アクセスにすぐれ、通院患者等の利便性にも配慮した場所への建設が必

要と考えております。また、新市立病院は、両病院の総合的診療機能と専門的診療機能を融合することにより、高度の専門性を備えた総合医療の実現を図ってまいりたいと考えておりますが、現病院を運営したままで、敷地内にこれらの機能を有する病院を建設するための必要面積を確保することができないことなどから、市立小樽第二病院の敷地を新病院の建設候補地から除外せざるを得ない結果となったものであります。

次に、病院の運営管理を民間にのことでありますけれども、医療行為を含めた病院運営全体を民間に任せる方法としましては、指定管理者制度があります。指定管理者制度を導入することは、市立病院の運営の一つの方法としては有効なものと考えられますけれども、新市立病院は相当な規模であり、しかも結核や感染症、精神など、特殊な医療部門や小児科などのいわゆる不採算部門を受け持つことから、これに伴う市の財政負担はこれまでと同様に生じますし、受皿となる担い手があるのかどうかというこの問題や、現在、嘱託員などを含めると、約800人いる職員の処遇などの問題があります。いずれにいたしましても、これからも予想される厳しい医療環境の下で新病院を運営していくためには、これまで以上に経済性を発揮した効率的な経営が必要でありますので、基本構想にありますように、地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人などについて具体的に研究してまいりたいと考えております。

次に、「小樽グランプリ構想」であります。本年7月の推進協議会総会において、来年度の公道使用による電気自動車レース、平成20年度にはチャンプカーレースの実現を目指すことが決定されました。また、先日、アメリカ在住のコースデザイナーが小樽市を視察して、小樽市のロケーションを高く評価したことは承知しております。これらを踏まえまして、協議会が予定しているコース案を軸に、地域再生計画に基づく特定地域プロジェクトチーム会議を10月28日に開催することにしており、この中で諸課題を検討することとなっております。なお、今後も協議会とプロジェクトチームが連携を図りながら、まずは来年度の公道レースの実現に向けて十分な検討がなされることに期待を寄せております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 讓） 上野議員の御質問にお答えいたします。

まず、指導力の不足していると思われる教員とその対策などについてであります。任命権者である北海道教育委員会で作成しました「児童生徒に関する教員の指導力向上制度実施要綱」に基づき、校長の申出により、医師を含め判断することになります。その結果、該当することになった場合、校内や道立研修機関などで必要な研修を受け、学校に復帰することになります。しかしながら、校長や小樽市教育委員会が、指導力の不足していると思われる教員であると一方的に判断することは困難な面も多く、そのため、各学校においては、校長、教頭を中心に校内でのコミュニケーションの活発化や個々の教員が相互に指導力を高め合う校内研修でありますとか、自己研修を深める環境づくりに取り組んでおります。

また、小樽市教育委員会といたしましても、小樽市教育研究会を開催し、支援するとともに、独自の研究講座を開催するなどしながら、教職員が児童・生徒の個々に応じたきめ細かな指導ができるよう、研修の充実に努めております。いずれにいたしましても、教師の指導力を高めていくことは緊急の課題でありまして、校長はもとより児童・生徒や保護者の思いも聞きながら、教職員一人一人が指導者としての自覚の下、研修を通してみずからの資質の向上や指導力を高める努力をするよう促してまいります。

次に、将来を見通した学校施設のあり方についてであります。現在、昭和56年以前に建設された学校施設を対象に耐震化優先度調査を実施しており、この調査の結果を踏まえ、耐震化整備計画案を策定することになります。これと並行して、全市的な学校施設のあり方や小中学校の配置などを検討しなけ

ればなりません。今後、小樽の短期的・中期的・長期的な教育につきまして、学識経験者や市民の声を聞きながら、小中一貫教育や豊かな自然、地域の特性を生かした魅力ある学校づくりに向け、一層教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

1番(上野正之議員) 再質問をさせていただきます。

市長から、私の質問に対してお答えがございました。私もきっとこのような答えが返ってくるのではないかというような予測をしたとおりのお答えでございました。やはり質問したからうんぬんというのではなくて、市長は市長の考えがあると思います。

丸井今井の件でございますけれども、いろいろな観点で、いろいろな方が今対応に東奔西走していると思います。しかし、行政というか、小樽市がかなりリーダーシップをとっていかなければ、なかなかこれはまとまっていけないのではないかと、先が見えてこないのではないかととも思います。本来ならば、小樽市の経済界の人が、あそこの場所をどうするという本当にプロジェクトをつくってやっていただくのが一番の方策でございますけれども、残念ながら小樽市の経済界もなかなかそこまで力を発揮できないのが現状だと思います。いろいろ撤退後、店ができるという話も何回も聞いてございますけれども、やはりあれだけの施設、1年から1年半ほうっておくと、何も使えない建物になってしまうのではないかと。まだ平成2年築でございますから、今、15年ぐらいたったのでしょうか。まだまだ活用できる建物でございます。本当に大変でございますけれども、もっともっと市長を中心に部局の方で十分なるリーダーシップの下で、丸井今井閉店後の再開に向けて御努力いただきたいということを、市長の方からこのことについてお答えください。

それから、新市立病院につきましては、私も何回も同じようなことを言いますが、同じことを言わなければやはりいけないと思うので、私は何回も言います。量徳小学校の跡は残念ながらあのような形になりました。しかし、あそこだって、ずっとあのまま学校が存続するという可能性があるかないかということも今後の課題でございますけれども、先ほど私が質問したとおり、果たしてあの築港地区は病院としてふさわしいのか。市長は、駐車場、アクセス、いろいろなことをお答えになりましたけれども、肝心の病院としてのあの土地が本当にいいのだろうか。市立病院調査特別委員会でも、私も市長に申し上げました。あそこは夜中じゅうもしかしたら車が走ったり、若者があそこに来る場所になるかもわからないのです。今でも夏には何日間かあそこで花火が上げられております。まだまだあそこは小樽市の将来で道央圏からあそこに来て1日を過ごして帰るという本当ににぎわいの場所、それこそがあの築港地区だと思います。私は病院として本当に適しているのだろうかということをもう一度お答えいただければありがたいと思います。

市長は病院を建てるということを公約の中でもうたっており、これを実現するというふうに先ほどもおっしゃいましたので、市長が公約のとおりやると言いますので、私もそれに対しては頑張ってくださいとしか言えないわけでございますけれども、しかし、この問題は本当に今、将来にわたって、もう将来というか、もう何年か先のことに小樽の将来がかかっているのです。気持ちは十二分にわかります。私だって病院が欲しいです。けれども、この一、二年、病院問題を考えた場合に、果たして突き進んでいいのかというような思いがございますので、これも含めてお答えください。

学校教育のことでありますけれども、これも何回か、私は資質のことを質問してございます。市教委としては、道教委が進めることであって、それに対して市教委がやっていくということは何回も申してございます。しかし、これは一つのシステム的なことだと私は思います。やはり小樽の教育は小樽の市

教委でやっていかなければ、道教委うんぬんという、私はその気持ちさえあれば、小樽の教育委員会で
もいかなることできると思います。道教委が指示したから、それに準じてやる、そういうこともある
でしょう。しかし、市教委として、この問題は大変大きな問題なのです。事実ほかの都市でも評価機関
がございますのできちんとその先生を評価している、もう実際行っているところもございます。そうい
うのをやはり小樽市独自で道の方に許可を得てやるというぐらいの心構えでやらないと、人任せの教育
では小樽市の教育は私は前進しないと思います。ただ、教員の資質だけの問題ではありません。ややも
すると、管理者、校長、教頭の問題もこれに絡んでくるのです。そういうことをやはりきちんと進める
ことが、私は教育委員会のソフト面の考えだと思います。これをきちんとしなければ、小樽の教育に将
来はないと思います。もう一度これについて教育長のお考えをお聞かせください。これは現実不可能か
可能かは別にして、教育長の思いというものをもう一度お聞かせください。

まだたくさんございますけれども、市長が先ほど冒頭申したように、市長の任期はあと1年半ぐら
いですか。その間に小樽病院のこともやるというふうに先ほど聞きましたけれども、しかし、私は機会が
あればまたこの問題において、市長に質問させていただきますので、そのことを最後に言わせていた
きまして、再質問を終わります。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えいたしますけれども、初めに丸井今井の問題ですけれども、市が
リーダーシップをとってというお話でございます。何とか現状では丸井今井撤退後のあの施設に新しい
テナントが入れるように市としてもできる限りの努力はしたいということで取り組んでおりますけれど
も、現状ではあの施設の所有者がいるわけですから、そこが主体的にまず考えております。先ほど言
いましたように、引き続き商業施設として利用していきたいという方針がありますから、それに向けて、
今、市としてもできる範囲の援助をしていると、後方支援しているというところでございまして、なお
その後の展開がどうなるかまだわかりませんが、市がリーダーシップをとっていける状況になる
のかならないのか、今、会社自体の問題もいろいろありますので、そういった問題がどういうふうに展
開していくか、そういう状況を見ながら、市としても対応していきたいというふうに思っています。

それから、病院の問題ですけれども、築港地区がふさわしいかどうかということですが、一つ
は市内の地理的ないろいろな地形的条件から考えて、なかなか先ほど言いましたように、駐車場がたっ
ぷりとれて通院しやすい場所というに限られているのです。ですから、ベストではないと思いますけれ
ども、よりベターなのかなというふうには思っております。アンケート調査をしまして、建設地の問題
で調査をしました。その中でやっぱり一番多いのが、中心部から若干離れた地域でもいい。幹線道路な
どの交通アクセスにすぐれて、駐車場がある程度確保できて、通院に特に大きな不便がなければ、中心
部から若干離れた地域でもいいという方が5割を超えているのです。ですから、そういう面から考えて、
環境的には一部、ベストではございませんけれども、よりベターな地域ではないのかなというふうにし
て、ぜひ、もう老朽化が進んでいるこの二つの病院は、もう待ったなしの状況でございます
ので、これを早く新築統合したいと。市民の皆さんも強く望んでおりますから、早く取り組みたいとい
うふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 譲） 上野議員の再質問にお答えいたします。

新聞報道等によりますと、全国的にも毎年100名以上の、また、道内にもそれなりの数のいわゆる指導力が不足していると思われる教員が発生している現状がございます。ここで該当される方は、通院をしていたり、入院をしていたり、そういう人を外すという要綱がございまして、そういう面で私たちは先ほど言いましたように、なかなか難しい面もあるというお話をさせていただいたところでございます。ただ、指導力が不足している先生であるかどうかということは、教師と子供の間関係が大きい条件を占めておりますし、また、指導力ということでも、例えば学力をつけるのに不足しているという場合、また、情的な面で不足しているという面、さらには豊かな体づくりで不足している面ですとか、いろいろな角度があろうかと思えます。先ほど申しましたように、小樽市教育委員会といたしましては、もちろん研修を通じていろいろとこれから策を考えていこうと思えますし、さらには、今、各学校に学校評議員制度もございまして、そういう委員の考え等を聞きながら、全市的にやはり先生一人一人が資質を高めて子供の指導に当たっていただきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

1番(上野正之議員) 1点だけ。市長の再質問のお答えも聞きました。先ほどちょっと言おうかと思ったのですが、築港の場所が私は適していないという理由のもう一つとして、海にあまりにも近い。災害が起き、また、津波等が来た場合、これは笑い事ではないのです。あの近さで、小樽に津波が来ないなんていうことは、それは防波堤がありますから大丈夫なんていう考えもありますけれども、そういう災害時に本当にあの場所が適しているかということも1項だけ言わせてもらいまして、質問を終わります。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) いろいろなことを想定しましたら、それは切りがないのではないですか。ですからそこまで、津波のことまで心配してやると、本当にそれは確かにそういう100年に1回あるか、50年に1回あるかわかりませんが、そこまでちょっと我々の想定の中には入っておりませんが、そういうことがどういった対策がとれるのかよくわかりませんが、そういうことは災害ということも十分念頭に置いた施設の建設は必要ではないのかなと思います。

議長(中畑恒雄) 上野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時30分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

(17番 山口 保議員登壇)(拍手)

17番(山口 保議員) 民主党・市民連合を代表して質問をいたします。

今定例会では、私が最後の代表質問となりまして、本市財政の非常に困難な状況につきましては、他の議員も触れられましたので、私はこの問題については簡単に触れたいと思います。

残念ながら、平成16年度一般会計決算が、昭和50年以来、27年ぶりの赤字決算となったことが報告されております。この間、市職員、退職者不補充による職員数減、職員の人件費カット、各種市民サー

ビスの削減などの努力も、長引く景気の落ち込みによる個人所得の減少などで、市税の減少に歯止めがかからず、また、過去に借入れをした公債の償還がピークを迎えていることや扶助費の増加など、財政の硬直化は進む一方であります。

私は、本市の財政悪化の一因は過去の市政の失敗にあるとはいえ、平成9年のピーク時 59 億 6,600 万円あった個人市民税が、平成16年には38億7,400万円と、実に35パーセントの減少、また法人市民税も、平成9年時の17億8,900万円が平成16年、12億2,200万円、約32パーセントの減となっており、人口減を考慮したとしても、あまりの急激な減少には何か特別な要因があるのではないかと考えております。また、市税の収納率も平成10年以降下がりが続き、平成16年には82.6パーセントと、8.3パーセントも悪化しており、急激な本市経済の悪化の状況をあらわしているものだと考えます。道内他都市の財政状況も本市ほどの窮状ではないにしろ、経常収支比率で80パーセントと言われる要警戒ラインを下回るどころはなく、軒並み財政健全化が課題となっております。

先般、全国の地価動向が公表され、大都市圏では一部上昇傾向となっておりますが、地方都市では軒並み大幅な下落が続いております。大都市と地方都市の格差が際立っております。経済構造の変化や規制緩和による不安定労働の増加、また、大手寡占による卸小売業の衰退など、地方は急激に疲弊しております。私は、もはや一自治体の努力では限界に達しつつあるのではないかと考えております。

私は、昨年第4回定例会の一般質問で、国の三位一体改革について市長に見解をお尋ねしております。税の配分のあり方について、早急な議論がなされるべきではないか。そうであるのに、税財源の地方への移譲は一向に進む方向にはありません。地方は血を流して努力をしているのに、国の改革は一向に進む気配がないのであります。この際、道内各市などに呼びかけ、平成19年度以降予定されていると言われる地方交付税の削減などを再考するよう強く国に求めるべきだと考えますが、市長の御所見を伺います。

いずれにしましても、このような財政ひっ迫の折、さらなる経費の削減は当然でありますけれども、結局それを上回る収入減で赤字を繰り返す事態を回避する方策を何としても見いださなければなりません。マイカル破たんにより始まり本年の丸井今井の閉店と、一向に明るさの見えない本市の状況に市民の不安は募るばかりであります。また、市職員数が年々減少し、1人当たりの仕事量も増加し、特に能力のある職員には負荷が多いのは承知しておりますけれども、このようなときにこそ市民に本市発展の展望を示し、そのための政策立案に知恵と工夫を發揮すべきと考えます。私は、この間、短・中・長期の本市再生の展望について、さまざまな議論を提案させていただきました。今回も2点について、再度見解を求めたいと思います。

一つ、今や本市産業の中核を担うまでになった観光についても、入込み数の減少や物産の地場調達率の低下、経済波及効果の減少など、多くの課題を抱え、その打開策についても何点か議論をさせていただいてきました。今回は2点について再度お尋ねいたします。

一つは、地場物産の商品力の向上について、早急な取組を求めるものであります。

地域活性化会議は多くの関係市民が加わり、長期にわたり真剣な議論が行われてきたことには敬意を表したいと思います。昨年の「香港そごう」への出店や今年の「台湾太平洋そごう」への出店など、小樽産品のアピールなどには具体的成果が見られると思いますが、小樽ブランドの創出など、議論の行き詰まりを感じております。以前にお話をしましたように、十勝産品のように、地場産品の評価を財団法人という第三者機関が十勝ブランド認証委員会という第三者の機関をつくって、原材料の地場調達や味覚、安全性など、明確な基準をつくって、消費者に明確にアピールする取組をされていることは、昨年第3回定例会で申し上げましたが、このような取組は後志の1次産業圏との連携の中で行われ

るべき中・長期の課題であります。

私は、今、短期に取組のできる課題として、小樽産品のパッケージデザインやラベル、またレシピなどによる説明不足など、すぐにでも改良をして商品力を高めることができるものが案外に多いのではないかと、物産協会の協力を求めて、一度デザイナーやアドバイザーを入れて評価をしてもらってはどうかと申し上げてきました。今、物産協会は、新しい常務理事を迎えて、新たな販路開拓に積極的に取り組まれております。このようなときこそ、即効的な商品力の向上が求められていると考えます。取組への決意を再度お伺いしておきます。

二つ目は、本市観光の質的転換の課題についてであります。

これは何度も申し上げておりますけれども、今回もやらせていただきます。本市観光は、この十数年、運河南端浅草橋かいわいと堺町という限定されたエリアを中心に発展し、多くの観光客を迎え入れておりますけれども、そのために滞在型には転換できず、通過型観光が主流となったままであります。私は、議会で議論の機会があるごとに、通過型お土産観光から滞在型交流観光への転換の必要性とその展望についてお話をさせていただいてきております。天狗山の眺望・夜景、北運河、旧国鉄手宮線、交通記念館など中・長期的な展望に立ち、プランニングだけでもできないものかと申し上げてまいりました。天狗山に関しましては、夜景の日などのイベントを通して、中央バスの関係者の皆さんとはロープウエー山頂駅のリニューアルなどお話を申し上げております。

さて、旧国鉄手宮線、交通記念館、北運河地区であります。私は、交流観光の拠点の中核として、交通記念館敷地内の列車宿泊施設化への転換、それにつながる旧国鉄手宮線沿線のまち並み再生は、全国3番目に敷設をされた歴史遺構を生かした廃線のトランジットモールとして、大きな可能性を持っていると述べさせていただきました。昨年12月の国の景観法の一部施行に伴い、本市も市景観条例の見直しに取りかかるとの方向性が示されております。その際、手宮線沿線は考慮に入れられるべき地域と考えております。私は、この際、旧国鉄手宮線とその沿線、交通記念館、北運河かいわい再生の基礎的プランの作成に取りかかるべきと考えます。財政困難な折、コンサルなど外部に発注するなど不必要であります。市の内部には十分に人材もおられますし、また、市内民間にもまちづくり協議会など、かつて手宮線活用会議などでさまざまな議論をされた団体や旧国鉄関係者など、行政、市民との共同作業で早急に取りかかれるよう、切に要望いたします。市長の御所見をお伺いしておきます。

次に、道内各地で盛んに取組がされている移住促進策の問題であります。

私も昭和22年生まれの団塊の世代であります。私は、昭和50年にこのまちの魅力に引かれて移住してまいりました。多少迷惑がられていることは自覚しておりますけれども、このごろは快く受け入れていただいていると感謝しております。その団塊の世代700万人が2007年以降、次々と定年を迎えられ、第二のふるさとを求めて住環境のよい地方に移住されるというニーズが、各種アンケートなどにもあらわされてきております。先日、本市も加わり、道内5市9町が道と協力をして、主に首都圏在住者を対象に道内移住を呼びかける北海道移住促進協議会の設立総会が本市で開かれたとお聞きしております。まず、その経緯と今後の取組について、お知らせをお願いいたします。

既に本市では市内不動産業者と連携をされて、市のホームページからリンクをされた市内業者のホームページの不動産情報が得られるよう、一部取組が始められていることは承知をしておりますけれども、移住希望者の立場から考えますと、まずその候補地に足を運び、しばらく滞在をして、まちの空気を感じ、また足を伸ばして、その周辺の環境を知っておきたい。大きな決断になるわけでありますから、そのような慎重さは当然のことと考えられます。その際、ホテル滞在では、費用を考えると短期にならざるを得ません。1週間、1か月というような長期の滞在のニーズにこたえられないこととなります。

私は、現在の状況では、札幌市内のウイークリーマンションを利用されて、本市に入られ、情報をとられるというようなことになるのではないかと想像しております。そこで、私は市内に古くてなかなか借り手がつかない貸間や貸家が結構点在しているのではないかと考えております。それらを借り上げ、又は稼働日数を所有者と歩合で折半するなど、ウイークリーマンション的に活用できるのではないかと考えました。ビジネスとしても、ノウハウの蓄積がないので工夫は要りますけれども、これは成り立つのではないかと考えております。先日の北海道移住促進協議会でも、民間の移住ビジネス創出を手助けする方策も盛られているとお聞きをしております。民間の民宿業界の方など、少しお話をしましたところ、大変興味を持たれていましたので、ぜひ一考をお願いしておきます。

もう一つ、少し大きな移住促進策に関連してお聞きいたします。

私は、この夏、暇を見ては本市の隠れた眺望地点を探して、市内各所のこれまでまだ足を運んだことのない高台を友人と一緒に訪ね歩いてまいりました。思いもよらない発見がありました。このまちの奥深さに改めて感嘆を覚えたものであります。その中で、市街地からのアクセスも非常によく、また市街化区域に囲まれていながら、手つかずのまま残されている広大な高台が手宮に2か所あるのを知り、何度も足を運ばせていただきました。眺望は抜群であります。

そのうちの一つは、手宮1丁目、小樽稲荷神社裏手から赤岩神社に至る平たんで草地の続く広大な高台であります。一部農地として利用されておりますけれども、大半が国有地で、面積は調べておりませんが、大変広大であります。私は、あい路はあると思いますが、この土地は移住策に利用できないかと考えました。現在、ここは市街化調整区域となっており、市街化区域として開発するのは難しいと聞いております。もともとは農地であったと聞いており、国の、農林水産省の管理地のようですから、新たな形の農地として活用できないかと思えます。

本市の農地経営の下限面積は30アール、坪にすると900坪となっております。隣の赤井川村では、昨年、農村再生特区が認められまして、30アールで新規の就農者を迎え入れようとしております。30アールでは農業収入だけでは生活ができないわけですから、ファームステイとか、加工品の開発販売など、どちらかというファームツーリズムや老後の趣味営農にも道を開くものと考えられております。また、千歳市の駒里地区では、同じく農業特区が認められまして、こちらは10アール、300坪での新規就農が認められたと聞いております。10アール、300坪、それを300万円ほどで千歳の場合は売り出されていると聞いております。農地にはその所有の農家であれば家が建てられるわけですから、10アール程度なら田園住宅といった趣でしょうか。

私は、先ほど述べさせていただきました手宮の台地は、もし安価で国から払下げが受けられ、また、10アール程度で小樽でも新規就農の道が開かれるとしたなら、そしてまた、景観法適用地域として建てられる住宅のデザインや素材などを規制して美しい田園空間を現出させることができれば、高台の新たな田園住宅地として、また、農家レストランや農家民宿など、都市型ファームツーリズムの拠点として大きな可能性が開かれるものと確信するものであります。

現在、本市周辺の農地の売買価格は10アール当たり40万円程度と伺いました。千歳と同様、10アール300万円販売したとしても、宅地開発と同様な整備は要らないわけですから、十分に採算は合うと考えております。あい路は十分承知しておりますけれども、十分に研究・検討に値すると思えます。市長の御所見をお伺いする次第であります。

さて、先日、市営花穂駐車場下の妙見川河畔に、柳の植樹と一部レンガブロックによる河岸の整備が行われました。資金は、市民などの有志や妙見町会の多額の寄付で資材が購入され、8月の末から9月の初めの土日の休みを返上しまして、多くのボランティア市民、町会の皆さん、また、本市の多くの市

職員の方々もボランティアとして市民の皆さんと一緒に汗を流されました。妙見川周辺に大正、昭和初期の柳並木のまち並みを再現し、堺町や運河周辺を訪れている観光客をまちなかに誘導する経路として何とか整備ができないかと、昨年11月から市民有志の方々や本市職員などが何度も会合を重ねられ、妙見川ルネサンスとも言うべき構想をまとめられました。

そして、先日、その実現に向けた第一歩を踏み出されたわけであります。その中心となっておられる市民有志の方々、また、関係町会の皆さんの熱意と実行力には頭の下がる思いであります。市長がかねがね申し述べられている市民・行政がともに手を携え、協働のまちづくりのお手本ともなるような実践であります。今後、さらに構想実現に向け、議論がなされ、作業も進められると伺っておりますが、市民の力だけではおのずと限界があるわけです。各種助成金の申請など考えられているようですが、本市行政も力強い御支援を今後ともされますよう要望しておきます。

次に、本市は景観条例による特別景観形成地区の拡大見直しを表明され、今年度中を目途に作業を進められているとのことであります。しかし、この間、立て続けに特別景観形成地区に隣接した色内地区に二つの高層マンションが計画され、うち1棟はただいま建設中であります。そして、もう1棟は、まもなく建設に取りかかるとのことであります。建設中の1棟は13階建て、約40メートルです。そして、計画されているもう1棟は、15階建て、約45メートルと伺っております。どちらも運河の景観の眺望を売り物に建設されるものであります。本市観光の各種アンケートでも、本市を訪れる動機の第1に、運河を中心としたまち並み景観が挙げられ、やや下り坂に差しかかっている本市観光に致命的な打撃を与えかねない、私は緊急事態だと危ぐの念を禁じ得ません。本市景観条例では、特別景観形成地区以外でもまち並み景観に配慮するよう指導・助言できるとなっておりますが、今回の事案について、当事者の業者とどのような話し合いをされたのか、その経緯について御説明ください。

また、今後、さらに重要眺望景観地点に隣接をした地区にも高層マンションが計画をされているとお聞きをしております。本市観光の中核を担っております堺町地区にとっても、その影響ははかり知れないものになると心配をしております。今後の対応策を含め、御所見をお伺いいたします。

次に、新市立病院についてお伺いいたします。

先ほど上野議員も多岐にわたりまして意見を述べられましたので私の方からは多くを述べませんが、先般の新聞報道でも、築港地区に移転するとして検討方針に小樽市商店街振興組合連合会が反対の意思を表明されたとあります。候補地選定までには、量徳小学校以外にも、他に何か所か検討されてきた経緯があるとお聞きをしております。そのあたりの経緯を若干御説明いただきたいと思います。

私は、新築に当たって、どのような病院が望ましいのか、診療科目の絞り込みや新たに加えるべき科目など、市民に期待をされ、安心できる病院ができるのかというこの中身の問題を少し心配しております。国内では、がんで死亡される方が増え続けております。抗がん剤の使用が増え続け、その使用には専門的知識が不可欠と言われております。日本でも、ようやくその専門医として、しゅよう内科医の育成が始まったと聞いております。がん死を減少させることに成功している欧米のように、放射線治療医、外科医、しゅよう内科医、医学物理士、しゅよう看護師、薬剤師、これがチーム医療で当たられる時代も遠からず日本にも来るのではないかと思います。いずれにしても、診療科目の充実と診療の質の確保が最重要と考えます。その点について、今後どのように臨まれるのか、御所見をお伺いいたします。

最後に、小学校適正配置実施計画についてお伺いいたします。

昨年10月に策定された「小学校適正配置実施計画(案)」が今回取り下げられ、市教委におかれましては、大変苦渋に満ちた決断をされたものと推察いたします。一度決定した案を行政の立場から取り下げるとは、たとえ理解が得られなくても押し通すといった行政一般に見られがちだった態度を、今回お

とりにならなかったことに敬意を表するものであります。私は、学校適正配置等調査特別委員会の中でも、るる申し上げてまいりましたけれども、自分の住んでいる地域から学校がなくなるということは、その住民にとって精神的にもつらいことであり、地域の核を失うというような意味でもゆゆしき事態だということが、地域挙げての今回の署名活動などにあらわされたものと理解をしております。皆さんが納得されるよほどの理由や論理がなければ、理解されるのは難しいことであります。みずからがこうむる不利益に対して、違った新たな利益ともいうべきものを示されなければ、だれも納得しないのではないのでしょうか。

公教育に対しては、多くの住民が多くの疑念と失望を感じている中、我がまちだけは何か独自で新たな取組が始まり、変わっていくのではないかという期待がもう一方で提示されない限り、理解は難しいと感じております。そうした中、今、各地でさまざまな公教育の改革の取組が始められていると聞いております。学校適正配置等調査特別委員会の中でも申し上げてきましたが、学習支援ボランティア制度の試みや小学校で英語教科を取り入れる試みなど、私は、多くの関係市民がこれほどまでに公教育に関心を持たれたこの機会に、今後の本市の公教育のあり方、また、学校の適正配置など、その見直しの必要など、今、揺れ動いている国の方向性などや、また各地の動きなど、率直に情報を交換されながら、今後必ずやらなければならない抜本的な公教育の見直しや適正配置計画案を関係市民も交えて取組をされていくことを切に希望するものであります。教育長の御所見をお伺いし、私の質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、地方交付税の削減の再考を道内自治体に呼びかけて国に働きかけるべきとのことでありますけれども、そもそも三位一体の改革は、地域のニーズに応じた多様で透明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立し、地方分権時代にふさわしい真の地方財政の充実強化のために行われるべきものであり、単に国の財政再建の手段としてではなく、国民のための改革であるとの認識を従前から申し上げてまいりました。国・地方とも大変厳しい財政状況の中で、改革の必要性を否定するものではありませんが、この改革が地方の望む本来の姿からすれば、まだ不十分であると言わざるを得ません。そのような中で、道内各市はもともと財政基盤がぜい弱な上に景気回復が遅れており、これ以上の交付税の削減は財政の根幹を揺るがす重大な問題と認識しております。そのため、地方の立場や意見、特に本道自治体の厳しい実態が正しく理解され、今後とも地方交付税の総額の確保と制度の堅持がなされるよう、あらゆる機会を通じて強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、パッケージやデザインの改良などによる小樽産品の商品力の向上でありますけれども、現在、小樽産品の中にもすぐれたパッケージやデザインの商品も多くあるわけではありますが、今後、小樽産品の商品力を一層高めるため、専門家や消費者の意向を伺うことが大切なことだと考えております。市や商工会議所などでつくる「小樽まち育て運営協議会」では、今月上旬に東京駅八重洲口で営業を展開しています道産品を取り扱うアンテナショップ「北海道フーディスト」において、首都圏の消費者を対象に、小樽産品のデザインなどについての市場調査を行うこととしております。その後、調査結果を専門家に分析いただくとともに、関係団体などで構成する仮称「小樽ブランド創出実践会議」を立ち上げ、調査・分析の結果などについて御論議をいただくこととしております。今後、それらの結果を踏まえて、

関係団体との連携を図りながら、商品力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北運河周辺地区の再生プランの作成についてでありますけれども、御指摘のとおり、北運河周辺地区は旧日本郵船、交通記念館、手宮洞くつ、手宮公園など、多くの魅力的な施設があり、この点にする歴史的な建造物や文化施設などを面的につなげて活用する必要があることから、市ではこの地区のビジョンづくりのため、これまで地元関係者やまちづくり団体の代表とビジョンづくりの目的や組織づくりについての話し合いを進めるとともに、来街者の動向や民間施設の配置、利用状況などの調査を行い、ビジョンづくりの基礎データの整理を行ってまいりました。今後もこの地域の活性化に向けたビジョンづくりを進めるために、庁内関係部局が連携し、市民やまちづくり団体などとの協働による策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、移住促進策についてでありますけれども、道庁は北の大地への移住促進事業として、首都圏等からの移住促進策を策定し積極的に事業展開する「パートナー市町村」の募集を行いました。小樽市としましても、人口対策の一つとしてこれに応募したところ、6月3日に選定されたところであります。パートナー市町村として、道内の14の自治体が選定をされ、現在、専用ホームページなどにより移住情報を発信するとともに、移住希望者にワンストップで対応しているほか、道庁と協働してパンフレットの作成やメディア広告など、積極的に事業を推進しております。こうした中で、7月25日にパートナー市町村の長が集まり、首都圏等の団塊世代を中心として、北海道への移住を強くアピールするとともに、移住ビジネス事業の創出を図るため、連携組織を発足することを確認しました。小樽市が世話役となりまして、8月26日に担当課長会議を開催し、事業計画の案や要綱の案などを協議し、9月28日には「北海道移住促進協議会」が発足したところであります。協議会としましては、今後、移住事業を取り組む自治体の参加の拡大を図るとともに、参加自治体間の情報交換をはじめ、移住実証実験の検証やビジネスモデルの創出に向けた研究などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽稲荷神社裏手の高台にある広大な土地の利用についてでありますけれども、近年、都市住民が農業に関心を持ち、定年退職後などに比較的小規模な土地を耕作し、農業に従事しながら人生を有意義に過ごしたいと考える人が増えていることは認識しております。しかしながら、御提案のありました新たな形での農業ということでの移住促進、この趣旨は理解できますけれども、当該地区は国有農地の払下げの問題や農業委員会での新規就農者の認定の問題など、課題も多くあることから、現段階では難しいものではないかと考えております。

次に、妙見川河畔の構想実現に向けての行政の支援でありますけれども、妙見川河畔の整備につきましては、民間団体の皆さんが熱心に取り組まれているのは承知をしております。市民主体のまちづくり活動は地域の活性化に向けて有効な取組と考えております。市といたしましても、引き続き妙見川河畔の構想実現のため、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、特別景観形成地区に隣接する色内地区の2棟のマンションについてであります。これまで事前協議の段階から、さまざまな交渉を重ね、文書による協力も求めてきましたが、隣接する特別景観形成地区の基準の準用については、事業主から理解を得られないまま建築確認が提出され、1棟は既に着工し、もう1棟はまもなく着工することになりました。

また、重要眺望景観地点に近接する場所でのマンション計画については、現在、事業主と接点を持ちながら、景観に配慮した計画となるようお願いをしているところであります。

次に、病院問題についての御質問ですけれども、まず新市立病院の建設候補地を2か所に絞った経緯であります。市立病院新築検討懇話会の提言における立地要件や新市立病院構想を策定する時点でのアンケート調査結果を元に、候補地選定に当たっては病院への交通アクセスや周辺環境等の利便性

を考慮すること、できる限り建設コストの削減が可能な場所とすることや新病院の規模・機能が実現可能な用地であることなどの要件から、庁内において候補地の選定を行ったところであります。その結果として、それらの要件に合致する候補地として、量徳小学校を含めた現在地と、築港地区でJR北海道などが所有する未利用地の2か所に選定したものであります。

次に、しゅよう内科医の問題でありますけれども、がん治療に当たりましては、大学病院などにおいて、外科医だけでなく、抗がん剤の効果と副作用、他の薬剤との併用効果などを熟知した、しゅよう内科医等でチームを構成して治療に当たっていることは承知しております。しかし、現状では各診療科ごとの医師ががん治療を行っており、しゅよう内科医のように抗がん剤治療を専門に行っている医師は我が国においては極めて少数であると考えておりますので、新病院の開設時に配置することは難しいものと考えております。しかし、診療科目につきましては現在検証中であり、また、診療の質の確保であります。日ごろから質の高い医療の提供に努めているところであり、新病院におきましては、地域の基幹病院としてより一層質の高い医療が提供できるよう、さまざまな検討が必要と考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 山口議員の御質問にお答えいたします。

子供たちの未来に向けた夢のある教育を実現するため、貴重なお考えをいただきましたが、小樽市教育委員会では、これまでも答弁いたしましたように、説明会や委員会でいただいた意見・要望も参考にしながら、早期に小中学校の配置や学校規模の見直しを進めるべく、学識経験者や市民の声を聞きながら、新しい計画づくりに着手してまいりたいと考えております。その際、学校施設の耐震化整備や大規模改造事業などと並行して検討していくこととなりますし、国の動向なども見極めながら、大きな議論の中で進めていくことになるものと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口保議員。

17番(山口 保議員) 1点だけ再質問させていただきます。

項目ごとに大変いいお答えをいただきまして、大変ありがたく思っております。今回、新しく移住策について提案を申し上げたのは、先ほど申し上げたように、今、小樽は大変暗いというか、展望のない、市民が非常につらい時代に入っております。そういうことからして、痛みをともに分け合ってということばかりが強調されて、何とか財政再建をしたい、それに協力をしていただきたいという、言ってみるなら、マイナスと言ったらおかしいですけども、そういう部分を何とか明るい話題というのですか、何か希望が持てて、中・長期にこれをやればある程度小樽が変わってくるというような、そういうものが必要ではないかという観点から申し上げました。大変難しいと思います。だから、私は質問の中であい路があると申し上げました。緊急事態なわけですから、簡単にできることで解決できるのであれば、もうやっておりますね。これはまだやってみないとわからないわけです。ですから、私は質問で、研究・御検討をいただきたいと申し上げたのです。この部署はどこが担当するかわかりませんが、たぶんこれは企画政策室が新しいプランとかそういうところを政策的に立案されますので、今、私がいろいろこれまで、今回、質問には入れておきませんでしたけれども、寄付条例の問題とか、住民基本条例とか、新エネルギーとか、そういうものは大変課題が多く、政策立案をするべくかかっているらっしゃると思うのです。私は、もう部署ごとに縦割りとは言いませんが、グループ制もしかれたことですし、庁内挙げて部署、部署がいわゆる協力をし合って、知恵を出し合って取り組んで、一定の成案に持っていくべきだというふうに思うのです。これは私たちも協力します。ですから、少なくとも難しいと言って終わって

しまうのではなくて、ぜひともやれるものかどうか、これができたらすばらしいというふうには市長はお考えだというふうには先ほどの答弁からお聞きしましたので、一度しっかり研究・検討をされたらいかがかと思うのですけれども、これはできたら物すごくインパクトがあると思いますよ。手宮線とか北運河に関しては、ようやく市民も入れて一定のプランニングをつくりたいという方向ですね。それは非常にうれしい。それはまた、本当にいろいろこれもあい路があると思いますけれども、知恵を絞れば可能なことと思います。こういうふうな中・長期の展望をやっぱり山田市政が打ち出して、そして市民に展望を与えるということは今非常に重要なことですから。そういう観点から、この移住策の提案についても、もう少し前向きの答弁をいただけたらと思います。いかがですか。この点だけです。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 先ほどもお答えしましたとおり、こうした都市に住んでいる皆さんが新しい第二のふるさとを求めて移住してくる、そしてまた、農業なんかをやって第二の人生を過ごしたいという、そういう趣旨には私も賛成しているのです。

ただ、今のこの場所については、山口議員も御存じのとおり、いろいろな問題があるということは御承知のとおりです。仮にもしここをやるとしますと、いわゆる今度インフラの整備が必要なのです。水道、下水道、すぐ人が住むわけですから。そういった問題のクリアのために相当な費用もかかるわけですから。そういったことがあるので、現段階では非常に難しいのだろうと思いますけれども、今の移住促進策の中で、今、宅建協会の方との連携をとりながら、やはりこの空き住宅、いろいろな場所にありますから、そしてまた農家もあるのでしょうから、そういった中で今の移住促進策を進めていきたいと思っております。もう少し状況を見て、こういった問題、この移住がどういうふうな状況になっていくのか、まだ先がちょっと見えませんので、そういった段階で改めて検討することは可能でないのかなというふうに思っていますので、御理解願いたいと思います。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 17番、山口保議員。

17番（山口 保議員） これで終わりますけれども、私は無理なことではないと思っているのです。というのは、宅地開発と違いまして、農地なわけですから、例えば下水道が要るかということ、合併浄化槽で私はいいと思います。条件がつけられています。例えば、開発にしても、今財源がないわけですから、例えばさっき申し上げたように、塩谷の価格で買えるかどうかわかりませんが、もし簿価が何かで払下げを受ければ、300万円といっても、千歳で300万円ですから、駒里というのは非常に辺境のところ。要するに、市街地で一番、もし例えば宅地なら1等地なわけですから。ここを300坪で、坪1万円で300万円で売ったとしたって、例えば250万円とか浮くわけ。それを例えば最初の預託金として150万円とかいただくことはできますから。それを元に例えば道路整備とかというのをやっていけばいいではないですか。私は、だから、そういう意味でいろいろなことが考え得ると思っているわけです。私は300万円で売ったら、近所の人は怒るのでないかと思えますけれどもね。私はニーズは十分にあると思うし、そんな300坪で家が建てられて、趣味農営ができて、小樽の眺めが一望できるなんてなれば、これはだれでも欲しがりますよ。そういうことがわかっているわけですから。ただ、そこまでいくのに手続にかかるから、研究をぜひしていただきたい。だから、ちょっと研究してみようということぐらいはぜひ言ってほしいと思います。そういうことです。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 問題は、国有地の払下げの問題とか、改めて農業ができるのかどうかと、農業と
いうのかちょっとわかりませんが、その辺くらいは研究させていただきます。それから先が問題で
すから。そういう問題がまずクリアできるのかどうかという、入り口部分がまだありますから。入り口
部分については、少し研究させていただきます。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 井 川 浩 子

議員 大 島 護

平成17年
第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成17年10月5日

出席議員(30名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世子
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(2名)

7番	若見智代	13番	横田久俊
----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	工藤利典	総務部長	山田厚
総務部参事	吉川勝久	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	佃信雄
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	嶋田和男
港湾部長	本間達郎	小樽病院 小事務局長	小軽米文仁
消防長	仲谷正人	教育部長	中塚茂
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	小山秀昭

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	佐藤正樹
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	中崎岳史
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	橋場敬浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小前真智子議員、佐々木勝利議員を御指名いたします。

日程第1「議案第5号ないし第42号、第45号及び第46号並びに報告第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第46号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第46号について、提案理由を説明申し上げます。

平成17年度一般会計補正予算につきましては、小中学校のアスベスト対策のための2期工事に係る所要見込額を計上いたしました。

何とぞ議案どおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 一般質問をします。

初めに、介護保険についてお尋ねします。

さきの国会では、多くの問題を山積みにしたまま、介護保険法の改悪が強行されました。介護関連施設と利用者にとりわけ強い不安を与えているのが、介護保険施設へのホテルコストの導入です。ホテルコスト導入は、6月16日、参議院厚生労働委員会で可決されて以降、わずか3か月での実施となり、関係方面に大きな混乱をもたらすことになりました。今月から導入されるわけですが、10月の利用料の請求は一体幾らになるのかと不安を抱えておられる方がたくさんいらっしゃいます。施設入所者、デイサービス、ショートステイなど、施設利用者及び家族の方々への制度改正の説明は、サービス利用者の負担軽減制度等も含めて十分行き届いているのでしょうか、お尋ねします。

利用料負担増についてお尋ねします。

介護保険3施設利用者、現行第3段階、4段階の方で、相部屋、個室ではそれぞれ幾ら増額になりますか。それぞれの対象者は何名になりますか。介護保険制度が実施されて5年目の見直しの時期に当たり、政府はより安心できる介護保険制度にするために問題点の改善に取り組むべきでした。利用負担の軽減で必要な介護が受けられるようにすること。一昨年の見直しでは、小樽市を含め介護保険料の値上げがされました。サービスを拡大すると保険料・利用料値上げにはね返るという現行制度の構造的欠陥を正し、高齢者が必要なサービスを受けられるようにしていくことこそが求められていました。そのためには、全国市長会も繰り返し要望している、各保険者に対し給付費の25パーセント確実配分、調整交付金を別枠化して、国庫負担全体を30パーセントに引き上げることをはじめとした財政措置こそが急がれました。しかし、このたびの改正は、国の社会保障支出を削減するために、給付の削減と国民負担ばかりを押しつける内容になっています。このままでは地方自治体、被保険者、利用者に限りなく負担がかかっていくことになるのではないですか。介護保険が制度化されて以降の小樽市の保険料収入未済額、

収納率、減免対象の変遷についてお知らせください。政府に対しては財源措置の見直しを要求しつつ、負担増によって必要な介護が受けられない人をつくり出さないようにすることは、地方自治体の使命です。既に幾つかの自治体では、利用者の負担を軽減するために独自の軽減措置の拡大を始めています。小樽市も独自減免の拡大についても検討すべきです。市長の考えをお示しください。

次に、地域包括支援センター、地域密着型サービスの創設についてお聞きします。

改正後は介護重視型から予防重視型への転換で、要支援、要介護1のサービスを受けている方々が介護から切り離されます。現在、介護保険サービス利用者の半数を超える方が介護サービスを打ち切られることになるのではとの不安があります。引き続きサービスを受けられる方向での新事業立ち上げを希望します。地域包括支援センターの事業実施時期についてお答えください。

この項最後の質問になります。制度改正の法案成立からわずか3か月余りでの施行という強行スケジュールのため、周知の遅れが保険者、介護関連施設の職員、利用者に混乱を来しています。国に対してはこのような乱暴な制度改正をしないよう、厳重に抗議すべきです。市長の見解をお示しください。

次に、国民健康保険についてお尋ねします。

全国的にも国民健康保険への加入者及び保険料滞納者は増加の一途をたどっています。国は保険料滞納者への制裁措置として、保険証取上げを制度化しましたが、このことによって保険料の納付状況が大きく好転したと言えるでしょうか。市長はどのようにごらんになりますか、お伺いします。

小樽市の国保の実態の推移を見ますと、被保険者数は平成16年度末で5万3,600人、国保加入世帯数は3万2,644世帯と、被保険者数、世帯数とも年々増え続けています。保険料軽減世帯は、平成12年度では加入世帯数の48.9パーセント、平成16年度では56パーセントと、加入世帯数の半数を超えるに至りました。世帯所得額は減少の一途をたどり、国保加入世帯の平均所得は、平成12年度に比較して平成17年度は8割にまで落ち込んでいます。所得に占める保険料の割合が高くなり、市民にとって耐えられない負担になっていくばかりです。何よりも支払能力を大きく超えた保険料がそもそも滞納を生み出す大きな要因と考えますが、いかがですか。

次年度以降は税制改革による所得税増税で、さらに国保料が増額される世帯には二重の負担増です。現行の収納率が次年度以降維持できるかどうか極めて不安ですし、保険料収納率の低下を理由にした国による調整交付金減額の不当なペナルティを回避するために、加入者に対する納付を強制することは許されません。国は国民健康保険事業が健全に行われるように努めるべき責任があります。国保事業の安定化と市民の健康、福祉の増進のためにも、本市においては納付可能な国保料に引き下げるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

小樽市小学校適正配置計画についてお尋ねします。

9月13日開催の学校適正配置等調査特別委員会で、教育委員会は小樽市小学校適正配置実施計画(案)を白紙撤回しました。ここに至った背景に、PTA、校友会、町内会の方々の学校を残してほしいという強い思いと、その思いを行動に移し、行政に働きかけた運動があったことは重視すべきことです。実施計画(案)の説明会は45回にわたって開かれましたが、説明会を追うごとに適正配置計画実施方針と実施計画(案)との整合性のなさが指摘され、教育委員会の誠意のなさが露呈することになりました。保護者、地域住民との合意を得られないまま強行することは、小樽市の教育行政のみならず、市政全般にわたり大きな禍根を残すことになり、このたびの経験を基に保護者、地域住民との十分な合意に基づいた教育行政、市政を進めていただくよう希望するものです。

初めに、このたびの経験から、教育委員会が教訓として得たことはどういうことであったかについてお答えください。

4校廃校を内容とした小樽市小学校適正配置実施計画(案)は、白紙撤回したと確認します。堺小学校は、あくまでこの小学校が抱える事情によって、平成18年3月をもっての廃校と、教育委員会とPTA、関係者で合意されました。その事情を普遍化して北手宮小学校に当てはめようとする行為は、今回の一連の行動から何一つ教育委員会は学んでいないと指摘せざるを得ません。北手宮小学校に対し、学校統廃合を前提として個別に対応することは戒めるべきと考えます。教育長は、小学校の適正配置については改めて小樽市全体を視野に入れて検討し直すとの見解を示しています。その立場からも矛盾する行為になるのではないですか。教育長の見解をお示しください。教育長が改めて検討し直すと述べているその方向性について、お示しください。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝慶) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

最初に、介護保険について幾つか御質問がございました。まず、改正介護保険法が一部施行される10月1日から、介護保険施設の居住費と食費が原則自己負担になりますが、この改正の周知につきましては、9月1日発行の広報おたるに掲載したほか、同日事業者説明会を開催し、制度改正の内容や負担軽減の申請手続についての説明を実施しております。事業者は施設利用者との契約変更が必要となるため、9月中旬に利用者に対して家族説明会等を実施し、利用料の変更同意をとると同時に、低所得者に対しては負担限度額認定申請書を取りまとめ、介護保険課に提出していただいているところであります。

次に、施設利用者負担の増額でありますけれども、第3段階の相部屋では月額約1万5,000円、ユニット型個室で約2万6,000円、第4段階の相部屋では月額約2万5,000円、ユニット型個室で約4万円の見込みであります。また、対象者は第3段階の相部屋が約250名、ユニット型個室は約20名、第4段階の相部屋が280名、ユニット型個室が約20名程度と把握しておりますが、10月中に負担限度額認定申請書の受理と減額認定がなされて確定するものであります。

次に、介護保険料現年度分の収納状況でありますけれども、平成12年度の収入未済額は304万円で収納率は99.06パーセント、平成13年度の収入未済額は1,124万円で収納率は98.82パーセント、平成14年度の収入未済額は1,927万円で収納率は98.50パーセント、平成15年度の収入未済額は3,626万円で収納率は98.10パーセント、平成16年度の収入未済額は3,775万円で収納率は98.02パーセントであります。また、保険料の独自減免は平成13年10月分以降で実施しており、平成13年度が409人、187万6,000円、平成14年度が402人、364万3,000円、平成15年度は744人、979万6,000円、平成16年度が732人、968万4,000円となっております。

次に、施設給付の見直しに対する利用者負担軽減でありますけれども、幾つかの自治体で通所介護の食費を含めて補足給付を実施していることは承知しておりますが、小樽市において独自の補足給付をしていくことは、現在の財政状況や介護保険給付の実情からなかなか困難であると考えております。

次に、地域包括支援センターの事業内容でありますけれども、第1に介護予防支援、すなわち軽度者の新予防給付に対するケアマネジメント、第2に地域支援事業のうち自立者の介護予防及び総合相談・支援事業、第3に権利擁護事業及び地域ケア支援事業であります。

また、小樽市における地域包括支援センターの設置時期についてでありますけれども、専門職の確保の困難性や新予防給付の内容に不確定要素が多いことから、法施行後2年間の施行延期の経過措置を適用し、平成19年4月設置の方向で、介護保険事業計画策定委員会に諮っているところであります。

次に、制度改正の早期情報提供でありますけれども、これまでも全国市長会を通じて要望してきたところでありますが、今回の改正については特に情報提供が遅れておりますことから、改めて国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険についての御質問でございますけれども、初めに国保料滞納者への被保険者証にかわる資格証等の交付と納付状況でありますけれども、小樽市では平成13年10月から交付しており、これまで接触できなかった滞納者との交渉ができますし、保険料に対する理解が得られ、納付に至ったケースも増えております。近年、収納率も向上しており、このような状況から、滞納者との交渉の有効な手段の一つであると考えております。

次に、滞納の要因でありますけれども、国民健康保険制度は医療費に見合った額の保険料を負担いただく仕組みで成り立っており、その額は世帯の人数や前年の所得に応じて算定されております。また、所得の少ない方には所得に応じまして7割・5割・2割の軽減措置もあり、基本的には負担能力に応じた額になっているものと考えております。滞納の要因としましては、失業などのさまざまな事情や制度についての理解が必ずしも十分でないことなどによるものと考えており、粘り強い交渉を通して、必要があれば納納の措置などを行うなど対応しております。

次に、国民健康保険料の引下げでありますけれども、保険料の額は近年景気の低迷による所得の減少に伴い、減少傾向にあります。現在、約32億円の累積赤字を抱え、また今後、前期高齢者の増加などによる医療費の増高に伴い、財政運営が厳しくなることが見込まれることから、保険料の引下げを行うことは難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小学校適正配置についての教育委員会の受止めであります。教育委員会としては十分に検討を行い、計画案を策定いたしました。説明会などで出された要望などを考慮して、実施期日にかかわる変更案をお示ししながら、適正配置の目的などについて説明してきたところであります。

しかしながら、対象校4校のうち堺小学校以外の3校につきましては、保護者や地域の皆さんの十分な理解を得ることには至りませんでした。このことから、これまでの計画案をベースにして引き続き説明会を重ねていった場合、さらに多くの時間を必要とし、児童や保護者の不安を醸成する懸念もあり、一方、適正配置実施方針を策定した平成11年当時とは社会情勢や教育を取り巻く環境が著しく変化していることなども勘案しながら、総合的に判断した結果、計画案を取り下げたところであります。この説明会などを通して、保護者や地域の方々の小学校に対する思いと学校教育に対する期待を改めて受け止めたものでございます。

次に、北手宮小学校の統廃合を前提にするのは矛盾ではないかということについてであります。北手宮小学校については堺小学校と同様に極めて小規模校であり、特に今後10人前後の入学者数で推移する見込みであることから、学校がこのままでよいのかどうか行政が一方的に判断するのではなく、保護者をはじめとした関係者と率直に意見を交換する場を設けて、オープンな論議を行ってまいりたいという趣旨で述べたものであります。今後の全市的な学校配置の見直しについての検討とは別の視点で、話し合いをさせていただくものでございます。

最後に、学校適正配置を検討し直す方向性についてであります。これまでも申しましたように急速な少子化の現状を踏まえ、小中学校の全市的な学校配置の見直しを進めるべく、早期に学識経験者や市民の声を聞きながら計画づくりに着手してまいります。あわせて学校施設の耐震化整備や大規模改修事

業などと並行して検討していくことになりまし、国の動向なども見極めながら、大きな論議の中で進めていくことになるものと考えてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 何点が再質問させていただきます。

最初に、介護保険についてなのですが、今度の改正によって自己負担が増えることで必要な介護が受けられないことがないように、このことが一番の願いなわけですが、実は日本共産党の国会議員団が9月26日、尾辻厚生労働相に、介護保険の居住費、食費の自己負担の中止と同時に、負担増によって必要な介護が受けられない人をつくらないようにすること、また、負担軽減措置の対象となる方々を行政の責任できちんとつかむこと、また、自治体独自の減免に干渉しないことなどを申し入れております。そのことに対して必要な介護が受けられないことがあってはならない、また実態の調査は直ちにやらせていただき、地方自治体の減免措置についてはペナルティーを科すなどの干渉は考えていないと、尾辻厚生労働相が答えています。

苫小牧市議会では、先般、低所得者層の利用者の自己負担軽減策を講じる陳情が、負担増による影響をしっかりと今後も見ていく必要があるとの観点から、継続審査となりました。先般、新聞報道によりますと、これは北海道新聞の1日夕刊なのですが、「拙速な値上げに悲鳴」という記事が載っております。前倒しの指導、そして成立から3か月で混乱をきわめているという実態で、小樽市の特養のある施設の方も、個人の確定額がまだ定まっていないという不安について述べています。

ですから、まだまだ現場では混乱があるものと推測されますし、これら全国的な状況を見ながら、本市でも、この後、素早く実態を把握して、必要が認められる場合には軽減策を検討していくべきと考えますので、その点についてももう一度市長の御見解をお願いいたします。

それから、国保料についてです。小樽市では面談する機会ととらえて、連絡をとることに職員は精力を費やしていますし、収納率も現行の収納率をそういうことで維持するに至ったということは、そういう認識ではいます。ただ、全国的には保険証を返還させただけでは収納率は上がらないという実証もありますし、小樽市の取組についても面談して個々に相談に乗って、具体的に支払能力に応じて、わかりやすい話、どのくらい払えるのですかということで、分割払い等の相談に乗りながら収納率を維持しているわけです。

市長は古沢議員の代表質問で、国保料については国の社会保障の動向を見ながら検討していきたい。文言が正しくないかもしれませんが、そういうふうには答弁されたと思います。そういうときに支払可能な国保料についてということで、値下げを含めてぜひ検討していただきたいということを述べておきたいと思います。

それから、学校の適正配置関連です。実施計画(案)の取下げの説明会が9月30日の北手宮小学校、10月1日には手宮・量徳小学校でそれぞれ行われました。父母の皆さんの希望を取り入れて、この計画案が取下げになったということで一件着着、すんなり終了するかというと、そうはいきませんでした。

実施計画(案)で理解を得られなかった一番の要素は何だったのかということですが、教育長もそれぞれの説明会で参加されていた保護者の皆さんの意見を聞いておられますので、今後、全市的に見直しを進めるためにも大事なことなので、改めてお聞きしたいと思います。保護者の皆さんの発言の中でありました保護者の理解が得られなかったというよりも、理解される案ではなかったということを素直に認めてはどうかという厳しい意見もありました。今後の適正配置計画づくりですが、学校のあり方、それから地域の活性化に責任を持っていきたいという保護者の方の発言もありましたので、案をつくると

き、学識経験者の方の意見も確かに必要かもしれませんが、実際にそこで生活し、学校の問題を直接体験している保護者、それから住民の方々、また現場の職員の声もしっかり聞くという方向での進め方についてどのようにお考えになっているか、もう一度お聞かせください。

それと、北手宮小学校の問題ですが、北手宮小学校のことについては、学校適正配置等調査特別委員会の中でこういうふうに報告されているのです。堺小学校と同様に児童数の少ない北手宮小学校については、今後、近接する学校との統廃合について、保護者や地域の皆さんと協議を進めてまいりますというふうにはっきりおっしゃっているわけです。ですから、ここに傍聴に来られていた保護者の方々が、来年の4月に小学校に上がる子供たちの身体検査なり、そういうどこの学校に行くかということを決めるこの時期にそのような発言をすること自体が、保護者の方々に不安、動揺を与えている。ぜひそのことについては取り消していただきたいという声がたくさん説明会の中で出ました。

先ほど、教育長は、今の案のまま続けていいたら保護者の不安を助長する懸念もあるということ、そのことが取り下げたひとつの原因だというふうにおっしゃいましたけれども、同時にこの北手宮小学校についてのこういう発言、そして個別に対応していきたいという、そういう態度こそが新たな不安の助長を招いているのではないかと、そういうふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝鷹） 初めに、介護保険について御質問がございまして、10月からホテルコストの導入ということで新たな制度改正ということになりましたので、今お話がありましたように、少し状況を見ながら、推移を見ながら、また対応すべきものは対応していきたいと思っております。

それから、国保の問題につきましても、いろいろお話がありまして、述べておきたいということですから、御意見として承っておきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 讓） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、学識経験者のみならず、保護者や住民、職員の意見うんぬんというお話をさせていただきますが、先ほどの説明の後半にお話し申しましたが、大きな論議の中でいろいろな方を入れながら、そこまでまだ具体的には詰めてはございませんので、いろいろな方の意見を入れながら、私ども考えてまいりたいというふうに思っております。

二つ目でございますが、北手宮小学校が堺小学校同様に10人前後で推移しますことから、一人一人の保護者の思いや願いを聞いたり、話し合っていきたいとの趣旨でお話ししたものでございます。10月3日に同校のPTAの会長から陳情書も出されていることもございますので、改めて教育委員会へ、その陳情書について協議していきたいというふうに考えてございます。

議長（中畑恒雄） 菊地議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

16番（斎藤博行議員） 一般質問を行います。

まず最初に、体育館の館長配置についてお尋ねします。

私は、アスベスト問題で多くの市民の皆さんと議論してまいりました。その際に体育館の利用状況や、

また最悪の場合、休館の影響などを聞こうとしたとき、体育館の館長が配置されていないため大変苦労しました。また、多くの市民も、市の施設なのに館長が配置されていないことを不思議がっておりました。

お尋ねします。従来、体育館には専任の館長や兼務の館長が配置されていたと思います。いつ、どのような議論がなされ、館長を廃止したのか、議論経過を示してください。

次に、体育館の使われ方は、成人式の会場や選挙の開票場などいろいろあると思います。その中でやはり中心的役割は、小樽市民に子供からお年寄りまで運動をするための場を提供することだと思います。昨年1年間の利用者数は、個人や団体合わせて15万3,000人です。このような施設において安心・安全な館運営に果たす館長の役割は大切と思いますが、見解を示してください。

次に、道内の市立体育館で正職員、兼務、嘱託職員など形はいろいろあると思いますが、館長不在の体育館はあるのでしょうか。具体的に示してください。

次に、今回のアスベスト落下時の経過についてお尋ねします。体育館の前の道は私の通勤コースに当たります。8月1日の朝も体育館の前を通りました。お母さんと一緒に男の子が体育館に入っていました。私は、これだけ連日の新聞報道があっても利用しに来る人がいるのだな、そう思いながらすれ違いました。私は再びはく離落下が起きる危険性を指摘し、専門業者による点検を求めておりましたが、まさか前日の夜、はく離落下があったなどは夢にも考えませんでした。8月1日に体育館を利用した市民の皆さんも、認識は同じだったと思います。事実、体育館の前はいつもと全く変わりなかったのです。その後の結果として体育館を一時閉鎖し、除去工事を実施するとの判断は支持しますが、中間の部分も大切です。

まず最初に、今回のアスベストはく離についてですが、落下していたアスベストの処理経過を教えてください。

次に、今回のアスベストはく離に当たって、教育委員会の事実把握の経過を、情報の伝達の推移に合わせて人と時間とで示し、次に教育委員会の中で閉鎖を決定するまでの経過を示してください。

次に、8月1日、体育館閉鎖決定まで半日ほど開館していたわけですが、当日利用者の実態把握はされていますか。その後のフォローはされていますか、お聞かせください。

次に、教育委員会1部制についてお尋ねします。昨年4月から実施された学校教育部と社会教育部との統合から1年半たちました。私はスリムでコンパクトな市役所に反対するものではありませんが、その前提には過重な労働集約や処理スピードの遅れなど、市民サービスの低下があっては意味がないと考えます。小学校適正配置計画、アスベスト問題など多くの課題を抱える中で、教育委員会の職員は一生懸命頑張ったのだらうと思います。二つの部が合併されたので、当然それぞれの部で従来からかかっていた会議や委員会は、そのままの形で引き継がれたのだらうと思います。その意味では合併の支障はないのかもしれませんが、しかし、そうした経過がない、それ以外の新しい課題で教育委員会との話し合いを持ち、検討結果や判断を待っていた市民からはいろいろな意見が寄せられました。

お尋ねします。実施された学校教育部と社会教育部の統合の目的は何だったのですか。次に、1足す1が2にならないで1におさまるためには、大変な事務事業の見直しが必要になります。当然、今回の合併に際してそうした角度から検討はされたと思いますが、1年半たったの実際面での機能評価の結果を示してください。

次に、本来、学校教育部と社会教育部は、対象も考え方も役割も違う部であったのではないかと思います。合併による教育委員会内部でのトラブルはありませんでしたか、お知らせください。

この項最後ですが、1年半を振り返り、今回の合併の目的と成果を考えたとき、2部制に戻すことを

検討すべきと思いますが、見解を示してください。

次に、花園小学校放課後児童クラブ開設問題について質問します。

今年2月、学校適正配置等調査特別委員会での資料を見て驚きました。その資料では、量徳小学校の父母への説明の中で、花園小学校での放課後児童クラブ開設を検討するとなっていました。現在、花園小学校の子供は、1キロほど離れた勤労女性センターにある放課後児童クラブに通っています。私は、すべての子供は安全で安心して放課後を過ごす権利があると考えます。こうした考えに立つ私ですが、今回の花園小学校開設は唐突すぎて驚きでした。

お尋ねします。適正配置計画を理解してもらう議論、父母から出された不安解消策など、適正配置の議論は大変だったろうと思います。そうした過程で示されたとはいっても、花園小学校の父母にとっては驚きでした。花園小学校関係者、放課後児童クラブ利用者、さらには市民部とどのような議論の結果、開設を検討するとの方針は示されたものなのか、お示してください。

次に、適正配置をめぐる議論での戦術対応としての花園小学校での放課後児童クラブ開設ではなく、子供の安全な放課後保障の立場からの議論が求められると思います。つまり適正配置計画が白紙になったから花園小学校の放課後児童クラブの話も白紙というのでは、花園小学校の父母の理解は得られません。勤労女性センターが定員オーバーな状態で運営されている現状を考慮して、改めて花園小学校での開設を検討すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、戦後60年、小樽市の平和事業についてお尋ねします。

私は、今年初めて広島で開催された原爆死没者慰霊式・平和祈念式に出席しました。被爆者の高齢化が進む中、被爆体験、戦争体験を後世に継承していくことの大切さを多くの方が指摘しておりました。私はこれからの被爆体験、戦争体験を継承していく作業における私たちの年代、つまり戦中派ではない戦後直後に生まれ育った50歳代の役割が重要だと考えます。私たちから私たちの子供たちへ、さらに子供たちから私たちの孫へ継承していくことが大切だと思います。

そうした中、全国から実にたくさんの子供たちが広島に集まっていることに驚きを感じながらも、他方で心強く感じました。聞くところによると、全国では毎年広島に子供を送っている自治体もあるそうです。今年は小樽の子供たちも非常に暑い中、式典に参加している姿をかいま見ました。私も子供たちも付添いの職員も暑さでへとへとでしたが、大変意義あることだと思いました。

お尋ねします。今回行った子供の広島派遣の意義と成果についてお聞かせください。

次に、小樽市の平和事業として少人数でも定着を図るべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、交通記念館の扱いについてお尋ねします。

今年の第2回定例会で、指定管理者制度への移行を検討している施設が議論されました。その中で、銭函の福祉施設と交通記念館が逆の意味で注目されました。指定管理者制度の対象に上がっていない、どうするつもりなのか、直営に戻すのだろうか。そうした中での第2回定例会での質問でした。

今回、改めて聞きます。というも、そろそろ一定の方向を示すことが求められているのではないかと、そう思うからです。そもそも交通記念館に関し、市役所内に検討組織がつくられた直接の契機は何であったのか、お聞かせください。また、今、何が問題になっているのか、あわせてお聞かせください。

次に、第2回定例会予算特別委員会での質疑以降の議論の進ちょく状況はどうなっていますか、お聞かせください。

次に、体育館管理の不便と指定管理者制度の責任体制についてお尋ねします。

今年3月にアスベストのはく離落下が起き、第2回定例会で体育館の安全性が議論されました。その後、クボタなどにおけるアスベスト問題について連日のようにマスコミ報道があり、次第に問題の大き

さ、広がり、深刻さが多くの市民にも知れ渡るようになりました。その中で7月31日のはく離落下が起きたのです。起きたこと自体は心配していたことが現実のものとなり、大変残念としか言いようがありません。しかし、起きた後のことはきちんと整理しておく必要があると考えます。

お尋ねします。今回のような緊急事態に関して小樽市と委託業者との間でどのような契約が結ばれていたのか、お示してください。

次に、委託業者はどのような体制で業務を行っていたのか、そこには明確な責任体制は確立していたのか、お示してください。

次に、連絡が遅れた理由はどこにあるのか調査しましたか。また、連絡が遅れた原因は委託業者に問題があるのか。つまり契約違反だったのか、それとも契約を含めたシステムに問題があるのか、見解を示してください。

今回の体育館の運営の仕方は、指定管理者制度における全面管理が持つ危険性を顕著に示していると私は考えますが、見解をお示してください。

指定管理者制度において直接的な人身事故やすぐ警察を呼ぶような事件ではない、今回のような社会的に重大な問題発生に対する指定管理者の認識不足をどうしたら補完できるのか。体育館の管理委託をお願いするときには、このような対応をする業者とは考えていなかったと思います。指定管理者制度では、こうしたことが起きないシステムをあらかじめ確立すべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、子育て支援事業の現状とこれからの方向性についてお尋ねします。

少子高齢化が進む中、日本の人口がいよいよ減少に転じる可能性が高まっています。子供を産むことを誘導することはできません。子供を産み育てようとする気持ちを持ってもらうしかありません。人口問題は外国の成功例などを参考にして、長期的な展望を持って、国の政策として展開される必要があります。そして、具体的には自治体で地域でのきめ細かな子育て支援施策が求められています。そうした施策を考える際の一つの課題として、保育所などを利用せずに子供を育てている人たちへの支援があります。そうした観点から、何点かお尋ねします。

最初に、奥沢保育所と赤岩保育所に併設されている子育て支援センターげんきと風の子の役割をお聞かせください。

次に、子育て支援センターげんきと風の子の昨年度の年間事業と利用者数をお示してください。

次に、今年初めて2か所で試行を始めた「げんきがまちにやってくる」という事業の目的と、今回の試行の結果を教えてください。

最後に、サマータイム試行結果についてお尋ねします。今年の夏、小樽市をはじめとする自治体やデパートや銀行など多くの企業も参加して、サマータイムの試行が行われました。私は、サマータイムの実施についてはきちんとした説明と準備が必要だと思います。言われている省エネ効果についても十分な検証が必要です。とはいっても、私自身はサマータイムそのものに反対するものではありません。しかし、今年行われた試行については、テスト的要素、つまり本格実施に向けた問題点の洗い出しなどの要素が少なく感じ、キャンペーン的しか見えませんでした。そうした考えを持ちながら質問します。

最初に、今回、小樽市役所が自治体として試行に参加した目的はどこにあったのか、お聞かせください。

次に、小樽市役所としてどのような体制で試行を行ったのか、お示してください。

次に、小樽市役所が試行に参加していることについて、市民の反応はどのようなものでしたか、お聞かせください。

次に、試行結果等について、市民、職員の意見集約体制はどうなっていますか、お示してください。

最後に、今回の試行結果の総括とこれからの取組予定などがありましたら、お聞かせください。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平和事業の関係からお答えいたしますけれども、今年の8月に実施いたしました子供たちの広島市派遣でありますけれども、この事業は都市間交流推進事業として、未来を担う子供たちに他都市の児童との交流を通してまちづくり意識を醸成すること、さらには戦後60年という節目の年に当ることから、平和の尊さを認識するよい機会となるよう、小樽青年会議所と市と教育委員会が実行委員会を組織して、市内の小学校5、6年生33名を尾道市と広島市に派遣したものであります。

広島平和記念式典への出席の意義と成果でありますけれども、式典への出席、広島平和記念資料館の見学を通して、核兵器の恐ろしさ、被爆の実態を知ること、命の尊さ、平和であることの大切さというものを子供たちが実感することができたものと考えております。

次に、この事業の定着でございますけれども、今年は戦後60年という節目の年であることから、都市間交流事業の一環として子供たちを広島市へ派遣いたしました。今後、平和事業として子供たちの広島市派遣を毎年継続的に実施することは難しいと考えておりますが、戦争や原爆の被害を多くの市民に知っていただき、命の尊さ、平和であることの大切さを次の世代に引き継いでいくことは重要なことであると考えておりますので、今後とも平和事業を実施し、平和に対する認識、思想の普及を図ってまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度における全面管理委託が持つ問題点でございますけれども、施設管理の安全性を確保するためには、従来の管理委託制度と同様に、市と指定管理者の両者が危機管理の意識の共有化を図ることが重要であると認識しております。このため緊急時には必要な措置を講じ、市に速やかに報告する旨を協定書に規定するとともに、施設管理において意識の共有化を図るため、指定管理者とその従事者、市との間の情報連絡体制を徹底し、緊急時には指定管理者へ迅速に指示を行ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援事業についてでございますけれども、初めに奥沢保育所と赤岩保育所に併設している子育て支援センターげんきと風の子の役割であります。両センターとも子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や、子育てサークル等の育成支援などを行うことにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものであります。主な事業内容としましては、育児相談をはじめ子育て中の親子が気軽に来て子供を遊ばせ、親同士の交流を図るセンター開放事業、親子の触合いを重視した遊びを中心に実施する事業、育児サークルの立ち上げや、日常的に活動している場所に出向き、直接的な遊びの指導をする育児サークル支援などを実施しております。昨年度の利用者数は、親の人数で、げんきが5,413人、風の子が539人となっております。

次に、今年度試行で実施している「げんきがまちにやってくる」についてでありますけれども、支援センターの利用率の低い地域へセンターの保育士が出かけていき、より身近な地域で気軽に子育て家庭の親子が楽しく集い、子育ての悩みを話し合ったり、情報交換できる場を提供することを目的として、山手地区の富岡公民館と長橋地区の共睦会館で実施したところであります。結果につきましては、利用者数では親子で富岡公民館が31組、共睦会館が27組となりました。

次に、サマータイムの試行についてでございますけれども、札幌商工会議所が中心になりまして、昨

年から3か年の実験的試行を通じて、本格導入に向けての問題点などを検証する目的で実施されております。今回は、小樽商工会議所を通じて市役所として試行参加の要請がありましたので、試行参加の可能性を検討した結果、一定の参加が見込めましたので、サマータイム導入時の問題点を検証する意味から実施をいたしました。

実施の体制でありますけれども、変則勤務時間の病院、消防、保育所などの職場や市民サービスの窓口関係職場、利用時間の定まっている施設関係職場を除外し、課単位で7月1日から31日までの1か月間に1週間以上試行参加できる職場において、午前8時から午後4時30分までを勤務時間として実施をいたしました。結果的に25室課、197名が参加し、各職場においては交代制や保安要員を置く形で業務に支障がないよう対応をとりました。

市民の反応でありますけれども、市民対応に影響を及ぼさない形での試行でしたので、特に苦情などはありませんでした。

また、試行に係る意見集約でありますけれども、参加した課のほか、窓口業務のある課を含めてアンケート調査を実施いたしました。その結果でありますけれども、サマータイムの北海道での導入については、全道一斉実施であれば観光などの経済効果も認められ、導入することに賛成の意見が多く、今回の試行については一部実施による時間差のため、職場や家族との対応で不都合が生じたという意見や、試行が短期間であり、時間差に対応するための体調コントロールに苦労したという意見が多くありました。総括といたしましては、一部試行で本格導入の検証をすることはなかなか難しいと考えますが、やはり時間的には全国でも北海道が最適地であり、早朝の勤務時間や退庁後の時間を有効活用できた部分もあり、試行に当たった問題点も検証されましたので、試行の意義はあったものと思っております。

なお、来年の試行参加につきましては、試行期間や試行職場の拡大などを検討し、早い時期に決めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合体育館の館長の配置についてであります。教育委員会としてスポーツ部門全般の事務事業について見直しを図る中で、体育館については平成15年度から、より効率的な管理運営を維持するため、館の運営全般を熟知している公的な団体に管理委託することといたしました。その際、館長兼務であったスポーツ担当主幹が、業務全般について委託先の管理責任者との連絡調整を担うことといたしました。

次に、市民に利用しやすい施設づくりやサービスの向上を図るためには、館長の果たす役割は重要であり、委託先の管理責任者がその職務を全うすべく鋭意努力してきたところであります。今後、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしますが、指定管理者側において館長の職務を担う者を配置して、その館長の下、より効率的で質の高いサービスの提供が図られていくものと考えております。

次に、道内他都市における館長の配置状況についてであります。旭川、苫小牧の2市は市が直営で管理しており、いずれも専任若しくは兼務の館長を配置しております。また、管理委託している7市は、本市と同様に館長相当職を配置している状況であります。

次に、今回のアスベストはく離落下の処理経過についてであります。7月31日午後8時ごろ、委託先の職員が館内巡回の際、観覧席通路で落下物を発見し、上司に報告、上司は落下物をビニール袋に入れて保管しました。翌日8月1日午後1時過ぎ、委託先の職員から教育委員会に報告があり、教育委員会職員による現地確認と落下物の回収を行い、午後3時に部内での報告を受け、午後4時半に市長部局

へ報告、当日の午後6時から臨時休館を決めたものであります。なお、回収した落下物については、検査機関に検査を依頼したところであります。

次に、8月1日、当日の利用状況についてであります。午前の部は個人使用が31人、専用使用が42人の合計73人で、午後の部は個人使用の48人のみで、当日の利用者総数は121名でありました。教育委員会としましては利用者に連絡することができませんでしたので、後日、健康相談窓口を広報おたると周知したところであります。

次に、教育委員会の1部制について、何点が御質問がございました。まず、平成16年度から実施された学校教育部と社会教育部の統合の目的についてであります。学校教育と社会教育のそれぞれを相互に関連づけ、統合することにより、組織のスリム化を図り、生涯学習社会を展望した総合的な教育行政の推進を目的としております。

次に、統合による機能の評価の結果についてであります。部を統合したことにより、土曜日の午前中などに開設しているボランティアスタッフによる子供の居場所づくり推進事業の導入や、利用団体の自主管理方式への移行による学校開放事業の運営などスムーズに行われ、学社連携による地域に開かれた学校が可能になり、事業の円滑化や効率化などの面で成果が上がっているものと考えております。

次に、統合による支障についてであります。部の統合により、学校教育部門と社会教育部門を担当する次長をそれぞれ配置し、体制や業務の見直しを行っていますことから、事務執行上、特に支障を出すようなケースはこれまで生じておりません。

次に、2部制の検討についてであります。先ほど申し上げましたように、生涯学習社会を展望した教育行政を進めていく上で、1部制は効率性の高いシステムであると考えております。また、現在、中央教育審議会の義務教育特別部会において教育委員会の所掌事務のうち、文化、スポーツ、生涯学習支援に関する事務などについて、自治体の判断により市長部局と教育委員会が担当する分野を選択できるような検討をしております。今後、市長部局との密接な関係の下、中教審の結論を見守ってまいりたいと思います。

次に、花園小学校放課後児童クラブの開設を決定した経緯であります。現在、市民部所管の勤労女性センターでは、花園小学校を含め3校の児童クラブを開設しております。しかしながら、小学校適正配置実施計画(案)を策定した段階で、量徳小学校と堺小学校の児童が花園小学校に編入することにより、定員をオーバーしている勤労女性センターに受入れが困難となるため、庁内の関係課による連絡会議において対応策を検討し、花園小学校と開設に向けて協議してきたものであります。

次に、放課後児童クラブの開設についてであります。先ほど答弁いたしましたように、勤労女性センターの定員超過の状況を解消するため、平成18年4月から花園小学校に新規開設することを考えております。

次に、株式会社交通記念館についてであります。これまで集客への取組や経費削減に向けた経営努力に努めてきましたが、入館者の伸び悩みにより累積損失がかさみ、経営も依然として厳しい状況にあります。このことから、会社側では平成15年度に経営改革検討会議を設け、今後の運営のあり方について協議を進めてきたところであります。検討会議において抜本的な改善策を市に求める意見もあることから、交通記念館のさらなる有効活用を図る上で、老朽化や広さなどに課題を持つ社会教育施設との統合も視野に入れた検討が必要であるとの考えに立ち、市長部局とも相談の上、庁内関係部による協議を行うこととしたものであります。

次に、検討内容と進ちょく状況についてであります。関係部長会議の下に関係課長職からなるワーキンググループ会議を設け、社会教育施設の機能の充実や効率的な運営、施設の望ましいあり方など検

討しているところであります。また、社会教育委員会、博物館協議会や青少年科学技術館運営委員会などの意見も伺っているところであります。今後、年内には基本的な計画案を取りまとめていきたいと考えております。

次に、総合体育館にかかわっての小樽市と委託業者との契約についてであります。委託業者は委託業務実施要領に基づき、誠実かつ効果的に業務を遂行することになり、業務報告については緊急時も含め教育委員会に報告し、調整を行うこととしております。

次に、委託業者の業務体制などについてであります。委託先では総括責任者として館長を配置し、管理運営に当たり、館長の指揮監督の下に事務長、係員を配置し、種々の業務分担を定め、業務を遂行することになっており、指揮命令系統は整えられております。

最後に、委託先の連絡体制についてであります。地震や火災発生時などの対応マニュアルを作成し、職員に周知しているところでありますが、このたびの件では、委託先の指示系統が残念ながら不十分であったことから、連絡が遅れたものであります。今後は緊急時の対応について周知徹底するよう、より一層指導の強化に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

16番(斎藤博行議員) まず、市長の答弁にあった広島に子供を送るという事業の部分なのですが、あっさり難しいというふうにくくられてお答えいただいたわけなのですが、今年やった意義については、先ほど市長もるお話しいただいて、私も同感だというふうに思っています。やはり8月6日の朝の8時15分に広島島の爆心地に立つというのは、結構それなりの意味があるのだなということを感じていますので、意義についてはもう市長も否定しないと思いますので、何とか難しいと、来年は難しいと、あっさりぱっさり言わないで、例えばお金があればできるのかとか、実行主体が今回は尾道と一緒に行くというようなことであつたので、単独でなかったと思うのですが、例えば実施主体なりが整備されると可能なか。例えば市民の皆さんが必要な経費をカンパか何かで集めてくると可能なか。逆に言うと、そういう見通しが無いから難しいというふうにおっしゃっているのか、もう少し教えていただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会にお尋ねしますが、先ほど教育長も今回のはく離落下の連絡が遅れたことについては残念だというふうにおっしゃっていますので、それなりの認識はお持ちだというふうに思っています。改めてやはり私は先ほどの報告の中で、夜の8時に落下が確認されていて、要は次の日の午後1時までそのことが報告されなかったということ自体を、結果としては仕方がなかったのかもしれませんが、非常に理解できないでいたわけでありまして。要はアスベストが落ちて、今、何回目かのはく離落下が起きたのだということを理解できない業者と言っているのか、そういうところが体育館の管理運営をやっていることについて非常に危く感じているわけでありまして。

改めてちょっと嫌みったらしい言い方で恐縮なのですが、やはり今回の7月31日の体育館のアスベストのはく離落下については、重大な事故、事象だったのだという認識を、改めてきちんとどういう認識なのかということも含めてお話しいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、先ほど午前、午後で人数、個人と団体に分けて、121名の方がはく離落下後も利用しているというようなことでお話がありました。聞くところによると、入場券みたいなものを買って入ってくるだけなので、個々の利用者の住所・氏名の把握はできないのだというようなことなのだというふうに理解をしているわけなのですが、やはり事今こういう状況の中で、121名の方がその前日アスベストが落ちてきた体育館を利用していたということについて、もう少し緊張感なりを持つ

べきであって、将来を考えたときに、今まだ3か月ぐらいしかたっていませんから、行った子供なり行かせた親も、まだ記憶が鮮明だと思うのです。どうこうせいというのではないのですけれども、いわゆる121名の把握もしておくべきではないのかなと、そういうふうには私は思っているわけなのですけれども、そこら辺について教育委員会としてやっていないと思いますから、やらない理由なりをお聞かせいただきたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 広島への派遣の問題ですけれども、実は全国の知恵のまちづくりフォーラムという会合の中で尾道の人といろいろ話合いをしまして、小樽と尾道もいずれも類似したまちだと、港まちであり、坂のまちであるということで、これから姉妹都市とかなんかという、そういうかたいことではなくて、もう少しフランクにお互いに交流しましょうということで実は合意したといいますが、そういう経過があります。そのことで都市間交流事業というふうに位置づけて、今年是小樽から尾道へ派遣しようという、そういう中で、たまたま終戦60年ということにぶつかったものですから、ではせっかく尾道に行くのであれば、広島にもというお話であったのですけれども、実はこれから毎年相互に交換しようというお話になっています。今年も、尾道からも直接小樽へ来たのではなくて、余市に来た例があったものですから、その余市へ来る尾道の女性団体が市長のところへ行ったら、「いやいや、もう余市へ行くなら小樽へ行け」と言われたというので、女性10人ぐらいの団体が小樽へ来てまして、私も懇談しましたけれども、そんなことでいろいろ交流をしようということで、子供たちばかりではなくて、大人も含めていろいろ団体との交流をしようという話になっています。

たぶん隔年ぐらいになるかと思いますが、そういう中に子供も含めて、今後どういう尾道との話合いになるかわかりませんが、たぶん来年は尾道から子供たちが来るだろうと思っていますけれども、その中で子供の交流ということもこれからあるだろうと思っていますので、毎年継続というふうにはなかなかいかないとは思いますが、こういう交流を通じてそれが継続的に発展していけば、広島にも行けるのかなと思っていますので、広島だけを特定して毎年継続というのはなかなか難しいのかなというふうには思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 譲） 再質問にお答えいたします。

午前と午後の勤務の関係もありまして、私どもとしては大変その引継ぎ、勤務体制のあり方について反省していかなければならないと思っていますし、また教育委員会としても、危機管理の面から重く今回の件については受け止めてございます。今後このようなことのないように、職員一同、このアスベストだけでなく真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

二つ目についてでございますが、今までは、団体利用につきましては団体名とか、そういう面のことについては全部私どもは把握しているのですが、個人は不特定多数で、その日その日来る方によって把握しきれない部分もありましたので、今後、団体は今まで同様に承知してございますが、個人につきましてはどのようにして名前を把握していくかということについて、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中畑恒雄） 斎藤議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 2番、森井秀明議員。

（2番 森井秀明議員登壇）（拍手）

2番（森井秀明議員） 一般質問をさせていただきます。

まずは、小樽の可能性・特色について再認識するため、振り返りたく思います。砂浜や岩場が複合している海岸線や緑豊かで冬には良質な雪が降る山々、これらを中心とした自然背景、明治・大正時代から存在する歴史的建造物や運河論争に伴いクローズアップされた小樽運河を中心とした歴史背景、また、たくさんの著名人が訪れ、その風情を数々の作品に記されるなどの独特の文化、それらが小樽にはあると思います。さらにはニセコや積丹をはじめ、日本でも有数の自然環境の玄関口でもあり、隣接して200万人の人口を伴う札幌、こういう都市が隣接しているというようなことは、室蘭や網走など同じ港湾機能で栄えたところとの大きな違いだと思います。これらのことを考えると、いろいろな夢が広がると思っています。自然を生かした体験教育や体験観光はすばらしいものがあると思います。もともとスキー授業、スキー観光などは、自分自身小樽出身ではないですから、小樽というところにおけるものにおいて、自分も子供のころにあこがれたこともあります。

先日、小樽塩谷でシーカヤックをしてきましたが、これほどの景観はないと思えるほどの感動でした。また、軽く散歩するにしても、トレッキングのように専門的に行うにも、小樽の自然景観はすぐれていると思います。キャンプ場などが必要だという話が出るのも、この背景から求める人がいるからこそだと思います。また、歴史的建造物を一つの観光の要素として考えられるのも、その風情やイメージが共感を覚え、昔の時代に親しみたいという気持ちを引き起こす雰囲気がかまにあり、旧手宮線に再び汽車をとか、馬車列車を走らせたらという夢が語れるのも、小樽の雰囲気がそうさせているのではないのでしょうか。貯木場で海に親しむ空間、子供たちが遊べる空間をつくらうと呼びかけられるのも小樽だからこそですし、ランチクルーズやディナークルーズがあれば行ってみたいという話もよく聞きます。時間が限られていますから、簡単ですが、私はこのように小樽に対して思っています。やはり小樽は、ほかにはない独特の特色を持っている日本でも数少ない地域だと思います。それらを生かしていくことが小樽の可能性の大きさではないでしょうか。このような思いにさせられるのが小樽というまちだと思います。

その思いに合わせて展開していくことが、人口減や財政難を乗り越える大きな要素だと思いますし、そのように思わせる建物や自然背景を大切に、維持していくことが市行政の一つの使命であり、大変重要だと考えますが、市長におかれましては、私のこの思いに対しどう思われるでしょうか。また逆に、市長自身、小樽の可能性をどのように思われているのか、お教えください。

まち並み景観について質問をいたします。

今までお話ししたような中で、それらのまち並みを象徴しているのが運河周辺だと思います。現在、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例があり、それを保とうと努力されていることはよく存じていますが、しかしその景観に見合わない状況が生まれようとしているのは、皆さんご存じかと思えます。高層マンション建設です。現在、建てられているのは既に許可申請があり、手が出せない状況かもしれませんが、それでは終わらず、次々と建てられそうな気配があります。景観条例の見直しを図っていると聞きますが、駆け込みで建てられる状況もあり得るかと思いますが、それらに対して市のお考えはおありでしょうか。

私は、今回の騒動で改めて景観条例を見直しました。そのときに感じたことがあります。その景観条例の指定エリアに、駅周辺や中央通もかかっています。私は、高層建築物だけの問題ではなく、例えばコンビニや金融業等の原色の看板、また、パチンコやカラオケ等の現代を思わせる業種等について、何

一つ規制対象になっていなかったことに驚きました。決してコンビニがだめだとかカラオケがだめだと言っているわけではないのですが、景観としてそのまちに似合うエリア指定と考えておりましたので、どうして何も記されていないのかというようなことに関しては違和感を覚えます。市長はこれらのことに対しどのようにお考えか、また、審議会ではこれらことは議論となったことがあるのか、お教えてください。

次に、この小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例第15条では、「都市景観の形成に市民、事業者及び関係人の意識を高め、又は知識の普及を図るために必要な措置を」と書かれています。これについて今までどのような取組をされているのか、お教えてください。

小樽はもう既に日本全国に愛好者がいて、市民だけのものではなくなってきました。これからの景観条例の検討も含め、小樽のよさを吸い上げるのを、小樽市に住んでいる方だけではなく、広く求めてもよいと思いますがいかがでしょうか。

現在はホームページ等、小樽以外の方々とのやりとりができる手段が増えてきています。それらを活用し、ぜひ取り上げていただきたく思いますが、市長の見解をお願いいたします。

また、今後において小樽のまち並みがどのようなまち並みになっていくのか、私自身行き先に不安を感じますが、市長はどのように思われていますか。

次の質問に移ります。

財政が厳しいときこそ、市民にも参画してもらわねばならないと思っています。当然、いつも市長が市民協働等を訴えているのも存じています。しかし、参画してもらうのに重要なことが一つあります。それは情報の共有化、行政の透明化です。私は、この仕事について周りからよく言われる言葉があります。市役所職員はどんな仕事をしているの。議員の仕事って何。市役所職員、議員は、市民にとって何の仕事をしているのかが知られていない。どんなに一生懸命行っても、どんなに怠けていても、だれにもわからない状況を生み出していると感じています。市職員が一生懸命取り組んでいても、市民に伝わっていないことに違和感を覚えます。これだけ情報公開を行っていても、ふだんの仕事、庁内での会議、職員同士や議員と話し合っている内容など、ほとんど表に伝わっていないと改めて痛感します。市民がもっと行政やまちづくりに参画すべきですし、さらには直接民主主義に近づけていくことが必要だという認識は皆さん一致しているかと思いますが、それを行うべき背景が確立されていないと思います。私たちは市民から給与をもらって働いているわけですから、市民が市役所の仕事のすべてを知っていて当たり前だと思います。これからは、政策形成過程であろうと表に出すべきではないでしょうか。

さきの適正配置の案では、教育委員会が子供たちのために行おうとしていたことが、その廃校対象者が子供たちのために阻止しようとしている大変不思議な光景だったと思いますが、その原因は、形成過程を表に出していなかった、つまりは勝手に決められていくという感覚があったように思います。小樽市が市役所でたくさん問題が山積しているのも、経済がひっ迫しているのも、行政とともに市民にも責務があると考えます。その責務を果たしてもらうためには、情報共有が欠かせないのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、審議会傍聴に対する制度化が必要だと以前に提案させていただきましたが、さらなる透明化を図るために市役所内のフリー見学の実現、今まで一般の方が入れなかった庁内の会議を傍聴できたり、職員同士の打合せをのぞくことができたりと、つまりは壁のない市役所を設けていくべきではないでしょうか。

また、市民対象に職員の仕事に対するアンケートの実施、つまりはレストランやホテル等で接客についてのアンケートのようなものが必要だと市役所でも思います。このようなことが今までに行われてい

れば、お教えてください。また、今後においても何か考えられているか。考えられていればお教えてください。

また、インターンシップで学生が、幾つかの課で現状でも既に行われていることかと思いますが、さらに受入れを率先していくべきではないでしょうか。多くの課で受け入れることはもちろんのこと、市長インターンシップ、部長インターンシップがあってもよいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、新規職員の採用条件にインターンシップの経験を必ずとしても私はよいと思いますが、これらについての御見解をお聞かせください。

この項最後に、今、これだけ財政が厳しいときこそ、今までに提案させていただいたことや審議会に伴うもの、そして住民投票制度も含め自治基本条例が制度化されるべきと思いますが、いかがでしょうか。

財政健全化のために大切なこととして、みずからを変えていくということは今までも取り組まれていたと思いますが、改めて小樽市民の税金をいただいて行政で仕事をしていることへの再認識が必要と考えます。

そこで、まず気になることが1点。市役所職員が小樽に住民票があって当たり前だと思います。財政への貢献とともに、市民の見方も変わると考えます。人口減の歯止めも含め大変重要なことかと思えます。小樽市以外に住んでいる人の割合を管理職別、職種別にお教えてください。

また、もしもすべての人が転入したならば税収はどれほどとなるのか、お教えてください。

2点目として、もう一つ提案したいと思います。職員給与の削減も限界に来ているかと思えます。経常収支比率は102パーセントを超え、身動きがとれない状況です。しかしながら、市の活性化、まちづくりは今後も行っていかなければならない。そこで提案ですが、職員一人一人からカンパ金を集め、市民から企画を公募し、資金提供をするといった展開ができないものでしょうか。

最近よく寄付条例のお話も出ております。しかしながら、まずは自分たちから出すという行為をするべきではないでしょうか。例えば職員から1万円ずつ出してもらえれば2,000万円。これをまちの活性化につながるような市民からの企画に提供する。まちの活性の後押しにもなり、市職員のまちへの貢献が形になる。また、もう一つの考え方として、改めて職員に、市民から税をもらって仕事をしているということ、自分の懐から出すことによって市民との立場を逆転し、改めて自分たちが税金をいただいて仕事をしているという再認識、このような意識改革にもつながると考えます。この提案についての見解をお願いいたします。

次に、一括で複数年契約をすることにより、大幅な経費削減ができると聞きます。電気などがもともとそうですが、コピー機などふだん使うものでもできるようになったと聞きます。小樽でこのような経費削減についてどのようにお考えか、お教えてください。

市役所の空きスペース活用としての質問です。NPO活動やまちづくりの活動等では、話合いの場や事務的作業をする場が小樽ではなかなかありません。本当は札幌のようにエルプラザというようなハコ物が必要だというふうにも思いますが、現状では難しいと思っております。まずは、そのような活用ができる施設が小樽にはどこにあるのかお教えてください。

私は、庁内の委員会室の土日や祝日を有料で貸し出すことはできないかというふうに模索しております。また、小学校の余裕教室や放課後に使用できるよう、登録式で地域発展のための活動者に使ってもらうことはできないものでしょうか。それとあわせて、そのような活動場所に対し、共有できるパソコンやコピー機などの機材をもう少し充実していくべきと思いますが、いかがでしょうか、お答え願います。

次に、以前にフィルムコミッションを民営化すべきではと質問をしました。現状でもできることもあ
ると考えます。映画やテレビドラマ等の撮影が行われる際にロケ協力費を徴収し、市の観光施設等の維
持費に充てることはできないのでしょうか。さきのお話でもさせていただきましたが、小樽の景観を
維持していくのにもお金がかかると思います。その景観を目的に撮影は来てくれていると、私は思いま
す。少しでもそれらの費用に充てるようにと私は思いますが、こちらの御見解もお願いいたします。

最後に、この魅力あるまちが続いていき、次の世代に残していくために、ともに取り組んでいただけ
るよう皆さんに改めてお願いし、質問を終わります。再質問は留保いたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 森井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、森井議員が感じ取っている小樽のよさや魅力への思いということにつきましては、小樽人
であることを誇りに思う私も同様に強く感じております。小樽は、先人が守り育て、培ってきた多くの歴
史的遺産、伝統や文化、自然環境、まち並みといった資源が見事に調和してまちの魅力を形づくって
いることは申すまでもありません。私も、市長就任1期目から、市民の皆さんとともに知恵を出し合い、
これからも大切な財産を最大限に活用して、魅力あふれるまちづくりに積極的に取り組むことを公約に
掲げて、これまで市政を推進してまいりました。就任後6年を経過した今、市政を取り巻く環境は一層
厳しさを増しておりますが、このようなときこそ小樽の持つ多くの資源に磨きをかけ、有効活用を図
ることで、小樽の魅力が増し、小樽に住む一人一人が我がまちに誇りと愛着を持てる住みよいまち、そし
てだれもが住んでみたくなるまちの実現が可能になるものと思っております。

次に、小樽の可能性についてでありますけれども、小樽は多くの可能性を秘めているまちであると私
も思っております。例えば文化面で申しますと、今年、生誕100年を迎えました小樽が誇る叙情詩人伊
藤整氏の偉大な業績を永く顕彰するために創設された伊藤整文学賞や、子供の健全な人格形成及び生涯
学習の観点から、絵本・児童文学の振興及び普及・活用などを目的に設立されました絵本児童文学研究
センターが創設をしました児童文学ファンタジー大賞など、市民主導の発想により、全国各地から多く
の支持を得て、地方都市から全国に文化を発信する市民力が小樽にはあると思えます。

また、経済面で申しますと、近海の水産資源を活用した水産加工の製造や加工技術の高さ、さらには
今や小樽観光にとって欠かすことのできない握り寿司を全国に押し上げた小樽寿司屋通りの命名、また
飲食店が手を結び、市民や観光客に喜ばれているはしご酒大会など、まだまだ数え上げれば切りがあり
ませんけれども、いずれも一部の事業者の発想と創意工夫がまちの資源となっているものがあります。
加えて文化や歴史を大切に、豊かで活力に満ちた都市への再生を目指して、世界に誇れるまちを次世
代に引き継いでいきたいという思いから生まれた市民主体の冬のイベント、小樽雪あかりの路もござい
ます。小樽の魅力はこうした市民主体の取組の中で磨かれ、輝きを増してきているというふうに思っ
ております。そのような市民の知恵や創意工夫を行政と連携させていく協働の心が根づいてきておりま
して、強い市民力を私は感じておりますので、その意味からも小樽にはさまざまな可能性があるものと思
っております。

次に、まち並み景観について何点か御質問がありましたけれども、初めにマンション建設の駆け込み
でございますが、現在、平成18年度当初からの施行をめどに、特別景観形成地区の拡大に向けた見直し
作業を行っております。その間の特別景観形成地区に近接する地域のマンション建設計画につきまして

は、情報収集を行い、事業者と面談をし、小樽の景観保全の考え方や特別景観形成地区の見直しについての趣旨を説明して、理解を得られるように努力してまいりたいと思っております。

次に、屋外広告物やパチンコ店の立地でありますけれども、初めに屋外広告物につきましては、一定規模の大きさを超える広告物を届出の対象にしております。地区ごとに定めている地区景観形成計画や基準に適合しないときは、必要な措置を講じるよう指導・助言を行っております。

次に、パチンコ店などの立地でありますけれども、用途地域上パチンコ店の立地が認められている地区において、都市計画法に基づく地区計画によりまして、地権者の同意を得てパチンコ店などの立地を規制しているところもあります。しかし、これらの施設の立地につきましてはさまざまな事情があることから、地域の実情に沿って適切に対応する必要があると考えております。

なお、景観審議会では、指定歴史的建造物の指定や特別景観形成地区の指定及び同地区の地区景観形成基準の決定など、都市景観の形成についての基本となる重要な事項について調査をし、審議をすることになっておりますが、建物の用途規制については審議の対象になっておりません。

次に、都市景観の形成に対する市民などへの啓発でありますけれども、小樽市の都市景観形成や歴史的建造物の価値や保存の意義などについて理解と知識を深めてもらうことを目的にしまして、歴史的建造物めぐりや八区八景めぐり、2年ごとに行っています景観賞の表彰、歴史的建造物の案内看板の設置、さらには各種景観パンフレットの配布などさまざまな啓発事業を行うとともに、小樽市のホームページにもこれらの内容を掲載し、情報提供を行っております。

次に、まち並み景観に関して市外居住者からの意見でありますけれども、小樽市ではホームページに御意見・御要望を受け付けるサイトを開設しております。また、観光客からの御意見を聞くことも重要であることから、市内の主要な施設に御意見箱を設置するなど、さまざまな方の御意見をいただきながら、今後ともまちづくりの参考としてまいりたいと思っております。

次に、今後の本市のまち並み景観でありますけれども、本市には先人の残してくれたまち並みや歴史的な建造物や美しい自然など、道内他都市にはない魅力ある景観が残されておまして、これらを次世代に引き継ぐことが最も重要なことだと思っております。今後とも官民が協力して、小樽らしいまち並み景観の保全や創出に向けた取組を推進してまいりたいと思っております。

次に、情報の共有について何点が御質問がありましたけれども、まず壁のない市役所を設けていくべきとの御提案でありますけれども、現実論として市民の方が何の制限もなく市役所内の会議や打合せを自由に傍聴することは、業務を行う上で支障があるのではないかというふうに思っております。しかし、常に市民の皆さんの目を意識して業務を行うことや、情報の共有により、市役所と市民の皆さんとの壁を取り払う努力をすることは大変重要であると思っております。

次に、職員の仕事ぶりに対するアンケートですが、職員の待遇や業務上の対応などにつきましては、市長への手紙のほか、広報広聴課を通じて市民の皆さんから御意見をいただいておりますが、職員の職務遂行上の態度などを特定してアンケートを実施した例はありません。今後は市民と協働する観点から、職員みずからが市民の声に敏感にならなければいけないし、職員の業務遂行の姿勢や、その結果に対して市民の意見を直接反映していくことが大切なことと考えておまして、職員の意識改革を進めるとともに、機会あるごとに市民の皆さんから市政運営に関する御意見をいただき、全体のものとして反映するよう努めてまいりたいと思っておりますので、御指摘のアンケートを実施することは現段階では考えておりません。

次に、インターンシップでありますけれども、大学生や高校生のインターンシップ制度は、就業体験を得ることで、学業に生かす意味と現在問題となっているニート対策の一助になっているものと思っております。

おります。本市においてはこれまで可能な限り受け入れてまいりましたが、今後、さらにその趣旨に沿うよう努力をしていきたいと思っております。

市長、部長のインターンシップでありますけれども、公務員の職責や職務についてどのように考えるかという問題がありますが、地方自治を真しに考える観点で臨むものであれば、否定するものではありません。しかしながら、将来、地方公務員を目指すのであれば、課に所属して、課の職務を通じてインターンシップを行うべきでないかと思っております。

それから、インターンシップ経験を新規採用の採用条件ということでありますけれども、いわゆるこの国家資格や認定などと違いますので、クラブ活動やボランティア活動などと同様に、個人の履歴の一つとして面接試験の判断の参考にしてまいりたいと思っております。

次に、市民との対話の制度化でありますけれども、私はまちづくりに当たっての基本姿勢の一つの柱であります市民の皆さんの声を大切にされた開かれた市政運営の推進を念頭に、町内会や経済界との定例的な対話や、政策的な計画立案時における市民を交えた審議会の設置など、日ごろから行政と市民との対話を大切にできております。自治基本条例を制定して市民との対話を制度化すべきという御提言でありますけれども、自治基本条例は単に住民参加の保障という観点だけではなくて、自治体経営の基本方針や自治体行政の基本的規範という大きな意味合いを持つことから、自治体における最高規範と位置づけようという考え方と、一方でそれに対して疑問視する考え方もありますので、今後とも継続的に検討しなければならないものと考えております。

次に、財政健全化に関連したお尋ねでありますけれども、まず小樽市以外に居住している職員であります。病院の医療職を含めた部長職で33名中8名、24.2パーセントです。次長職が28名中2名、7.1パーセント、課長職で181名中13名で7.1パーセント、係長職で376名中18名、4.8パーセント、一般職で1,425名中97名で6.8パーセントであります。市外居住職員に係る税収でありますけれども、平成17年度市道民税年額で申し上げますと3,535万5,600円となっております。

次に、職員からの寄付による事業の展開でありますけれども、御承知のとおり、小樽市はこれまでにない厳しい財政状況にありまして、直面する財政再建団体への転落を何としても回避しなければならないと、こういうことから、今年度から5か年を計画年次として財政再建推進プランを策定して、不退転の決意を持って、職員一丸となって財政再建に取り組んでいるところであります。このプランを通しまして職員の危機的意識は十分に高まっておりますし、実施計画の中でも、事務事業の見直しや経費の削減はもちろんですけれども、人件費の抑制という観点から、職員給与の削減や手当の見直しなども盛り込んでおります。御提言の職員の寄付を財源として市民の企画による新たな事業を実施することにつきましては、職員の消費行動や生活設計に与える影響も懸念されますことから、現時点では難しいのではないかと考えております。

次に、事務機器等の一括複数年契約による経費節約でありますけれども、これまで各部局において締結をしていたOA機器や公用車の賃貸借契約につきましては、一括契約や長期継続契約の導入により、経費の節減を図ることが可能であるというふうに考えておりますので、現在策定中の財政再建推進プラン実施計画において経費節減の手法として位置づけをして、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

次に、市民団体やまちづくり団体の活動の場の問題でありますけれども、まず市民団体等が活用できる施設としましては、男女平等参画推進プラザや勤労女性センター、さらに本年6月に産業会館に開設をした「杜のひろば」などがあり、加えまして生涯学習プラザ、市民センター、いなきたコミュニティセンターなどが活動の場になっております。

市役所庁舎の会議室や小学校の余裕教室等を活動の場に提供できないかという点でございますけれども、市の庁舎につきましては、業務の性格から、いろいろな文書や情報の管理などを含めた庁舎管理上の問題から難しいものと考えております。

また、学校の教室等の使用につきましては、教育委員会規則により、文化団体などを対象に教室等の開放を行っておりますけれども、御提言の市民団体等の使用につきましては、利用形態や施設管理について今後整理をする必要があるものと思っております。

なお、活動の場での事務機器の充実につきましては、利用者ニーズや受益者負担など、その可能性について検討してまいりたいと思っております。

最後に、ロケ協力費でありますけれども、これまで本市を舞台に多くの映画やドラマなどの撮影が行われてきておりまして、歴史や情緒を感じさせるまち並みがロケ地としての評価を得ているものと認識しております。当面、ロケ協力を行っている小樽フィルムコミッション自体が厳しい財政状況にあることから、自主財源として一定程度の協力費の負担を求めることは有益な手法と考えますので、他の地域の実態などを踏まえて検討してまいりたいと思っております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

2番(森井秀明議員) 再質問をいたします。

まず、まち並み景観においてのお話なのですが、看板のお話の今の御答弁の中で、大きさについてはそういうものがあるみたいですが、色とかということに関しては何も存在しないのか、まずその点についてお聞きしたいです。

それから、市外居住者の方々、決して小樽に住んでいないから悪いとかということとは違うのですが、これだけ財政状況が厳しく、また、やはり一住民として小樽のまち並み・まちづくりに市職員自身が一役として発揮していかなければいけないと、率先して取り組んでいかなければならないと、特に今のこの現状だからこそ、自分自身はそう思います。その中でやはり住んでいないとわからないことが多々あったりとかすると思うということから、このような質問をさせてもらったのですが、実際に集計をいただきまして一番ショックだったのは、部長職33名のうち8名というお話がありましたが、そのうち7名が病院職員、つまり医師であったことに私はかなりの衝撃を受けています。

ちょっと質問の観点がずれてしまうかもしれませんが、消防士は、以前、成田議員とかも質問されていることがあったようで、そのときの答弁を見ますと、消防職員は全員小樽に住んでいると。それは緊急招集があり得たりとかして、災害時に常々すぐ対応できるというような観点から、決して強制ではないと思うのですが、やはり意識的にそういうふうになっていっているのだと思います。

私、病院の先生が緊急招集というのはできないのではないかなというのを、とてもこの結果を見て驚いています。当然、先ほど言っていたように、やはり小樽に住んでいるというか、小樽で仕事しているのだからこそ、自分自身住むべきではないかというようなことももちろん当然なのですが、その観点についても、もしよろしかったら答弁をしていただければというふうに思います。

それから、インターンシップですが、ぜひ御検討していただきたいと思えますし、実際に他市では導入を始めているところもあります。若い人たちの経験という意味でももちろんなのですが、私は、これもまた観点がずれるかもしれませんが、小樽市に住みたいとか、そういう思いにさせるというのは、やはり小樽市に、この場所にゆかりがあったりとか、小樽のまちの人たちの交流をしたことにおけるそのつながりであったりとか、又は実際に仕事等をすることによって小樽というものに深く携わることによって、外からは見られない魅力を見たりとか、そういうふうなことがきっかけになって小樽に

住むというようなことが多々あると思えるのです。そういうことを含めると、やはりインターンシップの導入というのがそのことのきっかけにも私はなるのではないかというふうに思っていますので、これに関しては検討していただける的な答弁だと私は思いましたので、さらなる導入をお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点、今回は財政にということで、余裕教室であったりとかということに関して、有料でそういうまちづくり団体、特に小学校はそれぞれの地域にありますから、それぞれの地域における活動に対しての方々にもっと多く貸し出していいのではないかというような形でお話しさせてもらったのですが、私、今回これは教育長に対しての質問ではなかったのですが、実際にそういう方々がたくさん学校に出入りするようになると、いわゆる目線が増えるというか、一昨日、公明党、斉藤陽一良議員からスクールガードのお話もありましたけれども、地元の方々がたくさん出入りするということは、逆に不審者が入りづらくなる。つまりは、よく学校における事件とかが多いですけれども、そういうことを未然に防げるということにもつながるのではないかと。学校を閉鎖的にするよりも、やはり地域の方々に開放するという行為によって私は必要だということも思っておりますので、こちらも答弁という意味ではなく、こういう観点からも見ていただきたいという思いで、今、発言させてもらっています。

これらのことについて答えられる範囲でいいので、よろしく願いいたします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） まち並み景観の色については、建設部長からお答えします。

初めの市外居住者ですけれども、理想的には全員小樽に住んでほしいという気持ちは持っていますけれども、いろいろなそれぞれの事情があって、なかなか至っておりません。ただ、病院の医師につきましては医師確保という観点で、小樽に住むことを条件になんて言っていたら、なかなか集まってもらえないのではないかというふうに思っていますし、ただ病院の場合は当直制がありますから、札幌に住もうが小樽に住もうが、役割分担で当直してもらおうという、そういう制度になっていますので、それはある面では心配ないのではないかというふうに思っています。

それから、インターンシップにつきましては、これは商大なんかからも留学生を受け入れてほしいとかいろいろな話が出ていますので、これはもう積極的にこれからも受け入れていきたいというふうに思っています。

それから、学校の教室開放は教育委員会からお答えすればいいのしょうけれども、昨日もたまたまテレビでやっていました。学校を開放すべきかどうかということで非常に意見が分かれておりましたね。積極的に開放すべきだという人もいましたし、いや、これはもう難しいという人もいましたので、十分これから教育委員会の方でそういった問題について、現在、夜の教室開放はしていますから、そのこととあわせて、今後それを拡大できるのかできないのか、そういうことも含めて教育委員会の方で検討していただければなというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 森井議員の再質問にお答えいたします。

屋外広告物の色合い規制ということでございますけれども、景観条例の中に地区景観形成基準というものがございまして、その中で広告物についても一定の基準を設けております。その中では、当然その大きさもそうですけれども、けばけばしい色彩については避けるというような文言の中で整理をしてお

ります。このことについては、窓口で個々に相談に応じているという基準を持ってございます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、森井秀明議員。

2番(森井秀明議員) 昨日の上野議員ではないのですが、災害というものはいつ何どき起こるかわからない。昨日、50年、100年、いつ起きるかというようなお話もありましたが、やはりそういう瞬間がいつ起こり得るかわからないからこそ、常々の備えということが必要なのかなというふうに思っています。

私は、逆に小樽に住むことを勧めることで逆に医師が来るというふうな、そういうまちだというふうな、最初の市長自身もこれだけ魅力あるまちだというふうにおっしゃっているわけですから、ある種条件とまでは言いませんけれども、やはり住んでいただくことというのは私は重要だと思います。特に本当にそういう状況の下で急きょ医師に来ていただきたいというようなときに、どうしても災害上なかなか到達できないというようなことが実際起こり得た場合に、大変いろいろ考えられる部分もあると思いますので、この点については答弁ではなく、そういうことが気になりましたので一言言わせていただきます。

議長(中畑恒雄) 森井議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

32番(佐藤利幸議員) 病院問題について伺います。

小学校の適正配置計画が白紙になり、現在の小樽病院の地域に新病院を建て替える計画はとんざし、第2候補であった築港地域が脚光を浴びることになりました。いずれにしても市立の両病院とも老朽化が激しく、ハード的には限界を迎えており、患者のサービスの提供にも影響を与え、患者数も減少を続ける様子を見せているところから、早急に適地を決定し、建設に着工しなくてはならないとされますので、改めて新病院の建設に関して数点にわたり質問をいたします。

新病院の南小樽地区からの撤退に伴い、心配されるのは、南小樽地区周辺に衰退をもたらすのではないかという点です。最近になりまして南小樽地区住民から、病院の撤退は大変残念という声が寄せられております。少なくとも小樽病院を訪れる人が外来だけでも1日約760人、見舞客等を入れると相当数の人が交通機関や車によって訪れることによる、周辺地域に与えている影響は大きなものがあります。新病院の完成後は、両病院の来訪者にプラスアルファされることが見込まれることから、この地域が大きな発展を遂げると期待を持っていた人も多く、失望を感じているようです。実際、病院がなくなった未来図を描くときは、相当な影響を南小樽周辺の経済圏に与えると思われませんが、市長の見解を伺います。

また、病院の跡地利用についてはどのように考えておられるのか。利便性の高い用地でもあり、売却して新病院の土地取得の一部を負担することも考えられますが、周辺地域の活性化に配慮した方法をとられるように要望をいたしますので、あわせて御見解をお示しいただきたい。

次に、新病院が築港周辺に決定する可能性が極めて高いわけですが、当該地域は都市計画の上では工業地域となっており、港湾計画としてもレクリエーション建設用地と施設用地となっております。新病院の建設に当たっては用途地域を変更し、周辺一帯を開発することになるうと思われませんが、その際、新病院だけのことを考えて先行すると、調和に欠けた再開発になりかねない危険性を持っているところから、同時進行でのまちづくりを考えるべきであると提言いたしますが、見解を伺います。

また、この地域が新病院の建設に伴い、一気に周辺地域を巻き込んでの一大商圈に生まれ変わると思われ、中心市街地にも多大な影響を与えるのは目に見えておりますが、どのように対策をされるのか見解を伺います。

また、アクセスについては大変心配されるところです。現在、JRの築港駅のほかには満足な交通手段が確保されておりません。バスの新路線の確保などを含め、交通機関の整備についての見解を伺います。

また、1日の来客数をどのようにとらえているのか。現病院だけでも1日の来客数は約1,000人ぐらいいになり、全体の開発が進むことによって大幅な来客数の増加が考えられることから、現状のままでは大渋滞を招きかねないと思われ、救急車など一刻を争う患者などの搬送に支障が起きることも心配されます。病院の位置によっては専用道路も必要になるのではないかと予測しますので、見解を伺います。

新病院の建築構想については今後何点か示されるようですが、高層化による土地の有効利用も考えられますが、どのように考えているのかお答えください。

いずれにいたしましても、今回の病院の用地変更は小樽の将来図を大きく変えることになるだろうということはこの際指摘しておきます。

次に、介護保険問題について伺います。

本市の平成16年度決算によりますと、介護保険の歳出は109億6,272万9,955円となり、平成15年度102億6,910万5,195円から比較しますと、6億9,362万4,760円の増額になっております。この介護保険の給付費の財源については、第1号被保険者である65歳以上の人の保険料から16.84パーセント、第2号被保険者である40歳から64歳までの人の保険料から32パーセント、国庫負担金20パーセント、国庫補助金6.16パーセント、道からの負担金12.5パーセント、本市の負担分は12.5パーセントという構成になり、本市においては給付費の8分の1を負担しており、平成16年の負担分は8分の1ルール負担で12億9,025万6,815円に事務費負担合計で15億552万4,170円となり、前年度より1億7,854万6,290円の負担増になっております。

本市の高齢化は今後増大をたどると思われませんが、介護保険導入以来の本市の負担額の経緯と今後の推移はどのように見込まれているのか、見解を伺います。

介護保険は2000年に導入されて以来、3年ごとに見直すことになっており、2003年の見直しにより、第1号被保険者の保険料は利用者の増加により大幅に値上げされました。この保険料は市町村の基準額を基にして算定されることにより、市町村によって保険料が異なることになり、本市の保険料はその利用数の多さから、他都市に比べて高額に設定されることになっております。本来的には保険料は全国的にプールして一律とすべきだと思いますが、現行では市町村の努力を促しているような法のつくりになっておりますところから、次の見直し年次である2006年が迫っており、保険料の被保険者への負担を抑制すべく手を打つ必要があります。このような観点から伺います。

事業者に関しては、介護保険導入以来大変な勢いで増えておりますが、現在、介護サービス提供事業者についてはどのような実態になっているのか、事業別にお答えください。

事業者が増え続けていく傾向はこれからも続くと思われませんが、介護保険の精神である高齢者の介護を社会全体で支え合いながら、高齢者の尊厳・自立支援・在宅介護を基本理念とし、高齢者が心身の状況等に応じてみずから介護サービスを選択し、住みなれた地域で自立した生活を享受できることが十分考慮されることと定義されておりますが、このような精神からかけ離れたもうけ主義の事業者も見受けられるとの苦情も聞かれるようになってきております。現在まで本市に寄せられている苦情についての内容と、その対処についての実情をお答えください。

介護保険制度の下では措置から契約へとサービス提供の仕組みが変わり、利用者と事業者が対等の立場になってサービスを利用することになり、利用者又はその家族からの苦情を受けるための窓口が制度化され、苦情の申立てができるようになりましたが、利用者は情報量も少なく、事業者に比べて圧倒的に弱い立場にあります。厚生省令の37号から41号には、「事業者は相談窓口を設置し、相談技術を修得した相談員を配置し、適切な情報の提供を行うとともに、職員間が十分に連携して日常的な相談体制を整備する必要がある」とされておりますが、事業者の相談窓口について居宅系と施設系の実情をお知らせください。

また、苦情処理の対応については市の対応、国民健康保険団体連合会も窓口の設置を義務づけられておりますが、本市にも専門の相談員の配置をするべきと思いますが、見解を伺います。

利用者評価については、最近、各都市において行われております。利用者の満足度や事業者の実態把握のためには有効な手だてになるようであります。本市においてもアンケートによる利用者評価を行う必要があると思いますが、見解を伺います。

北九州市においては、介護サービス評価事業を17年度4月より実施しております。これは市独自で評価機関を設置し、評価を受けたい介護サービス事業者は評価機関に直接申込みを行い、評価を受けます。本来、サービスの評価は、組織が提供するサービスの質を向上させる一つの手法ですが、サービスの質の確保・向上は事業者の責務とされ、質の向上を図る有効な手段が質の評価です。質の評価は、事業者みずから問題点を把握し、改善を行っていく自己評価が本来的なものですが、それだけでは客観的とは言いがたいため、自己評価を補完する第三者評価を行い、サービスの質の向上を支援するもので、介護サービス事業者の提供するサービスの質を第三者的視点で評価するものです。評価の結果が一定水準を超える事業所には認定マークを交付し、高い評価を受けた事業者が利用者に一目でわかるようにし、介護事業者の質の向上に努めております。本市においても評価機関の設置を考慮すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、受給抑制対策について伺います。

ホームヘルプサービスについては、身体介護が30分未満で2,310円、利用者負担は1割で231円、生活援助は30分以上1時間未満2,080円、利用者は208円の自己負担となりますが、この時間が正確に守られているとのことに疑問が持たれております。介護度によりますが、多くの場合、利用者は身体と生活の両支援を受けている方も多いわけですが、介護時間の記載はヘルパーが行う関係上、事業所の介護姿勢がヘルパーに与える影響はサービスの内容に表れるようです。利用者の疑問は、ヘルパーが汗をふいて寝巻きを取り替えて10分、家事介助で10分から15分、総計20分から25分で、ヘルパーが帰ってから記載を確認すると、料金の高い身体介護30分と記載されているわけです。身体介護は1分間に換算すると約80円、10分間だと770円になります。生活援助は身体介護の半分以下で1分間約34円、10分では346円です。この利用者の場合、10分単位で正確に計算すると、使用時間20分で1,116円、25分でも1,200円前後となりますが、実際には2,310円の請求額になり、実質価格の倍額を、利用者はもちろん被保険者も国も本市も保険料給付額となり支払っております。また、通院などの補助も身体介護に当たり、単価が高く、1台の車に数人を乗せて送迎をしているのを見受けますが、果たして基準どおりの請求になっているのか、甚だ疑問を感じざるを得ません。

このような実態が、全事業者とは言わないまでも、多くの事業者の請求に無審査の下に支払われており、介護はもうかるという神話も生まれております。事業者の介護請求に対する審査体制についてはどのように行われているのか、お答えください。

最近、医療の不正受給が明らかになってきておりますが、既に介護保険にも行われているのは十分考

えられるところであります。厳格に保険法の受給基準を守らせることができたなら、本市の負担金は億単位で削減できるだけでなく、被保険者の保険料も大きく削減されるのではないかと考えられますが、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新病院について何点かお尋ねがございました。まず、小樽病院が移転する場合の影響についてでありますけれども、現病院の周辺は市場やスーパー等商店と住宅が混在している地域でございます。近年はマンション建設も進んでおります。病院の地域経済への影響につきましてはこれまで調査をしたことはありませんけれども、外来患者や見舞客等の往来を考えますと、近隣の商店等に影響はないとは言いきれないというふうに思っております。

次に、小樽病院の跡地利用でありますけれども、現状ではまだ検討は行っておりませんが、御提言のとおり、当該地はJR南小樽駅や幹線道路にも近く、利便性の高い場所でございますので、地域の活性化につながる方向で今後十分検討してまいりたいと思っております。

次に、再開発の進め方でありまして、当該地区の用途地域は工業地域となっております。また、あわせて都市計画法に基づく再開発地区計画において土地利用の方針が定められており、多目的交流、商業地区として市民交流及び国際交流等の促進を目的とした教育文化機能と、商業・業務機能が融合した多目的な環境を図る地区に位置づけられております。病院の立地に向けましては、用途地域の変更は考えておりませんが、港湾計画や再開発地区計画の土地利用方針を変更することによって、病院の立地を可能とする方向で検討を進めております。この土地利用方針の変更に当たりましては、御提言にありましたように、病院のほか、この地区に誘導すべき機能についても検討を行い、地区全体で調和のとれた開発を進めてまいりたいと考えております。

次に、新病院建設による中心市街地への対策でありますけれども、全国的に中心市街地を取り巻く環境は居住人口の減少や高齢化の進行、消費者ニーズの多様化などにより、大きく変化をしております。本市におきましても同様な状況にありまして、特に中心市街地の商店街は歩行者通行量の減少や大型店舗の撤退など厳しい状況にあると考えております。中心市街地におきましては、現在準備中の駅前第3ビルの再々開発を進めるとともに、まちなか居住の促進や中心商店街のにぎわいづくりなど、活性化のため取組を着実に進めてまいりたいと思っております。

次に、交通アクセスの問題でありますけれども、現状では中心市街地から築港地区に行くには、JR利用では小樽駅から小樽築港駅で下車か、バス利用では、ばるて築港行きや小樽散策バスなどが利用可能であります。現在、同地区では民間マンションや道営住宅の建設が進んでおりますが、バス事業者からは、従来から乗降者数の状況など、人の流れによってバス路線の設定をすると聞いております。市といたしましては新病院の建設の検討に入りましたので、地区全体の人の流れも踏まえて、バス路線の新設など交通アクセスの整備に向け、関係機関へ積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

次に、専用道路でありますけれども、築港駅周辺地区の再開発事業においては、全体の土地利用の見込み発生交通量を推定し、都市計画道路や区画道路を配置しております。また、最も大きな交通発生源であるウィングベイ小樽は休日に交通負荷が集中するのに対し、病院の方は平日の交通発生が多くなり

ます。このようなことから、当該地に病院やその他の施設が立地したとしても、大きな交通渋滞などの問題は発生しないのではないかと考えております。しかし、病院駐車場への出入口については周辺道路への影響も考えられますので、発生交通量などを踏まえ、具体の配置計画等の策定に際しましては、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、新病院の建築構想でありますけれども、これまでの検討では新病院の建物延べ面積が約3万5,000平方メートル、駐車場を含めた敷地面積が約3万平方メートル必要としており、今後、築港地区において建物と駐車場の配置計画をしていくこととなります。この計画の中で効率的で機能的な土地利用を図るため、外来部門や検査部門などの利便性を考慮した上で建物を高層化するなど、幾つかのパターンを検討することとしております。いずれにいたしましても新病院が利用する皆さんにとって利用しやすく、また、十分な駐車場が確保できる建設計画を立てていく必要があるものと考えております。

次に、介護保険についてのお尋ねでありますけれども、まず介護保険給付費に対する一般会計繰出金でございますが、平成12年度決算で8億9,700万円、13年度10億8,200万円、14年度12億900万円、15年度11億5,300万円、16年度12億9,000万円、17年度予算では14億3,300万円であります。来年度以降は制度改正や介護報酬等の改定等不確定要素がありますが、第3期の介護保険事業計画策定に向けた国への中間報告値から換算しますと、介護保険給付費分の繰出し分は平成18年度で15億6,100万円、19年度16億8,100万円、20年度17億6,800万円程度が見込まれます。

次に、介護サービス提供事業者数の推移でありますけれども、平成12年度末と本年9月1日現在を比較しますと、小樽市を実施地域とする在宅サービスの主な事業所数で言いますと、訪問介護が24から38、訪問看護が46から24、通所介護が7から21、通所リハビリが7から9、短期入所が19から16、居宅介護支援が32から38、認知症対応型共同生活介護が3から20へと推移しております。

次に、介護サービスの苦情の内容でありますけれども、具体的な事例としましては、「訪問介護のサービス計画と実際のサービス時間がかい離している」こと、「訪問看護の利用日を強制された」こと、「グループホームでの財産管理を強制された」、「ケアマネジャーが自分のケアプランを押しつける」などの苦情が寄せられておりますが、そのほとんどが説明不足や情報不足による誤解によるものと思っております。介護保険課におきましては、こうした利用者からの苦情に基づいてサービス提供事業者から事情を聴取し、必要に応じて指定権者である北海道に通知するなどして、その解決を図っているところであります。

次に、事業者の苦情相談窓口でありますけれども、居宅系は基準省令37号によりまして相談窓口、苦情処理の体制及び手順等の必要な措置を講ずることとされており、介護保険法上、苦情処理機関と位置づけられた国保連のみならず市町村も調査や指導・助言等を行えることを明確にしております。施設系においても基準省令39号から41号におきまして、居宅系と同様の措置に加えて苦情内容の記録と2年間の保存を義務づけられているものであり、これらの事項は指定権者である北海道の実地指導により実効性が担保されているものと承知しております。

次に、苦情の専門相談員の設置でありますけれども、来年度から地域密着型サービスの指定権限の移譲に備え、本年度から事業者指導担当主幹を配置したところであり、担当主幹は訪問介護事業所等介護サービスの現場に精通していることから、苦情についても困難な案件について専門的に対応することとしております。

次に、アンケートによる利用者評価でありますけれども、来年度の制度改正においてサービスの質の確保・向上の観点から、すべての介護サービス事業者にサービスの内容や運営状況に関する情報の公表を義務づけることとされておりますので、公表の際の都道府県対応を見ながら、必要に応じてアンケー

ト方式についても研究してまいりたいと思っております。

次に、介護サービス事業者の外部評価であります。事業者の質の向上の観点から、現在、グループホームについては外部評価が義務づけられており、これが他の介護サービスにどこまで拡大されるかは、先ほどお答えしたように介護サービス情報の公表の政令・省令事項として来年早々にも明らかになるものと思われまので、その動きを見ながら対応してまいりたいと思っております。

次に、介護サービス事業者の介護請求に対する審査の体制であります。現行の介護保険法におきましては、保険者である市町村には事業者への立入り権限が付与されておきませんが、国保連が提出されたレセプトのチェックをするほか、指定権者である北海道が年1回実地指導をすることになっております。

次に、給付の適正化による市の負担軽減と保険料の削減についてでありますけれども、今回の制度改正によりまして、保険者による給付等のチェックの強化の一環として、来年度から立入り権限等の付与と指定取消し要件に該当した事業者へ通知、さらにはグループホームなど地域密着型サービスに対する指定・指導監督、北海道の事業者指定に当たっての意見提出等が可能となるため、事業者指導担当主幹に加えて、介護保険課には医療監視経験のある職員も配置しておりますことから、給付の適正化に向け厳格な保険運営を実施してまいりつものでありますので、御理解願いたいと思っております。

議長（中畑恒雄） よろしいですか。

32番（佐藤利幸議員） 終わります。

議長（中畑恒雄） 佐藤議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時50分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 11番、大畠議員。

（11番 大畠 護議員登壇）（拍手）

11番（大畠 護議員） 一般質問を行います。

初めに、アスベスト対策について何点かお尋ねします。

小泉純一郎首相は9月26日の所信表明演説で、「国民の安全と安心」の中で「今後被害の拡大が懸念されるアスベスト問題に対処するため、被害者の救済対策やアスベストの早期かつ安全除去などに、政府を挙げて取り組んでまいります」と表明されておりましたが、市長は国に対して何をどのように望み、どのような働きかけをするお考えか、市長の御所見をお示ください。

また、アスベストは我々の日常生活の場にも深く浸透しており、いつも何げなく使用している魚の焼き網、自動車のブレーキライニング、台所の壁の不燃材、水道のセメントパイプ、学校校舎の天井、体育館の天井の吹きつけ材などとして広く使用されていたことが、このたび明らかになりました。

しかしながら、この繊維の危険性は言うまでもなく、今日、大きな社会問題となっていることは御承知のとおりであります。小樽市においても総合体育館、学校、その他の施設など、アスベストの垂れ下がり、局部的欠損、けば立ち、繊維の崩れなど公共施設のアスベスト対策に今後も多額の予算を必要とし、対処をしなければなりません。厳しい自治体の財政状況の中で、国に対して救済措置を求めるべきと思うのでありますが、市長の御所見をお聞かせください。

次に、総合体育館のアスベストについて、何点かお尋ねします。

3月に体育館の天井からアスベストが落下した時点で、教育委員会はアスベストが危険だという認識と関心はあまりなかったのではないのでしょうか。いかがですか、お答えください。

総合体育館を利用している団体や個人に対してアスベストの落下を、教育長はどのような方法でどんな説明をされたのですか、お尋ねします。

体育館を利用している小樽体操ジュニアクラブ80人は、「アスベストが落下し、改善されないままの環境の中では、将来、子供たちに万が一でも健康被害の危険性がある限り、親として危険な体育館での練習を続けることはできない」との苦渋の選択で、7月22日、総合体育館の使用中止を決定したのです。さらに7月27日、小樽体操ジュニアクラブの後援会の代表ほか5名は教育長に面会を求め、要望書を提出しましたが、どのような内容であったのか。また、菊教育長は要望に対して全く聞く耳を持っておりませんでした、どのようなお考えだったのですか、あわせてお尋ねします。

体操ジュニアクラブの要望を受けた4日後の7月31日、体育館の天井からアスベスト再落下。翌日8月1日から体育館の全面閉鎖の措置をとりましたが、菊教育長の体育館利用者や議会に対する説明はあまりにも無責任すぎるものと思いますが、いかがですか。お答えください。

体育館の9月の主な大会スケジュールはどのようになっているのか、お尋ねします。

7月18日、小樽バドミントン大会、これは中学生の大会でございますが、開催されましたが、開会に先立ち競技関係者からアスベストに対する説明がなされたと聞かすが、どのような説明をなされたのか、お尋ねします。

また、3月に開催されたバレーボール大会時にアスベストが落下し、その際、大会関係者に対し、市は健康診断などについて後日連絡をしますとのことだが、いまだに何も連絡がないと側聞するのですが、事実関係はどのようになっているのか。アスベストが落下し、その後も大会が開催されており、危険承知の上での大会ではなかったのか、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、小樽市小中学校アスベスト対策工事について、何点かお尋ねします。

工事に、教育委員会は、議会に対する説明は緊急を要することであり、夏休み期間中の短期間に一連の囲い込み工事を終了させたいとして、その8校を12工区に分け、発注したいと説明がありました。8月11日入札が実施されましたが、入札参加資格のランクづけはどのようになっているのか。また、参加者数と落札の結果、何社と工事請負契約を結んだのか。さらに、囲い込み工事施工に当たって工事説明会で関係者にどのような説明と注意がなされたのか、具体的にお答えください。

一連の工事に共通する仕様書は、1、建築工事費用、2、特記事項などから構成されております。特記事項のその他の項目の、養生についてであります。養生の目的と内容についてお答えください。

平成17年7月1日施行の石綿障害予防規則とはどのような内容の規則なのか。規則の目的などもあわせてお尋ねします。

石綿作業主任者について、このたびのアスベスト対策工事に関連し、石綿作業主任者の業務委託をした株式会社ケミカル技研とはどのような会社なのか。また、石綿作業主任者の2名を配置し、工事現場を2人で巡回指導させると説明がなされましたが、それぞれの業務内容とその費用の算出の基準は何か。また、工事請負契約金との関係はどのようになっているのか、あわせてお尋ねします。

また、2名の石綿作業主任者は、工事現場を巡回しながら工事面積の多い緑小と量徳小に常駐させるということ、建築部長は8月23日の私の質問に答えておりましたが、現場で指摘を受けた共通の主な指示事項とはどのような内容であったのか、お尋ねします。

9月27日の北海道新聞朝刊に、「アスベスト対策として小樽市内の小中学校教室の天井の囲い込み工事、8月」と説明された写真記事が報道されていましたが、この写真の現場はどこですか。撮影日は、

また撮影目的などについてもお尋ねいたします。

このたびの小中学校のアスベスト囲い込み工事現場の作業員は、皆さんこのような写真の姿で作業を行っていたのですか。また、作業衣、防じんマスク、眼球保護眼鏡などについても指導はなされたのですか、お答えください。

先日の新聞報道によりますと、小樽市内の土木建築関連業者、それ以外の業種の方が石綿作業主任者の資格を取得し、新たに業界に新規参入と報道されておりましたが、現在、小樽市内には石綿作業主任者の資格取得者はどのような状況にあるのか、お尋ねします。

次に、アスベスト除去工事についてであります。

小中学校6校のボイラー室のアスベスト対策工事の入札が9月12日執行されました。さらに9月21日は、総合体育館の入札が1億4,220万円で執行されました。工事はアスベストの除去とのことですが、囲い込み工事とどこがどのように相違するのか、具体的にお示してください。

今回の2本の工事は除去工事であり、直接人体生命にかかわるために、装備や工法などにおいても専門業者でなければ作業ができないと聞くところではありますが、いかがですか。小中学校ボイラー室、総合体育館などの請負工事契約をした地元企業の皆さんは、除去作業工事ができる資格を有しているのかどうか、あわせてお答えください。

次に、学校給食食器についてお尋ねいたします。

学校給食使用食器については、現在使用している食器の種類、数量、材質などはどのような状況にあるのか、お尋ねします。また、それぞれの材質の強度や特徴とはどのようなことなのか、あわせてお尋ねします。

食器の破損状況と、それらの処分についてはどのように行われていますか。また、食器の入替え状況は過去5年間、年度別にどのようになっていますか。こちらをあわせてお答えください。

認可されたエコ食器、リサイクルが全国的に注目されてきておりますが、承知していますか。エコ食器、リサイクルできる強化磁器食器の扱いなどについて、今後どのような考えをお持ちかお答えください。

次に、祝津漁港区域の排水施設の整備についてであります。この漁港区域の一部は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の小樽側の入り口に位置し、祝津漁港整備の影響によって潮の流れが変わり、前浜の地形も大きく変化したのでありますが、昭和52年から、この小さな河川にくみ上げポンプ方式を用いて河川の水を外海に排出する施設がなされたのであります。従来から前浜に流れ込んでいた小さな河川には雨水や地先の方々の生活雑排水などがありましたが、平成4年にこの地域に下水道が整備されてからは、流れ込む水質も改善されたのであります。しかしながら、毎年2月、3月の冬期間のしけによって10数年前から前浜の地形が変化したことや、この設備の老朽化によって排水施設の故障が相次ぎ、毎年毎年イタチごっこのごとく修理に取り組んできたことは、私も百も承知しているところであります。

昨年は、せっかく整備した箇所もしけにより大幅に破損してしまい、壊れたままで今日まで整備は行われておりません。今年の夏は特に例年になく天候に恵まれ、前浜で海水浴やキャンプを楽しむ家族連れなどで大いににぎわったところですが、浜辺にできた汚水の水たまりから発生する悪臭と蚊の大群に悩まされたと、苦情が寄せられております。国定公園の玄関にふさわしい排水施設の抜本的整備を望むものでありますが、いかがですか。市長のお考えをお聞かせください。

最後に、おたる水族館の改築についてでございます。

旭川の旭山動物園の本年度の入場者数が、9月26日で昨年の年間入場者総数145万人に達し、このままで推移すると、今年は200万人を突破するのではないかと驚きの報道がありました。その旭山動物園

の人気の全国の各地の動物園や水族館に相乗効果をもたらしていると聞きますが、おたる水族館はその影響を受けたのでしょうか。また、昨年の同期と比較して、現在までの入場者数はどのような状況にありますか。あわせてお尋ねします。

私も旭山動物園の人気に少なからず影響されて、7月の末に家族と動物園を視察してきました。動物園と水族館を比べることはできませんが、改めて私は小樽の水族館のよさ、海獣たちの芸達者ぶりに、そのほかにも魅力はいっぱいあると自信を持って帰ってきました。おたる水族館においても、来季に向けて海獣の展示方法などについて新たな計画があるやに聞くところでありますが、その計画とはどのような内容ですか。

また、今年初めての企画で、札幌雪まつりと小樽雪あかりの路のイベント期間中、おたる水族館は冬期間の営業に初めて取り組み、入場者予定数5,000人を大幅に超え、6,000人以上の来館者がありました。来年の同イベント期間中の冬期間の営業についてはどのような企画をされていますか、お尋ねします。

次に、おたる水族館の改築についてであります。北海道博覧会が開催され、昭和33年に海の会場として祝津前浜に旧水族館がオープンし、さらに昭和49年、現在の地に移転し、31年が経過しており、施設の老朽化が進んでいるところから、改築を真剣に検討しなければならない時期が迫っているところでもあります。やがて開館50周年を数年後に控え、改築に向けて職員が一丸となって新たな夢の構想に歩み出したと漏れ聞くところでありますが、いかがですか。お考えをお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 大畠議員の御質問にお答えいたします。

まず、アスベスト対策に係る国への要望内容でありますけれども、9月26日の首相所信表明で、被害者救済対策や早期かつ安全な除去などに政府を挙げて取り組むとの発言がありました。小樽市といたしましては、市町村で行う相談対応、支援の窓口設置及び公共施設のアスベスト対策に係る財源確保について、去る7月29日に、いち早く北海道市長会として、国に対して緊急要望を行うよう申入れを行いました。北海道市長会はこれを受けまして、アスベスト関連情報の公表や被害者救済への措置などを加え、道内34市の総意により、9月2日、アスベスト対策についての緊急要望を、総務省など7関係省庁に対し実施したところであります。また、全国市長会においても同様に、総務・環境両省への要請活動を実施しております。

次に、小中学校のアスベスト対策でありますけれども、8月11日に執行した入札における入札参加資格者のランクづけについてでありますけれども、対象工事金額では建築Cランクに該当する工事であり、工期の緊急性等により、1ランク上のBランクとしたところであります。また、この入札につきましては8件の工事に分かれて行われ、参加業者数はいずれの工事も9社であり、結果的に契約した業者数は5社でありました。

次に、工事施工前に施工業者に行った説明会についてであります。説明会は、限られた工期の中でアスベストを含有した吹きつけ材の近くで行う工事であったことから、注意事項などの周知を図る目的で、各現場代理人等を対象に行いました。説明内容は実施工程表の提出、現場の対応、工事関係者及び作業員への周知、現場内の備品等の移動、現場内の清掃及び養生、密閉工事、空気中濃度測定、作業フ

ロー及び注意事項、市の連絡員及び監督員についてであります。

次に、特記仕様書に記載したその他の2の養生についてでありますけれども、安全目的として工事を行う部屋の廊下面と窓側の開口部をプラスチックシートで囲う養生を行い、また、工事を行う教室内の机、いす等については工事に支障となることから、教室外へ搬出し、汚れ防止のためにシートで囲う養生を行ったものであります。

次に、石綿障害予防規則の目的と内容であります。この規則は、今後増加する石綿が使用されている建築物の解体作業に従事する労働者の石綿暴露防止の徹底を図ることを目的として、労働安全衛生法に基づき、特定化学物質等障害予防規則とは別に制定されたものであります。この規則では、事業者は解体などを行う場合に石綿の使用の有無を調査・分析し、その結果を記録する義務があり、石綿が使用されている場合には作業計画を定め、また、石綿が使用されている保温材、耐火被覆材の除去を行う場合には、労働基準監督署に届け出なければならないこととされております。さらに、解体等の作業に当たっては、特別教育の実施、石綿作業主任者の選任、保護具等の使用、湿潤化などが義務づけられております。このほか建物の所有者・管理者は、吹きつけ石綿が損傷、劣化等により飛散し、労働者が暴露するおそれがあるときは、除去等の措置を講じなければならないことなどが定められております。

次に、石綿作業主任者でありますけれども、初めに作業主任者の所属する株式会社ケミカル技研の会社概要であります。札幌に本社を置く、リフォーム、防水工事、外壁補修や4年前からアスベスト除去工事の業務を行っている建築関連工事会社であります。

次に、作業主任者の業務内容であります。この工事はアスベストを含有する吹きつけ材の近くで行うことから、各工事現場を巡回し、主に養生の状況、現場作業内容の安全に対する指導を行うものであります。

なお、今回の囲い込み工事では、吹きつけ材に直接触れることがないため、法的に作業主任者の配置は義務づけられておりません。しかし、安全の確保のため当初2名の配置を予定しておりましたが、作業主任者の確保が難しく、困難な状況のため1名に変更いたしました。

次に、費用算出の根拠については、業者より見積りを徴し、算出したしております。また、工事請負金額との関係は、作業主任者の配置が入札後に決定したことから、設計変更で各工事ごとに案分加算しております。

なお、作業主任者が現場で指摘した共通の主な指示事項であります。養生の不備の指摘、噴霧器の用意と使用方法、工事を行う部屋の出入口部分での足ふきマットの設置等であります。

次に、北海道新聞掲載の工事現場写真でありますけれども、マスコミ各社から取材要請を受けたことから、量徳小学校の現場において8月22日に取材に応じ、公開したものであります。

また、現場作業員の服装につきましては、ヤッケ等が望ましいことと、防じんマスク、保護眼鏡の着用について指導をいたしました。

次に、市内在住の石綿作業主任者でありますけれども、作業主任者は社団法人北海道労働基準協会連合会が開催する「特定化学物質等作業主任者技術講習」を修了することにより、資格を取得することができます。市内に在住の石綿作業主任者であります。実態調査はしておりませんが、最近、当該資格を取得した方々がいると聞いております。

次に、囲い込み工事と除去工事の相違でありますけれども、囲い込み工事はアスベストを含んだ吹きつけ材をそのまま残し、吹きつけ材が使用空間に露出しないよう板状材料等で覆う工事であり、除去工事はアスベストを含んだ吹きつけ材を下地から取り除く工事であります。

次に、除去工事を地元企業が直接施工できるかということですが、地元企業には法律で求めら

れている資格者がおりませんので、地元企業の業務は総合安全管理、工程管理、施設管理者との調整等のほか、総合体育館の場合は主に仮設足場のかけ払い、学校のボイラー室の場合は安全確保のための仮囲いや仮間仕切り工事を担当します。したがって、除去工事は専門の除去業者が下請として工事を行うこととなります。

次に、祝津前浜の排水設備でありますけれども、現設備は主におたる水族館が使用した水槽水などを水中ポンプ、耐圧ホースを用いて前浜の外海に排出するシステムであります。近年、設備の老朽化が進み、ホースが裂けたり、継ぎ目が抜けるなどの事態が発生していますが、抜本的な対策として耐圧ホースにかわる新たな排水管を護岸に架設したいと考えております。今後、早急に漁港管理者である後志支庁との協議を行うとともに、水族館と改修に向けた費用負担についての話し合いを行った上で、できる限り早い時期に整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、おたる水族館についての御質問でございますけれども、まず本年度の入館者数につきましては、8月末現在で対前年比86パーセントにとどまっており、大変厳しい状況であると受け止めております。減少の要因としましては、長引く景気の低迷や全国的な少子化傾向が挙げられるところでありますけれども、今年度は特に道内客の人气が旭山動物園に集中したことや、「愛・地球博」に予想を上回る方々が訪れたことなど、入館者数に少なからず影響を与えたものと考えております。また、祝津観光全体でとらえた場合には、昨年の台風被害により鯉御殿の開館の遅れたことも、その要因の一つであろうと思っております。

次に、海獣展示でありますけれども、御承知のとおり、オタリアとイルカがイルカスタジアムに、トド・セイウチ・ペンギン等が海獣公園に配置され、さまざまな海獣ショーが展開されるなど、これまでも水族館を訪れる皆さんの楽しみの一つになっております。これら海獣の展示は水族館にとって大変人気がある分野であり、現時点ではこれまでどおりの枠組みで実施していくとのことでありますが、現場サイドでは集客力を高めるための部分的な展示がえも工夫しているようであり、その実施に当たりましては費用対効果も勘案しながら判断していくべきものと思っております。

次に、冬季営業でありますけれども、本年2月に開業以来、初の試みとして実施をいたしました、16日間の入館者は目標を超える6,019人を数えるなど、おおむね好評であったと受け止めております。また、その際に行ったアンケート調査の結果によれば、夏季営業と比較して、札幌圏や本州方面からの観光客の割合が高く、これらの方々からも冬季営業を要望する回答が多く寄せられております。このことから、来年につきましても冬季営業を実施する予定であり、今後とも新たな冬の観光スポットとしてPRに努めてまいりたいと思っております。

次に、新館構想でありますけれども、現施設の老朽化が進行しているとの認識から、この9月に水族館の職員による検討委員会を立ち上げ、新水族館の実現に向けた構想づくりに入ったところであります。今後、作業が進められる中で、職員の経験やノウハウが生かされ、多くの皆さんから支持される構想として取りまとめられるよう期待をいたしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 大島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合体育館のアスベストの危険性に対する認識についてであります。アスベストによる健康被害が社会問題化しており、とりわけ飛散性のある状態では健康に及ぼす影響があり、アスベストを吸ってから長い年月を経てアスベスト肺や肺がんなどが発生する可能性が高いと言われていることは承知しております。

次に、7月に開催しました利用団体への説明会の内容であります。天井の吹きつけ材の落下原因、専門業者などから説明を受けた内容、空気中濃度測定の実施状況、工事の着手の必要性、工事期間中の全道大会への対応などについてお話をいたしました。

次に、小樽体操ジュニアクラブ後援会からの要望についてであります。7月27日に体育館の早期工事着手と代替練習会場の確保について、要望を受けました。そのことに対し、専門業者などから、天井吹きつけ材はよほどの外的要因がない限り、当面大丈夫であるとの説明を受けたことや、毎月の定期的な空気測定の調査結果においても、検査機関から、アスベスト繊維数が0.2本未満で人体には影響がないとの報告があったことから、工事に入るまでの期間は継続して開館していきたいとの考えをお示したところであります。

なお、練習会場の確保については早急に調査する旨、お話をさせていただきました。

次に、アスベストが再落下したことに対してであります。先ほども答弁いたしましたように、専門家などからの説明や空気中濃度測定の結果から、開館をしてきたところであります。再度の落下については想定し得なかったものであります。結果として判断に甘さがあったものと受け止めております。

次に、体育館の7月の全道規模の大会開催についてであります。第33回道新少年剣道大会や第52回北海道地区大学体育大会バスケットボール競技、また、第60回国民体育大会柔道競技北海道予選の3件であります。

次に、7月のバドミントン大会での主催者の発言であります。大会あいさつの中で「教育委員会からアスベストの落下や今後の対応などについて説明を受けたこと、参加者の安全確保を考慮し、緊急避難する場合もある」といったコメントにより注意を促したと聞いております。また、3月に開催されたパレーボール大会関係者への対応についてであります。アスベスト吹きつけ材の分析結果やその後の対応を約束したもので、後日、調査結果を提示するとともに、保健所作成の資料「アスベストと健康被害について」を提供したところであります。

次に、学校給食に使用している食器についてであります。現在、汁わん、ランチ皿、茶わんの3種類を使用しており、数量はそれぞれ1万1,500個となっております。材質につきましては、汁わん、ランチ皿がポリプロピレン製、茶わんが強化磁器製のものであります。材質の特徴につきましては、ポリプロピレンは多くの用途に使われており、価格が安く、破損もほとんどなく、また、耐熱性にもすぐれていることから、熱風保管庫で消毒保管に耐えることができます。短所といたしましては、比較的やわらかいため傷が付きやすく、また、カレーやケチャップなどの色素が浸透しやすいことなどが挙げられます。

次に、強化磁器ですが、非常に高温で焼かれる製品のため、安全性が高く、耐久性にもすぐれております。短所といたしましては、強化磁器であります。扱いによっては割れることと重いことが挙げられます。

次に、破損した食器の処分についてであります。汁わん、ランチ皿についてはポリプロピレンのため、破損もわずかで、その都度、リサイクルスチックとして廃プラ廃棄物処理場に処理を依頼しております。強化磁器の茶わんにつきましては、これまで各学校において、燃やさないごみとして処理しております。

次に、食器の入替え状況についてであります。汁わんにつきましては14年度170個、16年度7,450個、ランチ皿は12年度220枚、13年度800枚、14年度650枚、15年度5,200枚、16年度1,450枚入れ替えております。茶わんは平成14年度から年次計画で磁器食器に入れ替えており、14年度4,100個、15年度500個、16年度500個、17年度6,400個を入れ替え、計画を終了しております。

最後に、エコ食器についてであります。本年4月、岐阜県内の製陶業者が開発したリサイクル磁器

食器が、財団法人日本環境協会のエコマークを認定されたと承知しております。今後についてであります。現在使用している強化磁器食器については、今年度入替えを終了したところでありますので、今後の補充に当たりましては、エコマークの認可を受けた強化磁器の食器を検討してまいりたいと考えております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大島議員。

11番(大島 議員) 再質問をいたします。

最初に、教育長に総合体育館のことでお尋ねします。

質問しましたように、体操ジュニアクラブの後援会の会長以下5名の方々が要望書を提出しました。そのときに、各地の状況も話されております。そしてまた、本州のある他都市が体育館を閉鎖して、除去工事に取りかかったと、そういう事例も挙げておりました。小樽市においても即刻閉鎖をして、このような状況を打開すべく工事に取りかかるべきではないかと、そのように話をされております。

そのときの答弁が、教育長はこう言ったのです。その某市の体育館は利用者の調整を半年かかってしたと。今、小樽市の体育館は辞退する利用者がいないと。そういうことから難しい。そして、即刻閉鎖をして工事をすることは考えておりません。そしてまた、その一つに、答弁にありましたように、国の基準の濃度調査は6か月に1回。しかし、小樽市は、3月に落下してから毎月検査をして、それは国の基準以内だと。そのほかに目視、目で見て検査をしているのだと。だから安全なのだ。そういう答弁をされて、閉鎖をして工事にかかることは、今、考えていないという答弁をされておりました。しかし、体育館を利用する方々は、年間のスケジュールでやっております。それは承知をしております。使用者が辞退をしないというのは、あなた方が安全だ、安全だ、国の基準以内だと、そういうことを前提にしているから辞退をされなかったのではないですか。ところが、27日の4日後に落下したではないですか。目視というのはどんな字を書くのですか、教えてください。辞典を見ましたら、見て黙っていることだと。黙視、そういうことも書いてございました。だから、私はそちらでないかなと疑っております。結果的には8月1日、翌日閉鎖をしました。その後、利用者から、開いてくれという要望が何かあったのですか。恐らくないと思います。そんな危険な会場で大会が開かれるわけがありません。だから、それは市の取組方、教育委員会の取組方が、スケジュールの変更をできなかった、しない一つの大きな原因だったと私は思うのです。だから、その危険性も指摘をしておりました。

しかし、本当に菊教育長、これはもうあえて菊教育長と私は告げたいのです。本当にもっともっと市民に対して聞く耳を持っていたら良かったと、そのように思っているのです。議会の答弁そのままです。そういうことから、非常に私は菊教育長の市民に対する説明は無責任だと、そのように感じております。それは私ばかりでない、そのように思っているのです。もう一度御答弁をお願いします。

次に、小中学校のアスベスト対策でございますけれども、教育長、現場を見ましたか。一度か学校を回って見ましたか。いつ、どこの学校へ行ったのですか、教えてください。これも質問します。

私は8月23日と24日、2日間をかけた、対象になっている学校を見てまいりました。今、市長が御答弁されたような状況では全くございません。これは、市長は原課からの答弁をもらって、今日、答弁をしていると思います。例えば養生の問題についてもお聞きしました。これは長橋中学校の仕様書でございます。先ほど申しました特記事項の方で養生というのは、こう書いているのです。養生、作業中は外部への飛散防止のために窓、出入口をあけないこと。特記事項に書いています。養生はこういうふうにしなさいと書いているのです。改めて私は私の写してきた写真を見てみました。これに沿ってや

っているところはありませんでした。確かに養生はしてありました。しかし、あの真夏の暑い盛り、しかし天井の工事です。足場を組みます。顔も首も曲げなければならない。そういう中で、空気の入替えもないところで作業をするということは、これはもう作業員の皆さんは大変御苦労されたと思います。換気扇を回す。これ、回しているというのは、私来てるとき回っていませんよ。けれども、養生をしているところに換気扇の場所を、それはくり抜いてありますよ。それから窓の養生は下げて、私が来るということで事前に知らせておりましたから、それは張りつけたらと思うと思います。それは私も了解します。けれども、すべてがそういう現場でございました。眼鏡をかけて、マスクをかけて仕事をしているところはどこもございませんでした。

質問でもしましたが、7月27日の写真を見て私はびっくりしたのです。私たちに説明している担当者は、マスクを用意しているのは万が一のためなのだ。今の囲い込みという規制の中では、そこまでは求めておりません、そういうふうに説明をしておりました。そしてまた、マスクを確かに用意している学校もございました。緑小あるいは量徳かな、ありました。何のためですか。そして、説明会では送風機の話が出ておりませんでした。私は回って歩いて、現場を見て、あれ、送風機がついていると。その送風機というの、ちょっと思い出していただければわかると思うのですが、道路のマンホールの中の工事のときに、モーターのついた太い径30センチくらいのものを中に入れてやっています。それは酸欠を防止するために外気を中に入れておくのです。これらのものが見られている学校がございました。そうすると、ここで言う外気を外に出しなさんな、出入口を出しなさんなということと全く反対ではないですか。それで私、現場の方にお聞きしました。現場というのは技術主任かどなたかだったと思えますけれども、緑小学校でお聞きしました。これは送風機ですね。そうです。いいのですかと言ったら、いや、いいのです。送っているのです。そうすると、空気を送るにはどこからか空気が逃げなければ入れないでしょうと、そういうことを少しやりとりでやったのですが、どうもその方は納得できないものですから、空気を水に例えました。水が満杯のところになんか水を入れようとしても、それはあふれるでしょうと。これが普通ではないですかと。その説明は、こういうことを言っていました。説明会のときに休憩をたくさんとっていい。それから、送風機してもいいと、そういう説明を受けましたと。今の答弁と違うではないですか。また、私は見て歩きまして、そういうふうにならなければ仕事ができない現場だと思います。

だから、いくらいマニュアルや養生をしても、現場で働く人方の本当に生命・安全を考えているのかと、これが私は一番心配をするところでございます。そのようなことから、これはどんなに皆さんが答弁をされても、私は現場の写真を写してきております。後でお見せします。

それと、石綿作業主任者の問題。今、1名に減員したという答弁がございました。現場での説明、石綿作業主任者と聞いても、どのようにやっているのですかと聞いても、なかなか即答できなかった監督もおります。

それからまた、ある学校では石綿作業主任者、先ほど質問しましたケミカル会社の2名の名前をきちんと表示しているのです。それで1名とは何ですか。私が、これは情報公開の条例に基づいて作業主任者の指導事項の請求をして、そしてわかったのです。工事がもう9月20何日ですよ。それまでは全くわかりませんでした。私も現場を見なければこのこともわからないし、作業中の風景は、あの写真に出ていたマスクをし、防じん眼鏡をし、それでかっぱを着てやっていると、多くの市民は思っているのではないですか。やらせてないですか。私はそう思うのです。そして、あげくの果てに、これは万が一のときにこうやるのだと説明を受けておりましたから、あの写真を見て担当に聞きました。これをやってしたのは、写真は万が一の工事だったのか、あの現場はと。おかしいのではないですか。それまでは、今

の囲い込み工事の中では必要ないのだと言っていたのですよ。

それから、作業員2人の問題にしても、私は23日、現場を見まして、石綿作業主任の話を書きました。部長にもお尋ねしました。そうしたら、質問で言っていたとおり、2人巡回をしながら、緑小と量徳小は作業量が多いので、ここに常駐しています。23日の日ですよ。工事真っ盛りですよ。それが初めから1人とは何ですか。市長、おかしいと思いませんか。現場ではそういうことがまかり通っていたのです。

それで、私が今なぜ心配をするかということ、次に来る除去工事です。これが直接かぶる。そうすると、本当にそこで作業をする現場の方々の生命が確保されるのかどうなのか。私は今、この小中学校の対策工事を見て、非常に疑問に思って、非常に危険だということで、あえて市長に、改めてそういう体制に私は注意をしていただきたいと、そのように思っているのです。あまりにも説明もでたらめすぎます。と私は思っております。市長、後ほど私、それぞれの現場の写真をお見せしますので、見てください。まずは次の安全が確保されるような体制をつくっていただきたいと、そのことについてまずお尋ねします。

それと、やはり建設部の体制が私はおかしいと思うのです。部長ですら、23日には私にそういう説明をしているのです。来ていない。それは部長にお尋ねします。初めから、私は資料をもらって、請求をして1人だということが初めてわかったのです。そういうことで、いずれにしても市の工事に対する状況がそういうことだということで認識をしていただきたいと。

そして、あげくの果てに情報公開でいただいた資料、次長が担当の方と一緒に届けに来ました。資料を見てわかりましたのでそのことを指摘しましたら、連絡ミスだと言っているのです。連絡ミスとは何ですか。現場にはちゃんと表示してあるではないですかと、私は写真を見せました。どうして掲げていたのだらうと、そんな対応ですよ。そのようなことで、今回の小中学校の対策工事が第1期工事は終わりました。この次にはボイラー室だとか、いろいろございます。除去ということでございますので、子供たちの将来の健康・安全のために、これは本当に真剣にこの問題については取り組んでいただきたいと、そのように願っておりまして再質問をさせていただきました。いかがですか。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 今の小中学校のアスベストの工事についてお話がございましたけれども、私も現場に行きました。量徳小学校と緑小学校を見てまいりまして、入り口には確かにビニールで封鎖してありまして、あえてビニールを外して中へ入って見てくださいというふうに誘導されましたけれども、作業員の方があの厳しい暑さの中で、とにかく子供たちのために我々頑張るからという言葉を書きまして、感激をして帰ってきたのですけれども、確かにいろいろな問題があったのかなと思いますけれども、最後は建設部長から答えさせますけれども、本当に短期間にあれだけの工事をやっていただいた作業員の皆さんに敬意を表したいと、こういうふうに思っております。

送風機も回っておりまして、そういう環境の中でやっているのだなということで、それでもひどい暑さの中でやっていたから、そんな感じを受けた次第でございますけれども、今度は完全に体育館の本格的なアスベストの除去ですから、今までの工事は囲い込みですけれども、今度はもう体育館は除去工事ですから、相当慎重に対処しなければならないと、こういうふうに思っていますので、それはきっちり指導してまいりたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） 大畠議員の再質問にお答えをします。

当初、作業主任者2名というお話は、確かにお話をしました。その1名になった状況は、今もそうですけれども、主任者は非常に少ない人数でございます。今回、その配置をするに当たっても、市内はもとより道内のいろいろな設計事務所を通したりといろいろな形の中でやっと見つけた状況の中で、2人を確保するめどが立って、二人という回答をしました。ただ、実際にはほかの仕事が入ったということで、何とか2名に約束したのだけれども、1名にしてほしいという申出があって、やむなく1名にしたという状況があるので、それを御理解いただきたいと思っています。

現場で作業員の2名の名前を掲示したという点でございますけれども、この点については、私どもがこういう緊急工事については、ふなれなこともあったものですから、当然、管理体制も強化をしまして、建設部の建築住宅課以外の技術職の課長なりを入れて、体制を強化しました。それでも漏れることがあるので、連絡簿というのをつくって、それぞれ五つの業者にその都度変わる指示内容を伝えた。その中に当初2名が配置されるという部分の連絡簿を、そのまま緑小の現場で、みずから自分でつくった2名の名前をつけて記載をしたというふうに聞いてございます。その点、気づいてその部分の掲示はやめたということでございます。そういった意味では、その現場の中でいろいろな意味でふくそうしたことについては、議員御指摘のとおりでございます。この件については、今後とも次回においてはこういった間違いがないように注意をしたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 譲） 再質問にお答えいたします。

まず最初に、2点目の学校を見たかということでございますが、工事の前に全校を歩きました。工事が始まってから、中学校が小学校に間借りしているときには、その授業風景でありますとか、先ほど市長からお話ありましたように、ビニールのついているところ、ビニールの中には入りませんが、校舎は全部点検してまいりました。

また、終わった後、それぞれの学校で、特に工事の仕上がり状態でありますとか、専門家ではございませんので、あとは光の関係、明るさの関係等どういふふうになっているのかなということと、天井と蛍光灯の関係ですとか、それを中心にして回りまして、数でいったら相当何度も何度も校長先生、教頭先生、若しくはいないときには事務職と一緒に学校の中を見て回りました。

それから、私は専門家ではありませんが、専門用語ではあるかと思うのですが、広辞苑という辞典を見ますと、目視というのは目という字で、視というのは視聴覚の視となっていたものですから、ああ、これ専門家が使う用語だなということで、日常、答弁するときに目視という言葉を使わせてもらったところでございます。

次に、体育館についてであります。私どもは専門家の方々から外的要因がない限り当面大丈夫だという、そういう言葉を念頭に置きながら、説明会だとかに当たってまいりました。特に説明会に当たった場合には、来年3月までの大会が多く入っているために、年内に工事着工した場合は、代替施設の確保など利用団体が調整してくださいですとか、その旨の話をさせていただきましたし、また、体育館ありますので、空気中の濃度の測定が、大変私どもも濃度が高くなったらということで、専門業者からは半年に1回でいいよという指導は受けたのですが、やはり今、議員から出ていますように安全第一でございますので、その半年に1回を、1か月ずつやってみたいと思って実施したところでございます。いずれにしろ弁解というのではなくて、結果的には私の判断の甘さがこうなったのではないかなというふうに認識しております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、大島議員。

11番(大島 議員) 教育長、今の私の再質問に対して、工事が始まる前と始まった後、見ていたと、現場はビニールが張ってあったので見てきませんでしたと、そういうことですね。やはり現場のその作業風景を見てほしいのです。だって、学校が始まったら、そこに子供たちが、実際に授業をやるわけでしょう。そうすると、どういう工事の内容なのかということで、一步踏み込んでほしかった。それでは先ほどの黙視と私は同じでないのかなと、今、思っております。教育長は、大切な子供たちを預かっている長ですよ。そうすると、どのような現場なのか、どういうふうに行っているのか。そうすると、現場を私は見ているから質問できるのです、教育長。やはり今の私の質問に対しても、現場を見ていればもっと違った答弁が返ってくるのかなと。現場を見る大切さというのは、今年の4月3日ですか、4日ですか、教育長と部長が松ヶ枝中学校のあの現状を見たとき、言葉が出なかった状況です。あれは、やはり見てもらわなければわからないです、部長、教育長。書面だけでは絶対わかりません。そういうことで、大切な未来を担う子供たちのためですから、今後も十分そういうことを念頭に置いて教育に携わっていただきたいと、私はそう思います。

それから、建設部長にお尋ねしますけれども、私はここであだこうだ言うつもりはございません。しかし、関係するある部の課長が、作業員の問題です、恐らくそれだけ知らなかったのではないのかという、そういう言葉を聞きます。2人が1人になっていたということをもも知らなかったと。しかも、緑小学校の場合は、今、色刷りで、工事はこういう工事ですと言っているほかに、青に白色のすばらしい字で、文字も色を使って、2名の方々がきちっと、会社名も表示されておりました。その前日には、私は緑小学校ということで道新の記者にあの写真を尋ねましたら、道新の記者は緑小学校の現場ですということで、確認をしたときには返事をいただいたのですけれども、今、お聞きしますと量徳小学校だということで、これは私の方で再度確認をしてみます。いずれにしましても、そういうことでございました。

そしてまた、最後、作業終了後、濃度測定をやられております。一昨日の古沢議員の質問でもありましたように、始まる前よりも終わった後が濃度が高かったと、そういう指摘も受けました。緑小学校はどういう現状にやったのですか。そしてまた、終了した後の作業はだれが行ったのですか。終了した、作業が終わった、工事が終わった後の清掃はどこがやったのですか。そして、この石綿作業主任者からどういう指示を受けたのですか。そして、その結果どうしたのですか。まず、これをお聞かせください。

これは緑小学校の父兄が心配をして、終わったという後、見学しているのです。その結果、作業は終わったのに、こんなにほこりが積もっているとは一体どういうことなのだと、そういう苦情があったのではないですか。その結果、作業をやり直したと聞いております。それは主任の日報にも、緑小学校の終了後の清掃について書かれております。作業日報を見えていますか。見てください。8月29日の日付で指摘されております。

回っていて、ある学校の校長とも登校していらっしやったのか、何人かと話をする機会がございましたが、清掃はどうするのだと。そこは図書室の囲い込み工事をやっておりました。清掃は業者の方がきちっとするはずですよと、学校としてはする必要がないのではないですかと、そのように私は話をした経緯がございます。そのように作業が終わっても清掃に問題があり、そしてさらに3学期が始まると子供たちが来る。本当に清掃は大丈夫だったのだろうかというような心配も、父母も多々あったということもお聞きしております。そして、そのときに持ってきたほこり等の部分を私のところにお預かりしておりますので、清掃したという後のちりです。これも後でお見せいたしますので、予算特別委員会等で

もまた質問します。まず、この点についてお聞かせください。

議長（中畑恒雄） 新たな問題が出ましたので、理事者の答弁を求めます。

（「新たでないでしょう、関連しているでしょう」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（嶋田和男） お答えをいたします。

何点かございました。まず、石綿に関する危険度を文書化したものを掲示したということですが、これは基準監督署の方から、要は一つの基準の1ページの断面的なものについて掲示をするという指定があって、現場の判断で掲示をしたというふうに聞いてございます。

一方、2名のその掲示については先ほど申し上げましたように、当初、連絡簿の中で2名配置される予定ということ、私ども連絡簿を業者に流したと。それを業者が拡大しまして、みずからもワープロで名前を2名入れて記載をしたと。その事実が1名になったということ現場に伝えたときには、もう2名の記載があって、1名になったときに、そういうつもりでその2名の部分の掲示は取り下げたというふうに聞いてございます。

もう一方、清掃の関係でございますけれども、作業員の方の日報にありますように、測定終了後、再度清掃を徹底するという指示があったことは、日報にあるとおりでございます。当然、私どもは、清掃するのが清掃専門業者がやるという仕様書ではございませんで、あくまでも人夫でも構いませんし、要はほこり・ちりをとる内容の清掃があればよしということでございます。緑小の現場は、私の記憶では31日が工事終了日でございます。その段階ではまだ29日でございますので、当然工期内で清掃については、監督員の方から指示を徹底するというふうに指示をしたと聞いてございます。

それで、作業の終了後、濃度測定をしたときに、工事前よりも高いところがあるという御指摘がございました。それで、確かにその半数ぐらいのところ濃度として上がったところはございます。これは古沢議員からの御質問にもお答えしましたけれども、測定には測定機器の種類とか、環境、温度とか、そういった状況によって、要はさま変わりするということは測定の仕様書にあるというふうに聞いてございます。その中ですべてがよしとはしませんけれども、いずれにしてもリットル当たり1本未満、要するに大気汚濁防止法でいくとリットル当たり10本以下ということに対して、実際としてはリットル当たり1本以下というデータでございましたので、安全という形を確認し、前後の部分についてはある程度安全側にあるというような判断をしたということでございます。

議長（中畑恒雄） 教育長、何か答弁漏れはありませんか。ないですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 大島議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 一般質問をします。

初めに、石油高騰の問題について伺います。

原油価格の高騰による灯油やガソリン、最終製品の値上がりなどで、市民生活や営業は深刻です。これから迎える寒い季節にどうしたら灯油をたかずに済むか、どこまで値上がりするのかなど、市民の心配は尽きません。生活安全課の家庭用灯油小売価格調査9月分によると、小樽は高値76円、安値60.9円、平均69.1円です。しかし、近隣の札幌は67.49円、江別67.44円、北広島66.2円、石狩67.2円な

ど、小樽より低い価格です。小樽が近隣より高いのはなぜでしょうか。

日本エネルギー経済研究所石油情報センターの週動向調査を見ると、北海道の灯油配達価格は、8月15日69.8円から9月20日は71.3円、毎週連続の値上がりです。石油元売各社でつくる石油連盟は、今冬の道内の石油価格は1世帯当たり2万2,000円の負担増になると見通しておりますが、このような事態は多くの市民に不安を与え、とりわけ月四、五万円の年金生活者や母子家庭など、収入の低い世帯にとっては大変な負担が強いられます。企業や業者もまた厳しい経営を余儀なくされています。中小企業庁の原油価格上昇による中小企業への影響調査によると、石油製品などに加えクリーニング、運輸、化学、プラスチック、繊維において特に影響が大きく、収益を圧迫していると回答した企業は7月の時点でも63パーセントに達しています。このような情勢の中、市民や事業者などから、どのような不安や要望が寄せられていますか。銭湯、クリーニング店など、私が聞いている範囲でも、やっていけないと悲鳴を上げています。地域経済の先行きにとっても重大な問題となっている状況ですから、市としても傍観しているわけにはいかないと思います。以前の石油高騰時には、市民や企業、業者の皆さんの意見や要望を聞く「小樽市灯油問題懇談会」を開いたとお聞きしておりますが、このたびも、このような緊急の懇談会を再開してはどうでしょうか。あわせて生活困窮者への補助も行うべきではないでしょうか。お答えください。

石油元売会社は、中間決算で予測の2倍以上の利益を上げています。生活や営業を直撃している石油高騰に対し、日本共産党は、9月6日、緊急的な対処が必要だとして二つの提案を行っています。一つは、石油元売会社にユーザーと消費者へ利益を還元するよう指導し、便乗値上げがないよう調査・監視をする。二つ目は、政府・民間の半年分、171日分の石油備蓄を価格高騰を抑えるため機動的に放出し、安定的な供給実施のため方針を確立するというものです。市長は、市民生活や営業を守るため、国に対してどのような意見・要望を上げていくのか、お伺いします。

次に、防災についてお伺いします。ここ数年、毎年大きな自然災害が発生し、そのたびに災害の恐ろしさを痛感しますが、市民の安全と財産を守るために、自然現象を災害に発展させないように、平常時におけるハード・ソフト両面の災害予防対策が重要だと考えます。今年度の防災会議は8月に開催されておりますが、修正された内容と予防対策については話し合われたのか、お聞かせください。

災害予防対策の具体的な取組は、災害弱者の命と暮らしを守る立場が大切です。阪神淡路大震災では、高齢者の多い木造密集地で大きな被害が出ました。命を失った原因の89パーセントは住宅の倒壊による圧死ということです。小樽市の住宅の状況で、このような危険なところはないのでしょうか。被害軽減の上で重要なのは、建物の耐震化を進めることです。国の耐震基準ができたのは1981年、学校の耐震度調査は、現在進められておりますが、保育所の耐震度調査も優先的に行うべきではないでしょうか。市営住宅の耐震度調査予備診断は済んでいるということですが、結果についてお示しください。

現在、全国の住宅4,700万戸のうち、1981年以前に建設されたのは1,150万戸、約25パーセントということです。中央防災会議では、今後10年間で住宅の耐震化率を90パーセントに引き上げる方針を掲げていますが、国の認定基準が厳しいため、改修は進んでいないというのが実態です。また、分譲マンションに暮らす人は全国で1,200万人と言われますが、今年3月、震度6弱の強い揺れに見舞われた福岡沖地震では、築7年のマンションでも玄関の扉が変形し、閉じ込められたり、壁が崩れたりするなどの被害が出、住人に大きな不安を与えました。小樽市内の分譲マンションは、ここ10年間で30棟、1,400戸増加していることから、分譲マンションの耐震診断、安全基準の見直し、耐震ドアへの助成を急ぐ必要があります。小樽市として、マンションの耐震化にどのような考え、施策を持っていますか。個人住宅やマンションの耐震ドア化など、耐震改修は個人任せにしてはなかなか進みません。中央

防災会議の方針を実行するためには、国の認定基準の緩和や改修費用の支援強化などが必要です。これらのことを国に求めることとあわせて、それが決まるまでの間、市として独自支援が必要と考えますが、いかがですか。

次に、小樽市地域防災計画の災害予防計画について伺います。第1節には重要警戒区域及び整備計画がのっています。この中で、北海道の指定外となっているがけ崩れ・地すべり等危険区域は79地区ですが、調査年次、また、幾つかの地域については不明です。これで住民の安全が守れるのでしょうか。これらの場所は担当任せにせず、急いで調査すべきではありませんか。79地区のうち11件は、がけ地整備事業をして整備が行われておりますが、その中の4件は家屋、世帯、人口とも予想される被害はゼロです。予想される被害が大きい地区の整備が後回しになっている理由、整備する場合の条件、また、今後の整備計画を具体的にお示しください。

次に、北海道が指定する急傾斜地崩壊危険区域にかかわって伺います。8月2日、大雨により朝里2丁目ののり面が崩落し、住民が避難しました。大事に至らなかったのは幸いですが、ここは北海道の急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場所にもかかわらず、下に民家がないことや市道整備に伴い、コンクリートの擁壁をつくってあったことなどの理由で、北海道が行う整備工事から除かれていた部分です。ほかにもこのようなところがあります。北海道に対して条件を緩和し、整備を進めるよう強く要望していただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、災害予防計画を進める上で基礎となるのはハザードマップですが、策定のめどをお示しください。その際、地域をよく知っている住民から意見を聞くことも必要と思います。また、いざ災害が起きた場合、住民は避難経路や場所が一番心配です。災害別マップと対策別のマニュアルを策定すべきと考えます。いかがですか。

次は、防災知識の普及と自主組織の育成についてです。住民に対する防災意識、普及方法について、講習会や防災訓練、パンフレットの配布など6項目を掲げていますが、どの程度進められているか、よく見えません。パンフレット配布も平成7年以来行っていませんから、新しいものをつくることとあわせて、町会ごとに講習会などを開催して、防災について再認識してもらう必要があるのではないのでしょうか。災害予防で大切なのは、住民が一致して地域から防災計画を進めていくことです。自主防災組織は、現在3団体にとどまっているということですが、団体を増やすためには自治体の働きかけと支援が必要です。地区ごとの防災マップづくりや地区単位の安全・安心計画づくりの進め方の提供、リーダー育成講座の開設などを防災担当任せにせず、実施することではないのでしょうか。また、今後、防災計画をよりよいものにしていくために、直接市民の意見を取り入れることが大切だと思います。防災会議に防災関係の市民団体やボランティア組織に参画していただければいかがでしょうか。

次に、消防力強化についてです。災害が発生したとき、大きな役割を果たすのは消防職員や地域の消防団ですが、条例と比べてかなり人数が不足しています。消防職員は条例で293人、しかし、現在256人。これで市民の命と安全が守れるのでしょうか。消防団員も条例606人に対し、17年4月1日現在509人です。なかなか入団する人がいないのが悩みと聞いておりますが、団員を増員するためにどのような方策を持っているのか伺います。

次に、障害者の問題について伺います。さきの国会で、障害者自立支援法案は、連日、国会前に座り込みなどをした障害者団体の頑張りで廃案になりました。法案の問題点は、応益負担を導入し、障害が重いほど利用料負担が重くなり、自立支援とはほど遠い内容であったことです。この法案を、総選挙後の国会にまた上程することについて、幾つもの障害者団体から法案に対してのアンケートが来、不安が寄せられています。障害者の方々は病気をあわせ持つことが多く、家族負担も大きいことから不安を持

つのは当然で、一度廃案になったものを再提出するのは、障害者の実態を無視するものです。改めて障害者自立支援法案再提出に対しての市長の見解を伺います。

障害者の皆さんが心配していることの一つに、負担能力の有無を認定する際に、個人単位ではなく、生計を一にする者の全体の経済力を勘案するとしていることです。さきの国会では、日本共産党の紙智子参議院議員が、障害のある子供を持つ高齢の母親の涙ながらの訴えを紹介し、世帯所得の削除を要求しました。これに対し厚生労働相は検討を約束しましたが、新しい国会でどのようになるかはわかりません。別の障害を持つ方は、今でも家族に頼らざるを得ないのに、これ以上の負担はかけられないと大変切実です。

市長は、世帯収入にせず、本人の収入で認定してほしいという皆さんの声をぜひ国に届けていただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、障害者雇用についてです。不況の影響をもろに受けるのも障害者です。自立のため仕事につきたいと思ってもなかなかないという実態です。神戸市、大分市、仙台市などでは、官公需における障害者雇用企業、障害者福祉施設等に対する特例措置を行い、障害者雇用の促進を図っています。現在、小樽市が発注する工事、物品調達における企業は、法定雇用率を達していますか。また、小樽市も前述の市のように、積極的に障害者の雇用を促進すべだと考えます。お答えください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽の灯油価格についてでございますけれども、かつては、小樽市の場合は山坂が多く、道幅が狭い地形から配送車の設備や手間等がかかり、価格が高いと言われておりました。価格の方は市場規模などにより影響されると言われておりますけれども、現在は価格差も縮まり、小樽市の9月の価格は、道内主要都市の中では中ほどに位置しており、特別高いというふうには考えておりません。

次に、市民や事業所などからの不安や要望が寄せられたかというお尋ねですけれども、現在のところ、市に対して市民などからの声は寄せられておりません。市といたしましては、これまでも原油価格が高騰した場合には、影響を受ける運輸業や製造業などを中心に、その影響について状況の把握に努めてきたところであります。今後とも引き続き情報の収集に努めるとともに、原油価格の高騰に伴う相談窓口等を開設している北海道や国民金融公庫など、関係機関とも連携を図りながら、市民や事業所などからの相談に対応してまいりたいと考えております。

次に、「小樽市灯油問題懇談会」の再開でありますけれども、この懇談会は、昭和54年のオイルショックのときに市民生協の組合員を中心に九つの団体で設立されたものであり、平成6年ごろに解散し、現在は活動していないと伺っております。今回の灯油高騰に対しましては、現在までそういった懇談会の再開などの動きはありませんが、今後の価格の推移や関係団体の動向など注視してまいりたいと思っております。

次に、石油高騰に対する生活困窮者への補助ということですが、財政状況が厳しいことから、これまでさまざまな補助金のカットや削減を行い、財政健全化に努めてまいりました。そのため、新たな補助を行うことは難しいものと考えております。

次に、国に対する要望等でございますが、石油価格の高騰は経済活動や、特に暖房用の需要が多い季

節を迎え、市民生活への影響もあるものと考えております。石油価格の高騰は全道的な問題でもあり、国等への要望など具体的な取組につきましては、道内34市で構成する「北海道都市消費生活行政連絡会議」の中で協議してまいりたいと考えております。

次に、防災についての御質問でございますけれども、初めに、今年8月に開催しました防災会議における地域防災計画の修正内容であります。災害時の避難場所として、高校を新たに指定することや災害対策本部業務分担の見直し、災害復旧計画に市民生活安定のための支援策一覧表を追加したことなどがあります。このほか、今年度の総合防災訓練の実施内容について御協議をいただきました。また、予防対策につきましては、地震時の応急危険度判定の体制づくりや今年の台風18号時の指摘を踏まえて、北電など関係機関との災害時における緊急連絡体制などの確認を図ったところであります。

次に、地震のときにおける小樽市の住宅の状況ですが、現在、市内の木造家屋はおよそ6万800棟で、そのうち新耐震基準ができた昭和56年以前に建てられた木造家屋は約2万8,500棟であり、立地状況では、桜、長橋、奥沢の各地域にそれぞれ約1,600棟ずつ、以下入船1,400棟、花園1,200棟の順となっております。なお、住宅構造が北海道の場合は積雪寒冷対策などもあり、本州のようなかわら屋根の多い住宅と同一と見ることができない要素もありますが、木造住宅密集地における災害時の危険度を判定するためには、建築年次や住宅構造、密集のぐあいなどの現況を把握する必要があるものと思っております。

次に、保育所の耐震調査であります。 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」によりますと、階数が3階以上、かつ床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物が対象であり、市立保育所につきましては、すべてこの基準以下であることから耐震診断の対象とはなっておりませんが、市の施設全体の中で検討しなければならないものと考えております。

次に、市営住宅の耐震予備診断でありますけれども、平成10年度に公共住宅建設事業者等連絡協議会でまとめた「公共住宅耐震診断・改修マニュアル」に基づき、昭和56年の新耐震基準施行前に着工された31棟の建物について予備診断を行ったところ、最上A住宅、真栄改良住宅、稲穂改良住宅、花園共同住宅の4棟について高次診断が必要であるという結果が出ております。この4棟のうち、最上A住宅につきましては、平成13年度に耐震診断を行い、平成14年度に耐震改修工事を終えております。なお、他の3棟につきましては、耐震診断の実施に向けて関係者と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、マンションの耐震化についてでありますけれども、安全確保につきましては、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、耐震改修などの努力規定が定められたことから、各所有者の意識啓発が必要と考えており、また、市独自の支援策につきましては、個別の支援は難しいことから、窓口で耐震改修や融資制度についてのパンフレットを配布し、周知に努めているところであります。なお、国に対する支援策の要望につきましては、現段階では考えておりません。

次に、災害予防計画の急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の指定外地区について何点か御質問がありましたけれども、初めに、指定外の79地区のうち、調査年次が不明なもの及び位置の調査についてであります。過去の資料や、現在、北海道が調査を行っている資料を基に、早急に整理してまいりたいと考えております。

次に、予想される被害の大きい箇所が後回しにされているという御指摘でございますが、基本的には土地所有者、管理者及び占有者がその土地の維持管理を行う義務があります。したがって、民地の整備は、基本的には道や市が行うことはできません。なお、地区指定外で整備を行った11か所は、小樽市が管理している道路及び学校施設の保全の目的から、のり面等の整備を行ったものであり、残り1か所は、株式会社小樽水族館社がみずからの財産保全をするという本来の目的で実施したものでありま

す。

次に、整備する場合の条件と今後の整備計画でありますけれども、指定外区域におきましては、現在、整備する場合の条件や計画は設定されておりません。

次に、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所の整備でありますけれども、先ほどもお答えしたとおり、基本的に土地所有者などが法に基づき、土地の維持管理を義務づけられております。したがって、指定区域内において、本市が土地所有者・管理者の場合で整備を行っている箇所や民間で整備した箇所はあります。なお、整備につきましては、今後も事案ごとに北海道と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップや災害別マップ、対策別マニュアルについてでございますが、地震や津波、土砂災害など、その地域において発生のおそれがある被害の可能性を地図上に示すハザードマップの作成は、住民の防災意識の啓発を進める上で重要であり、また、市が地域の災害予防対策の検討をより詳細に行う上で必要なものであると考えております。現在、道において取り組んでおります全海岸線を対象とした津波予測図の作成状況や地域住民からの御意見もお聞きしながら、庁内関係部局内の調整を図り、災害別マップと対策別マニュアルとあわせて取組を進めてまいります。津波予測図の作成まで、この先まだ年数がかかることもあり、策定には時間がかかるものと考えております。

次に、新しいパンフレット配布と町内会ごとの講習会の開催でありますけれども、災害時に備えて市民がふだんから心得ておくべき事項につきましては、これまでも市のホームページや広報に掲載し、また、FMラジオなどで周知を図ってきているところでありますが、さらにわかりやすく親しみのある内容に充実してまいりたいと考えております。

なお、防災パンフレットの新たな作成と全戸配布には相当の経費がかかることから、手軽に利用できる防災の心得のようなものを作成し、ホームページからも入手できるようにするほか、御希望の市民にはお渡しができるようにしたいと思っております。また、講習会につきましては、現在、出前講座を実施しており、今後、町会からの要望にも対応してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織を増やすための支援でありますけれども、最近、全国的に多発している災害の影響もあつて、新たに自主防災組織を立ち上げる動きが出てきております。これまでも町会から自主防災組織の立ち上げについてお話があるときは、パンフレットなど参考資料の提供をしながら積極的に相談に乗るよう努めてきているところであります。今後も、より地域防災に関心を持っていただくため、町内会リーダーの他都市への視察や交流会などを計画し、防災意識を一層盛り上げ、自主防災組織の拡大に向けて可能な支援をしてまいりたいと考えております。

次に、防災会議への市民参加であります。小樽市防災会議では、毎年、地域防災計画の見直しや防災訓練の実施内容について検討しておりますが、単に議論するだけではなく、構成メンバーは各関係機関ごとに万一の災害時対応で役割分担を担っております。町会などの市民団体が構成メンバーに加わる場合には、地域防災計画の見直し論議へ参加していただくほか、毎年行われる防災訓練への参加や災害時、地域における新たな任務分担が生じることも考えられることから、市民参加については、町会やボランティアなど関係する団体の意向も十分お聞きした上で、判断をしてまいりたいと思っております。

次に、消防職員と消防団員についてでございますが、消防職員数につきましては、市街地の形成状況など、本市の特性を踏まえながら効率的な配置となるよう努めているところであります。職員定数を定めた当時と比較しますと、建物の不燃化、道路状況、消防装備や消防水利の充実など、消防を取り巻く環境や消防力は大きく改善されております。256人という現在の職員数は、道内の10万人以上の都市と比較しても、人口割合から見て本市が最も多い状態となっており、本市の地形的な特性を勘案しても消

防力として十分に対応できるものと考えているところであります。このたび、国から新たに消防力の整備指針が示されたことなどから、今後、条例定数も含め、将来的な消防体制について検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団員の減少につきましては全国的な傾向となっており、団員減少の理由といたしましては、団員の高齢化、若年者の減少、サラリーマン化の進行、さらには総体的な社会参加への関心の低下などが挙げられています。このような状況の中で、団員の増員を図るために、各地区へのポスター掲示、チラシ配布、町会関係者・団体を通じての入団の働きかけを行っているところであります。今後、新たな取組として、女性消防団員の募集枠の増加、大規模災害時などに限定的な活動を行う機能別団員制度の検討、また、現在18歳以上50歳未満となっている入団資格の見直しを行うなど、団員の増員を図ってまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法案についてのお尋ねですけれども、初めに、法案の再提出についての見解でありますけれども、現行の支援費制度につきましては、障害福祉サービスを実施する市町村が増えたことなどにより利用者が急増し、財政負担が増加したことから制度の安定的維持のために、制度の見直しが必要となったものと認識しております。前国会の審議では、衆議院の解散により参議院での審議未了のため廃案となったものと理解しており、国では制度の安定維持のため、法案が再提出されたことは承知しておりますが、やむを得ないものと思っております。なお、前国会では障害者団体の要望を受けて11項目にわたる附帯決議がされており、再提出による審議の中で改めて具体的な方向が示されるものと思っております。

次に、自己負担に当たっての収入認定でありますけれども、生計を一にする世帯全体で負担能力を判定する方向でありましたが、さきの国会審議の過程で、障害者の自立という観点から、本人の所得のみに基づいた負担上限とすべきという要望を受けて、月ごとの負担上限を決める場合は、生計を一にする親、兄弟、子供がいる場合であっても、その親、兄弟、子供が税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養としないこととしたときは、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択できるようにしたいと国会答弁されております。したがって、このことは国においても十分承知していることから、改めて意見を述べる考えはございません。

次に、障害者雇用の促進についての御質問でありますけれども、まず、建設工事及び物品調達に係る登録業者のうち、障害者雇用義務のある企業でありますけれども、市内に本社を有する企業についてお答えしますと、建設工事については該当がなく、物品については15社ありますが、このうち法定雇用率を達成している企業は7社となっております。また、障害者を雇用している企業への入札参加資格等における優遇措置については、一部の政令都市などで実施されておりますので、それらの事例を調査するなど、今後研究してまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再質問します。

石油高騰の問題です。灯油の価格についてですが、確かに今市長がおっしゃったように、小樽市は山坂が多いということで当初は高かったです。しかし、いろいろ調べてみますと、全道の間程度だということなのですが、問題は近隣の市より高いということなのです。以前のときも、札幌市より高いということが大問題になりました。昭和50年ころはホームタンクが普及していなかったために高いという理由があったようですけれども、隣の札幌よりも3円から4円も高いということで、この高い価格が大問題になって市民運動が盛り上がったのです。小樽市としても、ホームタンクの購入に対して融資制度を

つくったり、価格については業界に対して適正価格を要請したりということで、大変熱心に取り組んでおりました。これは、昭和54年の第2回定例会の会議録を見て、琴坂議員の質問に対して、当時の志村市長の答弁、これでわかったことです。北海道消費者協会9月分、この改訂版なのですが、この価格調査というのは、新しい情報だと思うのですが、平均価格は、ちょっと生活安全課の調査とは違うのですが、札幌が63.17円です。江別が65.87円、千歳64.87円、恵庭65.22円、北広島67.25円、石狩66.33円ということで、小樽は札幌より6円以上も高いのです。そして、生活安全課の調査でも近隣の市よりも2円から3円高いわけです。市民にしてみれば少しでも安くというのは当然です。近隣と同様な価格になるよう市として努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、生活困窮者に対しての灯油補助なのですが、小樽市は最初のオイルショックが起きてから、昭和50年に全道に先駆けて福祉灯油の制度を始めました。この先駆的な制度は全道に広がって、今も60くらいの市町村で実施されております。例えば江別市では、年末の見舞金のほかに灯油200リットル購入相当額を支給しております。稚内市は灯油引換券交付、帯広市では市が割引証を交付して、業者の協力によって通常価格から4円ほど割引く制度を行っております。これらの制度は、北海道の地域政策総合補助金地域生活支援事業で、燃料費の助成が位置づけられておりまして、これを活用しております。ただし、上限が200万円と非常に少ないのでもっと額を多くしてもらえよう道に要請するとともに、この制度を活用して助成できないのか、各市のやり方を検討して、ぜひこの助成に踏み切っていただきたいと思います。

次に、耐震化についてです。まず、地震についてもっとシビアに考える必要があると思います。地震調査研究所推進本部が、今年3月にまとめた報告によると、小樽の地域は今後30年以内に震度5以上の揺れに見舞われる確率は3パーセントから6パーセントということです。この数字は小さい数字ですが、数値としては確率が高い方になります。9月27日に開かれた中央防災会議は、地震による犠牲者を減らすための建築物耐震化緊急対策方針を決定して、建物の倒壊防止のほか、窓ガラス、天井、看板の落下防止、エレベーターの閉じ込め防止への対策を決めております。これは首都圏のことらしいのですが、しかし、これを受けて国土交通省が「建築物耐震改修促進法」を今国会に提出するというのを聞いております。そして、補助金制度の拡大、耐震化に係る費用負担を軽減する方針ということも、新聞報道ですが、こういうふうには報道されております。さらに、地方自治体が計画的に耐震改修を促進する仕組みを構築するというのも打ち出しております。まだ詳しいことはわかりませんが、いずれにしても、自治体として積極的に耐震化を進めるべきだと思います。

それから、市の独自支援ですが、財政が絡むことから、財政が苦しいという状況で難しいかもしれませんが、地震が起きて被害が出たら復興のため、大きな公費負担が必要となります。実際に、平成5年に起きた南西沖地震で、小樽は震度5を記録して、住宅の破損14棟、被害総額5,465万円だったということが防災の記録からわかりました。今、全国の自治体では、耐震診断改修補助や融資をしております。自治体としては510ほどあると思いますが、例えば岩手県大船渡市では、2年間で耐震診断に補助を出して実施して、その後、今年8月から補助の上限額を30万円にして、毎年20件ずつ助成をしていくという施策です。そのほか、各地の例はいろいろありますけれども、ぜひこれらを参考にして、まずは耐震診断から始めてはどうか、そういうふうには思います。

それから、災害予防計画のがけ崩れ・地すべり対策についてなのですが、この北海道の指定外になっている79の危険区域は整備計画がないということなのですが、それであればどうして市民の安全を守ることができるのか、北海道がしないのであれば、市が順次整備をするということをしていいのではないのでしょうか。民地ということなのですが、すべてが民地なのですか。これはどうですか。

それから、パンフレットの配布なのですけれども、希望者ということにしないで、前のようなカラーの立派なものでもなくてもいいと思うのです。これはやはり全戸に配布していただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから、ハザードマップ、津波の予測がまだなのでできない、先になるということですが、しかし、災害は津波だけではありません。地震、土砂災害いろいろありますから、できるところからつくっていくと、いつごろまでにつくりたいという見通しを持ってやるべきではないかと思います。

それから、消防については国の方針がいろいろ削減する方向でできていますので、この数で十分に対応できるとおっしゃいますけれども、昨年の台風被害では非番の職員も招集されて、一部の人たちは食事をとる時間もなくて、かなり遅い時間に夕食をとったということです。私は、やはり市民の安全を守る最前線にいる方々ですから、この現場にいる人こそ、休憩や食事の時間をきちんととらせるべきだと思うのです。昨年9月22日の総務常任委員会で、菊地議員がこの問題について質問をした際に、長期に及ぶと考えられたときは、当然その食事、交代要員のことも視野に入れて考えなければならないというふうに答えておりますが、やはりここで火災など2次災害が起きなかったことが幸いなのですけれども、もし2次災害が起きていたら大変でした。このとき、家にいた方は50人ほどだったらいいのですけれども、それで万が一、2次災害が起きていたら、それに対応できたのかなと、非常に疑問に思うわけです。ですから、財政が厳しいので職員数も減らしておりますけれども、しかし、こういう市民の安全を守る立場にいる消防職員はやはり条例に近づけて、もっと増やすべきではないかと思いますが、いかがですか。

それから、障害者の問題なのですけれども、やむを得ないということですが、前国会で衆議院の附帯決議を見ましたら、やはり障害者の方々が一番心配していること、収入認定のときに個人ではなく、その家族とか世帯で認定するところを非常に心配していて、それは個人の収入でやってほしいということなのですけれども、この附帯決議を見ましたら、これは選択制になっているのですよ。個人でもいいし、世帯でもいいと、極めてあいまいです。こういうことで大変心配しておりますし、先日もろうあ協会の方々から1割負担にしないようにという請願もありましたことから、やはり負担が大きくなるということが問題なのです。ですから、収入認定する場合に、こんな選択ではなく、はっきりと個人の収入で認定すると、このぐらいの意見を上げていただいてもいいのではないのかなというふうに思います。

以上、お尋ねします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） たくさんありましたので、分担をしてお答えしますが、私の答弁以外は関係部長から答弁させます。

初めに、灯油の問題で近隣より高い価格だということで、何か生活安全課と別な数字を言っていましたけれども、どういう状況にあるのか、こういったものをよく調べて、業者をお願いするものはお願いしていくという、要請するものは要請するといいますが、そういう方向でいきたいと思っておりますけれども、先ほど言ったように、新谷議員は小樽より安いところばかりを言っていましたけれども、高いところもあるのです。室蘭市などは、あれだけコンビナートがあって何で高いのかと思っておりますけれども、そういう状況がありますので、現在のところは、道内では中位ぐらいだと思っております。ただ、そういったことで、業界とよく話をしてみたいと思います。

それから、福祉灯油の問題で地域政策補助金の話がありましたけれども、道によく確認をしたいと思

います。

それから、耐震化の問題ですけれども、耐震化を始めるべきだというふうにお話がありましたけれども、今、小樽の場合は学校をやっているのです。30校やっています、今年度で終わって、耐震診断の結果、今度はまず学校をどういうふうに整備をしていくかという、そこがまずありますので、まず役所の方から手がけていかなければならないのかなと思っております。

それから、地すべり、パンフレット等については担当部の方からお答えします。

それから、消防職員の問題ですけれども、昭和55年に今の定数を策定しましたので、当時と今の状況とは比較できませんので、先ほど申し上げたとおり状況が変化していますので、早い時期に定数を改定したいというふうに思っています。

それで、災害の関係で言いますと、災害の種類、それから地域限定で災害が起きるのか、全市で起きるのか、いろいろな対応がありますから、最大規模で人員を確保するということは考えられません。したがって、先ほど新谷議員がおっしゃったように、これからどう自主防災組織をつくっていくかという、そこに重点を置くべきではないのかなと思ってまして、役所側としてはやはり必要最低限の人数で対応せざるを得ないというふうに思っております。

それから、障害者の問題でいろいろお話がありましたけれども、昨日、参議院の予算委員会で共産党の小池政策委員長がいろいろ総理とやりとりしてましたので、私からとやかく言う立場ではありませんので、そのやりとりも我々もよく勉強してみたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 総務部長。

総務部長(山田 厚) パンフレットの配布、それからハザードマップの関係でございますけれども、いわゆる防災パンフレットの作成等の配布については、どういったものがつくれるのか、確かに以前は立派なものだったので相当経費がかかったものですから、現状の中でそれをつくっていくのは難しいと思っています。ですから、内部で少し検討しながら、既存の資料の中でつくればというふうに今判断していますので、ただ、そういった部分でも全戸配布できるか、その費用との相談をしてみたいなと思っています。

それから、ハザードマップについては、御指摘の、基本的には津波予想図を道が今つくるというのをベースにしながら、いろいろなことを考えているわけですが、地震ですとか、がけ地ですとか、水害ですとか、いろいろなことが想定されますので、既存の資料を活用しながら、関係部局と調整をして策定に向けて、できるところから検討してみたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 新谷議員の再質問にお答えをします。

初めに、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の指定外の79の地区の関係でございますけれども、二つの御質問があったと思っています。

一つは、市民の安全のために、市が施工すべきというお話でございますけれども、法的にはあくまでも所有者、管理者、占有者がその土地の維持管理というのが義務としてございます。そういった中で、現状、市が施工というのはなかなか難しいだろうと考えてございます。一方、今79の地区の中で、民地だけかと、市の土地はないかということでございますけれども、先ほど市長から答弁いたしましたように、79の地区の中で、まだ調査位置について不明な部分の箇所がありますので、その調査の中で、そういった市の所有の関係についても最終的な確認をしたいというふうに考えております。

もう一つ、その耐震の関係で市の独自支援というお話でございますけれども、現状の中ではなかなか市独自の支援はできないという答弁が、先ほど市長からございました。そういう中で、市の方では建築指導課に相談窓口を設けていますし、例えば技術的支援につきましては、社団法人北海道設計事務所協会が建築相談の調査会を設けてございます。そういったところでも御案内できますし、予算の資金的な支援という点では、金融公庫が耐震のための融資1,000万円を限度に設定してございますので、そういった融資制度についても御案内をするという形の中で対応したいというふうに考えてございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問します。

灯油の値段なのですが、確かに小樽より高い市があるというのはわかります。でも、第1次オイルショックの当時から問題だったのは、札幌より高いということなのです。結局、近隣の市よりもなぜ小樽が高いのかというところが問題だったのですよ。だから、業者にとり、市長はお願いするものはしたいということで、それはぜひお願いしたいと思うのですけれども、そこが問題だったのですから、ちょっとそこは違うのではないかなと思います。

それから、耐震化なのですが、政府の世論調査でも大地震に対する住宅の危険度を尋ねますと、危ないと思っている人は60パーセント近くいるのですけれども、何もしていないと。それは、やはりお金がかかるということなのです。やはり、こういう点では、国の政策がどういふふうになるのかちょっとわかりませんが、同じような観点で、昨年の2定で住宅リフォーム助成制度について質問いたしました。この事業が経済効果を上げているということを紹介しましたら、市長は「よく研究させてもらいます」と答弁されております。耐震化事業もそういう点では同じだと思うのですけれども、ぜひ一歩進めて考えていただきたいと思います。

それから、障害者の問題で、前回も私は障害者の自立支援法案について聞きました。理念についてはわかるし、この法案に対しての理念はいいのだけれども、しかし、負担になるので、その点については、たしか意見を上げるといふふうにおっしゃっていたと思うのです。その点からしたら、今の市長の御答弁というのは、後退ではないかと思うのですよ。小池議員のあのことを例に出されましたけれども、今やはり一番皆さんが心配しているのは、負担増になるということで、その世帯の家族を一つにした収入認定ではなくて、本人個人でやってほしいということなのです。さっきも言いましたけれども、衆議院のその附帯決議を見たって、それが明確でないのですよ。どっちか選択なんて、こんなことはとんでもないと思うのですけれども。そういう点で、やはり障害者の方が本当に自立していくためには負担をかけてはいけないと思うのです。そういう点で、やはり市長として、全国市長会なりそういうところがあると思うのですけれども、市として意見を上げていただきたいと、そういうことなのですが、いかがでしょうか。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 灯油の問題で札幌より高いのが問題だというお話ですけれども、なぜ札幌より高いのか、先ほど申し上げたような要素があるのかなというふうには思いますけれども、これ、ですから、よく業界の方と話をしてみたいと思います。

それから、耐震化の問題ですけれども、言っていることはわかりますよ、そういう事業を民間に出せばいいわけですけれども、今の財政状況からいってそんなこと考えられません。申しわけないですけれ

ども。

それから、障害者の自立支援法案ですが、現在、国会に出て、国会で審議しているわけですから、今、全国市長会でどういう動きをしているのかちょっと把握していませんので、市長会として何か動きがあれば、それは私どももよく把握して、要請すべきものは要請したいと、こういうふうに思います。

議長（中畑恒雄） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 14番、成田晃司議員。

（14番 成田晃司議員登壇）（拍手）

14番（成田晃司議員） 一般質問をいたします。

質問も最後の出番となりまして、皆様方には大変お疲れのことと思いますが、最後までおつき合いいただければありがたいと思います。

それでは、質問させていただきます。

まず初めに、道州制についてであります。昨年、第2回定例会でもお伺いしましたが、道州制について何点かお伺いいたします。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権のスタートが切られたことを契機として、道においては将来的な分権型社会を展望して、広大な行政区域を有する北海道にふさわしい自治の形や地方主権の推進を図るため、平成12年5月にいち早く道州制検討懇話会を設置し、新たな国の形としての道州制の検討に着手しました。豊かな自然やさまざまな資源に恵まれた北海道は、今後の発展に向けた大きな潜在能力と可能性を持っています。このような条件を生かして、北海道全体を活力に満ちた大地として再生させるためには、地域がみずから知恵を出し、みずから価値を創造していく必要があります。これまでの国を中心とした中央集権型の行財政システムは、戦後の高度経済成長や国土の均衡ある発展に寄与してきましたが、少子高齢化が進行し、社会の成熟化が進む今日、多様化する地域の課題やニーズに対応し、厳しい状況が続く地域経済・雇用を再生するためには、地域の持つ潜在能力が十分に発揮できる真の分権型行財政システムの構築が必要になります。また、政府の機関の所掌事務と職員を自治体に移管すれば、政府の行政機構は縮小され、国家公務員の数は削減されます。政府を身軽にする行政改革の一つでもあります。

昨年、北海道は一定の方向性を打ち出し、道州制特区構想として政府に示したところであります。地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決めることができる地方分権社会を構築していくために取り組んだ構想であり、国の出先機関の機能統合と北海道から市町村への権限移譲という、大きくは二つの視点で進められることになっています。

国と地方自治体の役割分担を大きく見直し、国から地方自治体への大幅な権限・財源の移譲を図ることが必要になりますが、市町村は地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興にかかわる行政サービスを提供する役割を担い、道は全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務の3事務に限定し、産業の振興、雇用施策、交通・社会資本の整備や先進的な試験・研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担い、国は外交や安全保障など、国家として本来果たすべきことなどにその役割を限定するものです。全国に先駆けた新しい自治のフロンティアとして、また、国の形を根本から変える究極の分権社会として、道州制はぜひとも北海道において率先して推進すべき政策であり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりに必ずつながるものと考えております。

市長にお伺いしますが、道州制の中で市、道、国それぞれの役割分担について、基本的な考え方に沿

った具体的な役割をお聞かせください。

次に、道内分権という観点から、北海道の事務や権限を地方に移譲すると聞いておりますが、実際に北海道にはどれだけの事務事業や権限があるのか、また、そのうちのどれだけの数を移譲するのか、お示しください。

さらに、それらの事務や権限を移譲するという事は容易なことではないと思いますが、どのような手順で地方自治体に移譲されてくるのか、これまでの経過もあわせてお知らせください。

また、各自治体が厳しい財政状況下に置かれている中で、移譲に当たって北海道としては財政的、人的な措置は行ってくれるのでしょうか。

また、小樽として、これまで移譲を検討するに当たって、どのような視点で検討を行い、どのような事務・権限の移譲を要望しているのか、お聞かせください。

次に、地方分権における自治体についてお伺いします。

地方の時代の具体的内容の共通していることは、政治・行政をはじめ、経済、文化、その他社会全般にわたって集中・集権から分散・分権へ、画一から多様化へと行政システムが改められ、地域の行政は地域住民自身が決定し、その責任も自分たちが負うという自己決定・自己責任を基本理念とする地方自治が新たに構築されようとしています。これからの地方自治の果たす役割は大きな期待がかけられ、国と地方の関係も対等の協力という視点から抜本的に見直され、この改革が地方自治に開花するためにも、地方自治の第一線に立つ地方公務員一人一人が、新しい自治の理念と仕組みを正確に認識することから、地方公務員研修も実施されたようですが、地方分権を支える主体は、何といたっても基本的自治体である市町村と広域的自治体の北海道であります。

21世紀もまだ歩み出したばかり、分権の世紀と言われる21世紀における我が国の地方自治はどのような道をたどるのか、本市としても分権型社会に対応した新たな自治体の経営などを、市長はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

次に、官から民についてお伺いいたします。我が国でも政府債務残高が先進国でも最も多い水準に達するなど、厳しい財政状況が続く中で、今後も少子高齢化の進行などにより、国民負担は増大していくことが見込まれています。また、経済・社会環境の変化により新たな行政需要が始まる一方で、官が行う必要性が減少した部門の廃止・転換が遅れていることに対する国民の目は厳しいものとなっております。こうしたことを踏まえ、官は真に行うべき必要性のある業務に特化し、その他の公的サービスについては、官から民へ移管することによって、民の経験やノウハウを生かし、より効率的で質の高い公的サービスを提供することが重要であることから、本市においても指定管理者制度の下で公設民営の施設管理を行う事業者もあり、民間事業者はサービス提供体制の整備という点においても、官より優位であり、また、指定管理者に指名されたNPOは、住民のパートナーシップの構築という面でも官よりもすぐれております。

そこで、お伺いしますが、本市のごみ収集業務や学校給食調理業務の委託化の推進について、また、市立病院における調剤業務の院外処方方式の移行についても、どのようにお考えなのか、お示しください。

また、町会に対し、町内会館建設などに助成していることなどから、冬期間の除排雪などの経費に対し、町会単位に一定額を支給し、運営・管理を町会に依頼してはどうか。これまで以上の地域住民サービスが実現できるのではないのでしょうか。市長の御見解をお伺いします。

次に、海洋開発と海洋政策についてお伺いします。我が国は海洋国家として発展を図り、国際社会に貢献し得る舞台が洋々と開けています。しかし、残念なことに、政治の関心も国民意識も海洋から遠く

離れており、この好機を生かせないでいます。世界の海洋問題の取組とそこでの日本の位置づけ、最近の海洋をめぐる重要な出来事など、海洋をめぐる内外の動向を総合的視点で整理・分析し、研究を重ね、広く国民にわかりやすく伝え、我が国の海洋に対する関心と理解を高めるべきと考えますが、本市においても「市民と歩む21世紀プラン」の基本構想及び基本計画に基づき、平成8年に、現在の北海道立地質研究所海洋地学部が創設され、全道の海洋地学や海洋開発、海洋環境などに関する調査を行っております。

また、臨港地区に海洋開発ゾーンとして位置づけられておりますが、今後、産学官の連携を図り、海洋開発機能など海洋政策の展開に当たって、「海洋を知る」「海洋を守る」「海洋を利用する」として三つの観点をバランスよく調和させながら、これらの海洋政策の実現に向けて戦略的な政策及び推進方策を示し、東京大学海洋研究所などの協力を得ながら、臨港地区の海洋開発ゾーンの活用が大切だと思いますが、市長のお考えと取組をお示しください。

次に、子育て支援と若年雇用についてお伺いいたします。初めに、子育てを担う世代の意識と生活の状況について何点かお伺いします。

子育て世代の意欲を生かし、希望を実現するためには、若年層の子育てに対する負担感を社会全体で取り除いていくことが重要であり、同時に子育てが楽しく、充実感が得られるものであることを子育て世代に積極的に伝えていくことも重要なことでもあります。家族の形態が大きく変化しており、ここ10年間で、高齢者層のみならず、20歳代から40歳代においても単身世帯が増加しています。また、夫婦世帯全体に占める子供がいない世帯の割合も急増しています。これは、子育て世代の20代から40代の結婚や家族に対する意識や価値観が変化していることと、子育て世代を取り巻く経済・社会環境が変化していること、それが結婚・出産・子育ての回避、先送りされ、出生率の低下を引き起こし、また、晩婚化・非婚化も出生率を低下させています。そして、結婚しない理由及び子供を多く持たない理由について、経済的・心理的な面と負担感など、結婚、出生行動の変化について、市長のお考えをお示しください。

また、子育て世代の経済環境では、子育て世代の就業状況などから所得格差が拡大しつつあります。子育て世代にとっては収入の少なさや将来展望の不透明さなどから、子供を持ち、育てるために大きな障害となっている現状であります。活力ある将来の社会経済を形成する上でも安心して子供を産み、育てられる環境が重要であることから、経済的に不利な立場にありながら子育てに取り組んでいる世帯に対して社会全体で支援していく必要があると思いますが、市長のお考えをお示しください。

次に、子供のいる世帯は子育てなどにかかる費用が増加し、その中には持家率も高く、教育負担も大きいことなど、そして消費支出、食料、光熱、水道、家具、家事用品、被服費、保健・医療、教育、娯楽などで比較してみても、すべて子供のいない世帯を上回っています。子供は成長する過程で増加する傾向にある教育関係費と家族構成の変化や子供の成長段階に応じて住宅形態や周囲の環境の変化に伴い、生じている中古住宅や空き家などを効率的に活用し、十分な居住サービスの確保により、良質な住環境を安価に入手できるよう、柔軟な住みかえが容易となるような施策を考えてはどうでしょうか。市長の御所見をお伺いします。

また、結婚しても何らかの理由で出産を控えているような状況が進んでいる一方で、出産を望んでもそれがなかなかかなわない人々がいるのも事実であります。不妊の心配をした経験や現在心配をされている人の割合は25歳から39歳の方で、さらに実際に検査や治療を受けている人もそれぞれ多くなっております。このような出産を控えている人もいますが、不妊に悩み、出産に向けて努力をしている人たちも少なくない現状であります。実際に不妊治療を受ける患者の増加に伴い、高額な費用がかかる

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を国が助成していますが、医療保険が適用されている治療と症状により全額患者負担となっている治療があります。若い家族構成の中では、高額なため治療費が続かず、断念してしまうのが現状です。ぜひ関係機関と協議されますよう、市長のお考えをお示しください。

次に、若年者雇用についてお伺いします。ハローワークが発表している7月の雇用や失業の状況を見ますと、完全失業率は全国が4.4パーセント、全道が5.0パーセント、有効求人倍率は全国が0.86倍に対し、全道が0.50倍となっております。小樽管内の失業率は公表されておりませんが、有効求人倍率は0.46倍と全道を若干下回る数値となっております。小樽管内の有効求人倍率は昨年7月が0.38倍でありましたので、昨年と比べると管内の景気、雇用情勢は上向いているとの見方ができると思います。

そこで、お伺いしますが、高校新卒者などの若年者の求職状況、企業の求人状況は現時点でどのようになっているのか、お聞きいたします。また、市として、高校新卒者など若年者の就職の促進について、最近どのような取組をしているのか、お示しください。

次に、若年者の就業につきましては、この6月からNTT小樽営業所の1階にジョブポートおたるが設置され、仕事につくための必要なさまざまな相談に応じ、一定の成果を見ていることは喜ばしいことと思います。しかしながら、市内企業全体的には、長引く景気低迷によって企業経営に余裕がないため、新卒を採用して育てていくというより、即戦力となる中途採用者を優先しがちであり、若年者の雇用に至らないケースが多いと考えます。

そこで、お伺いしますが、市の該当事業はないと思いますが、国や北海道など雇用施策の中で若年者などを雇用する場合に、事業主に補助金が助成される制度があると思いますが、その事業の内容と小樽での実績はどうか、お答えください。

また、依然として厳しい雇用情勢の中、若年者の就業環境はますます厳しさを増しておりますが、若年失業者は失業期間が長期化することにより働く意欲を失って、仕事を探すことすらやめてしまう人が目立ちます。また、学校に対する対策に加え、民間教育訓練機関を活用して職業訓練や就職指導を受けたり、若年者の就職の支援などの動きが見られるところであります。本市としても、若年者に重点を絞って職業経験を積ませる政策として、若年雇用促進策をつくり出す必要があると思いますが、市長のお考えをお示しください。

次に、次世代若者の社会的自立についてお伺いします。近年、我が国の若者をめぐって就労の不安定化や親への依存の長期化など、社会的自立の遅れが新たな課題として生じています。それは、若者の雇用情勢の変化と少子高齢化、核家族化、情報化、消費社会化が人々の価値観の変化や青少年の地域社会の環境の変化などさまざまな要因があります。次世代若者の自立は少年期の育ちの結実であり、家庭、学校、就労、地域社会といったさまざまな分野の中で取り組むことが必要と考えます。今後とも各分野での課題を明らかにし、包括的に自立支援策を進めることが重要であり、若者が次世代を力強く自立し、活躍できる社会環境の構築に向けて努力していただきたいと思っております。

そこで、市長にお伺いしますが、若者の自立をめぐる問題として、社会的引きこもりの増加も考えられます。2003年度では、全国の引きこもりのいる世帯数は32万世帯に上ると推計されています。この引きこもりの若者の多くは、社会への参加を欠いたまま親に依存しています。さらに平均年齢の上昇化も見られます。市長は現在、市内の引きこもりの若者に対して、各分野での取組方やどのような自立支援策を進めておられるのか、お考えをお示しください。また、引きこもりの年代別の数と世帯数をお知らせください。地域社会において、若者には自立・成長段階に応じて社会の一員として参加し、責任ある立場に立ってみずから自立させる努力が必要であり、我が国の社会の次代を担う若者を育成する地

域社会が一体となっていくことが大切であると思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。再質問はいたしませんので、明快な答弁を御期待申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、道州制についてのお尋ねでございますけれども、まず、道州制の中での市町村、道州、国の具体的な役割分担でありますけれども、市町村はまちづくり、保健・福祉、地域経済の振興、小中学校教育など、住民生活に密接にかかわる行政分野の総合展開にかかわること、道州は治山・治水、交通政策などの広域的な利用、又は便益を目的とするネットワーク型の社会資本整備や産業政策、雇用政策など集中した投資や施策展開が効果的なもの、国の役割としては安全保障、外交など国際的対処が必要なもの、公的年金、失業保険など国民生活の基本的保障制度などが、それぞれの役割と考えられております。

次に、道の事務事業や権限の数と今回の移譲対象件数でありますけれども、北海道が現在所掌する事務事業は約2,500件、権限については約4,000と承知しております。そのうち市町村への移譲対象事業は、「保健・医療・福祉」「教育・文化」「産業・雇用」「環境保全」「まちづくり」「国土保全・防災」の六つの区分になっており、その件数は事務事業が189件、権限は2,054件となっております。

次に、事務・権限の移譲に関する手順と経過でありますけれども、事務・権限の移譲の手順につきましては、年度当初より北海道から各市町村に対し、移譲要望の照会があり、移譲項目について実施の意向を示した市町村に対して、北海道が事務・権限ごとの個別協議を行っているところであります。今後は、市町村からの移譲要望の最終回答を受け、移譲事務対象市町村が決定され、関係市町村からの同意がなされた上で、来年3月の北海道議会において特例条例が改正され、同時に権限移譲事務交付金の予算議決を経て、4月から事務・権限が移譲されることになっております。

次に、財政的、人的措置でありますけれども、財政的措置については、北海道権限移譲事務交付金要綱に基づき、原則として移譲される項目ごとに1件当たりの単価が示されており、前年度の事務処理件数を乗じた金額が交付されることになっております。なお、この交付金の積算根拠は、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費から計算されております。また、人的措置については、地方自治法第252条の17の規定に基づき、市町村から道職員の派遣についての要望がある場合、事前協議の上、対応することになっております。

次に、移譲に当たっての本市の考え方と移譲要望でありますけれども、北海道から照会があったもののうち、小樽市においては既に18事務事業、512の権限について実施しておりますが、今回の事務・権限の移譲を検討するに当たりましては、市民の利便性が向上すること、市町村で行うことにより効率的な事務が可能となること、実施に当たっては大きな財源や人員配置を要しないことの三つの視点から庁内で検討を行い、特定開発行為に関する事務や鳥獣保護等に関する権限について、1事務事業、28権限の移譲を要望したところあります。

次に、分権型社会に対応した自治体経営のあり方でありますけれども、平成12年、地方分権一括法が施行され、三位一体改革に向けた真剣な取組が行われるなど、地方分権の歩みは大きな流れとして定着しております。地方分権時代を迎える中で、自治体の自己決定・自己責任による施策、事業の企画と実

施が求められていると認識しており、そのため組織的にまた職員個々においても政策形成能力の向上や意識改革が必要と考えております。また、少子高齢化による多様な市民ニーズと限られた行政資源の下で、事業等の選択と集中による有効的、効率的な行財政運営が必要となり、行政活動の市民への説明責任が一層重要になるものと認識しております。さらに、官と民との関係についてであります。多様な主体が公共を担う可能性が広がっており、行政と住民の連携による地域協働、業務の外部委託化を推進する必要があると考えております。これらのことを包括的に推進する中で、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政システムの構築に向け、努力をしまいらなければならないと思っております。

次に、官から民へについての御質問でありますけれども、まず、業務の委託化につきましては、厳しい財政状況の中で住民やNPO、民間企業などと協働して行政運営を行っていくことが今後ますます必要であると認識しており、民間にできることは民間にという観点から、ごみ収集業務につきましては、これまで一部民間委託を行っておりますが、今後も引き続き委託化を進めてまいりたいと考えております。また、学校給食調理業務の民間委託化についても、具体的に検討していかなければならないと考えております。

市立病院の調剤業務の院外処方でありますけれども、薬の処方について、患者さんからの要望として、患者さんの利便性から、院内での処方と院外での処方の両方の希望が寄せられております。院外処方については、このような患者さんの利便性のほか、病院内部のシステムの整備なども必要となります。また、院外処方への移行に伴う患者さんの経済的負担増につながることもなりますので、これらの課題について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、除排雪に対して町会単位に一定額を支給し、運営管理を依頼することについてでありますけれども、地域の生活道路の除排雪に関しましては、町会に対する貸出しダンプ制度による支援など地域密着型の除排雪に努めているところでありますが、市民要望が多様化しており、今後、町会単位での運営管理についても、他都市の事例を参考にして研究をしまいたいと思っております。

次に、海洋開発でございますけれども、小樽市は古くから漁業や港湾活動など、海を活用したまちづくりが進められてきたまちです。特に全道の海洋に関する調査・研究を行っている北海道立地質研究所海洋地学部がある築港周辺地区には、海洋工事の技術開発や港湾整備など、海洋開発の一翼を担っている小樽港湾事務所やブレッジャーボートの係留施設である小樽港マリーナ、親水緑地としての築港臨海公園などが集積しており、海洋開発研究機能と海洋レクリエーション機能が融合した地区となっております。また、同地区内にあり、遊休化しております貯木水面の利活用についても、これまでの計画におけるマリーナの拡張に限ることなく、一般市民を対象とした海洋性エリアとしての用に供することも含めて、政策としてのその可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援に関してのお尋ねでございますが、まず初めに、20歳代から40歳代の若い世代の結婚しない理由及び子供を多く持たない理由として、結婚や出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感、経済的不安定の増大、仕事と子育てが両立できる環境整備の遅れなどがあるものと考えております。

次に、子育て世帯に対する支援でありますけれども、子育ての基本は家庭にあります。社会全体ですべての子供と、子供を産み育てようとする家庭を支えていかなければならないものと考えております。そのためには保健、医療、福祉、労働、教育など子供に関するあらゆる分野において、国、道、市町村、事業者、さらには関係団体や地域が連携した子育て支援体制の充実を図っていかなければならないものと考えております。

次に、子供のいる世帯に対する住宅施策であります。安心して子育てするためには、良質な住宅を確保することが必要であると思います。本市のホームページでは、住まい情報のサイトを既に開設しておりますが、今後もサイトの周知や内容の充実を図って、市民への情報提供を図ってまいりたいと考えております。

次に、不妊治療に係る経済的負担の軽減であります。国では医療保険が適用されない高度な技術を要する体外受精などの特定不妊治療を対象として、1年度当たり10万円を限度に通算2年間の助成を行っております。この制度について、現在、適用期間をさらに通算5年間に拡大する方向で検討がなされていると聞いております。子供を望む夫婦を経済的に支援し、少子化対策につなげていくことは、我が国にとって重要な課題となっているところであり、今後ともさまざまなニーズに対応する、より効果的な支援が図られるよう、国・道など関係機関に働きかけてまいりたいと思います。

次に、若年者雇用でございますけれども、初めに、小樽・後志管内の求職・求人状況であります。本年8月末現在では、高校新卒者のうち求職者数は445人で、昨年と比べ78人減少しておりますが、求人数は348人で、昨年と比べ86人増えております。また、地元小樽・後志管内の企業の求人が84人で、昨年より33人増えており、このことから高校新卒者の就業状況は若干好転しているものと考えております。若年者雇用につきましては、最近の取組でありますけれども、8月に就職希望新卒者を対象にジョブガイダンスを開催したほか、9月に後志支庁、ハローワーク、北海道高等学校長協会後志支部などと連携して、新卒者の採用が見込まれる管内関係団体等に対し、地元雇用を促進するよう直接要請行動を展開したところであります。

次に、若年者雇用の助成制度であります。国のメニューの一つとして、若年者を一定期間試行的に雇用する場合、事業主に対し給付金を交付するトライアル雇用の制度があります。このトライアル雇用により若年者の適性や可能性を見極め、早期就職の実現や雇用機会の創出が図られることが期待されるものであります。小樽管内におきましては、今年度は21名がこの制度の対象となっております。また、今年度中にトライアル雇用が満了した13名のうち12名が本採用となり、それぞれの職場で勤務していると伺っております。

次に、若年者雇用促進策でありますけれども、今後のまちづくりの観点からも、若者の市外への流出を防止し、地元定着を図ることが重要であり、そのためには就労の場の確保が欠かせないものと認識しております。また、これまでも実施してきましたインターンシップ事業やジョブガイダンス、企業見学会などを引き続き実施し、若年者の職業意識の高揚と地元企業の採用意欲を高めるための努力を粘り強く進めるとともに、国や道の施策などを十分活用しながら若年者の雇用促進に努めてまいりたいと思っております。

最後に、引きこもりの若者に対する各分野での取組方や自立支援策についての御質問でありますけれども、本市においては、平成16年度から「子供の引きこもりを考える家族セミナー」を開催し、引きこもりの子供を抱える家族を対象として、さまざまな精神的問題に対する講話や引きこもりの家族に対する具体的な対応等の情報交換を年6回実施し、引きこもりに関する理解と認識を促進しているところであります。また、保健所において気軽に相談できる窓口として、昭和40年から「こころの健康相談」を設けております。関係各部や医療機関等と連携をとりながら、引きこもり等を含むさまざまな精神保健上の問題について助言や指導をしております。

次に、市内における引きこもりの年代別の数と世帯数についてのお尋ねでございますが、具体的な調査はなかなか難しく、把握はしておりません。なお、「こころの健康相談」に寄せられた引きこもりの相談件数は平成16年度で14件であり、その内訳は10代が2件、20代が4件、30代が6件、40代以降

2件となっております。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第5号ないし第8号、第27号、第29号、第31号、第42号及び第46号、並びに報告第1号ないし第6号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第9号ないし第26号につきましては、同じく議長指名による12名をもって構成する決算特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員を御指名いたします。小前真智子議員、井川浩子議員、小林栄治議員、大畠護議員、前田清貴議員、成田晃司議員、山口保議員、古沢勝則議員、北野義紀議員、松本光世議員、斉藤陽一良議員、佐藤利幸議員。以上であります。

次に、決算特別委員を御指名いたします。森井秀明議員、山田雅敏議員、吹田友三郎議員、菊地葉子議員、大畠護議員、佐々木茂議員、武井義恵議員、古沢勝則議員、大竹秀文議員、見楚谷登志議員、高橋克幸議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第28号、第36号ないし第39号及び第45号は総務常任委員会に、議案第32号、第33号及び第35号は経済常任委員会に、議案第30号、第40号及び第41号は厚生常任委員会に、議案第34号は建設常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明10月6日から10月13日まで8日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議 員 小 前 真 智 子

議 員 佐 々 木 勝 利

平成17年
第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成17年10月14日

出席議員(30名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	6番	吹田友三郎
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	14番	成田晃司
15番	佐々木茂	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	大竹秀文	24番	松本光世子
25番	見楚谷登志	26番	久末恵子
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(2名)

7番	若見智代	13番	横田久俊
----	------	-----	------

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	佃信雄	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	本間達郎
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	中塚茂	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	小山秀昭		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	佐藤正樹
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	中崎岳史
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	橋場敬浩

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、斎藤博行議員、大竹秀文議員を御指名いたします。

日程第1「陳情の取下げ」を議題といたします。

本件につきましては、平成17年第2回定例会において継続審査と決定いたしております陳情第57号、第59号及び第65号ないし第67号について、それぞれ陳情者から取り下げたいとの申出がありました。お諮りいたします。

いずれも取下げを許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

日程第2「議題第5号ないし第42号、第45号及び第46号並びに報告第1号ないし第6号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、築港駅周辺地区土地区画整理事業について、当時、周辺地区の人口の増加が期待され、高齢化社会への対応や雇用の拡大など、諸課題の解決につながると説明していたが、結果として、平成13年度にこの事業を危ぐする住民から提出された意見書が指摘しているとおりの失敗となったと考えるがどうか。

議案第42号の基となった損害賠償等請求事件は、前市長に対する住民の声があらわれたものと思うが、この訴訟は前市長側が勝訴したとはいえ、市は、この事業での失敗を、ふれあいパスの見直しをはじめ各種事業を縮小するなどして、市民に転嫁しようとしていると言わざるを得ない。

こうした中で、弁護士費用180万円を市が支出することについては、到底市民の納得、同意を得られるものではないと考えるがどうか。

平成15年3月、ポスフルは日本政策投資銀行からOBCに対して有する抵当権付債権を譲渡されたが、現在、約15億円の貸付債権回収益が見込まれている。

結果的にOBC唯一の別除権者であるポスフルは、1年以内とされていた別除権協定を締結しないまま譲渡額を上回る利益を上げていることとなるが、これは再生を図ろうとしているOBCの重石となっているのではないか。

ポスフルは築港駅周辺地区土地区画整理事業に当初からマイカル北海道として重要な役割を果たしてきたが、不当な利益を上げているとも言える現状に対して、市は適切な対応をとるべきと思うがどうか。

また、日本政策投資銀行が巨額の債権を放棄し、ポスフルに安値で譲渡したことは、マイナス分を国民負担とするものであり、到底許しがたいものではないか。

今年度からの家庭ごみ有料化に伴い、燃やすごみ、燃やさないごみの減量も予想以上に進み、ごみの分別が市民に浸透した結果と思う。

また、資源物の収集量について「平成21年度までに平成14年度の約9.6倍にする」とした目標値を既に達成したことは喜ばしいが、その反面、処理費用も増大し、補正予算を計上している。例えば各家庭において、プラスチック容器に付着した食品をきちんと落とすなどの協力がなされれば、経費圧縮につながるのかどうか。

このたびの小中学校アスベスト対策工事については、配置される石綿作業主任者が2名から1名に変更されているが、現場には2名のままの表示がされていたり、作業中、防じんマスクなどの装着がなく、作業員の安全確保が図られていないなど問題点が多く、全くずさんと言わざるを得ないのではないか。

また、緑小学校では、清掃後の教室内にアスベストと思われる塊が見つかるなど、ほとんどの現場で清掃のやり直しをさせているが、保護者は子供たちへの健康被害を不安視している。子供たちが使用する場所である以上、担当者はその責務をきちんと果たしてもらいたいと思うがどうか。

公用車による事故については、以前から事故原因の調査をきちんと行うよう指摘しているにもかかわらず、減少していない。

人命にかかわることであり、担当部任せとするのではなく、専門の機関を設け、徹底して事故の原因及び状況を調査、検証すべきであり、さらに重大な過失があった場合には、事故を起こした職員に賠償を求める必要があるのではないか。

また、事故内容と賠償金額を「広報おたる」などに掲載し、市民に周知する必要があると思うがどうか。

本市財政の危機的状況を改善するためには、効率的でスリムな市役所を構築することが重要と考えるが、今後5年間の職員数と人件費の削減見込みはどうか。

また、小樽発展のためには政策の企画・立案、そして実行ができる人材をいかに育成していくかが必要と考えるが、職員の採用、配置、研修、民間企業への派遣等、市は職員の資質向上に向けて、どう取り組む考えなのか。

16年度の市税収納率は82.6パーセントにまで落ち込んだとのことであるが、市はどのような対策を考えているのか。

他都市で効果のあった個別訪問はもとより、納期を過ぎた納税者に督促状を送付する際は、市税の使途や納税の重要性を訴える文書を同封することについても検討してもらいたいと思うがどうか。

また、入湯税の減免規定見直しについては、事業者の理解が得られず、先送りされてきている。しかし、1回につき50円であればそれほどの負担ではなく、年間の入湯客数から算出すると4,000万円もの増収となる。財政再建には多くの市民と事業者の理解が必要であることから、使途を改めて説明し、理解が得られるよう重ねて努力してもらいたいと思うがどうか。

「新市立病院基本構想」を精査・検討した結果、診療科目や病床数などは減らさず、一番肝心と思える医療機器の購入費等を減らしている。しかしながら、病院で大事なものは中身であり、市民の声が反映された精査・検討をもう一度行うべきと思うがどうか。

また、新病院の新たな建設予定地に挙げられた築港地区が病院建設の適地かは、環境面で非常に疑問であり、商業者からも既に反対の声が挙がっている。

市は、なぜ新病院が必要なのか、市内のほかの病院とどのように役割分担するのかなどを含め、市民にわかりやすく説明する必要があるのではないか。

新市立病院建設について、病院会計が単年度黒字であることが起債の条件の一つとなっているが、現在の経営状況で起債導入が認められるのか危くするがどうか。

また、小樽病院、第二病院とも相当老朽化しているが、病院の新築は早くとも4年から5年先になることから、それまで使用に耐えられるのかどうか。

築港地区での新病院建設について、市は、都市計画法等による規制はあるが、一定の条件をクリアすれば建設可能であると言う。

しかしながら、築港地区は埋立地であり、大規模な地震が発生した場合、道路を含めて地盤が液状化を起こす可能性が危ぐされることから、病院建設予定地と周辺一帯の地質のボーリング調査が必要不可欠と思うがどうか。

阪神大震災では、埋立地に建設されていた神戸市立病院が液状化現象のため、その役割を果たすことができなかった事例があったことから、耐震化の備えや地盤の液状化を防ぐ工夫などに十分配慮すべきと考えるがどうか。

本市は、60キロメートルにも及ぶ海岸線を持つなど、海とのかかわりが深く、海からの恩恵も大いに受けている。

国は2002年8月に「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について」の答申に基づき、「海洋を守る」、「海洋を知る」、「海洋を利用する」の三つのポイントでバランスのとれた海洋政策へ転換することが重要であると示していると聞けるが、市としても、海洋資源の基である生態系の保全などの施策に取り組んでいくことが、ひっ迫する本市経済を立ち直らせる要因になるものと思うがどうか。

港湾部におけるグループ制は16年度に導入され、課を廃止し、2名の削減を行った。しかし、17年度には、人員についてはそのまま、課を復活させ、小規模なグループ制へと再編している。指揮命令系統を明確にするためと言うが、1課1グループとも言える現状は、当初から見ると後退とも思われる。従前との違いはどこにあるのか。

また、グループ制を効率的に運用するためには、事務分掌をグループ単位に直すべきと考えるがどうか。

個々の職員がグループ内の全ての業務を掌握することは困難であると言うが、オールマイティーに業務を遂行できることでグループ制は生きてくるのではないか。

今後、より実効性のある形で、さらなる改善に取り組むべきと要望するがどうか。

このたび花園小学校で児童多数がおう吐や腹痛などを訴えたことについて、保健所ではウイルスによる集団感染の可能性が高いと見て調査中との報道があった。市は、現時点で原因は何であると考えているのか。

過去に北手宮小学校で同様の事故があった際、学校、教育委員会とも保護者に対する説明がなく、保護者らが困惑した経緯があることから、今回は正確な情報を確実に伝えられる方法をとってもらいたいがどうか。

全国的に小学校の校内暴力問題が増える中、北海道は逆に減っており、本市においては平成16年度はないとのことであるが、実態としては潜在化しているだけではないのか。教師の車が続けて4台も傷つけられたり、図書室の網戸が破られるなどして、警察に届け出るという事件も起きていると聞けるが、市教委には、どの程度の被害なら学校から報告が上がってくるのか。また、具体的にそのような事例を示されなければ認めないという市教委の姿勢には大いに問題があると思うがどうか。

今後、市教委は、各学校を精力的に訪問し調査や指導をしてもらいたいがどうか。

「あゆみ」の通信欄は、改善が進んでいるようだが、朝里小学校では依然として無記入である。

市教委は、学校長の権限でこうした実態が改善されるよう指導していると言うが、そうであるならば、従わない教師は職務命令違反として処分の対象となるのではないか。

通信欄への記入については強制できないものとしても、市教委は教育上意義あるものと受け止めている以上、改善に向け責任を持って対応してもらいたいと思うがどうか。

近年、企業が求める人材と希望する職が見つからない若年者とのミスマッチが社会的な問題となっている。

こうした情勢の中、事業主に対して給付金が交付されるトライアル雇用は、個々の適性や可能性を見極めて、早期の就職が実現できるなど、事業主、若年者の双方にとって有意義な制度である。

市はパンフレット等を配布するなどPRに努めていると言うが、ハローワークに依存するだけでなく、市内の企業や若年求職者に対して、より一層周知徹底できる方策を検討すべきと思うがどうか。

シルバー人材センターでは登録している会員の未就業率が約20パーセントとのことだが、市は、その原因をどう分析しているのか。一部会員の仕事の独占などといった不平不満を招かぬよう、就業機会を平等に確保する方策が必要ではないか。

そのためには、就業希望の多い仕事の受注を増やす努力が重要であり、市は、企業あるいは市民向けにシルバー人材センターの仕事内容をもっと具体的にアピールするなどの支援を行ってほしいがどうか。

昨今の世界的な原油価格高騰により、市内でも灯油販売価格が上昇し、市民生活を直撃すると危ぐされるが、市は生活実態をどのように把握しているのか。

一冬の1世帯当たりの負担増は2万円にもなるとの試算もあり、収入の少ない高齢者が暖房を節約したために風邪を引き、病気に至る可能性すらあることから、もはや放置できない事態ではないか。

市財政が厳しいことは承知しているが、切実な問題であり、他都市が行っている道の補助制度を活用するなど、低所得者の負担を少しでも減らすような施策を打ってもらいたいと思うがどうか。

また、帯広市では、石油業協同組合が好意で1リットル当たり4円を差し引いていると聞くが、本市においてもそのような協力を働きかけられないか、検討すべきと思うがどうか。

市は今年度から「ふれあいバス」について、利用実績の把握及びそれに基づく負担割合を決定する方法として回数券方式を導入したが、この方法は回数券の使用期限が決まっていることや、あらかじめ回数券を購入しておかなければならないなどといった、利用者の負担が著しく増えたものになっている。

次年度においては、購入した回数券は無期限で使用できる方式にするなど、利用者の立場に沿った内容で中央バスと交渉してもらいたいと思うがどうか。

現在、介護保険事業者に対する道の指導は、後志の担当者が1人しかおらず、十分とは言えない。監査についても三、四年に1度となっており、監査直前における事業所の慌てぶりから察するに、果たして適正な事務が執行されているのかとの危ぐを抱くが、市はこうした無審査とも言える実態を把握しているのか。

新年度には道から市へグループホームなどの指定権限が移譲されることとなるというが、本市における現行体制で対応できるのかは疑問であり、専門の部署を設けるべきと考えるがどうか。

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」によると、基本方針の策定を市ができることになっており、本法を適用することにより市街化調整区域でも住宅の建設ができるというメリットがある。

市としても、例えば団塊の世代のセカンドライフに向けた移住策などの明確な目的を持って、ぜひ適用すべきと思うがどうか。また、本法は、単に農村のファームツーリズムに適用するような意味だけではなく、都市近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講じる機能もあり、これを機に新たな都市計画を策定してもらいたいと思うがどうか。

また、小規模の新規営農者向け宅地として販売すれば、本州からの退職者などに相当なニーズが見込

めるとともに、中にはレストランや民宿をあわせて営む者もいると予想され、農業や自然体験を行う観光交流拠点となる可能性があり、ひいては小樽観光の厚みを増すことが期待できると思うがどうか。

市の負担なしで民間が開発するといった手法を模索し、多くの知恵を出し合い、都市展望としてこのような開発に向けて研究を進めてもらいたいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第5号、第29号及び第42号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して討論を行います。委員長報告に反対、議案第5号、第29号、第42号は否決の討論であります。

まず、議案第29号です。建築基準法の一部改正を受けた小樽市手数料条例の一部改正であります。

そもそも建築基準法は、その基本的な目的は健康的な住環境を守ることにあります。しかし、今回の基準法改正の中心である特例容積率適用地域の拡大には賛成できません。従来の商業地域限定から第1種・第2種低層住居専用地域、工業専用地域を除くその他の地域に広げていくものであります。これによれば、例えば一つの建物に対しても、ほかの土地の空き地や低層住居の未利用容積を移転することができるようになります。容積飛ばしが可能になることとなります。これまでの容積率の2倍近い容積の建物が1棟で建てることができるようになる。住居地域の中でさえ住環境を破壊する高層のマンションなどができるようになってまいります。これまで用途地域を指定し、住環境を守るために規制を加えてきたことも、意味がなくなってしまうものであります。

また、この制度改正において、政府は防災空き地を確保できると説明していますが、例えば容積率を移転してできた空き地、ここが資材置場など他の用途に使用してはいけないという規制は全くありません。結局、これ自体も「絵にかいたもち」でしかないわけであります。

この法律改正を受けた、しかも当市におけるまちづくりに向けた議論もないままに、手数料については条例の一部改正であります。到底認めるわけにはいきません。

議案第42号弁護士費用の公費負担及びこの議決を前提とした議案第5号一般会計補正予算についてであります。

築港再開発事業に係る住民訴訟に関して、勝訴したことをもって前市長新谷昌明氏が負うべき弁護士費用を負担しようとするものです。この事業は、市内商店街や多くの市民、関係者がマイカル誘致に反対する中、「人口、高齢化、雇用など諸課題が解決する」、このように言って強引に進められてきたものであります。

マイカル誘致によって市内の商業状況はどうなったか。一変させられてしまいました。大型店舗の売場面積はそれ以前の2倍以上に膨れ上がりましたが、その反対に、小売業全体の年間販売額は減少しています。その影響で、市内の商店街からは100店舗以上、大変多くのお店が廃業に追い込まれています。丸井今井小樽店の売上げもマイカル以前の年間100億円から50億円へと大激減、そして撤退であります。

共存共栄どころか、共倒れになってしまう。このように心配されたように、マイカルは開業2年半で倒産、市民にはばく大な借金が残されました。

しかも、小樽ベイシティ開発の多額の税金滞納問題、今議会でも取り上げられたポスフルの債権回収問題など、今なお、その負の遺産を引きずっています。その上、新谷市政時代にどれほど国の景気対策の言いなりに市の借金が増やされてきたのか。この点も考え合わせると、到底市民の理解が得られる支出ではありません。議会が同意を与えることには反対であります。

山田市長は、「これらの事業についても議会の意見を聞いて進めてきた」と、このように、まるで人ごとであります。みずからの責任については一言も語ろうとしません。つまり、議会の見識が問われています。断固として議会は同意しない、賛成しない、この態度が今、当議会に求められています。

以上、議員各位の見識を信じつつ、私の討論を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第5号、第29号及び第42号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 23番、大竹秀文議員。

（23番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

23番（大竹秀文議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第9号ないし第26号につきましては、去る10月5日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、いずれも継続審査と全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、議案第9号ないし第26号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 23番、大竹秀文議員。

（23番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

23番（大竹秀文議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽駅前第3ビル周辺地区再開発に伴う室内プールの今後の対応について、市教委は、現在、民間主体の準備会が計画や検討を進めているが、敷地が狭いいため、プールは計画に含まれておらず、存続

が難しいと言う。

これは全く「寝耳に水」の話であり、サンピルのプールは、小樽駅前にあって利便性も高いので、利用者も多く、この現状を簡単に受け止めていることに疑問を感じるがどうか。

市教委の説明では、今後はあたかも高島小学校のプールを利用するようにと聞こえる節もあるのだが、利用者の立場を考慮し、あきらめないで存続を要望してもらいたいがどうか。

アスベスト問題への対策について、市がいち早く手がけたことは評価するが、学校現場でのアスベスト含有量の空中濃度結果を待たずに工事に取っかかったことは疑問が残る。

学校側と十分協議しながら、計画的に進めることはできなかったのかどうか。

また、教室において囲い込み工法を選択した理由は何か。

この工法は天井にアスベストが残っていることから安全性が懸念されるが、市は今後も定期的に検査していくつもりなのか。

アスベストが使用されていた学校現場における教師と子供たちへの健康対策について、いまだ何もとられていない状況にあるが、今後どう対応するのか。

学校評議員制度は、本市において平成16年度に導入され、現在では市内の全小中学校に配置されているが、開かれた学校づくりという観点から、その効果は上がっているのか。

評議員の選任については、校長の推薦によるものが多く、再任も妨げないと聞くが、地域のより幅広い声を聞くためにも、特定の方に限ることがないよう改善を図ってもらいたいがどうか。

また、年齢は50代から70代が多く、もっと若い方を選任するよう要望するがどうか。

小中学生を対象とした体験学習授業は、平成9年度から本市で開催しており、昨年は約7,000人が修学旅行で本市を訪れた際に参加している。観光と人づくりの両面からも、全道に発信していく事業としてハード面の整備を進めてもらいたいがどうか。

地域自立民間活用型キャリア教育プロジェクトについては、経済部が窓口となっているとのことであるが、市教委としても学校に積極的に働きかけることを要望したいがどうか。

中学生のインターンシップである北海道キャリアスタートウィークは、職場体験を5日間行うなどの環境整備が課題ではあるが、本市の教育が前進していくためにも、参加に向けて積極的に取り組んではどうか。

市教委は、さきで開催された学校適正配置等調査特別委員会において、小学校適正配置計画(案)については取り下げし、今後改めて市内全域を視野に入れて検討するとしていながらも、その後開催された北手宮小学校での地域説明会での市教委の説明は、参加者からはいまだに同校の統廃合を前提としているかのように受け取られている。

市教委は北手宮小学校に対しては統廃合ありきでの話し合いをしていないと言うが、保護者には新たな不安や動揺を与えていることは事実であり、市教委に対しての不信は払しょくされるどころか、逆に根強いものとなっている。

「たとえ将来、複式になることもいとわない」というのが北手宮小学校PTAの総意との意見であり、行政が一方的に判断したり、手をかける必要はないのではないか。

9月に余市町において開催された「青少年のための科学の祭典」は、内容や講師のレベルが非常に高く、67の講座はどれも好評を博しており、来場者の半数が本市からの参加者であったとのことである。

この事業は、文部科学省の委託を受けて日本科学技術振興財団が費用の全額を負担し、2年に1度北海道で開催されるもので、市教委は再来年、本市での初の開催に向けて、この実行委員会にぜひ強力に働きかけていただきたいがどうか。

防災士は、阪神大震災を教訓として2年前に誕生した制度であり、大規模災害時の公的機関による支援には時間がかかることから、民間の地域における防災・救援活動のリーダーとして大変重要であると考えている。

現在、本市において防災士の資格認定者はいないとのことであるが、市は今後、育成に向けての取組を強めるべきと思うがどうか。

まち育て出前講座は、職員が直接出向き、交流を図りながら市民が研さんできる有意義な制度と考える。

今回の小学校適正配置の問題を通じて、若い世代においても市政に対する関心が向けられつつあると考えており、この出前講座の受講を勧めている。

そうした中、市民も参加して自治基本条例を定めることによって、より関心が高まり、よりよい本市の方向性が見えてくると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第45号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第28号及び第36号、陳情第41号、第62号、第69号及び第70号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対、議案第28号、議案第36号は否決、議案第45号は可決、陳情第69号及び第70号は採択、継続審査中の陳情については採択の討論をいたします。

議案第28号は、小樽市税条例の一部改正です。

固定資産税の被災住宅用地の特例措置について、長期間に及ぶ震災などにも適用できるよう改善された部分もありますが、地方税法の改正を受け、65歳以上の個人の市民税の非課税措置が廃止されることとなります。非課税措置の廃止はこれにとどまらず、介護保険、国民健康保険など福祉・医療事業にも影響を及ぼし、市民生活、地域経済に、はかり知れない負担が押し寄せます。

小泉内閣の4年間で、配偶者特別控除の廃止に続いて年金控除の縮小、高齢者控除の廃止、そして非課税措置の廃止と、連続的な増税です。一方、大企業、大資産家には優遇税制の措置などで2兆2,000億円の減税です。日本企業の税金と社会保険料の負担はフランスの半分という企業優先の税制改革であり、そのまま市民に転嫁するもので、賛成できません。

議案第36号は、小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案です。平成17年度をもって堺小学校を廃止するというものです。

今定例会に先立ち小樽市教育委員会が取り下げた小樽市小学校適正配置実施計画(案)は、実施方針と照らしても整合性がなく、到底、保護者、地域住民の皆さんの理解を得られるものではありませんでした。適正配置によって複数学級を実現し、活力ある学校をつくるというのなら、今、全国の自治体で大きな広がりを見せ、また、教育現場や父母の切実な要求でもある30人学級の実現こそが急がれることで

す。残念なことに、30人学級を実現し、地域にしっかりと学校を存続させ、住民の目を行き届かせ児童の通学路の安全を確保するという、その方向で教育委員会が努力をするという姿勢はとられませんでした。このような選択肢があったならば堺小学校の存続も可能であり、今度の堺小学校の廃校が他の小学校の児童、保護者に新たな動揺や危ぐを与えていることは、今後、教育行政を進める上で大きな禍根を残すことになる懸念し、否決とします。

議案第45号は、我が党が提案している小樽市非核港湾条例案です。

今月8日、9日には、この小樽市で「非核・平和条例を考える全国集会」が開催され、自治体の平和外交のあり方について経験交流、論議がされたところです。

被爆60年の今年、原水爆禁止世界大会にはフランスから70名の青年が参加し、2020年までに核兵器廃絶を目指す世界平和市長会議加盟数がこの1年間で2倍近くに急増していることなど、国内外の核廃絶に向けた取組にしっかりと呼応していきたいと考えます。

陳情第69号及び第70号は、小樽市小学校適正配置実施計画(案)取下げの際、「北手宮小学校は近接する小学校との統廃合について協議を進めていく」との教育委員会の発言の撤回を求め、改めて北手宮小学校の存続を求める保護者の強い意志を示したものです。

今議会での質疑の中で、教育長自身、「児童や保護者の不安を醸成することを懸念し、さきの実施計画(案)取下げに至った」と答弁しています。しかしながら、まさに現時点での教育委員会の「北手宮小学校には別途協議していきたい」とする態度は、新たな不安や動揺を児童や保護者に与えているものであって、行政の一方的判断の押しつけにほかなりません。教育委員会への不信を払しょくするためにも、保護者との対応には慎重に真しに臨むことが今は望まれているのではないのでしょうか。住民の皆さんの願意を酌み、採択を主張します。

継続審査中の案件については、繰り返しになりますので、願意妥当、採決を主張し、議員各位の皆さんの賛成をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告のうち議案第45号に賛成の立場で討論を行います。

この10月8日、9日、市民会館をメイン会場に「非核・平和条例を考える全国集会 in おたる」が開催されました。1,000名を超える方々が全国から集まり、地域から平和をつくっていく、そういった思いを語り合いました。その中の一つの話をもとに皆さんにお聞きしてもらいたいと思います。

新潟から来た市会議員の報告でした。新潟は、皆さん御承知のとおり、広島、長崎に続いて原子爆弾の攻撃予定地域として記録されています。このことは、当時、広島、長崎の原爆を知っている新潟県民、そして新潟市民も既に承知しておりました。そうした中で、新潟市議会は、内務省の強い反対を押し切って原爆疎開を決定し、市民の生命・安全を守るために原爆投下に備える疎開を実施したところであり、終戦間際の新潟市は原爆疎開により無人であった、そのような報告がされ、市民の生命・財産を守る議会の強い意志が、あの戦時下であっても発揮されたことに強い感銘を受けたところでもあります。

もう一つお話をさせていただきたいと思います。今年の4月9日の読売新聞にアメリカのホノルルで行われた会議の内容が記載されておりました。周辺事態が発生したときに米軍が優先的に使用できる港や飛行場を初めから決めておこう、そういった内容で日米両政府が大筋合意したというものであります。この空港には、成田空港や新千歳空港など11の民間飛行場が、また、港湾では、大阪を初め七つの港が

指定されています。その中の一つに私たちが住むこの小樽の港が記載されていたわけであります。

今年2月、小樽にイージス艦ジョン・S・マッケインが入港しました。同時に堺市にはフリゲート艦バンデグリフトが、また、舞鶴港にはイージス艦フィッツジェラルドが、そして大分港にはイージス艦ヴィンセンスが、全く同時に入港しております。このように小樽にアメリカの艦船が入港することは、小樽の港の平和の問題であると同時に日本海全体の問題であり、そしてアメリカ軍の全世界の動きの中に小樽港が組み込まれているのだということを改めて考えなければならないことを指摘していると思います。

周辺有事の体制づくりが進む中で、小樽港の平和を守る大切さは、ますます重要だと思っております。議案第45号は、そういった意味において小樽の港の平和の発展を願う小樽市民の多くの気持ちを代弁するものだと考え、議員各位の賛成を心からお願いして、討論を終わります。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 1番、上野正之議員。

(1番 上野正之議員登壇)(拍手)

1番(上野正之議員) 議案第45号小樽市非核港湾条例案につきまして討論いたします。

私たちは、日本国民として、また小樽市民として、「兵戈無用(ひょうがむよう)」、この意は、いかなる戦争にも反対いたしますという意でございます。この思いから、だれしもが戦争のない平和な世界を願っております。

我が会派としましても、多数の市民の御意見を聞き、精査し、よりよい考えを示していきたいと思っております。このようなことを整理した結果、議案第45号小樽市非核港湾条例案に対し、棄権とさせていただきます。

なお、棄権の態度表明は、自席にて行わせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第45号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第28号及び第36号並びに陳情第41号、第62号、第69号及び第70号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 11番、大畠議員。

（11番 大畠 議員登壇）（拍手）

11番（大畠 議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

丸井今井小樽店の閉鎖について、現在「閉店対策連絡会議」が対策を進めているとのことであるが、設置が見込まれる出張所の人員規模などとともに、報道のあったパートや契約社員の一部が正社員と同様に札幌本店などへの異動を認められたことについて、市は詳細を把握しているのか。

また、サンモール一番街のアーケード整備費については、小樽開発がその7割を負担しており、1億円程度の返済残額があると聞く。今後、同社からの返済が滞ることが予想されるが、どのような対策を講じていくのか。

市内商店街の空き店舗率は9.7パーセントと、改善の見通しが立っていない状況であるが、インターネットでの販売など、小売形態も変化してきている。都通り商店街にデイサービス施設が開設されたように、小売店以外の施設を誘致してはどうか。例えば丸井今井小樽店跡に歯科や整形外科など複数の医療施設が開設されれば、患者の利便性も高くなるのではないか。

また、商店街のにぎわいづくりのため、バザーや産地直売会を実施したり、オープンカフェのような気軽に休めるスペースづくりのため、家賃交渉をするなど、市は積極的に協力してもらいたいと思うがどうか。

市は、卸売市場法の改正に合わせ、公設青果卸売市場業務条例を改正する考えとのことであるが、これは買い付け集荷に係る規制を廃止するといった、流通の規制緩和の流れに沿ったものである。今後、地方の市場間競争の激化は必至であり、平成21年には、卸売手数料の自由化も予定されていることから、委託手数料収入への依存度が高い同市場にとっては死活問題となるのではないか。

また、仲卸業者の経営が悪化し、とうたが進むと予想されるが、市はどのように受け止めているのか。

量販店などによる市場外流通の流れから地場流通を守り、公設市場の役割を果たしていくために適切な対策を講ずるべきと思うがどうか。

小樽港湾計画においては、第3ふ頭を交流ゾーンと位置づけ、市民や観光客を対象とした親水緑地の整備をうたっているが、現状、保税地域があり、企業も設備投資を行っており、第2ふ頭についても、倉庫以外の利用が難しい状況にある。むしろ築港臨海公園であれば、マリーナを含めた若者の遊べる空間としての活用が図れると思うがどうか。

また、小樽港将来ビジョン懇談会では、一定の方向性を提示した中で、まちづくりの視点により小樽港の親水性確保についても議論されることと思うが、市としてはどのような考えを持っているのか。

小樽港将来ビジョン懇談会は、規則などに定めのない任意のものとのことであるが、形式的には審議会的な要素があり、一定の重みがあるものにとらえるがどうか。

同懇談会では、小樽港の将来像について、従来の考え方にとらわれず自由な発想で議論するものとされており、再開発や分区などの問題も含め大いに議論してもらいたいと思うがどうか。

その際、レジャー港化や自衛隊の基地化といった極端な議論に至る可能性もあることから、議会や市民との関係にも配慮しながら、方向性を見いだす必要があると思うがどうか。

小樽港については、かつての活気を取り戻せるよう、今後は、中国定期コンテナ航路の増便など、さらなる外航定期船の誘致が重要と考える。

その業務を担う港湾振興室は、設置されてから数年が経過しているが、市はその効果をどのようにとらえているのか。などであります。

なお、閉会中の8月8日に開催されました当委員会におきまして、丸井今井小樽店について、樽一小

樽中央青果について、平成17年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について、石狩湾新港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案及び石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について、平成18年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案について、平成18年度小樽港湾関係事業予算要求案について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第32号及び第33号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、議案第35号、請願第5号並びに所管事項の調査につきましては、議案は可決と、請願は採択と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第32号、第33号に対して否決の討論を行います。

いずれも卸売市場法の改正を受けての公設青果市場業務条例、公設水産市場業務条例の一部改正です。

反対の第1の理由は、親法に当たると言うべき卸売市場法が委託手数料を自由化することにあります。この手数料が自由化されると、有力産地からの集荷をめぐって卸売市場間、卸売業者間の手数料の引下げ競争が避けられませんが、収入の大半を委託手数料に頼っている当市の公設市場など卸売業者には、その手数料の減少は死活問題とも言うべきものであります。特に中小の卸業者には、一層集荷競争が激しくなり、経営そのものが脅かされることになってしまいます。

第2です。買い付け集荷の自由化です。買い付け集荷が必要なことは、必ずしも否定はしません。しかし、利益率が低く、卸売業者がリスクを負う買い付け集荷が自由化されれば、少数の大手卸への集荷集中が進むことは必至です。その結果はどうなるか。やはり中小卸売業者の弱体化が促進されることになってしまいます。また、この買い付け集荷が拡大していくほどに市場の価格形成機能が弱まる。同時に、力ある卸業者と特定産地のつながりが強まり、他の産地への差別的取扱いの禁止も、これもまた形がい化していくことになってしまうのではないかと。これは市場制度の根幹にかかわる問題であります。買い付け集荷は少なくとも限定的でなければなりません。こうした手数料や買い付け集荷の自由化は、当市の公設市場のように経営悪化に苦しむ中小卸売業者の統廃合、とうたを進める危険性が否定できません。そして、この卸売業者の廃業は、つまり地方では市場の廃止であります。それは、小売店からは仕入れ先を奪うこと、産地からは出荷先を奪ってしまうこととあります。地域商店街の衰退は言うに及ばず、市民への影響もはかり知れません。

第3です。中央卸売市場の再編促進という問題も重大であります。地域とは決して無関係ではありません。大型量販店、大産地による大型流通に合う広域市場づくりが進められていきます。また、仲卸業者の財務基準を強めたり、早期の是正措置を講じていくなどは、そのための地ならし、仲卸業者の統廃合を強力に迫っていくものであります。

以上、これらの理由から、当然、改正市場法には賛成できませんし、同時に、この法改正を受けての今回の条例整備は、みずからの首を絞める行為に等しいものであります。小樽に公設市場を残したい。この立場に立てば、到底賛成できるものではありません。この点を重ねて訴えて、私の討論といたします。

す。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第32号及び第33号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市の保険年金課の受付窓口のうち、保険係と収納係の受付場所の違いがわかりづらく、また、順番待ちの番号札を置いている場所も目につきにくいなどの苦情を市民から聞くが、市は、看板をわかりやすくする、文字を大きくする、案内を行う職員を配置するなどの対応策を早急に講じるべきと思うがどうか。

さらに、手のあいている職員が多数いるにもかかわらず、来客に気づいてもすぐに来ないなど、窓口対応が非常に悪いと聞くので、来客には俊敏に対応できる体制を確立し、よりよい市民サービスを行ってほしいと強く要望するがどうか。

最近、全国的にクマの出没に関する話が出ており、札幌市では、おりの設置を検討するなどにも耳にするが、現在、市は、クマに対しての安全確保という点で、どのような対策を考えているのか。

また、市はFMおたるにクマ関係の情報の放送を依頼し、市民に周知しているとのことだが、一般市民に十分浸透しているとは言えず、今後とも一層努力してほしいがどうか。

本市は急速に高齢化社会に向かっており、そのような状況の中、高齢者が次世代を担う子供たちを支えていくことが求められている。

現在、高齢者の資産を有効に活用する施策として、高齢者がみずからの持家に居住しながら、それを担保に老後の生活資金を借り入れ、死亡時にその住居を売却することにより借入金を清算する「リバースモーゲージ」を実施している自治体があるが、市も、このような制度を取り入れるべく研究を進め、できる範囲内で実施してほしいがどうか。

全国で保育所をはじめ公立施設の民間への移行が検討、推進されているが、その実現には、しっかりと事前準備が必要である。本市においても綿密な計画を立て、7か所ある公立保育所の民営化を進めるべきと思うがどうか。

また、退職者が生じた場合、正規職員ではなく臨時職員を補充するなどして、民間への移行をしやすいようにしているところもあるが、市はそのような方法をとる考えはないか。

仮に職員の雇用の関係で難しさはあっても、今後、民営化を進める上でぜひ検討し、取り入れて

ほしいがどうか。

冬を間近に控え、灯油及び石油関連製品の値上がりが続いているが、特に生活保護世帯はもとより低所得者層においては、大幅な負担増となることから、日常生活に大変大きな影響が出るのは明らかである。市は、市民生活を守る立場から、以前行っていた福祉灯油の復活をぜひ検討してもらいたいがどうか。

また、現在のような状況においても、市には、生活保護世帯に対して特段の援助をする制度はないとのことだが、切実な訴えがあった場合、どのように対応するつもりか。

市は、新市立病院の基本構想を考えると、市民の夜の安全を確保する観点から、小樽病院、第二病院、夜間急病センターにおける正規職員による夜間勤務の実態を把握しているのか。

それぞれの施設において医師、看護師などの配置のほか、必要に応じ放射線技師等が勤務時間外に呼出しを受けている実態があることから、現実的な対応として、仮に公設民営であっても夜間急病センターを新市立病院に併設し集約を行い、常に正規職員が勤務する体制を確立し、急患のたらい回しをなくするなどして、少しでも市民のニーズにこたえるべきと考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第6号並びに陳情第33号、第48号及び第71号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、議案第30号老人デイサービスセンター条例を廃止する条例案、この議案に関連して新光デイサービスセンターの建物並びに同施設の物品を北勉会へ、また、銭函デイサービスセンターを社会福祉協議会に譲与する議案第40号、議案第41号に反対し、請願・陳情は、いずれも採択を主張して討論を行います。

一連の議案は、小樽市の老人デイサービスセンターを廃止し、現在、民間に管理委託している公設民営を現在の管理委託している団体に、建物や施設の物品一式をすべて譲与し、民設・民営にしてしまうものです。これは、高齢化社会を迎えて高齢者に対する責任を全うしなければならない小樽市の責任を放棄してしまうもので、賛成できません。特に介護保険制度が改悪され、通所のデイケア、デイサービスの食事代を全額利用者に負担させることになったばかりです。改悪された介護保険制度の下では、予防介護という呼び名で要支援・要介護1で保険を利用している多くの方の家庭でのヘルパーの利用を事実上制限することも行われようとしています。

このように保険料を払っている利用者の皆さんの希望に反することが行われようとしているとき、住民の命と健康を守らなければならない自治体としての責任はますます重大になっています。ここに至って責任を放棄することは許されません。

次に、請願・陳情についてです。

新たに付託された請願第6号障害福祉サービス利用者の負担増反对方について、陳情第71号障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方

については、現在、特別国会に提案され審議されている障害者自立支援法案に関するものばかりです。障害の重い人ほどその負担が重くなる1割負担導入や、家族の収入もカウントされ障害者ばかりかその家族にまで大きな負担を強いる同法案は、障害者の生きる道を断ち切るに等しいものです。

肢体障害の方から切実な声が寄せられています。両方の松葉づえ用ゴムサック費用のねん出にも事欠く状況。「両親は高齢の上、年金の改悪で支給額が年6万円も減額になっている中で、これ以上の負担をかけることはできません」との訴えです。

請願・陳情は、いずれも願意妥当、採択すべきものです。特別国会で結論が出されようとしているときに、継続審査で本市議会の態度を先送りするのではなく、採択して障害者の生きる権利を守り応援することこそ、市議会としての責務ではないでしょうか。

なお、継続審査中の陳情につきましては、これまでも何回かにわたって採択を主張する理由を述べさせていただきました。改めて触れませんが、ぜひ採択をしていただきますようお願い申し上げます、討論とします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第6号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第33号、第48号及び第71号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第30号、第40号及び第41号並びに陳情第7号、第12号、第37号、第63号及び第68号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

32番(佐藤利幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

このたび小樽駅前第3ビル再開発の事業計画案が示されたが、駅前広場の見直しや駅前交差点のスクランブル化によって歩行者動線が変化し、第3ビルを含めた周辺地区の活性化が期待できる。

隣接する産業会館前交差点についても、スクランブル化することで歩行者を含めた中心市街地全体の円滑な交通の確保が可能になると思われるが、第3ビルの今後の展開を見据えて、浅草横断歩道橋の撤去問題を含め、駅前交差点と産業会館前交差点をどういう形で処理していくかについて、国や北海道と

も協議を進めてもらいたいどうか。

「小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会」で検討している駅前第3ビルの事業計画案に、室内水泳プールが含まれていないことが判明した。

室内水泳プールは、昭和51年の開設以来、学校の授業をはじめとして数多くの市民の健康づくりに大きく寄与してきた施設であり、閉鎖に伴う市民への影響は非常に大きいと言わざるを得ない。

民間主体による再開発事業であり、経済理念が働くため、室内プールの廃止はやむを得ないとのことであるが、多くの市民ニーズがあることも念頭に、準備会に対してプール設置を計画に入れるよう強く要望していくべきではないか。

特別景観形成地区内の建築物の形態・意匠・色彩などの外観については、建築物の高さなどと異なり数値による規制ができないため、主観が入り込む余地が多分にあると思われる。

このため、建築主の私的財産権を制限してしまうおそれがあり、規制については慎重を期さなければならぬ。

これまで、これらの規制に関しては、景観条例の趣旨について建築主の理解を得ながら指導・助言を行ってきたことと思うが、今後は、公平でわかりやすく、だれもが納得できる景観形成基準の作成に努めてほしいかどうか。

平成17年度除排雪関連の特徴的な事業として、除排雪作業の効率化と経費軽減を図るため、市所有のロータリー除雪車を稼働させ、市民が貸出しダンプを利用するといった形での官民一体となった作業方法を試行することにしたとのことであるが、貸出しダンプ制度については、希望する市民が殺到することが予想されるため、住民同士のトラブルにならないよう十分に配慮すべきではないか。

また、除雪作業時の雪置場として民有地の空き地を無償で借り、これを利用するといった取組を実施すると聞くが、雪解け後のごみ処理については、しっかりとした対策を講ずる必要があるのではないか。

札幌市では、土地開発公社の清算を決めたが、不用になった土地の処分が地価の下落で思うように進まない実態にあると聞く。

小樽土地開発公社が保有している建設部所管の公園用地や公的施設用地などは、暫定措置として他の用途に利用されている箇所もある一方で、未利用の状態で放置されている土地もあるとのことであり、現在、財政再建推進プランに基づいて各種対策を進めている中で、事業の実施予定がない遊休地の有効活用や売却について積極的に検討してはどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第34号並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号、第52号、第64号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第61号につきましては、全会一致により、継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、討論を行います。議案第34号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案は否決、陳情については、これまでどおり第61号以外の案件についてはすべて採択を主張します。

議案第34号は、建築基準法の一部改正を受けた条例の改正案です。先ほど予算特別委員会の討論で関連する第29号について古沢議員が討論いたしました。本題となるべきものですので、改めて述べさせていただきます。

建築基準法改正では、従前、特例容積率適用地域を商業地域だけに限定していたものを、防災機能の確保などを名目に、第1種・第2種低層住宅専用地域、工業専用地域を除くすべての地域、すなわち第1種・第2種中高層住宅専用地域、第1種・第2種準住居・近隣商業・準工業地域に拡大されました。これによって、一つの建物にも他の土地の空き地や低層住宅の未利用容積を移転することができるようになり、従来の容積率の2倍近い容積の建築物が建てられるようになります。その上、容積率を移転してできた空き地を資材置場などのほかの用途に使用してはならないという規制は全くありません。

このような制度によって容積率の売り買いが行われることはあっても、防災空き地ができるという保証はどこにもありません。建築基準法には、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命・健康・財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することがうたわれています。しかし、法改正により住居地域の中でさえ住環境を破壊する高層のマンションができてしまい、何のため、これまでの用途地域を指定し、住環境を守るため規制を加えてきたかわかりません。このような法改正を受けた市条例の一部改正は認められないものです。

陳情については、これまで述べてきたとおりですが、12件の陳情のうち4件はロードヒーティング敷設要望です。小樽市は、これから冬を迎えるに当たって、ロードヒーティングが敷設されるまでは住民が安心して暮らせるよう除排雪、砂まきなどを強めて、切実な願いにこたえていただきたいと思います。全会派の皆さんの賛同をお願いします。

さて、今度の委員会では、小樽駅前第3ピルの経過について報告がありました。7月25日に小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会が発足し、権利者を中心とした商業施設やホテル、駐車場、住宅などを検討しているが、市の権利床である室内プールは計画には含まれていないということとその場で聞き、大変驚きました。

与党の皆さんは既に知っていたようですが、8月には（仮称）小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業計画案がつくられており、その中には既に室内プールがなかったにもかかわらず、10月3日、古沢議員が代表質問で駅前再開発事業について聞いた際、計画案については全く触れておりませんでした。

市営室内プールは、小学校の水泳授業をはじめ高齢者や障害者の皆さんが健康維持のために利用しており、16年度で4万9,793人の利用とあわせて市民水泳教室や小学生、中学生、高校生の水泳大会、北海道障害者水泳大会などが利用されております。市民の意見を聞くこともしないで、小樽市が早々とこの計画に合意をしたことは認められません。

また、駅前には特別景観形成地区にされているものの、建物に高さ制限がないため、どれほど高いマンションやホテルが建つのかわかりません。今、小樽の景観が大きな問題となっている中、この点でも心配があります。「都市景観形成の主役は、わたくしたち市民である」。小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例にこううたわれています。民間活力導入で小樽らしさがなくならないよう、また、市民が置き去りにされないよう議会としても見極めていかなければならないと思います。

以上、問題提起をしつつ、討論とさせていただきます。（拍手）

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号並びに陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号、第52号及び第64号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第47号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案第47号について、提案理由を説明申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、鈴木美代子氏の任期が平成17年10月17日をもって満了いたしますので、新たに北嶋知恵子氏を任命するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) これより、討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表し、ただいま上程されました議案第47号小樽市教育委員の任命について、北嶋知恵子氏には棄権の態度をとることで討論を行います。

日本共産党は、教育委員の選任に棄権の態度をとるに当たっては、個人の人格の評価をその対象にはしない、このことは従前と変わりません。

学校教育を取り巻くさまざまな問題があります。本市においても、小学校の適正配置実施計画(案)をめぐる対象となった学校の保護者、校区の地域住民、校友会の皆さんの「私たちの声をじかに聞いてください」という切実な要望に、教育委員会は真しにこたえようとしませんでした。

児童の健全な育成に当たって、広く市民合意を基本とした教育行政を進めていくとする態度が教育委員会には求められています。あわせて教育基本法、歴史教科書、日の丸・君が代の強制でも意見が鋭く対立する問題であり、これらの問題に北嶋知恵子氏がどのような態度で臨まれるのか明確ではなく、我が党としても責任のとれる判断ができませんので、棄権とさせていただきます。

なお、議案第47号の採決に当たっては、自席に着席のまま棄権の態度とさせていただくことを表明して、討論いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより採決いたします。

議案第47号について同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第11号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第11号につきましては提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号

について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第3号の提案説明を行います。

意見書案第1号は、我が党提出のもので、政党助成金の速やかな廃止を求めるものです。

政党助成金制度が導入されて10年、毎年国民1人当たり250円、年間320億円もの税金が日本共産党を除く各党に配分され続けています。しかし、この制度は、憲法で保障された思想・信条の自由を侵害するものです。どの党を支持するか、寄付を出すか出さないかは、国民の思想・信条の根幹にかかわる問題であるからです。国民の税金から政党助成金を出す仕組みは、事実上の強制献金とも言うべきもので、政党として受け取るべきものではありません。党本部収入の大半を税金に頼る官営状況は、政党としての独立性を放棄しているものと言わなければなりません。

そもそも政党は、国民の意思や要求を政治に反映させ、政策化し、実現を図る役割を担っています。政党助成金制度が導入された1995年以前は、各党とも助成金を受け取ることなく運営をしておりました。国民の所得が落ち込み、国民生活が厳しい中、10年間3,200億円以上の税金を国民のために使ったら政治不信も生まれなかったかもしれません。政党は、みずからの努力で財源を生み出し、税金は国民のために使うべきです。よって、政党助成金の速やかな廃止を求めるものです。

なお、9月14日、十勝管内大樹町議会は、日本共産党、公明党、無所属が全会一致で政党助成金の速やかな廃止を求める意見書を採択しています。小樽市議会の公明党をはじめ全会派の皆さんの賛成をお願いします。

意見書案第2号は、新しい高齢者医療制度の創設を行わないように求めるものです。

この制度は、65歳以上の高齢者を対象に、75歳未満の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分け、後期高齢者に独自の医療保険制度を創設し、前期高齢者には現役世代と同じ医療保険にするというもので、2003年3月に現役世代との均衡を考慮した適切な保険料負担を求めると閣議決定されたことの実体化です。

配偶者や子供の扶養を受けている高齢者は前期で170万人、後期で240万人と言われますが、多くの高齢者は低所得です。2004年の国民生活基礎調査では、年収200万円未満の高齢者世帯が3年前の39.4パーセントから42.6パーセントへと増え、低収入傾向が進んでいます。

小樽市における高齢者の収入状況は、6年前の高齢者実態調査では200万円未満が50パーセント以上を占め、その半分は100万円未満で貯蓄の取崩し、子からの援助で暮らしているという実態でした。2002年の高齢者一般調査では、100万円未満が30.4パーセントと明らかに低収入傾向です。子供を頼りにといても、小樽市の市税収入の落ち込みに現れているように、勤労者の所得は下がり続け、厳しい事態です。

医療の改悪、年金の引下げ、高齢者控除の廃止、高い介護保険料など、高齢者にさまざまな負担がかぶせられている中、高齢者は経済的に豊かになったなどという偽りの前提に立って高齢者に新たな負担をかぶせることは、必要な医療さえ受けさせないようにするものと言わざるを得ません。このような新しい高齢者医療制度の創設は行うべきではありません。

意見書案第3号は、お年寄りの安心を奪う銀行の保険販売に対する規制強化を求めるものです。

2002年10月に解禁された銀行による個人年金保険の販売で、契約をめぐるトラブルが急増しています。とりわけ苦情が多いのが、大銀行が外資系の保険会社と組んで売り込んでいる変額保険です。変額

保険は、株や債券を中心に運用し、成績が悪ければ受け取る年金額が減るという投機性が強く、元本割れの危険もあるので、保険というよりは投資信託に近い商品です。定期預金をする予定で銀行に行ったお年寄りが定額貯金より有利と変額保険を勧められ損害を受けた例や、定額貯金の満額直前に銀行員が来て変額保険を勧めるなどの例が続いて起きておりますが、これらは業務で知り得た個人情報流出の疑いや保険業法のクーリングオフ適用除外の悪用、円高になれば目減りする外貨建ての定額年金保険商品による被害など、お年寄りの安心を奪う悪徳商法の横行とも言うべきものです。

変額保険は、もともと外資系保険会社が開発した商品であり、個人年金保険の売上上位に名を連ねているのはアメリカ系の保険会社です。金融庁は2007年に銀行窓口での保険販売を完全自由化する構えですが、安心して資金を預けたいというお年寄りや国民の利益に反し、大銀行とアメリカの保険会社の利益を優先する規制緩和は速やかに中止すべきです。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いして、意見書案提案の説明を終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） これより、討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号に賛成の討論をいたします。

まず、意見書案第1号政党助成金の廃止を求める意見書であります。

言うまでもなく、政党は国民の浄財に依拠してこそ民主権の立場に立った政党本来の自主的活動ができます。ところが、日本共産党以外の政党は、個人献金を集める努力を惜しみ、専ら税金と企業団体献金に依存しています。国民1人当たり250円、年間で約320億円、正確に言いますと317億円の税金を、これを原資とする政党助成金は、10年前1995年から始まりました。10年半でその総額は、実に3,284億円に上っています。

自民党1,548億円、民主党679億円、公明党240億円、社民党が273億円、このように巨額の税金が山分けされてきました。昨年度の各党の全体収入に占める政党助成金の割合では、民主党が83.6パーセント、自民党58.8パーセント、社民党52パーセント、公明党18.4パーセント。驚きであります。まるで第三セクターみたいな政党ばかりであります。

小泉首相は、朝に夕に「官から民」「官から民」と繰り返します。社会保障では、国民に自立・自助を求めます。しかし、本部収入の6割を助成金が占めているのですから、当の自民党自身、「官営政党」「官官政党」と言われても仕方がありません。

民主党もまた同様です。本部収入の8割が助成金です。総選挙が終わるや早速、衆議院比例定数の削減を言い出しました。税金の節約がどうやらその一つの理由だそうではありますが、仮に比例定数を80人減らしても約6億円にしかありません。民主党が分け取りしている分だけでも政党助成金は年間100億円を超えています。それをなぜみずから廃止すると言えないのでしょうか。

政党助成金の使い道はといえば、例えば、これは各党に共通しますが、具体的に言えば、貸し植木代、タクシー代、高級料亭での飲み食い代、自動車税も支払っているそうです。テレビコマーシャルの放映料などなど、はたまた、自民党では党大会の会場費までここから出しているのですから、とにかく使い勝手のいい、使い放題、自由勝手であります。

こうした状況を、つまり収入の大半を税金に頼る国営状況を異常だと感じないとすれば、これもまた政党としての独立性を放棄していると言われても仕方がありません。何はともあれ、「かいより始めよ」

であります。みずからの民営化にこそ、小泉さん、前原さん、そして、神崎さん、着手していただけないのでしょうか。

意見書案第2号「高齢者医療制度」の創設に反対する意見書であります。

このほどの総選挙マニフェストで、自民・公明は新たな高齢者医療制度の創設を掲げていました。政府の計画は、高齢者に現役世代との均衡を考慮した適切な保険料負担を求めることです。今でも高齢者は、国保であれ健保であれ、保険料を負担しています。にもかかわらず、なぜわざわざこのように明記するのか。健康保険の被扶養者である低所得者からの保険料を徴収するためにほかなりません。

内閣府が7月に「高齢者の日常生活に関する意識調査」を取りまとめました。それによると、将来に不安を感じている高齢者は7割弱に上っていました。「不安を感じる理由」、複数回答ですが、「自分や配偶者の健康」、これが71.7パーセント、「生活のための収入」、これが31.3パーセント、最も多い理由であります。「重点を置くべき政策」では、この問いに対して「安心して生活できる収入の保障」、52.6パーセントと最も多く、次いで「介護サービス体制の整備」、これが33.8パーセントとなっています。

小泉内閣は、01年12月の高齢者社会対策大綱で、高齢者は全体として見ると経済的に豊かになっているとして、以後、老人医療の定額制・上制限の廃止、定率負担を導入しました。しかし、この内閣府の調査結果を見るまでもなく、高齢者の収入は決して豊かになったなどとは言えません。

国民生活基礎調査によれば、病院に行く必要がある人の割合は高齢者の場合、現役世代の1.4倍から2.1倍になります。高齢者1人当たり医療費が現役世代と均衡のとれたものという、この政府の方針は、こうした高齢者にとって必要な医療の半分しか受診するなというのと同じことでもあります。「経済的に豊かになった」、このような偽りの前提に立って、高齢者に負担増をかぶせる、必要な医療を受けさせないようにする、こうした高齢者医療制度の計画はやめるべきであります。

意見書案第3号個人年金保険の販売に関する規制強化を求めるものであります。

公的年金の改悪が繰り返される中、銀行窓口での販売が解禁された個人年金保険、この新規加入が急増しています。これに伴って契約をめぐるトラブルもまた続発であります。

個人年金は、退職金などお金の運用を保険会社に委託し、その運用益が出た一定期間後に年金として返してもらうもの、しかし厚生年金や国民年金とは違い、元本保証のないリスク商品の販売も認められています。生命保険協会によれば、01年の新規契約数は51万件、銀行窓口での販売が解禁された02年度には75万件、そして翌々04年度ではこれが137万件、3年間で実に2.7倍という伸びを示しています。

こうした一方、契約をめぐる苦情もウナギ登りであります。国民生活センターの相談件数では、02年度に25件であったものが04年には146件へと5倍に膨れ上がっています。その多くが高齢者であります。「リスクの高い商品だとわかった。すぐにクーリングオフを銀行に伝えただけども、窓口契約だからと断られた」。このように多くは契約時における説明不足が原因ですが、中にはこれによって重大な損害を受けたケースも目立つようであります。銀行業務で得た個人情報、本人同意のないまま保険勧誘に利用されているケース、つまり法律違反のケースであります。こうしたケースも最近では目立っています。

国民生活センターは、こうした状況はもはや放置できないとして、消費者保護の強化などを求めて金融庁や生命保険協会、全国銀行協会などに要望書を提出する事態にまできています。「有利ですよ」「もうかりますよ」、老後の生活費を少しでも増やしたいという高齢者に対して、銀行窓口では今日もこうした甘言が飛び交っているのではないのでしょうか。きちんとした、しっかりとした規制が必要であ

ります。

議員各位の賛同をお願いして、私の討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号及び第3号について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時55分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 齋 藤 博 行

議員 大 竹 秀 文

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成 17 年小樽市議会第 3 回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１７年５～７月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

政党助成金の速やかな廃止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	新 谷 と し
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

政党助成金制度が導入されて10年、毎年国民一人あたり250円、年間約320億円もの税金が、受け取りを拒否している一部の政党を除く各党に配分され続けています。

政党助成金制度導入（1995年）以前は、各党とも、税金から助成金をもらうことなく運営していました。ところが、“民主主義のコスト”と称して、国民に負担を強いる仕組みをつくり、受け取りを拒否している1政党を除く各党がこれに寄りかかっている実態はまったく異常です。

しかし、どの党を支持するか、しないか、寄付を出すかどうかは、国民の思想信条の自由の根幹にかかわる問題です。国民の税金から政党助成金を出す仕組みは、事実上の強制献金であり、憲法で保障された思想・信条の自由を侵害するものです。目先の党利党略で国民の基本的人権を踏みにじる態度は、政党としてあってはならないことです。

しかも、党本部収入の大半を税金に頼る「官営」状況は、政党としての独立性を放棄しているも同然と言わなければなりません。これでは、政党政治の土台が崩れることにならざるを得ません。

そもそも政党は、国民の意思、要求を政治に反映させ、政策化し、実現をはかる役割を担っています。国民の生活に目を向け、政党政治の発展を願うなら、政党助成金に使われる税金は、国民のためにこそ使われるべきです。

よって、政党助成金の速やかな廃止を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年10月14日
小樽市議会

議決年月日	平成17年10月14日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

新しい「高齢者医療制度」の創設を行わないよう求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 齋藤博行
同 新谷とし
同 北野義紀

政府は、新しい「高齢者医療制度」の創設を計画しています。これは、65歳以上の高齢者を対象に、「75歳未満の前期高齢者」と「75歳以上の後期高齢者」にわけ、後期高齢者に独自の医療保険制度を創設し、前期高齢者には、現役世代と同じ医療保険にするというものです。

ねらいは、高齢者に「現役世代との均衡を考慮した適切な保険料負担を求める」（2003年3月28日、閣議決定）の具体化であり、健康保険の被扶養者となっている低所得の高齢者からも保険料を徴収することにあります。配偶者や子供の扶養を受けている高齢者は、前期で170万人、後期で240万人、あわせて410万人です。こうした高齢者を含むすべての高齢者から保険料を徴収する。これが新しい「高齢者医療制度」の柱です。

しかし、高齢者の収入（年金、就労、家賃収入、仕送りなど）は、2000年で、「ない」及び「百万円未満」が、75歳以上で52パーセント、75歳未満でも38パーセントにのぼっています（社会保障審議会医療保険部会資料）。2003年の収入を調べた2004年の国民生活基礎調査では、年収200万円未満の高齢者世帯が、3年前の39.4パーセントから42.6パーセントへと増えるなど、低収入傾向が進んでいます。

新しい「高齢者医療制度」の創設は、高齢者は経済的に豊かになったなどという偽りの前提に立って、高齢者に新たな負担をかぶせ、必要な医療さえ受けさせないようにするものといわざるを得ません。

よって、このような新しい「高齢者医療制度」の創設は行うべきではありません。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年10月14日
小樽市議会

議決年月日	平成17年10月14日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

お年寄りの安心を奪う銀行の保険販売に対する規制強化を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子
同 佐々木 勝 利
同 新 谷 と し

2002年10月に解禁された銀行による個人年金保険の販売で、契約をめぐるトラブルが急増しています。国民生活センターに寄せられた相談は、02年度（半期）が25件、03年度93件、04年度146件とうなぎのぼりです。

とりわけ苦情が多いのが「変額保険」です。大銀行が外資系保険会社と組んでお年寄りに売り込んでいますが、株や債券を中心に運用し、成績が悪ければ受けとる年金額が減るといふ、投機性が強く元本割れの危険もあり、保険というより投資信託に近い商品です。

中には、定期預金をする予定で銀行に行ったが、「定期預金より有利」と変額保険を銀行に勧められ、元本保証かと聞いても「年金原資保証です」と説明されて契約。ところが後日、保険会社からの資料で元本保証割れの危険があることを知って解約したが、返戻金は元本を割っていたとの例も報告されています。

定期預金の満額直前に銀行員が来て、変額保険を勧めるなど、業務で知り得た個人情報流用の疑いや保険業法のクーリングオフ適用除外の悪用、円高になれば目減りする外貨建ての定額年金保険商品による被害など、お年寄りの安心を奪う悪徳商法が横行しています。

変額保険は、もともと外資系保険会社が開発した商品であり、個人年金保険の売上げ上位に名を連ねているのも外資系、とりわけアメリカ系の保険会社です。しかも、金融庁は2007年に銀行窓口での保険販売を完全自由化する構えです。まさに、我が国の大銀行とアメリカの保険会社の利益を優先する危険がさらに拡大することが懸念されます。

よって、政府と国会は、安心して資金を預けたいというお年寄りや国民の期待に逆行し、大銀行とアメリカの保険会社の利益を優先する規制緩和は速やかに中止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年10月14日
小樽市議会

議決年月日	平成17年10月14日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

個人所得課税における各種控除に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

政府税制調査会の基礎問題小委員会は、本年 6 月に「個人所得課税に関する論点整理」を取りまとめました。今後、この論点整理にもとづき、2006 年度以降の税制改正案が検討されることとなります。

しかし、上記「論点整理」は、給与所得控除の縮小、特定扶養控除及び配偶者控除の廃止など、勤労者世帯を中心に増税につながりかねない内容があります。特に給与所得控除については、給与生計者の必要経費概算控除という性格にとどまらず、資産所得等との担税力格差に配慮した控除であること等をかんがみれば、安易に縮小すべきものではありません。

家計の税・保険料負担は、年金保険料、雇用保険料の引き上げ、老年者控除及び配偶者特別控除の廃止など、ここ数年の税制や社会保障制度の改定によって重くなっています。さらに、2006 年 1 月からは、所得税及び住民税の「定率減税」が縮小されることが予定されており、消費を冷え込ませ、地域経済の回復基調の足取りに影響を及ぼすことが懸念されます。

国は、まず着実な景気回復により税収の自然増をはかるとともに、歳出削減をはじめ国民が納得できる歳出構造改革を行うべきです。あわせて、所得捕捉格差等の是正を早期に実施すべきです。また、所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、国民の税負担が税源移譲の前後で変化しないよう、十分な配慮措置を講じるべきです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 10 月 14 日
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 10 月 14 日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------------	------	----	------

自治体病院の医師確保対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	前田	清貴
	同	斎藤	博行
	同	北野	義紀
	同	高橋	克幸

自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、特殊医療、小児医療、救急医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めています。

しかしながら、昨年 4 月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化しています。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にあります。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいます。

このような中、各自治体は、医師確保に向けて、懸命の努力を続けていますが、医師の確保は、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれています。

よって、国におかれては、行政、大学、学会、医師会等との連携のもと、地域の医師確保対策として下記事項を早急に実現されるよう強く要望します。

記

- 1 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、奨学金制度の構築や医学部入学定員における地域枠の設定・拡大、一定期間の地域医療従事の義務化など、新たなシステムを構築すること。
- 2 深刻化している小児科、産婦人科等の医師不足を解消するため、診療報酬等の更なる充実を図るとともに、行政・大学・医療機関等の連携により抜本的な対策を講ずること。
- 3 地域間医療格差を解消するため、中核病院を主軸とした医療ネットワークの構築と連携の強化、医師をはじめ看護師、助産師等の医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 10 月 14 日
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 10 月 14 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------------	------	-----	-----	-----

自治体財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	菊地葉子
	同	佐々木茂
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっています。

国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税制度改革である「三位一体改革」は、本来地方の権限や裁量権の拡大を目指して取り組まれるべきものです。

しかし、国から地方への税源移譲は当初予定されていた 3 兆円に達しない 2.4 兆円程度にとどまり、国庫補助金の削減についても生活保護負担金が対象とされ、地方交付税制度についても財務省や経済財政諮問会議において、財政再建の立場から大幅削減すべきとの提案が出されるなど、地方の立場に立ったものとはいえません。

2006 年度予算は、「三位一体改革」最後の年とされていますが、これまでの不十分さを覆し、真に自治体財政確立につながる改革の総仕上げとならなければなりません。

新年度予算における三位一体改革が、効率性や財政コスト削減という観点だけではなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、国の関係機関等に対し、地方財政の充実・強化を目指す立場から次のことを強く求めます。

記

- 1 地方財政再建と地方自立につながる財政改革にむけて、当面、閣議決定のとおり、概ね 3 兆円の税源移譲を確実にすること。
- 2 生活保護負担金は国の義務的経費であり、国庫負担率引き下げは地方への単なる負担転嫁に過ぎないため、国庫負担率の引き下げを行わないこと。
- 3 地方が裁量権や自由度を拡大し、地方自治体の自立と分権改革の基盤確立を目指すためにも、2007 年度以降も継続して税財政改革を継続すること。
- 4 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 17 年 10 月 14 日
小樽市議会

議決年月日	平成 17 年 10 月 14 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------------	------	-----	-----	-----

義務教育費国庫負担制度に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	大竹秀文
	同	秋山京子

すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、国の重要な責務であり、義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則を定める憲法第26条にのっとり、現行教育制度の重要な根幹をなしてきました。

しかし、政府による三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが検討され、「義務教育費に係る経費負担の在り方については、本年秋までに中央教育審議会において結論を得る」とされているところであります。

本道のように広大な地域に小規模校が点在し、多くのへき地校を有する地方自治体では、教育の充実と円滑な推進に重大な影響を及ぼしかねないことから、国における一般財源化の検討に当たっては、引き続き教育の機会均等と教育水準の維持向上が確保されるよう、現行義務教育費国庫負担制度の根幹を尊重されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年10月14日
小樽市議会

議決年月日	平成17年10月14日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	大竹秀文
	同	秋山京子

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念のもとに公教育の一翼を担うものとして、我が国の教育の振興発展に大きな役割を果たしてきていますが、その経営基盤は依然として弱い弱です。

加えて、少子化に伴う長期的な生徒等の減少が続く中であって、厳しい学校運営を余儀なくされるとともに、深刻な経済・雇用情勢による生徒の修学への影響が懸念されるなど、私立学校を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しており、その経営基盤に与える影響が憂慮されています。

また、公立・私立間での生徒等納付金の格差が大きいことから、保護者負担の重さが要因となって、子供たちの進学先の選択肢が狭められる結果となっています。

このような状況の中で私立学校は、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子供たちがみずから考える力などの「生きる力」をはぐくみながら、一人一人の能力や個性に応じた教育を実現することと私立学校の経営の健全化を進めていくことが強く求められています。

北海道においては、これまで学校教育における私立学校が果たす役割の重要性にかんがみ、私学助成をはじめ、各種の私学振興方策に努めてきたところですが、今後とも、ますます私学振興の重要性は増してくるものです。

よって、国においては、私学教育の重要性や公立・私立間の生徒等納付金格差の状況など、私学を取り巻く厳しい状況を認識し、都道府県が実施する私学助成制度に係る財源措置の一層の充実強化に努められるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年10月14日
小樽市議会

議決年月日	平成17年10月14日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

アスベスト対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	前田	清貴
	同	佐々木	勝利
	同	北野	義紀
	同	高橋	克幸

アスベストによる健康被害は、石綿製品メーカーをはじめ、造船、鉄鋼、自動車、運輸など多岐の業界にわたるとともに、工場の労働者のほか、従業員の家族や周辺住民の発症が判明するなど全国的な問題となっています。

また、建材にアスベストが多用された昭和30～40年代に建てられたビルや住宅、学校などの建築物が建替えの時期を迎えており、今後の被害を拡大しないよう早急に取り組む必要があります。

国は、「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」を開催し、アスベスト製造工場や事業場におけるアスベストの製造・使用状況、健康被害などの実態把握の強化を行うとともに、総合的な対策を講ずることとしています。国民の安全を確保し、被害者の救済を進めるため、次の事項について強く要望します。

記

- 1 地方公共団体が講ずる対策に対する財政措置を含む支援の充実。
- 2 学校等におけるアスベストばく露防止対策の推進。
- 3 アスベスト含有製品の製造・新規使用等の早期の全面禁止。
- 4 国民の健康不安に対処するため、国民への積極的な情報提供。
- 5 地方自治体と協力して「相談窓口」を各級行政機関に設置すること。
- 6 健康被害に対する実態調査や検診の実施及び被害者救済対策の早期実施。
- 7 アスベストの除去に係る建築物の所有者に対する技術的支援、財政的支援措置の実施。
- 8 建築物解体・補修時等のアスベスト飛散防止対策の強化。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年10月14日
小樽市議会

議決年月日	平成17年10月14日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 林 栄 治
	同	佐々木 茂
	同	山 口 保
	同	古 沢 勝 則
	同	秋 山 京 子

季節労働者冬期援護制度は、平成16年度から3年間延長されたものの、予算の削減などによって給付金が減額し、多くの労働者が技能講習から排除されています。深刻な失業・雇用情勢の下で夏場の仕事は減少し続けており、季節労働者の今冬の生活は一層厳しさを増すことが予想されます。季節労働者の雇用を守るため、以下の特別対策を要望するものです。

記

- 1 国として、雇用対策と生活対策を含む総合的な季節労働者対策を立て、北海道や市町村が行う雇用対策、失業者の生活対策の事業に国が財政支援を行うこと。
- 2 季節労働者の通年雇用化をさらに促進させるため、冬期雇用援護制度を存続・延長すること。
- 3 冬期における季節労働者の雇用機会を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年10月14日
小樽市議会

議決年月日	平成17年10月14日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

生活保護費等に係る国庫負担割合の引下げに反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	成田	晃司
	同	斎藤	博行
	同	北野	義紀
	同	高橋	克幸

近年の景気の低迷に伴う企業倒産、失業、ホームレス等の急増や高齢世帯、母子家庭等の増加という社会的要因により生活保護費及び児童扶養手当の受給者が急激に増加している状況にあります。

保護率の上昇と地域格差は、失業率の上昇等の「経済的要因」と単身高齢世帯の割合や離婚率の上昇等の「社会的要因」によるものであり、生活保護費負担金について「地方負担を増やすことにより保護率を下げるインセンティブが働く」という考え方は根拠がないものであります。

生活保護制度は「憲法第25条」に基づき、国の責任において全国どこでも格差なく統一的な措置が講じられるべきものであり、その事務は、国が本来果たすべき役割に係る法定受託事務であります。

生活保護制度を適切に運営するためには、社会経済情勢を踏まえた国の総合的な政策が重要であり、国の責任において、給付の適正化に資する種々の方策を推進する必要があります。

よって、生活保護費等の国庫負担割合の引下げは、単なる地方への負担転嫁であり、絶対に行わないように強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年10月14日
小樽市議会

議決年月日	平成17年10月14日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

平成17年小樽市議会第3回定例会議決結果表

会期 平成17年9月28日～平成17年10月14日(17日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成17年度小樽市一般会計補正予算	H17.9.28	市長					H17.9.28	可決
2	平成17年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H17.9.28	市長					H17.9.28	可決
3	平成17年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H17.9.28	市長					H17.9.28	可決
4	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算	H17.9.28	市長					H17.9.28	可決
5	平成17年度小樽市一般会計補正予算	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
6	平成17年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
7	平成17年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
8	平成17年度小樽市病院事業会計補正予算	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
9	平成16年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
10	平成16年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
11	平成16年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
12	平成16年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
13	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
14	平成16年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
15	平成16年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
16	平成16年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
17	平成16年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
18	平成16年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
19	平成16年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
20	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
21	平成16年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
22	平成16年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
23	平成16年度小樽市病院事業決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
24	平成16年度小樽市水道事業決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
25	平成16年度小樽市下水道事業決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
26	平成16年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H17.9.28	市長	H17.10.5	決算	H17.10.5	継続審査	H17.10.14	継続審査
27	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
28	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	総務	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
29	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
30	小樽市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	厚生	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
31	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
32	小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	経済	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
33	小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	経済	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
34	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	建設	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
35	小樽市港湾施設管理使用条例及び小樽市入港料条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	経済	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
36	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	総務	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
37	小樽市文化財保護条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	総務	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
38	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	総務	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
39	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	市長	H17.10.5	総務	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
40	不動産等の譲与について	H17.9.28	市長	H17.10.5	厚生	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
41	不動産等の譲与について	H17.9.28	市長	H17.10.5	厚生	H17.10.12	可決	H17.10.14	可決
42	住民訴訟に係る弁護士費用の公費負担について	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
43	工事請負契約について[アスベスト対策工事(総合体育館)]	H17.9.28	市長					H17.9.28	可決
44	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H17.9.28	議員					H17.9.28	可決
45	小樽市非核港湾条例案	H17.9.28	議員	H17.10.5	総務	H17.10.12	否決	H17.10.14	否決
46	平成17年度小樽市一般会計補正予算	H17.10.5	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	可決	H17.10.14	可決
47	小樽市教育委員会委員の任命について	H17.10.14	市長					H17.10.14	同意
報告1	専決処分報告	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	承認	H17.10.14	承認
報告2	専決処分報告	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	承認	H17.10.14	承認
報告3	専決処分報告	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	承認	H17.10.14	承認
報告4	専決処分報告	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	承認	H17.10.14	承認
報告5	専決処分報告	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	承認	H17.10.14	承認
報告6	専決処分報告	H17.9.28	市長	H17.10.5	予算	H17.10.11	承認	H17.10.14	承認
意見書案第1号	政党助成金の速やかな廃止を求める意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	否決
意見書案第2号	新しい「高齢者医療制度」の創設を行わないよう求める意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	否決
意見書案第3号	お年寄りの安心を奪う銀行の保険販売に対する規制強化を求める意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	否決
意見書案第4号	個人所得課税における各種控除に関する意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	可決
意見書案第5号	自治体病院の医師確保対策を求める意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	可決
意見書案第6号	自治体財政の充実・強化を求める意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	可決
意見書案第7号	義務教育費国庫負担制度に関する意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	可決
意見書案第8号	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	可決
意見書案第9号	アスベスト対策を求める意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 員 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第10号	季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	可決
意見書案 第11号	生活保護費等に係る国庫負担割合の引下げに反対する意見書	H17.10.14	議員					H17.10.14	可決
その他会 議に付し た事件	財政の健全化について（総務常任委員会所管事項）				総務	H17.10.12	継続 審査	H17.10.14	継続 審査
	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）				経済	H17.10.12	継続 審査	H17.10.14	継続 審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
62	在宅障害者の願いの実現方について（選挙）	H17.6.16	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
69	北手宮小学校に関する方針撤回方について	H17.10.3	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
70	「北手宮小学校存続」方について	H17.10.3	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査

経済常任委員会

請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
5	国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充方について	H17.9.27	H17.10.12	採択	H17.10.14	採択

厚生常任委員会

請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
6	障害福祉サービス利用者の負担増反対方について	H17.10.3	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反対方について	H16.3.3	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
63	在宅障害者の願いの実現方について（福祉）	H17.6.16	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
68	市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究センターおたる事業部前における手押し式信号機設置方等について	H17.6.20	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
71	障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方について	H17.10.4	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査

6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
61	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査
64	在宅障害者の願いの実現方について（建設）	H17.6.16	H17.10.12	継続審査	H17.10.14	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
57	「小樽市小学校適正配置実施計画（案）」再検討方について	H17.2.22	H17.7.20	継続審査	H17.10.14	取下げ
59	量徳小学校の存続方について	H17.2.24	H17.7.20	継続審査	H17.10.14	取下げ
65	「小樽市小学校適正配置計画（案）」再検討方について	H17.6.17	H17.7.20	継続審査	H17.10.14	取下げ
66	「小樽市小学校適正配置実施計画（案）」の見直し及び手宮小学校廃校撤回方について	H17.6.20	H17.7.20	継続審査	H17.10.14	取下げ
67	北手宮、手宮、堺、量徳小学校の廃校実施計画の延期と見直し方について	H17.6.20	H17.7.20	継続審査	H17.10.14	取下げ